

木津川市文化財保存活用地域計画

令和5年（2023）7月
木津川市教育委員会

目次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 地域計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画作成の経緯・体制	4
5. 用語の定義	7
第1章 木津川市の概要	15
1. 自然的・地理的環境	15
2. 社会的状況	28
3. 歴史的背景	38
第2章 木津川市の文化財の概要	49
1. これまでに実施してきた文化財を把握するための調査の概要	49
2. 木津川市の文化財の概要	51
3. 木津川市の文化財の特徴	58
第3章 木津川市の歴史文化の特徴	76
1. わきて流るるいづみ川～木津川水運と陸上交通～	77
2. ヤマト政権と歩む～王権を支える山背の人々～	82
3. 山背南部のコンビナート～平城京を支える先進テクノロジー～	88
4. もうひとつの古都～聖武天皇の夢、恭仁京とその時代～	92
5. 京都と南都（奈良）の間～宗教文化の隆盛と今も息づく宗教空間～	94
6. 動乱・自治と太平の世～動乱に揺れる南山城の在地領主と天下人～	99
7. 今につながる農山村・宿場・都市の風景～木津川市の発展を語る今昔文化財群～	104
8. 木津川の宇治茶～海を渡った茶の世界～	110
第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組	116
1. 調査・研究に関するこれまでの取組	116
2. 人材育成に関するこれまでの取組	116
3. 保存・活用に関するこれまでの取組	118
4. 整備・活用に関するこれまでの取組	119
5. 防災・防犯に関するこれまでの取組	123
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像・基本理念	124
1. 歴史文化を活かしたまちづくりの将来像の設定	124
2. 文化財の保存・活用に関する基本理念	125
第6章 文化財の保存・活用に関する基本的な方向性と措置	127
1. 保存・活用に関する基本的な方向性	127
2. 文化財の保存・活用に関する課題	129
3. 文化財の保存・活用に関する方針・措置	143

第7章 文化財の一体的・総合的な保存・活用	158
1. 関連文化財群の設定	158
2. 文化財保存活用区域の設定	270
第8章 文化財の保存・活用の推進体制	280
1. 計画の進捗管理と自己評価の方法	280
2. 木津川市の推進体制	281
参考資料	

序章

1. 計画作成の背景と目的

本市は、古来、京都と奈良、大阪をつなぐ水陸交通の要衝であり、世界へとつながる大和の北の玄関口として、木津川や街道を通じ多くの人や物の往来がありました。奈良時代には聖武天皇により恭仁京が造営され、一時期は日本の都となり、国分寺・国分尼寺建立の詔、大仏造立の詔、墾田永年私財法の発布など我が国の歴史上重要な政治が行われました。都が平城京、平安京へ移った後も、大和の後背地として南都仏教の隆盛など豊かな文化を育んできました。一方、中世の「山城国一揆」に代表されるように、早くから地域住民自身による自治政治が行われてきたという歴史もあります。さらに、大阪・京都・奈良などの大規模消費地に近いという地理性を活かし、綿や茶、筍、柿、蔬菜など様々な農作物が生産され、製茶業や筍缶詰業、織物工業など、農業と結びつく商工業も活発に展開してきました。

こうした長い歴史の中で育まれた遺跡や寺社・美術工芸品・祭礼・町並み・食文化などの文化財は、先人たちにより守り伝えられ、現在も私たちの生活の中に息づいています。本市においては、こうした文化財を市の魅力あふれるまちづくりを進めるための重要な地域資源として位置づけ、平成28年(2016)3月には、文化財保護行政が直面している課題を整理し実効性のある取り組みを実践することを目的として、「木津川市文化財保存活用基本計画」を策定しました。この中では、「(前略) 特色ある地域資源を活かし、市民が誇りを持てる魅力あるまちづくり」と「(前略) ある時期に都城の地として発展してきた歴史と文化を活かしたまちづくり」を基本理念として掲げています。こうした理念に基づき、観光・商工・景観・生涯学習等の各分野において、文化財の保存・活用に関連する様々な施策や事業が実施されてきました。さらに、市内の各地域では、ボランティアガイドや伝統技術の継承活動等、様々な団体により文化財の保存・活用に関わる活動が活発に行われています。

一方で、本市は京都府下でも有数の指定等文化財数を誇り、今後訪れる人口減少社会の中で、本市に広がる膨大な文化財を適切に将来に継承するためには、市民や行政、専門家など多様な主体によるより一層の連携と協力が必要不可欠です。そのためには、本市における文化財の保存・活用の方向性や全体像を多様な主体間で共有した上で、具体的な取り組みを進めていく体制を構築することで、木津川市一丸となり一体的な文化財の保存・活用に取り組むことが求められます。

こうした背景を踏まえ、「多様な主体の連携を図り、地域総がかりで木津川市固有の文化財の保存・活用を着実に進め、木津川市における歴史文化を活かしたまちづくりを推進すること」を目的に文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に定める「文化財保存活用地域計画」として「木津川市文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」といいます）」を作成します。



木津川の景観



恭仁宮大極殿跡

2. 地域計画の位置づけ

平成 31 年（2019）に策定された「第 2 次木津川市総合計画」（以下、「第 2 次総合計画」といいます）では、まちの将来像として「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」が示されています。その中で、「人・資源・立地を生かし、未来を拓く産業のまちづくり」が基本方針のひとつとして掲げられ、「歴史文化など豊富な地域資源を大切に守りながら活用し、観光やまちづくりに活かすことで、市の魅力を高め、活力と賑わいを生み出し、未来を拓くまちづくり」を進めることとしています。

地域計画は、平成 28 年（2016）3 月に策定された「木津川市文化財保存活用基本計画」を発展・継承し法定計画として作成するもので、「第 2 次総合計画」や「第 2 期木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に即し、市の各種関連計画との連携を図りながら運用するものとして位置づけます（第 1 図）。

また、地域計画は、京都府が令和 2 年（2020）3 月に策定した「京都府文化財保存活用大綱」と齟齬が生じないよう、整合を図ります。なお、各計画等の概要については第 1 表に示しました。



第 1 図 計画の位置づけ（赤破線部は文化財関連項目）

第1表 木津川市文化財保存活用地域計画に関する主要関連計画等一覧表

関連計画名	作成年度 (対象期間)	対象期間	内容
京都府文化財保存活用大綱	平成 31 年 3 月		京都府における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として定められたもの。府内市町村が実施する「地域計画」作成に際しての指針、府教育委員会が府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すこと、の 2 つの役割を担う。目指すべき方向性として「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」と明記。また、府が講ずる措置として恭仁宮跡に対し引き続き木津川市と協力連携し、その調査・研究・保存・活用を推進するものと位置づけている。
第 2 次木津川市総合計画	平成 31 年 3 月	平成 31 年 (2019) ~ 令和 10 年 (2028) 度	木津川市のまちづくりを進めるための方針、取組みの基本的な方向を示す最上位計画。まちの将来像を「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」と設定。まちづくりの 7 つの基本方針を示し、文化財は基本方針 4 「人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり」の中に位置づけ、観光交流分野において文化財の保全・活用を推進するものと位置づけ。
第 2 期木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年 4 月	令和 2 (2020) ~ 令和 6 年 (2024) 度	市人口ビジョンで示された木津川市の人口の現状と動向に基づき、将来のまちの姿と人口目標の実現に向け、今後 5 か年の目標や施策の基本目標・具体的な施策を定め、その進捗・達成状況の評価を行う。文化財は「歴史遺産等の保全・活用によるまちづくり」を担うものと位置づけられている。
第 2 次木津川市都市計画マスター プラン	令和 3 年 3 月	令和 3 (2021) ~ 令和 12 年 (2030) 度	まちづくりの基本的な方針を示したもの。文化財は史跡恭仁宮跡、史跡高麗寺跡、史跡椿井大塚山古墳等の歴史的・文化的遺産及び当尾エリアの浄瑠璃寺、岩船寺、石仏群等の歴史的文化財を「観光拠点」として位置付け、歴史的・文化的遺産を活かした観光ネットワークの形成と周辺環境の整備を図る、とされる。
木津川市地域防災計画	平成 26 年 4 月 (令和 4 年 3 月一部修正)		市域の災害予防、応急対策、復旧に関し、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるもの。文化財については文化財防災計画として防災設備の設置、点検や指導内容等について記載。
木津川市教育振興基本計画 (後期)	平成 31 年 3 月	平成 31 年 (2019) 度 ~ 5 年間	本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画。文化財は重点目標 8 「地域を学び、郷土を大切にする心をはぐくむ」において、郷土愛をはぐくみ、未来へ継承する教育を推進するための取組を進めるものとして位置づけ。
お茶の京都 木津川市マスター プラン	平成 27 年 12 月		平成 27 年 6 月に策定された「お茶の京都構想」に基づき策定された交流拠点づくりに関する計画。上狹地区を重点エリアとし、当尾、瓶原、ハイタッチ・リサーチパークをつなぐ環を形成する構想。基本方針として、「歴史・文化の保全・活用」、「歴史・文化・伝統を背景とした地域文化創造活動の促進」が掲げられている。
当尾地域力創造プラン	平成 28 年 3 月		当尾地域において、観光振興を図り、地域住民と一体となった地域力の活性化を促進する取組のための計画。取組み方針として「道・歴史 ~ スポーツ (体を動かす=健康づくり) ~」として、地域の特色である、文化財等の歴史的資産を活用し、ありのままの風景を楽しむことのできる道を活用し、つなげることにより、地域全体を回遊できる仕組みの構築を目指している。
木津川市緑の基本計画	平成 26 年 3 月	平成 27 年 (2015) ~ 平成 35 年 (令和 5 年 (2023) 度)	木津川市の緑地の保全及び緑化の基本計画として定めるもの。本市の特徴として、「豊かな歴史的文化遺産と緑が一体となった優れた環境」があると評価。緑のまちづくり目標と基本方針においては、「豊かな自然と歴史的文化遺産を活かして交流の進むまちをつくります」と位置づけられている。また、重点的な取組みの検討においては、鹿背山城跡を中心に歴史・文化・観光フィールドとの位置づけがなされている。
第 2 次木津川市空家等対策 計画	令和 5 年 3 月	令和 5 (2023) ~ 令和 9 年 (2027) 度	良好な住環境が確保された魅力あるまちづくりを目指すために、空き家の実態調査を実施し、管理、利活用等について情報発信を行う。文化財については記載なし。

3. 計画期間

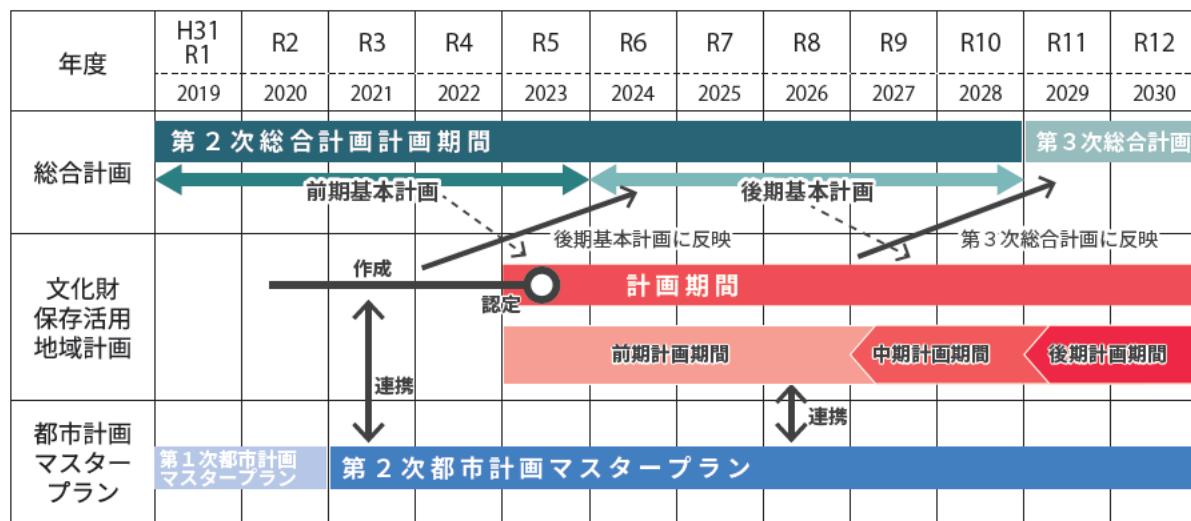
本地域計画に基づき実施する事業や措置は、本市におけるまちづくり（都市計画）の基本的な方針を示す「第 2 次木津川市都市計画マスター プラン」（計画期間：令和 3 年（2021）度から令和 12 年（2030）度、以下「第 2 次都市マス」と記載。）と密接な関連をもっています。例えば、伝統的なまち並み保全や、観光案内標識、歩道の整備・充実などは、まちづくりにとって重要な取組みであるとともに、文化財の保存と活用に直結する取組みであるともいえます。

以上の点を踏まえ、地域計画の計画期間は、「第 2 次都市マス」の計画期間と合わせ、令和 5 年（2023）度から令和 12 年（2030）度までの 8 年間とし、「第 2 次都市マス」と連携して実施していくこととし

ます。地域計画に基づく事業については、前期（令和5～8年度）、中期（令和9・10年度）、後期（令和11・12年度）と事業期間を区分し、適宜見直しを行いながら実施することを想定しています。

なお、市の最上位計画である第2次総合計画（計画期間：令和元年（2019）度から令和10年（2028）度）との齟齬が生じないように、総合計画の策定・改定時などには、相互に計画内容を反映させるなど、適宜関係課と調整し整合を図ることとします。

また、地域計画について軽微な変更を行う際には京都府を通じて文化庁に報告します。また、計画期間の変更や市内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更等の大きな変更が必要となった場合には、計画期間中であっても、あらためて文化庁長官による認定を文化庁に申請します。



第2図 計画期間

4. 計画作成の経緯・体制

本市では、文化財保護行政が直面している課題を整理し実効性のある取り組みを実践することを目的として、平成28年（2016）3月に、「木津川市文化財保存活用基本計画」を策定しました。その後、「木津川市歴史文化基本構想」の策定を目的に、平成31年（2019）4月に「木津川市歴史文化基本構想策定委員会」（以下、「委員会」といいます）を設置しました（第2表）。文化財保護法の改正により、文化財保存活用地域計画の認定制度が設けられたことを受け、令和3年（2021）度からは、「木津川市文化財保存活用地域計画」を作成することを目的とし、委員会を名称はそのままに、文化財保護法第183条の9の協議会と同等のものと位置づけました。

令和3年（2021）3月17日の令和2年度第1回委員会を皮切りに、計5回の委員会を開催し、本市における文化財の保存・活用に係る基本方針及び具体的な措置の内容等を検討し、計画（案）を取りまとめました。委員会での計画（素案）の作成後、木津川市文化財保護審議会、木津川市教育委員会における計画（素案）の説明・報告、意見聴取等を経て、令和5年（2023）1月6日から2月6日にはパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの成果を反映したものを再度、委員会、木津川市文化財保護審議会、木津川市教育委員会において報告、意見を聴取し、作成しました。

第2表 木津川市歴史文化基本構想策定委員会の構成

分類	氏名	所属等	備考
委員 (委員長)	白石 太一郎	大阪府立近つ飛鳥博物館名誉館長	文化財学識経験者（考古学、博物館学）
委員	伊東 史朗	和歌山県立博物館長	文化財学識経験者（美術工芸品（美術史））
委員	源城 政好	清水寺史編纂委員 八坂神社文書編纂委員	文化財学識経験者（歴史資料、民俗）
委員 (副委員長)	増井 正哉	京都大学大学院人間・環境学研究科教授（～令和2年度） 大阪市立住まいのミュージアム大阪くらしの今昔館長（令和3年度～）	文化財学識経験者（建造物（建築史）、修景）
委員	川口 直康	NPO法人ふるさと案内・かも	文化財に関係する団体の者
委員	鳥井 雅史	一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）事業部長	観光振興関係者 平成31年度
委員	佐藤 裕	一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）事業部長	観光振興関係者 令和2年度
委員	辰馬 佳司	一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）事業部長	観光振興関係者 令和3年度～
委員	福本 桂子	公募	市民
委員	森 正	京都府教育庁指導部文化財保護課長	都道府県、令和3年度～
オブザーバー	福島 孝行	京都府教育庁指導部文化財保護課主幹兼美術工芸・民俗・無形文化財係長	平成31年度
庁内関係課	山口 一成	マチオモイ部学研企画課長	令和2年度～
庁内関係課	茅早 祥一	マチオモイ部観光商工課長（～令和3年度）、マチオモイ部次長兼観光商工課長（令和4年度～）	令和2年度～
事務局	森永 重治	教育委員会教育長	
事務局	竹本 充代	教育委員会教育部長	
事務局	森 正	教育委員会教育部文化財保護課長	令和2年度
事務局	石崎 善久	教育委員会教育部文化財保護課長	令和3年度・令和4年度
事務局	大坪 州一郎	教育委員会教育部文化財保護課主任	
事務局	小林 和華子	教育委員会教育部文化財保護課主任	

序章

第3表 作成の経緯

年月日		内容
令和3年 (2021)	3月 17 日	令和2年度 第1回木津川市歴史文化基本構想策定委員会
	4月 28 日	木津川市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	10月 18 日	令和3年度 第1回木津川市歴史文化基本構想策定委員会
令和4年 (2022)	3月 25 日 ～3月 31 日	令和3年度 第2回木津川市歴史文化基本構想策定委員会（書面開催）
	7月 29 日	令和4年度 第1回木津川市歴史文化基本構想策定委員会
	8月 8 日	木津川市文化財保護審議会における意見聴取
	9月 1 日	木津川市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	10月 14 日	令和4年度 第2回木津川市歴史文化基本構想策定委員会
令和5年 (2023)	1月 6 日 ～2月 6 日	パブリックコメントの実施
	3月 15 日	木津川市文化財保護審議会、同歴史文化基本構想策定委員会での報告

第4表 木津川市文化財保護審議会の構成

任期及び役職名*	氏名	所属等	分野
①会長	白石 太一郎	大阪府立近つ飛鳥博物館名誉館長	考古学
①副会長	中津川 敬朗	城南郷土史研究会長	地元委員
①③審議員 ②会長	伊東 史朗	和歌山県立博物館長	美術史
①③審議員 ②副会長	源城 政好	清水寺史編纂委員、八坂神社文書編纂委員	歴史学
①②③審議員	増井 正哉	京都大学大学院人間・環境学研究科教授（～令和2年度）、大阪市立住まいのミュージアム大阪くらしの今昔館長（令和3年度～）	建築史
②③審議委員	宗田 好史	京都府立大学文学部和食文化学科教授（～令和3年度）、関西国際大学国際コミュニケーション学部観光学科教授（令和4年度～）	都市計画
①審議員	田辺 英夫	西念寺住職	地元委員
①②③審議員	岩井 照芳	木津の文化財と緑を守る会会长	地元委員
①審議員	浦本 幹男	木津川市加茂文化財愛護会会长	地元委員
①審議員	炭本 武	瓶原まちづくり協議会会长	地元委員
①審議員	大山 順子	椿井大塚山古墳を守る会会长	地元委員
②③審議員	三浦 孝啓	木津川市加茂文化財愛護会副会长	地元委員
②審議員	渡邊 美秀子	京都府立山城郷土資料館友の会、古文書サークル如月会	地元委員
②審議員	大住 早苗	公募	地元委員
②審議員	関河 礼子	公募	地元委員
③審議員	淺田 兼弘	京都府文化財保護指導委員	地元委員
③審議員	福本 桂子	公募	地元委員
③審議員	辻合 久美	公募	地元委員

* ①は令和元年7月25日以前、②は令和元年7月26日から2年間、③は令和3年7月26日から2年間を指す。

5. 用語の定義（木津川市文化財保存活用地域計画の対象とする範囲）

5-1. 歴史文化とは

本地域計画は歴史文化を対象とします。対象の中心となる、「文化財」について、文化庁の『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』（令和3年6月14日変更）には、下記のように記されています。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

また、地域計画の前身である「歴史文化基本構想策定技術指針」（文化庁 平成24年2月）には、歴史文化とは、「文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものであり、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等の「文化財の周辺環境」も含まれるものと定義されています。

以上の点をふまえ、本市における歴史文化とは、後述する文化財とそれ以外の周辺環境である自然資産・人文資産から構成されるものとします。

本節ではこれらを踏まえ、木津川市の歴史文化を構成する要素について文化財と文化財以外の要素に分けて、用語の定義を含めて整理しておきます。

5-2. 木津川市の歴史文化を構成する文化財

本市の歴史文化を構成する文化財は、文化財保護法により規定される文化財と、保護法上に規定のない文化財から構成されるものとします。

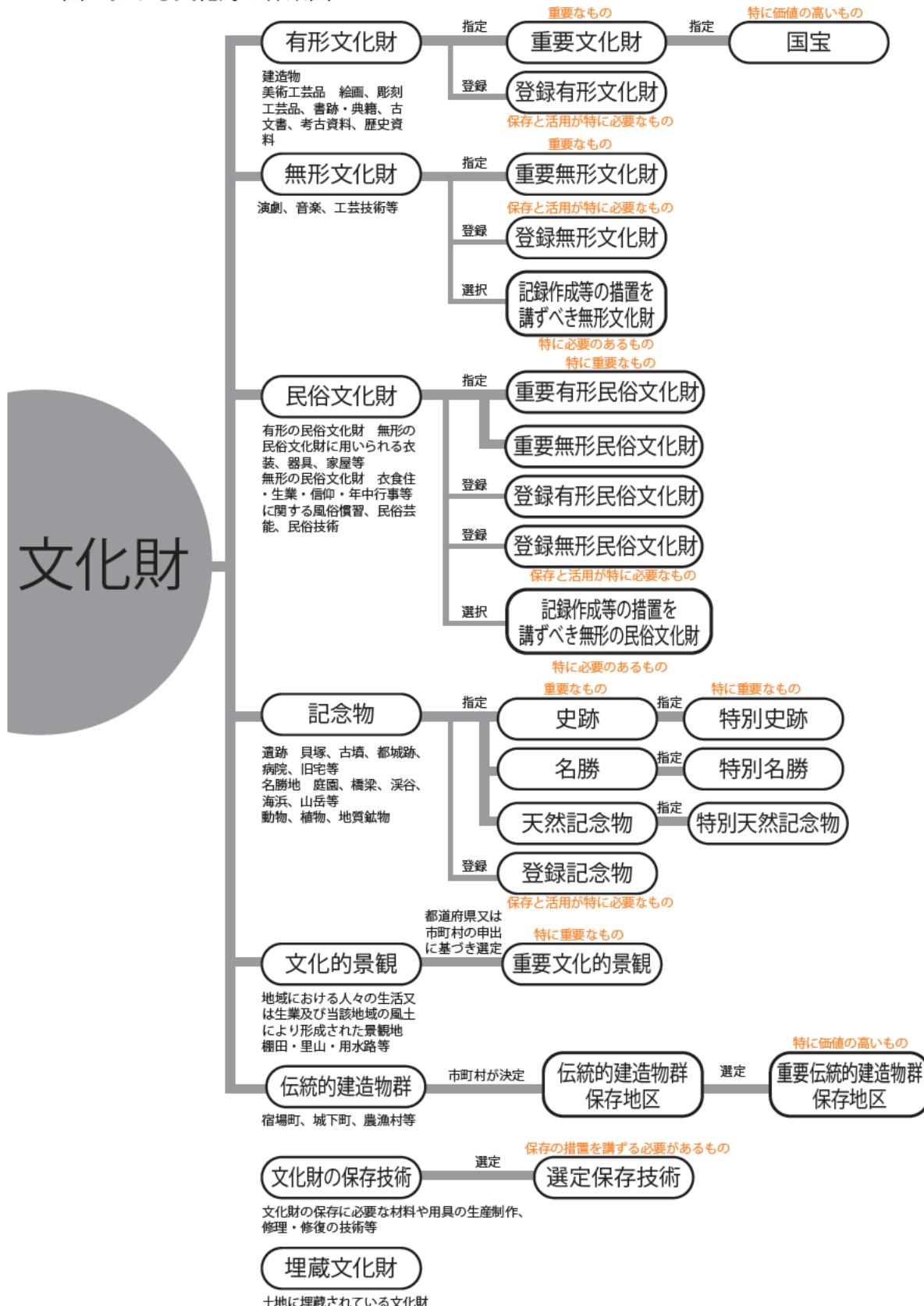
（1）文化財保護法上の文化財

文化財保護法では、以下の6つの類型を文化財と規定しています。また、埋蔵文化財と文化財の保存技術について、保護法の保護の対象としています。

①有形文化財

有形文化財には、建造物と美術工芸品があります。さらに、美術工芸品は絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に細分されています。国においては、重要なものを重要文化財に、

国における文化財の体系図



第3図 文化財の体系図

特に重要なものを国宝に指定し保護を図っています。

本市の代表的な事例として、淨瑠璃寺九体阿弥陀堂は建造物の国宝に、九体阿弥陀如来坐像は美術工芸品の彫刻の国宝にそれぞれ指定されています。

②無形文化財

無形文化財とは演劇、音楽、工芸品技術、その他の無形の文化的所産であり、人間の「わざ」そのものを文化財とするものです。国指定の無形文化財の代表的なものとして古典落語が国の重要無形文化財に指定されています。その「わざ」を高度な次元で体得する個人や団体を認定することにより、「わざ」の保護を図っています。この個人がいわゆる「人間国宝」と呼ばれています。

③民俗文化財

民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具など、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものとされています。

そのため、民俗文化財には、祭りや正月行事など行事そのものである無形のもの（無形の民俗文化財）とその際に使用される道具や装束など有形のもの（有形の民俗文化財）の2種類が含まれます。

本市においては、涌出宮の宮座行事として、和伎座天乃夫岐壳神社で各宮座により行われる祭事が、近畿地方で行われる宮座行事の中でも氏神祭祀の古風な儀礼をよく伝承している典型的な例として重要であるとして、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

民俗文化財の多くは地域に根ざした伝統行事や祭礼であるため、担い手の高齢化やライフケースターやの変化による後継者不足などの課題が多く、変貌、衰退、消滅の危機にある文化財といえます。一方で府指定無形民俗文化財相楽木綿のように、近年民間団体の努力により新たに復活した民俗文化財も存在しています。

④記念物

記念物には遺跡（史跡）、名勝地（名勝）、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）の3分野の文化財が含まれます。史跡は、古墳や城跡、旧宅などの遺跡の中で重要なものとされ、名勝は庭園や景勝地など芸術上、鑑賞上価値が高いものとされます。天然記念物は動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものがそれぞれ国の文化財に指定されます。なお、史跡である遺跡は埋蔵文化財も包括する概念であり、全てのものが地下に埋まった状態ではないことに注意が必要です。

また、史跡、名勝、天然記念物は同一の文化財に複数の指定がなされることがあります。これは、その文化財のもつ価値が複数の分野にまたがることがあるからです。例えば淨瑠璃寺庭園は国の史跡及び特別名勝に指定されていますが、淨瑠璃寺庭園という文化財は、遺跡として重要であるとともに、庭園として特に高い価値を有していることから両種の指定を受けています。

⑤文化的景観

文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観

地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの、と定義されています。

本市には国選定の重要文化的景観はありませんが、茶商と農家が生み出した景観地である上狛茶問屋街の景観、大井手用水を中心として農耕を続けた瓶原の農村景観などが文化的景観に該当するものと考えられます。かみこま
おいで
みかのはら

⑥伝統的建造物群

城下町や宿場町、門前町など、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物を群として把握するものです。有形文化財としての建造物は単体で指定されますが、伝統的建造物群は複数の伝統的建造物を特定し、面的に保存・活用を図るための制度です。

本市では木津本町通り(奈良街道)沿いや船屋に伝統的な建造物と古い町並みが残されています。また、上狛茶問屋街も幕末から明治期の町並みが残されているものとみられます。

国では、上記の6類型の文化財に加え、下記の2類型についても保存の措置を講じています。

⑦文化財の保存技術

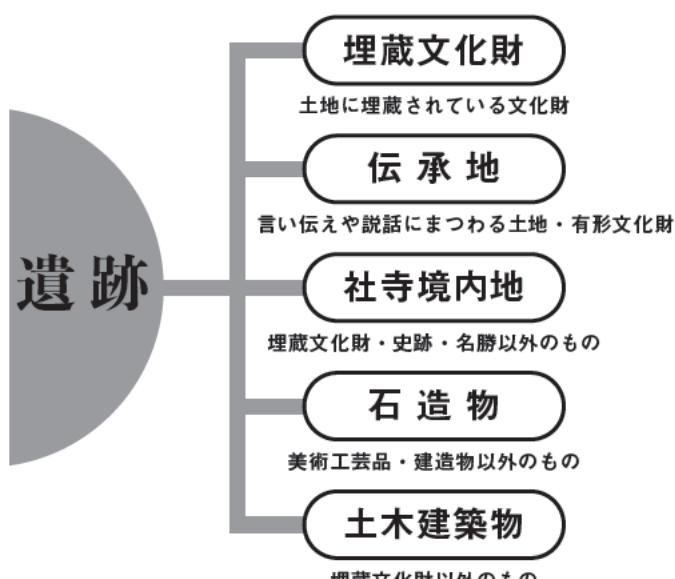
国の仕組みとして、文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技術または技能について、その「わざ」と「わざ」を有する個人もしくは団体を、保持者や保存団体として認定するもので、選定保存技術と言われるものです。

例えば、社寺の建造物修理に必要である、古式の木工技術は「建造物木工」として選定され、その技術を有する団体として、一般社団法人日本伝統建築技術保存会などが認定されています。

本市を拠点とする、選定保存技術の認定個人・団体はありませんが、すぐれた技術を有する個人や会社などがあるものと考えられます。

⑧埋蔵文化財

埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている文化財」とこと文化財保護法により定義されています。他の建造物や美術工芸品のように、文化財の種類ではなく、文化財の状態により定義されていることが特徴です。多くの場合は「遺跡」と呼ばれますが、遺跡は必ずしも地中に埋まっているものだけではないため、本地域計画においては埋蔵文化財を遺跡の一種として定義します。



以上の8類型を国は文化財保護法における保護の対象とされています。一方、

第4図 本市における遺跡の概念図

上記の分類に当てはまらない有形の文化財も本市には存在しています。本市ではこれらを埋蔵文化財包蔵地とあわせ、遺跡として定義します。

(2) 地域計画で位置づける文化財

本地域計画では上記の類型に当てはまらない文化財を遺跡として定義します。

遺跡（本地域計画での定義）

遺跡には、国の特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年5月10日 文化財保護委員会告示第2号 一部改正 平成7年3月6日）に定めるものに加え、埋蔵文化財包蔵地、伝承地、社寺境内地、石造物のうち有形文化財・建造物としての価値付けが明確でないもの、人間の所作により造られたが埋蔵文化財包蔵地として認識されていない堤防やため池・用水路などの土木建築物、平重衡の首洗い池・不成柿や念佛石などの伝承地を含むものとします（第4図）。文化財の類型における記念物の「遺跡」の対象範囲を拡大したものであり、記念物に含めることとします。

本地域計画では、法では文化財と規定されないものを含め、以下の7種を文化財と定義することとします（（ ）書きは未指定文化財の呼び方）。

- ①有形文化財（建造物・美術工芸品）
- ②無形文化財（無形の文化財）
- ③民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）
- ④記念物（遺跡・名勝地・動物・植物・地質鉱物）
- ⑤文化的景観
- ⑥伝統的建造物群
- ⑦文化財の保存技術

5－3. 木津川市の歴史文化を構成する文化財以外の要素

本市の歴史文化を構成する文化財以外の要素として、以下のものが想定されます。大きく、自然資産と人文資産に分類することとします。なお、現在把握されている以上に多くのものがあると推測されます。

(1) 自然資産

【文化財を取り巻く自然環境・景観】

本市を代表する木津川とその支川、竹林や里山などの自然環境、農山村・都市景観、あるいは朝霧・川霧などの自然現象や気候などが該当します。ただし、景観の中には文化的景観に該当するもののが含まれている可能性もあります。

なお、京都府文化財環境保全地区^{※1}や、京都歴史的自然環境保全地域^{※2}も文化財を取り巻く自然環境や景観と言えます。

(2) 人文資産

人間の所作により作りだされてきた様々なモノ（有形）やコト（無形）の資産です。既に過去のも

序章

のになってしまったモノやコト、現在にも引き継がれているモノやコトなどがあります。以下のような事例が考えられます。なお、未だ管見にのぼらないモノやコトがあることが想定され、これらを「様々な人間活動」としておきます。

【文化財を支える人々の活動】

文化財を支えるのは文化財の所有者や文化財修理の技術者だけではありません。指定・未指定を問わず多様な様相を示す文化財に対し、知らず知らずのうちに文化財を支える活動を行っている人々もいます。

社寺にとって、氏子さんや檀家さんは文化財を支えていくために欠かせない存在です。また、近くのお地蔵さんや石仏に花を手向け、お参りすることも文化財を支えていく上で重要な活動です。町内会や自治会の中には文化財を所有されている所もあり、町内会・自治会の活動が文化財の維持・管理に直結していることもあります。

また、文化財や地域の歴史を調べたり、知る活動も個人・団体を問わず文化財を大切にする心を育み市内外を問わず文化財へ好影響を与えるものと考えられます。また、近年ではSNSなどにより文化財関係の情報発信を行う個人も文化財を支える人ということができるでしょう。

【文化財を維持・継承するための技術】

文化財を適切に維持していくためには、文化財として位置づけた選定保存技術（文化財の保存技術）のような伝統的な材料・手法を用いるほかに現代的な最先端技術の導入も考えられます。

例えば、近年の史跡等における防災事業では、法面保護のためEPM工法という先端技術を用いた崩落防止のための整備工事を行っています。また、防犯・防災対策として無線監視カメラの導入やWifiによる防災ネットワークの構築、文化財を適切に維持管理していくために欠かせない点検業務におけるドローンの導入など、文化財を維持・継承するためにさまざまな最先端技術の導入が行われています。とくに、関西文化学術研究都市の一翼を担う本市において、様々な最先端技術が文化財の維持・継承に新たに用いられることが期待されます。

【文化財に関する歴史資料】

文化財について記述された古文書は有形文化財に該当します。一方で、古写真など、近現代から現在に到るまでの文化財に関する歴史資料については個人蔵となっているものが多いものと考えられます。また、本市の文化財に関する和歌や文学作品、文化財を紹介した地誌類や案内本などの記述自体も歴史資料として捉えることができます。いわば「いにしえの記憶」とでも言える存在です。現在も様々な写真や文書による記録が行われていますが、将来的には重要な記録になるかも知れません。

【伝承や昔話・説話】

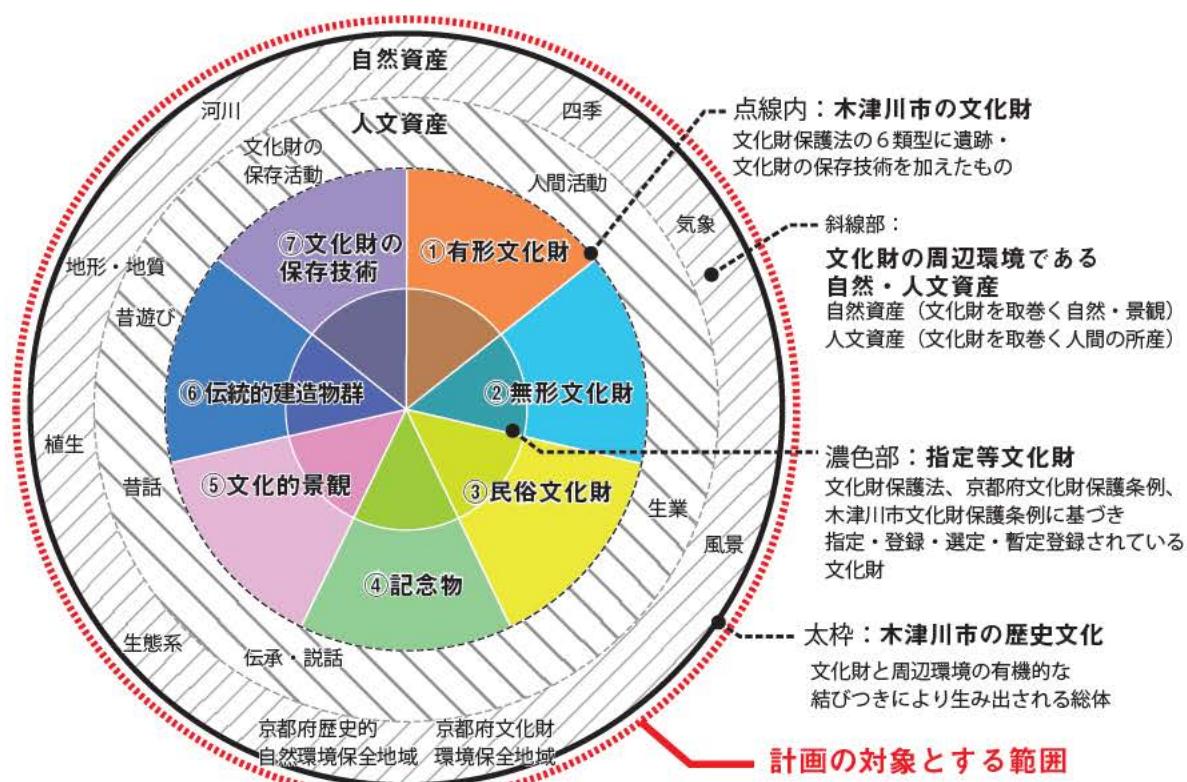
文化財にまつわる伝承や説話は多くあります。例えば蟹満寺に伝わる「蟹の恩返し」、幣羅坂神社のご祭神天津少女命にまつわる「吉事記」の記載などがあげられます。そのほか、文化財そのものに關係せずとも、地域で伝えられている昔話なども該当します。

【昔遊びなど】

今はすっかり様相が変わってしまいましたが、竹とんぼやなわとび、こま回しなど、昔の子ども達にとっては友達と遊ぶ重要な機会でした。中でも羽根つきやたこあげは正月の風物詩ともなっています。また、紙芝居や幻灯など明治時代から昭和時代にかけ、屋外での催し物として多くの人々に親しまれました。現在も老人クラブなどにより地域の子ども達に昔遊びを伝える催しが開かれています。

【生業】

文化財の所在する地域では様々な生業が行われています。中でも社寺等で行われる行事（無形の民俗文化財）は地域の生業が生み出した信仰に基づくものと言えます。また、農業は地域の景観を形成する重要な要素であり、農業に関する土地利用が文化財を取り巻く環境を整えてきました。農業以外にも、社寺等の門前などの商い、当尾に特徴的な吊り店など、文化財には直接関係ないように見えて、文化財と関わりのある重要な生業があるものと考えられます。



第5図 木津川市の歴史文化を構成する諸要素の模式図

- *1 京都府文化財環境保全地区：京都府文化財保護条例（昭和56年10月24日 京都府条例第27号）に定められている府指定・登録有形文化財及び記念物の保存のために必要と認められる場合に決定される地区。多くは社寺の建造物の周辺環境である社叢などが保全地区として決定されています。
- *2 京都府歴史的自然環境保全地域：京都府環境を守り育てる条例（平成7年12月25日 京都府条例第33号）に定められ、京都府自然環境保全地域以外の土地の区域で歴史的遺産と密接に結びついた歴史的風土としての自然環境のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものと規定されています。

【様々な人間活動】

文化財を巡る様々な人間活動も歴史文化を構成する要素と考えられます。

例えば、社寺における宗教活動、文化財を活かした地域振興活動や、他地域との交流事業、教育見学や観光など多様な人間活動が該当します。長い歴史の文脈の中で文化財に対する人々の想いも変化しています。そのような活動についても歴史文化を構成するものとして取扱います。

本地域計画においては、文化財以外の要素を自然資産、人文資産として地域計画の対象として取り扱うこととします。なお、上記以外にも、本市の歴史文化を語る上で重要なモノやコトがあるかも知れません。それらについては、今後、文化財の保存・活用の活動を通じ、明確になったものから順次価値付けを行い、本市の歴史文化に組入れていくことを検討します。

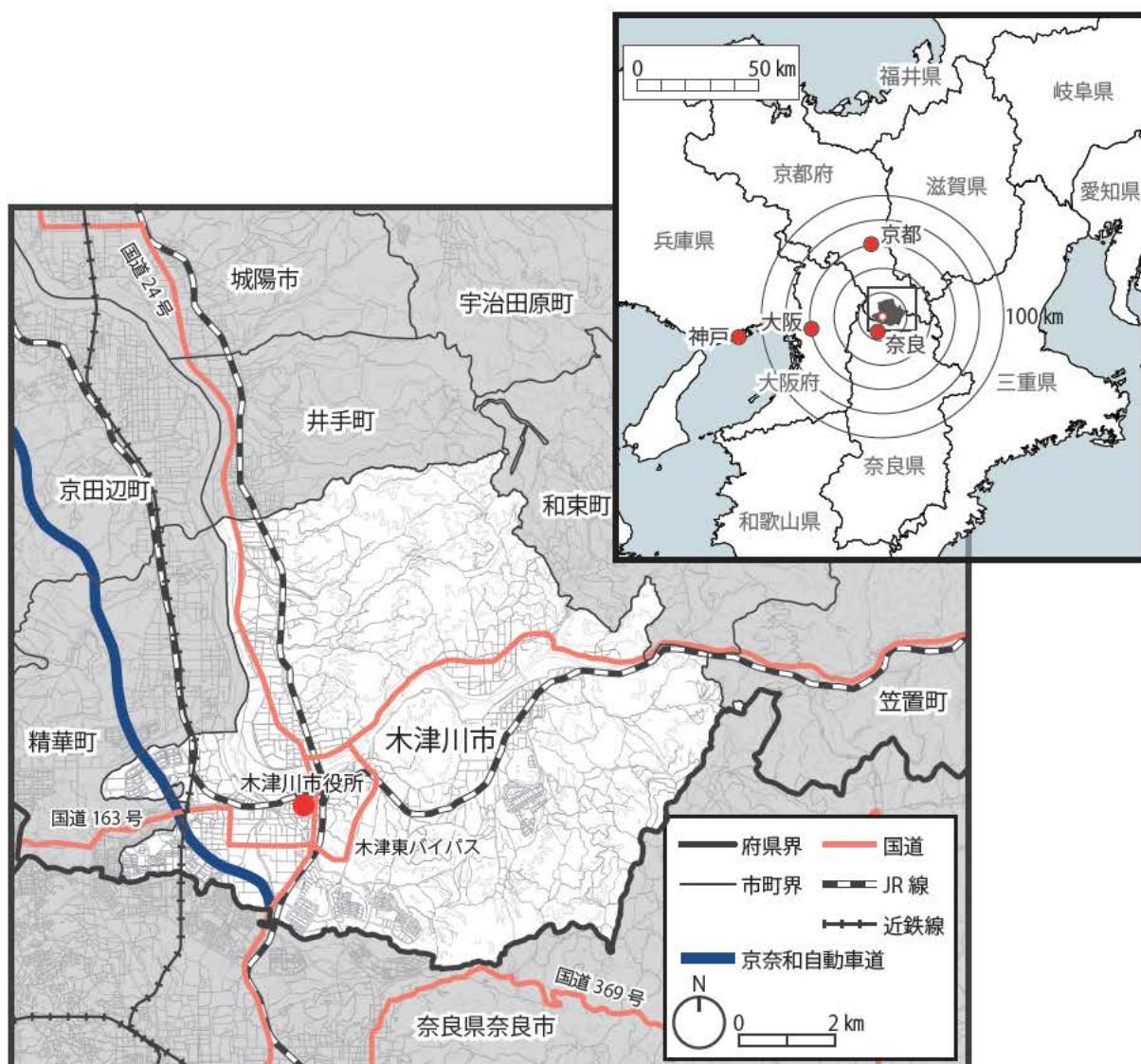
以上の用語の定義、整理を含め、文化財とそれを取り巻く自然資産・人文資産が有機的に結びついた総体を「木津川市の歴史文化」と定義し、将来へ継承することを目指します。

第1章 木津川市の概要

1. 自然的・地理的環境

1-1. 木津川市の位置・面積

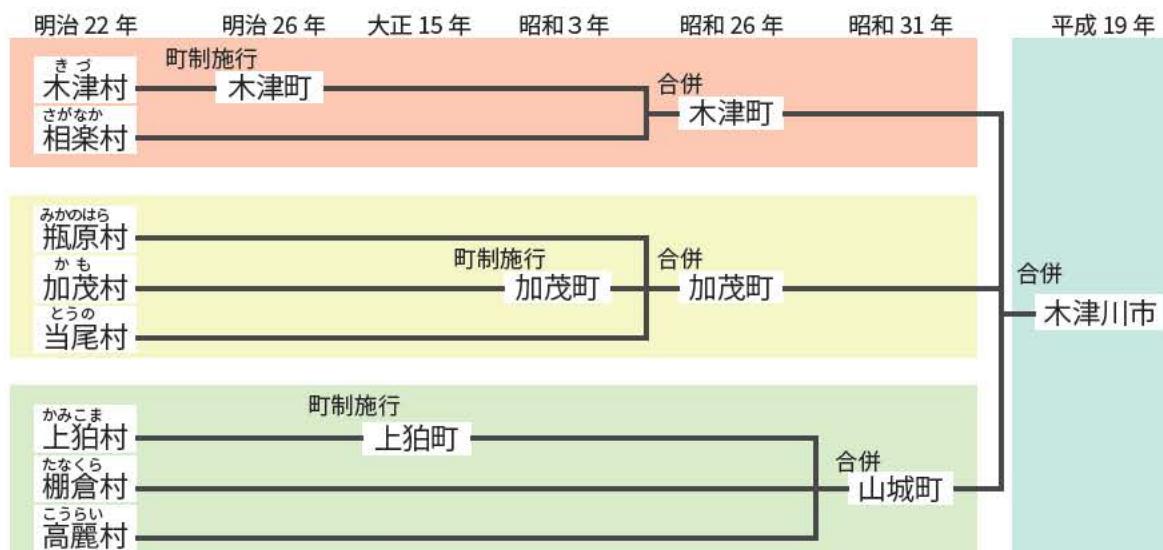
木津川市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、京都・大阪の中心部から約30km圏内にあり、総面積は85.13km²です。隣接する自治体は、京都府京田辺市、相楽郡精華町、和束町、笠置町、綴喜郡井手町、奈良県奈良市の6市町です。市域には、京奈和自動車道（地域高規格道路）、国道24号・163号（広域幹線道路）が南北と東西に縦断しており、JR線（3線）や近鉄線（1線）が走る交通の要衝となっています。



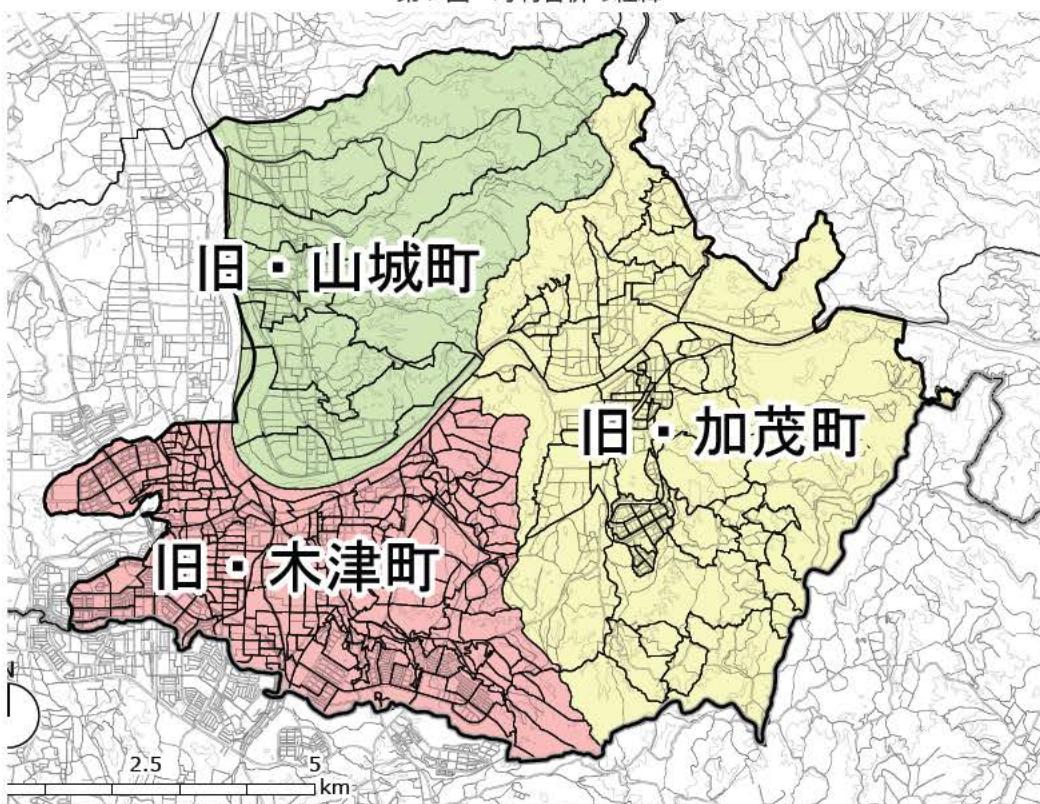
1－2. 地名

本市の行政単位の変遷をみると、明治 26 年（1893）に木津村が木津町に、大正 15 年（1926）に上狛村が上狛町に、昭和 3 年（1928）には、加茂村が加茂町となりました。昭和 26 年（1951）には、木津町・相楽村の 1 町 1 村が合併して木津町に、加茂町・瓶原村・当尾村の 1 町 2 村が合併し加茂町となりました。昭和 31 年（1956）には、上狛町・高麗村・棚倉村の 1 町 2 村が合併して、山城町となりました。

平成 17 年（2005）4 月、木津町・加茂町・山城町合併協議会が設置され、約 2 年間の合併協議を経て、平成 19 年（2007）3 月 12 日に「木津川市」が発足し、現在へ続いている。



第7図 町村合併の経緯



第8図 旧3町の境界

資料：2000 年国勢調査、2015 年国勢調査、市町村別小地域データ

また、本市では、市内の地域全体の均衡ある発展と地域住民の自治活動の円滑な推進に資するとともに、地域との連携を深め市政の円滑な運営を図るため、地域の基本単位として、33の行政地域を設置しています。行政地域は第4表に示す通りであり、旧木津町域に18地域、旧山城町域に6地域、旧加茂町域に9地域が設置されています。

第5表 行政地域の設定

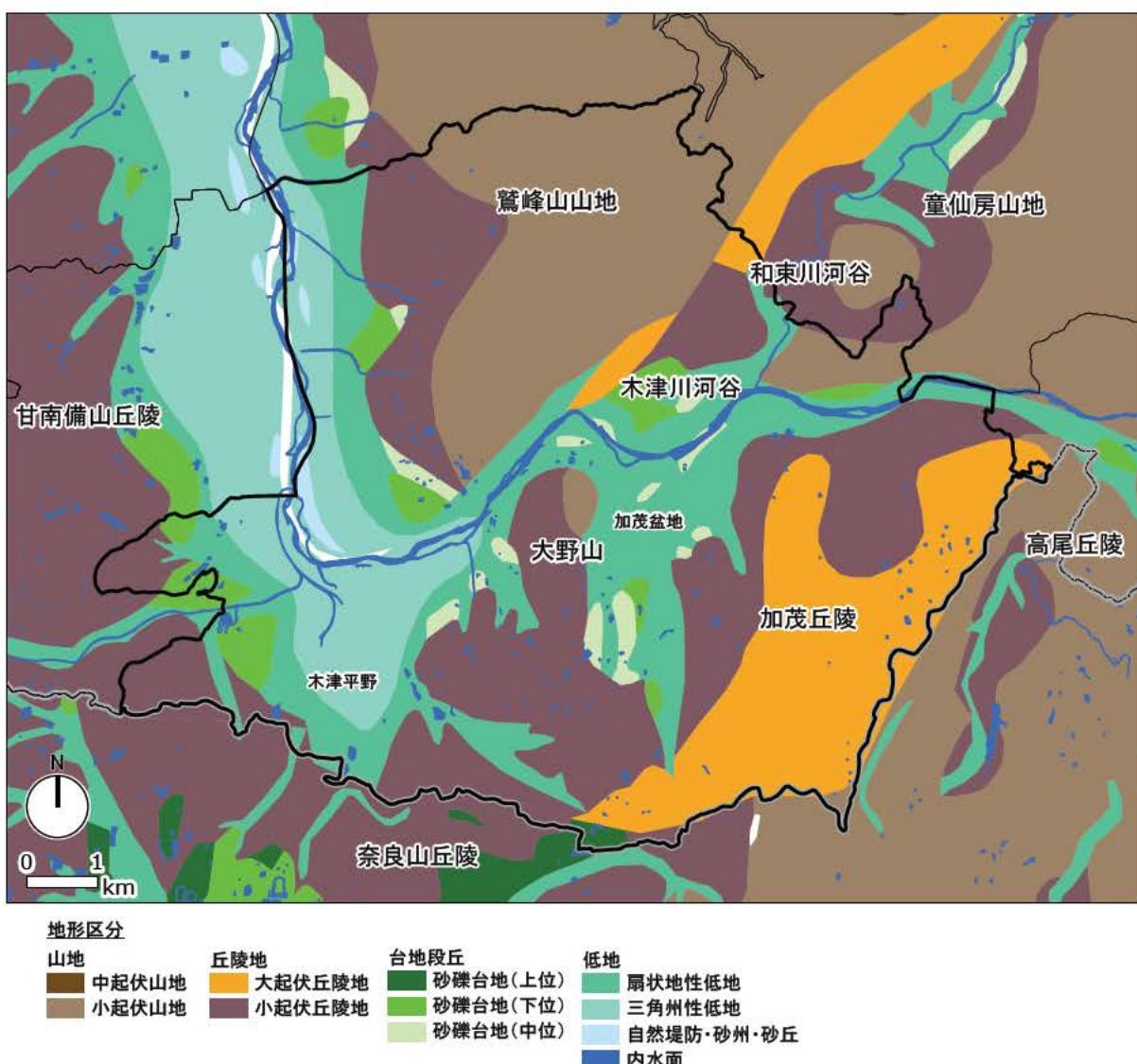
行政地域	関係区域	旧町
木津町地域	小寺町、三丁目、四丁目、五丁目、西町、三榎町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、木津南ガーデンタウン等の木津町区の区域	木津町
木津地域	峠町、燈籠寺町、上津町、北畠町、南畠町、片山町、第一向陽台、第二向陽台、橋本町、社町、城戸町、ファミリータウン木津川原田、木津グローバルマンション等の木津区の区域	木津町
本町西地域	中之島町、第二中之島町、北一丁目、一丁目、二丁目、旭友会、北川端町、南川端町、小川町、学園北町等の本町西区の区域	木津町
本町東地域	恵美須一～四丁目、重衡住宅第一、重衡第二団地、殿城町、江戸町、泉町、北大路町、南大路町、川原田町、南清水町、駅前団地、警察官舎等の本町東区の区域	木津町
下川原地域	下川原町、泉川団地、千代田荘園、南後背荘苑等の下川原区の区域	木津町
宮ノ裏地域	サンプラザ、三晃苑、トキワ町、宮ノ東町、宮ノ裏町、宮ノ裏荘園、ヴァリエ等の宮ノ裏区の区域	木津町
木津東部地域	鹿背山区、梅谷区の区域	木津町
市坂地域	市坂区の区域	木津町
相楽南地域	曾根山区、大里区の区域	木津町
北之庄地域	北之庄区の区域	木津町
吐師地域	東吐師区、西吐師区の区域	木津町
兜台地域	兜台一～七丁目の区域	木津町
相楽台地域	相楽台一～九丁目の区域	木津町
東木津川台地域	木津川台1～4丁目の区域	木津町
西木津川台地域	木津川台5～9丁目の区域	木津町
州見台地域	州見台一～八丁目の区域	木津町
梅美台地域	梅美台一～八丁目の区域	木津町
城山台地域	城山台一～十三丁目の区域	木津町
里二本松地域	里区、二本松区の区域	加茂町
加茂西部地域	高田区、観音寺区、大野区、法花寺野区の区域	加茂町
新町地域	新町区の区域	加茂町
船屋地域	南町区、西町区、中町区、東町区、中森区の区域	加茂町
加茂駅東地域	兔並西区、駅東一～三丁目の区域	加茂町
加茂東部地域	兔並区、山之上区、北区、小谷上区、小谷下区、銭司区、山田区の区域	加茂町
瓶原地域	井平尾区、岡崎区、河原区、西区、東区、登大路区、仏生寺区、口畠区、奥畠区の区域	加茂町
当尾地域	岩船区、東小区、大門区、西小区、南下手区、北下手区、森区、高去区、勝風区、大畠区、辻区、尻枝区の区域	加茂町
南加茂台地域	南加茂台1～15丁目の区域	加茂町
綺田地域	北綺田地区、南綺田地区的区域	山城町
北平尾地域	北平尾地区の区域	山城町
南平尾地域	南平尾地区の区域	山城町
高麗地域	神童子地区、北河原地区、椿井地区、北代地区的区域	山城町
上狛北部地域	上狛第1～5番地区の区域	山城町
上狛南部地域	上狛第6～10番地区の区域	山城町

1－3. 地形・地質・水系

(1) 地形

木津川市は京都府南端に位置しています。京都市域の大半を含む京都盆地の南部に該当します。市域南部は奈良山丘陵、西部は生駒山系の一角を占める甘南備山丘陵、東部は鷺峰山系並びに笠置山系により地形的に市域が画されています。また、市域を東から西に貫流する木津川は、三重県青山高原に源を発し、府県境から河谷を形成しています（木津川河谷）。この木津川本流周辺には自然堤防並びに後背湿地等の平野部が形成され、集落や田畠が形成されています。中には支川が扇状地や微高地を形成しているところもみられます。なお、木津川はさらに下流部で宇治川・桂川と合流し、淀川と名称を変え、大阪湾に注いでいます。

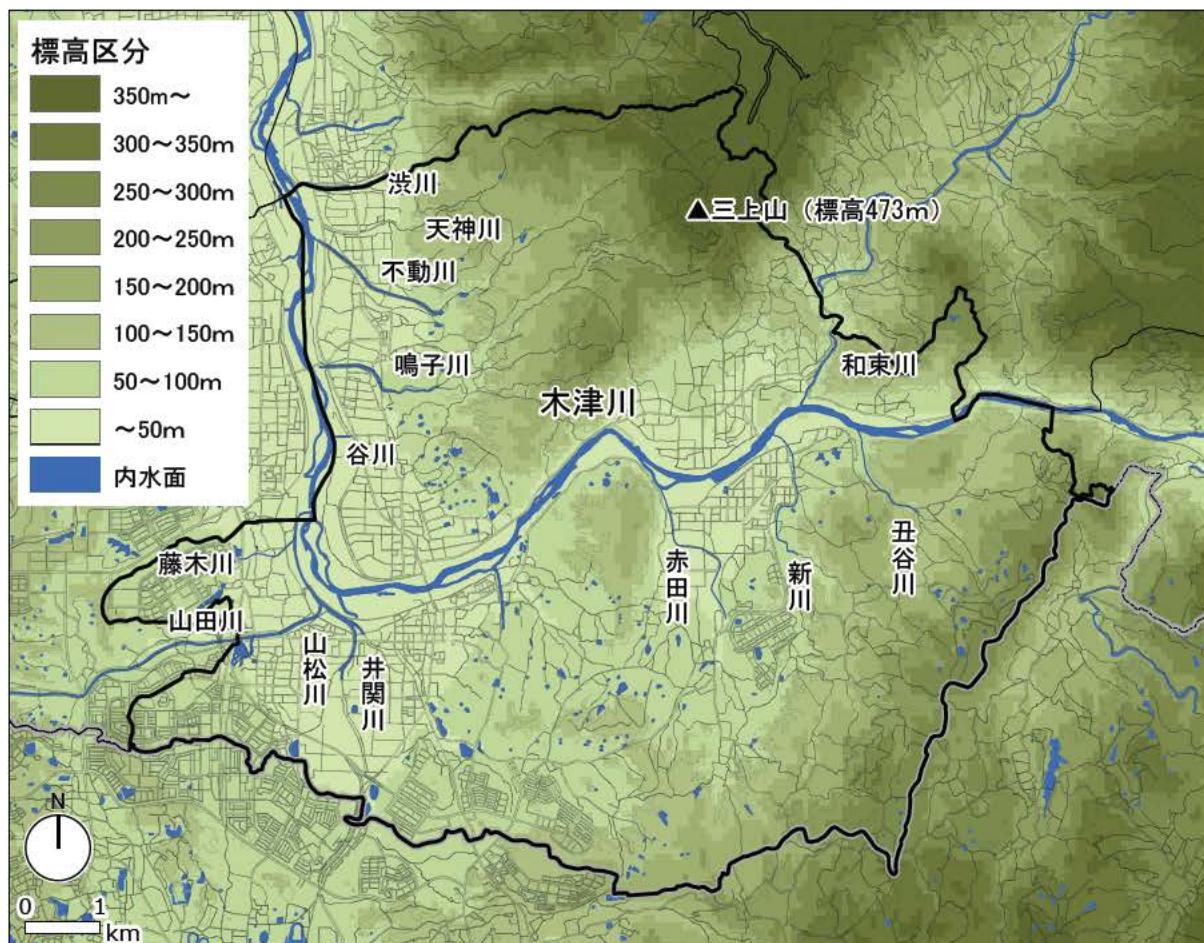
東部に位置する旧加茂町域は、大きくみると醍醐・笠置山系に属しています。木津川の支流である和束川、新川・赤田川周辺に平野部が形成されており、加茂盆地と呼称されています。旧木津町域・山城町域は城南平野南部地域に属しています。市域の南に位置する旧木津町域は、加茂盆地とは大野山（鹿背山）により隔てられ、奈良山丘陵北麓から木津川の間に平野部（通称、木津平野）が形成さ



第9図 地形区分図

資料：20万分の1土地分類基本調査（地形区分（一部加筆））

れています。なお、木津川本流は旧木津町西部で向きを北に変えています。市の北東を占める旧山城町域は木津川が形成した河岸段丘が発達していますが、東部の鷲峰山系から流れる不動川などが近世以降に天井川を形成し、支川流域には微高地が形成されています。



第10図 標高区分と主な河川

資料：SRTM（スペースシャトル地形データ）（一部加筆）



三上山



扇状地

(加茂盆地を東から西にみる)

(2) 地質

本市は、基盤地質構造帯の領家帯に属しています。領家帯は、広く長野県南部から九州にかけて、中央構造線の北側に分布します。変成岩は、雲母片麻岩やケイ線石、紅柱石などを含む種々の片麻石からなり、古生界の泥質岩、砂岩、チャートなどが高温・低圧型の変成作用を受けてできたものと考えられています。片麻岩類に伴って花崗岩類の貫入岩体が多いのもこの変成岩の特徴の一つで、本地域でも北部の加茂丘陵付近に花崗岩質の分布がみられます。

木津川及びその支流である不動川、鳴子川、山田川などの河川流域の低地部は、砂礫、泥、粘土層を主とする沖積世から洪積世の堆積物で構成され、市街地、集落地、農地の大半がこれらの未固結堆積物の地層の上に形成されています。

なお、京都府自然環境目録2015には、府内の学術上高い価値を有する地形として「不動川」等天井川4件、府内の学術上高い価値を有する地質として「法花寺野のマンガン鉱物（加茂町）」等の2件が挙げられています（第5表）。下表のうち「不動川」等の3件は、京都府レッドリスト^{※3}の対象項目ともなっています。

第6表 学術上高い価値を有する地形・地質（京都府自然環境目録2015）

区分	類型	名称	地域	概要等	選定基準 ^{※3}
地形	天井川	山松川	相楽	(府内で学術上高い価値を有する地形として掲載)	—
		鹿川	相楽	(府内で学術上高い価値を有する地形として掲載)	—
		天神川	山城町中浜	(府内で学術上高い価値を有する地形として掲載)	—
		不動川	山城町北平尾	一般に、扇状地が発達し、古くから開発の進んできた地域には、多くの天井川が分布している。不動川も、鷺峰山山塊から山城盆地に流入すると天井川化し、北流する木津川の右岸から流入している。2.5万分の1地形図上には、鉄道や道路の上を、天井川化した不動川が高架で流下している様子が、明瞭に示されている。本川上流には明治初期デーレケラが設置した砂防堰堤の石積みが残っている点で貴重である。その後、木津川の河床は、高度成長期の砂利採取などで著しく低下したため、木津川本流と不動川など支流との合流点付近には、著しい落差が生じている。砂防工事の進展で、土石流や洪水に対する危険性は以前と比べて軽減しているが、地域住民に対しては、河川の振る舞いを十分に理解し、日頃から、災害に対する注意、関心をもってもらえるような普及、防災活動も望まれる。	要注意 (地形)
地質	鉱物	法花寺野のマンガン鉱物	加茂町	京都府南部のマンガン鉱床は白亜紀の花こう岩（領家花崗岩）の嵌入により、接触変成作用を受けてマンガン系さん塩を多く含む鉱床に変化している。本鉱床はその中でも多様な含マンガン鉱物を産することでよく知られている。現在は採石場になっており、マンガン鉱物の採集は困難である。ただ、採石状況によって鉱床に当たることがあり、その際には多量のマンガン鉱物が露出する。当該箇所は、採石場に変わって久しく、マンガン鉱物を含む露頭の喪失は著しい。鉱床は南方に広がっており、付近の土地開発や道路建設などの整地によってさらに鉱床が喪失する脅威にさらされている。現在の露頭より南方の土地開発に際しては、地下に潜在すると考えられる鉱床が著しく破壊されることのないよう注意する必要がある。	消滅寸前 (地質)
地質	堆積物	山城IV火山灰層	山城丘陵棚倉地域と上狹地域	山城IV火山灰層とは、山城丘陵で発見された広域テフラ、虫生野火山灰である。井手火山灰層と同様な性格をもつ広域テフラで、より時代の古い層が甲賀地域の古琵琶湖層でよく研究された。その火山灰層が山城地域の大坂層群にまで延びていることがわかった。	要注意 (地質)

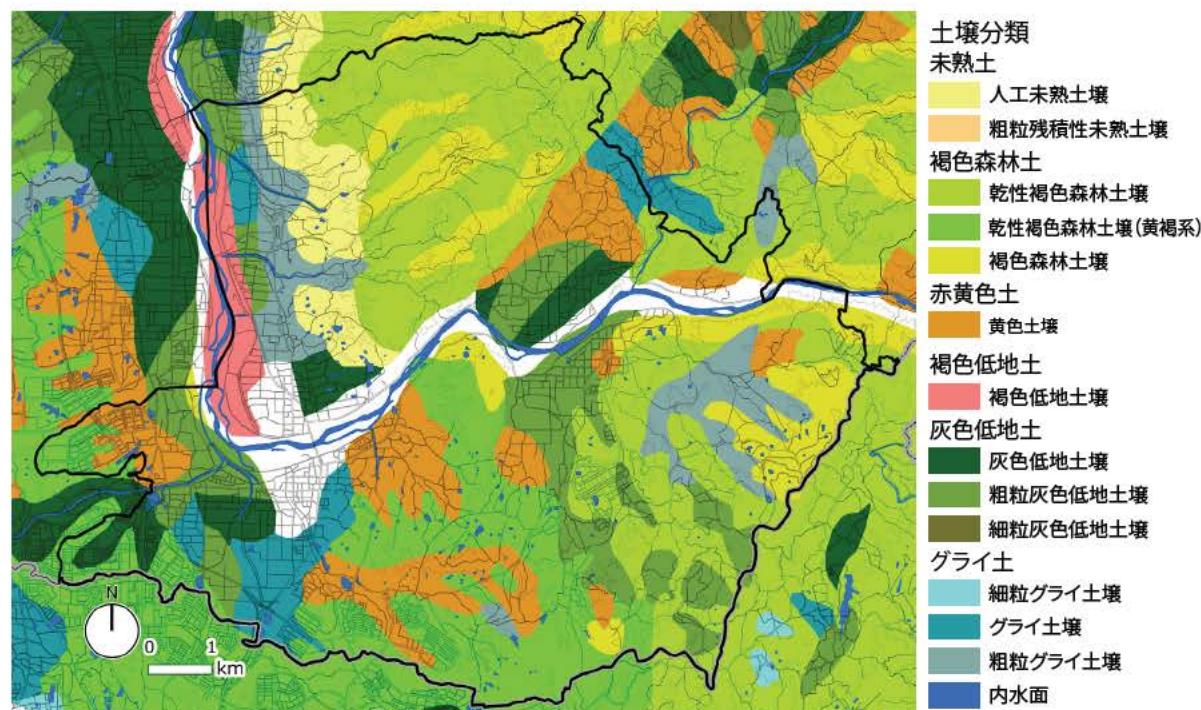
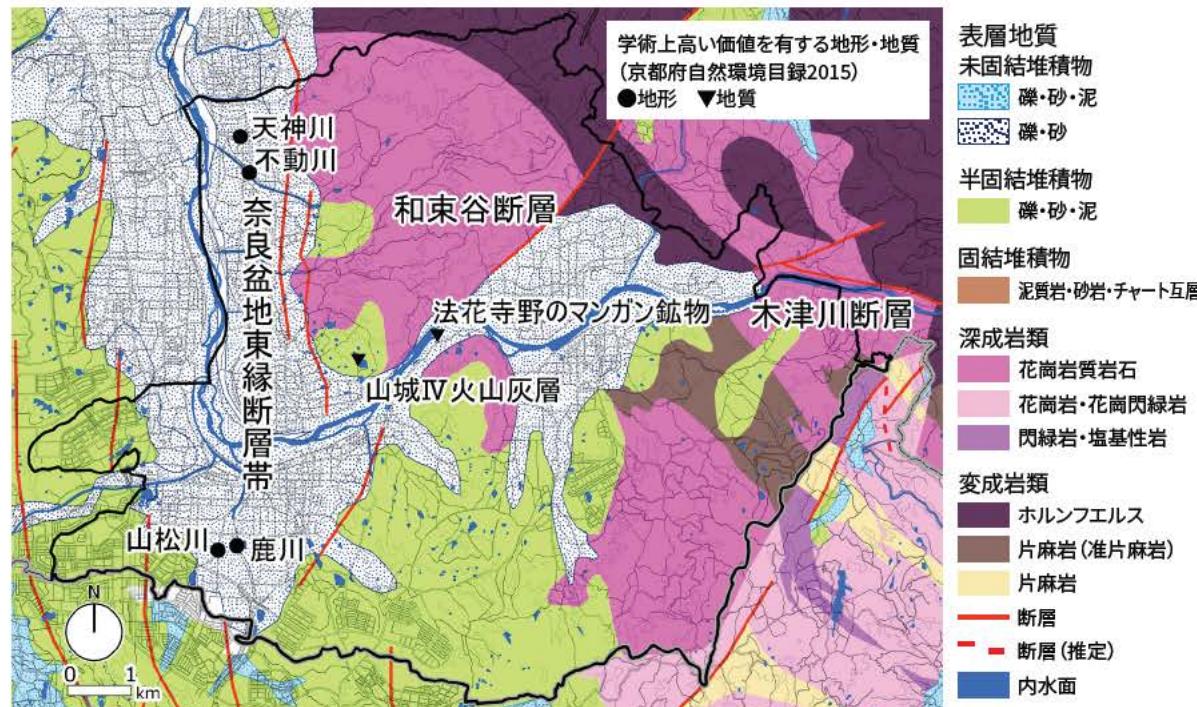
※3 レッドリストの選定基準（カテゴリー）（「京都府レッドデータブック」2015）

【要注意（地形）】京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も破壊が続けば消滅が危惧される地形。【消滅寸前（地質）】京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質。【要注意（地質）】京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、学術的にはすべての地点に該当するが、ここでは特に期待される研究指針が指摘される地質。

また、断層帯の分布状況をみると、北西側隆起の逆断層で北東－南西方向に延びる和束谷断層、三重県伊賀市付近から笠置町まで南東方向に延びる木津川断層がみられます。また南北方向には、京都府城陽市南部から奈良県桜井市まで延びる奈良盆地東縁断層帯が分布しています^{※4}。

土壤分類図をみると、鷺峰山山麓周辺に「人工未熟土壌」がみられます。これは、長年の間、たけのこ栽培、竹林の生産を目的として敷きわらや客土を行ってきた土壌で、本市の特徴的な地質です。

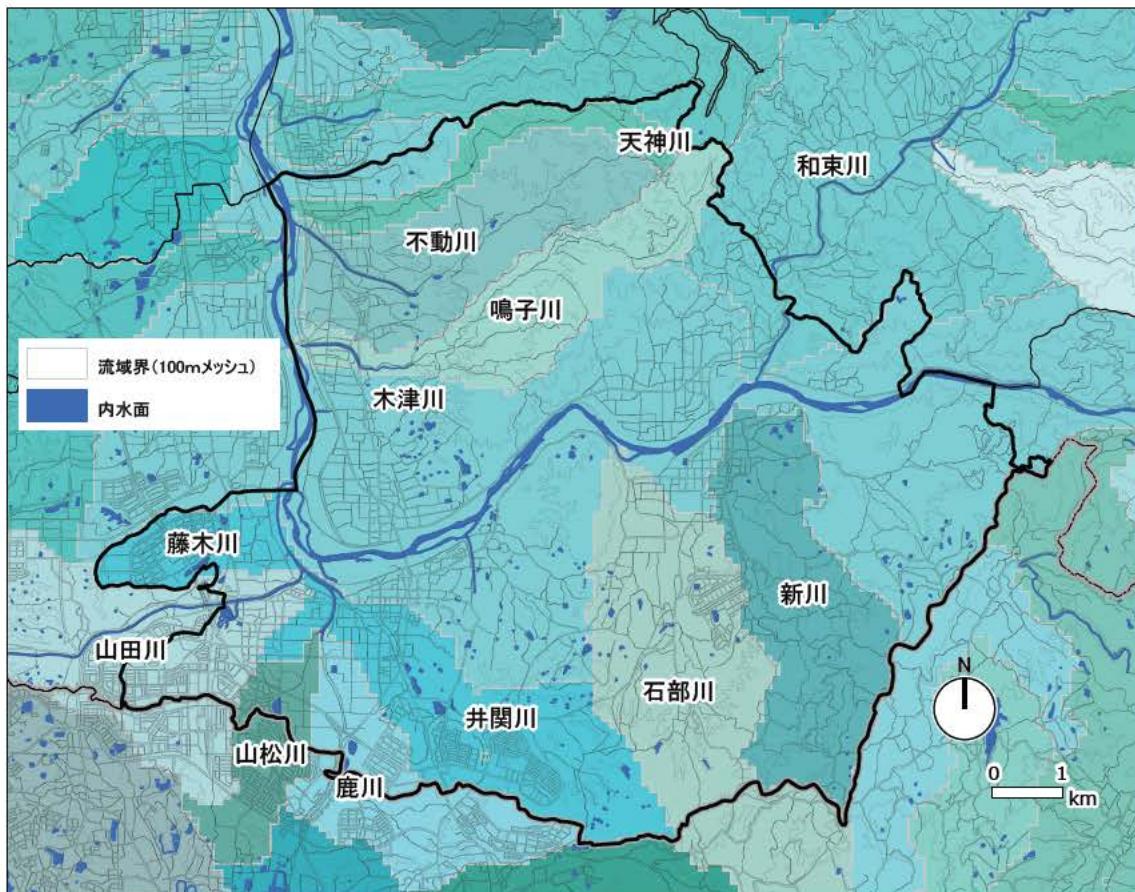
※4 京都府地震被害想定調査（H20公表）より



(3) 水系

本市は、1級河川である木津川が東西方向から南北方向に流路を変える地点に位置し、その木津川に藤木川、山田川、山松川、鹿川、井関川（以上、木津地域）、赤田川、丑谷川（以上、加茂地域）、不動川、鳴子川（以上、山城地域）などの中小河川が流下しています。

木津川の堤防内は水面と草地などの植生に覆われているほか、主に農地として利用されており、一部ではグラウンドとして利用されています。また、山麓部には農業用のため池が多く造成されています。



第13図 流域区分図

資料：国土数値情報・流域メッシュ（平成21年）

●天井川と水害

土砂供給量の多い河川では、河床が上昇すると洪水流が堤防を越流する危険性が高くなる。これを防ぐために、堤外地の土砂浸漬と堤防のかさ上げがはかられる。このような過程が繰り返されると、堤外地の河床高度が周囲の低地（氾濫原）面よりも高くなり、天井川が形成される。一般に、扇状地が発達し、古くから開発の進んできた地域には、多くの天井川が分布している。木津川に流入する支流にも、こうした天井川化した河川が多くみられる。こうした天井川は、豪雨の際には、短期間で増水する。

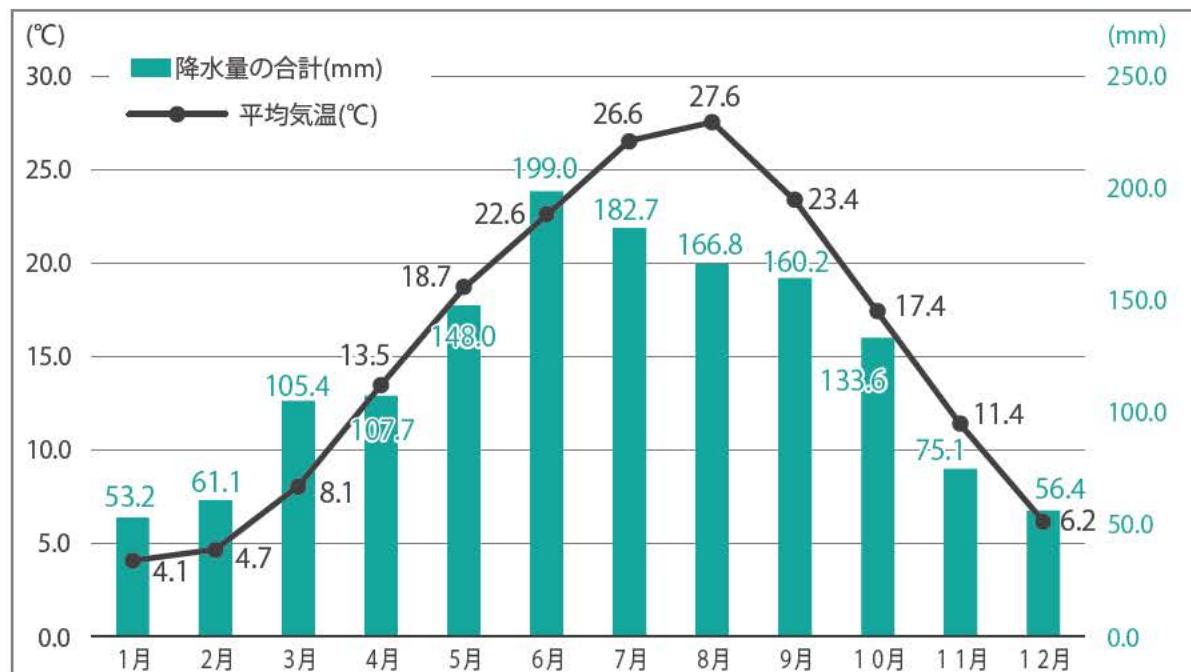
昭和28（1953）年8月、木津川上流域を中心に、雷を伴った激しい豪雨が生じた。この際、木津川右岸における支流の被害が大きく、和束町で428mmの集中豪雨が降り、ため池の決壊や小河川の氾濫が発生した。特に、山城地域での被害が大きく、死者31名の犠牲者が出る大惨事となった（南山城水害）。この災害の特徴は、山地崩壊や土砂流出によって引き起こされた土砂災害であった。南山城地域は、風化した花崗岩地域であり、もともと崩壊や流出を起こしやすく、さらに被害河川には天井川が多く、短時間で増水したことでも被害を拡大させた要因とされている。さらに、当時の社会的背景として、戦後の食糧不足を補うための開墾や燃料資源の採取等によって、山地荒廃が著しかったことがあげられている。

参考：京都府山城広域振興局資料「山城の災害記録（昭和28年）」

1-4. 気候

本市の気候は太平洋側の内陸性気候であり、過去30年間（1992年～2021年、京田辺観測所）の平均値をみると、8月の平均気温は27.6°C、1月の平均気温4.1°Cとなっています。冬は比較的暖かく、夏はそれほど暑くなく、四季を通じて穏やかです。また、降水量は年平均1,500mm前後です。

冬も積雪が少なく温暖である気候を活かして、木津川やため池による灌漑水を利用した水田が発達しており、丘陵ではタケノコの栽培、日当たりや水はけのよい山腹の緩斜面では茶畠が造られ、カキ、ブドウなどの果樹も栽培されています。



第14図 月平均気温・降水量（1992～2021年の平均値）

注：降水量は2010年8月が欠測のため、2010年を除いた29年分の平均値としている。

資料：気象庁、京田辺観測所（京田辺市薪西浜）での計測値



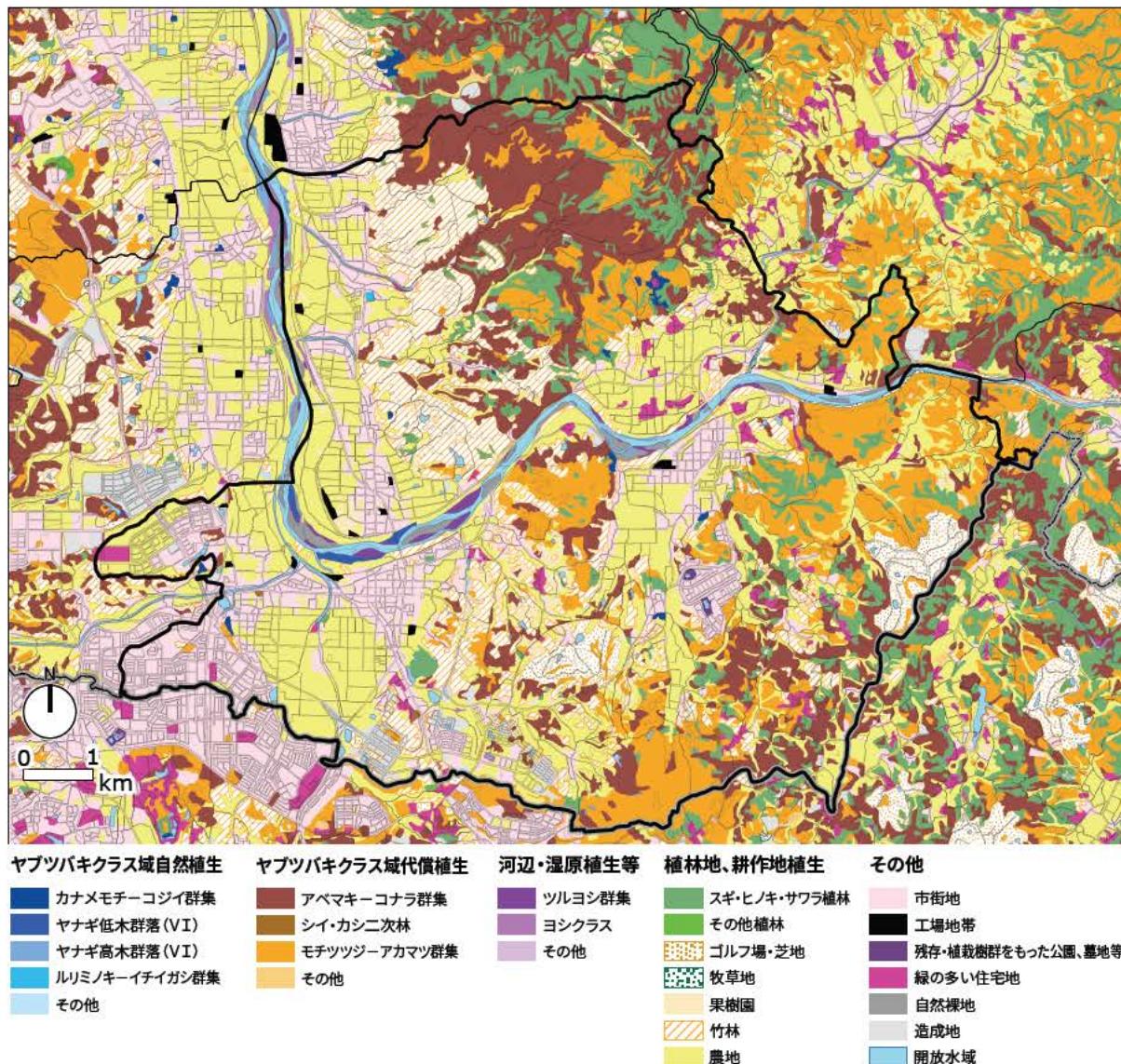
筍の収穫風景



柿の栽培

1－5. 動物相・植物相

本市の植生をみると、樹木地ではアベマキ・コナラ群集や、シイ・カシ等の二次林が最も多く、水田とともに市内の主要な緑を構成しています。また、山城地域を中心として竹林の広がりがみられ、本市の特徴的な風景となっています。



第15図 植生区分図

資料：自然環境保全基礎調査、第6・7回植生調査

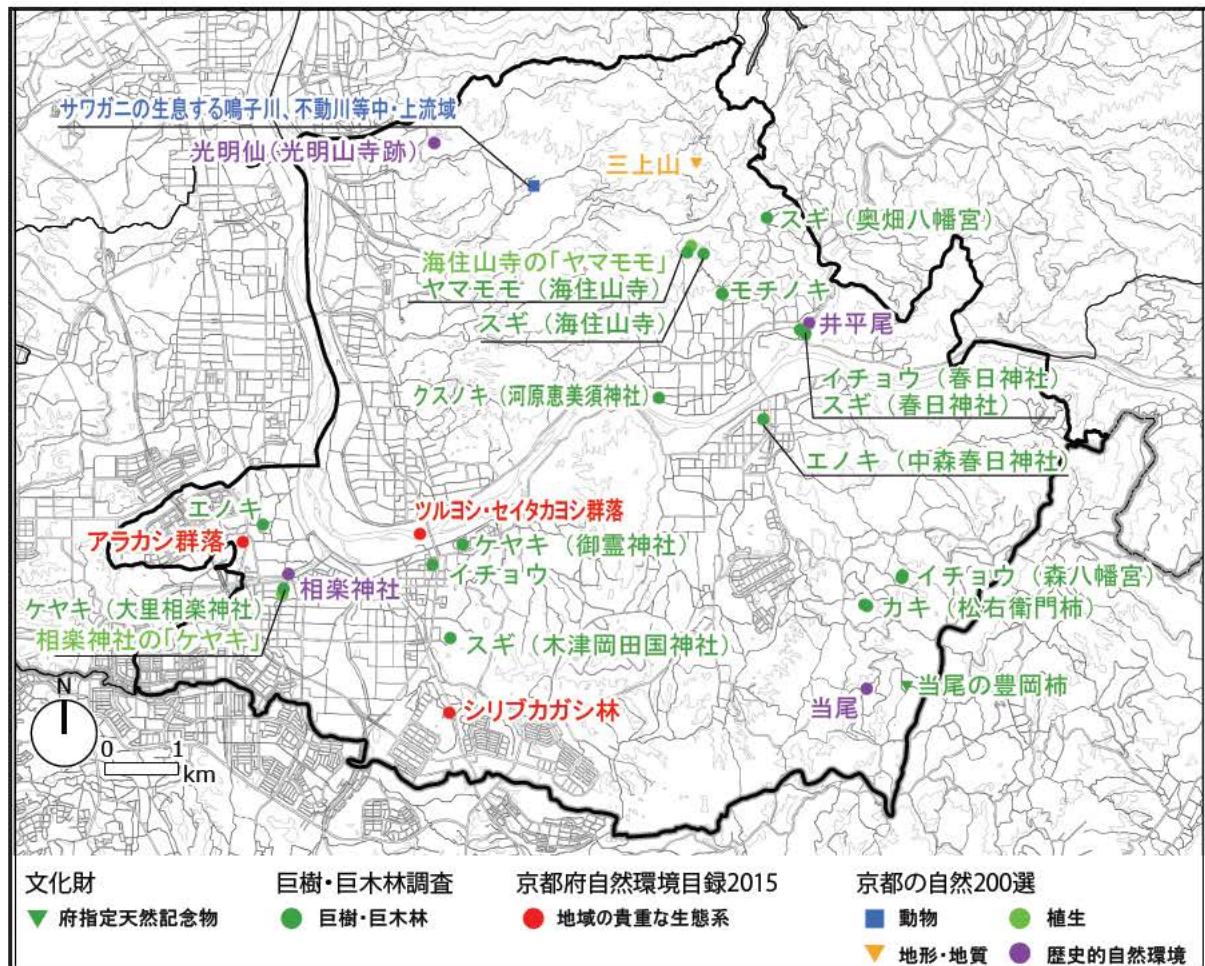
京都府自然環境目録 2015 には、地域の貴重な生態系として、若宮神社（吐師）のアラカシ群落、幣羅坂神社（市坂）のシリブカガシ林、山城町 泉^{いいずみ}大橋より山城大橋付近のツルヨシ・セイタカヨシ群落^{※5} の3つが挙げられています。

また、京都府の天然記念物として「当尾の豊岡柿」が指定されており、巨樹・巨木林（平成3年環境庁）として、「岡田国神社のスギ」など13本が挙げられています。府内の優れた自然環境をとりまとめた「京都の自然200選^{※6}」では、市内の「相楽神社のケヤキ」や春日神社の社寺林を含む「井平尾」が選定されるなど、人々の暮らしに近い環境に豊かな自然環境が残されていることが特徴的です。

※5 この群落は、特定植物群落（選定基準D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの）にも指定されています（出典：自然環境保全基礎

調查：第5回特定植物群落調査)。

※ 6 京都府では、府内に所在する優れた自然環境を紹介し、その保全について普及啓発を図る目的で、市町村及び府民から推薦があった自然環境について「京都の自然 200 選選定委員会」の審議を経て、平成 7 年（1995）3 月までに 202 点（植物部門 55 点、動物部門 45 点、地形・地質部門 46 点、歴史的自然環境部門 56 点）を選定しています。



第16図 天然記念物、貴重な生態系、巨樹・巨木林、京都の自然200選

資料：自然環境保全基礎調査 第4回巨樹・巨木林調査、京都府自然環境目録2015、京都の自然200選

第7表 巨樹・巨木林一覽

NO.	樹種名	樹高 (m)	名称 (施設名)	住所
1	スギ	15	木津岡田国神社	
2	イチョウ	11		橋本
3	ケヤキ	27	大里相楽神社	
4	エノキ	23		
5	ケヤキ	28	御靈神社	
6	カキ	23		
7	イチョウ	31	森八幡宮	加茂町森ダラニ田
8	エノキ	20	中森春日神社	加茂町里中森
9	クスノキ	28	河原恵美須神社	加茂町河原中切
10	ヤマモモ	12	仏生寺海住山寺	加茂町例幣海住山
11	スギ	24	仏生寺海住山寺	加茂町例幣海住山
12	モチノキ	16		
13	スギ	31	奥畠八幡宮	加茂町奥畠塩谷
14	イチョウ	28	春日神社	加茂町井平尾東垣内
15	スギ	28	春日神社	加茂町井平尾東垣内

出典：巨樹・巨木林データベース（環境省自然環境局・生物多様性センター）

第8表 地域の貴重な生態系（京都府自然環境目録 2015）

No.	群落名	名称	カテゴリー ^{※7}	地点名	所在地
1	アラカシ群落	暖温帯常緑広葉樹林	管理維持	若宮神社	吐師
2	シリブカガシ林	暖温帯常緑広葉樹林	要保全対策	幣羅坂神社	市坂幣羅坂
3	ツルヨシ・セイタカヨシ群落	低層湿原・挺水植物群落	管理維持	山城町泉大橋より山城大橋付近	山城町

※7 京都府内で貴重な群落としてリスト化された群落を以下の三つのカテゴリーに区分しています。

- ・要特別対策：群落を維持するためには、ごく緊急に特別な対策が必要
- ・要保全対策：現状以外に保全の対策が必要
- ・管理維持：現状の管理を維持することが必要

第9表 京都の自然200選（京都府）

分類	名称	所在地	概要
植物	相楽神社の「ケヤキ」	相楽清水	相楽神社は、正月に豆焼、粥占、御田、餅花、水試等の豊作を願う儀式が行われ、身近な氏神様として親しまれている。境内は重要文化財である本殿などの歴史的建造物が、ケヤキやカシ・シイ等の大木や古木に囲まれ、都市化の進む木津地域において豊かな自然環境が保持されている。ケヤキの巨木は神木として古くから、地域の人々の信仰を集めている。
	海住山寺の「ヤマモモ」	例幣海住山	海住山寺に根を張るヤマモモ。境内の山林に生育する大木の中でもとりわけ大きく、枝の一部が本坊の庭に張り出すほどで、訪れる人の目を引いている。自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)における府内最大のヤマモモである。
動物	サワガニの生息する鳴子川、不動川等中・上流域	山城町綺田・平尾・神童子	今昔物語に出てくる「蟹の恩返し」で有名な蟹満寺縁起にみられるように、古くからこの地にはサワガニが生息し、地域の人々に親しまれ、流域は貴重な自然として保全されている。
地形・地質	三上山	山城町神童子	三上山は町の東部、サワガニの生息する鳴子川の源流域であり、町内でもっとも自然の豊かな山である。地質的には風化花崗岩からなり、明治期までは森林の伐採等により大量の土砂の流出があり、山は荒廃していたが、砂防工事や緑化が進められ、現在の山容を呈している。
歴史的自然環境	光明仙(光明山寺跡)	山城町綺田	光明山寺跡は、町の東部の天神川上流の山あいの光明仙にある。光明山寺は平安時代に開かれたと推測され、鎌倉時代には、奈良東大寺の重要な末寺であった。寺の跡地は、山中に開けた平地で、水田となっていて、周辺の竹林とあいまって、静かな環境が保持されている。
	相楽神社	相楽清水	(上記、相楽神社のケヤキの項を参照)
	当尾	加茂町西小及び岩船	この当尾一帯は、古くは浄土信仰の靈地として栄えたところであり、昭和26年に加茂町に編入されるまで、当尾村(塔婆が建ち並ぶ屋根という意味の「塔尾」からきている。)と呼ばれていた。今日、藤原文化の様式を伝える庭園や建築、仏像等の歴史的遺産と一体となった自然環境は多くの人々に親しまれている。
	井平尾	加茂町井平尾	井平尾は「井ノ平」とも呼ばれ、和束川が木津川に合流する付近をさす。集落の西には流岡山があって、山紫水明の景観を呈している。古来、京都・奈良から伊賀・伊勢方面を結ぶ街道と和束・信楽方面へ抜ける街道の分岐点としても栄えた。地名の由来となつた街道沿いの弘法大師ゆかりの、檜の木・柏の井と呼ばれる上下二つの清泉「ニツ井」をはじめ、大師が菜を切った菜切石など水とのつながりが深い地域である。泉の傍らには、アラカシの古木が生育し、付近には「茅の森」と呼ばれた春日神社の森が往時の姿を今に伝えている。

動物相についてみると、ハチクマ、オオタカ、サシバ、フクロウなど、いわゆる里山で繁殖する猛禽類^{もうきんるい}も多く京都府改定版レッドデータ2013（平成25年・京都府）の絶滅危惧種以上に選定されています。また、河川敷の裸地に近い環境で繁殖する鳥として、シロチドリとコアジサシが絶滅危惧種以上のランクに選定されており、イカルチドリやイソシギとともに、こういった種にとって府内で最も重要な繁殖地は、木津川河川敷となっています。

1-6. 景観

本市を含む木津川左岸地域に展開する関西文化学術研究都市では、平成20年（2008）9月に「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」（以下、「学研景観計画」といいます）が策定されています。

学研景観計画は、景観法の制定（平成16年（2004）6月公布）及び京都府景観条例の制定（平成19年（2007）3月公布）を踏まえて、これまでの取組を継承するとともに、平成20年10月1日から景観法の届出等により実効性の高い景観形成を進めるためのものです。

学研景観計画は、学研都市内の文化学術研究地区を主に対象として、緑化やセットバック（道路からの壁面後退距離）などの景観形成基準を示しているものであり、既存市街地に適用されているものではありませんが、その景観形成の考え方を踏まえた地域の景観形成を検討する必要があります。

●景観形成の基本理念

- ・自然と生活の調和や都市的交流の場を創出し、未来を拓く知の創造都市にふさわしい緑と水辺及び生活のある街並みの形成
- ・国際的に誇れる、日本を代表する歴史、豊かな地域特性を持つ文化を活かした街並みの形成

●学研都市の景観特性

南山城盆地の地域の地形は、木津川の流れを軸に、これに沿う形で平地、丘陵地、台地、山地と比較的緩やかな勾配で層をなすように構成されており、このような特徴的な地形が、重層的な景観の基礎となっています。

- ・木津川、天井川及び丘陵部の緑地帯が地域の景観を大きく特徴づけています
- ・丘陵斜面は特徴的な里山景観であり、社寺、遺跡を含む歴史文化的雰囲気が漂っています
- ・府県境尾根部は既成市街地からの遠景としてゆるやかなスカイラインを形成しています
- ・甘南備山、飯岡、鹿背山が独立峰、丘陵としての地域のランドマークとなっています

参考：学研景観計画 令和4年変更



学研都市

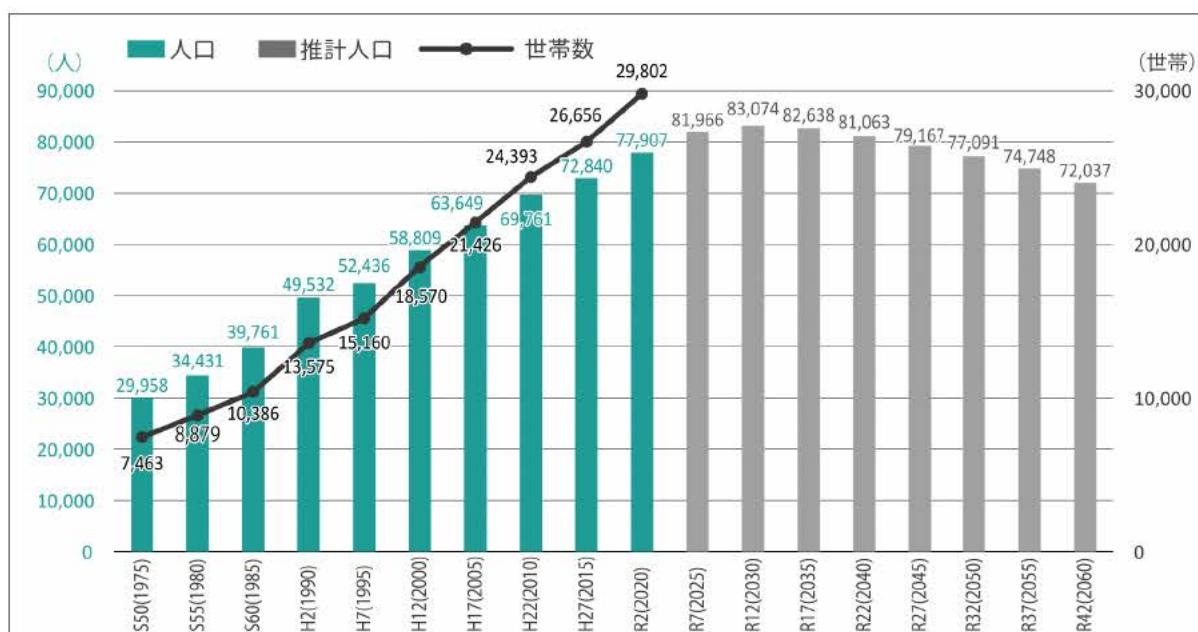
2. 社会的状況

2-1. 人口動態

本市の人口推移をみると、平成22年（2010）には69,761人でしたが、令和2年（2020）には77,907人となっており、この10年間で8,146人（増減率+10.5%）増加しています。世帯数をみても、平成22年（2010）の24,393世帯から、令和2年（2020）の29,802世帯へと増加しています。

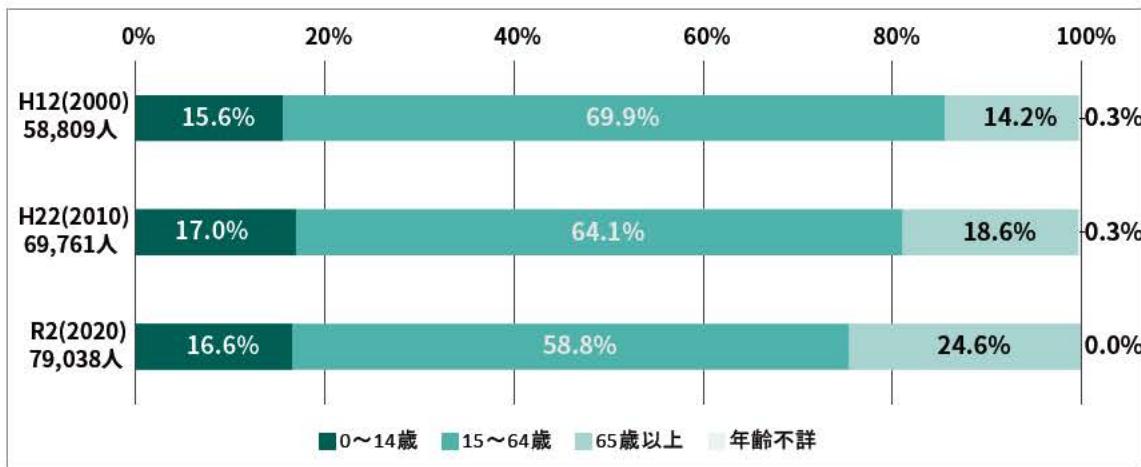
一方、将来推計人口をみると、令和42年（2060）には、72,037人まで減少すると予測されています。

年齢区分別の人口をみると、平成22年（2010）では、65歳以上の割合が18.6%ですが、令和2年（2020）には、24.9%と増加しています。一方で、同期間での0歳～14歳の割合の推移をみると、17.0%から16.8%とやや減少しています。



第17図 市域の人口・世帯数の推移と将来推計人口（人口及び世帯数は各年10月現在）

資料：国勢調査（H17までは旧木津町・旧加茂町・旧山城町の3町合計値）、木津川市人口ビジョン



第18図 年齢別人口割合の推移

資料：国勢調査

地区別人口の推移及び増減率をみると、平成23年（2011）から令和4年（2022）にかけて、木津地域ではニュータウンへの移住等により人口増減率は28.2%増でしたが、山城地域では10.8%減、加茂地域では15.6%減となりました。特に木津地区の梅美台（35.7%増）や北之庄（25.6%増）、加茂地区的駅前東三丁目（51.7%増）での増加率が大きくなっています。一方で、勝風（87.5%減）や東小（50.0%減）など加茂地域を中心に、山間部の地区では大幅な人口減がみられます。

また、地区別世帯数の推移及び増減率をみると、平成23年（2011）から令和4年（2022）にかけて、木津地区（40.9%増）、山城地区（11.9%増）、加茂地区（3.1%増）と3地域とも増加しています。

第10表 地区別人口・世帯数の推移及び増減率（平成23年・令和4年）

区分	H23(2011)		R4(2022)		増減率		区分	H23(2011)		R4(2022)		増減率	
	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口	世帯数		人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口	世帯数
木津地域	46,263	16,825	59,326	23,710	28.2%	40.9%	加茂地域	15,122	5,693	12,756	5,868	-15.6%	3.1%
木津町	2,594	958	3,094	1,307	19.3%	36.4%	里	644	245	618	269	-4.0%	9.8%
木津	1,866	763	1,661	847	-11.0%	11.0%	二本松	345	124	300	129	-13.0%	4.0%
本町西	465	205	431	217	-7.3%	5.9%	高田	315	104	266	108	-15.6%	3.8%
本町東	1,967	831	1,856	861	-5.6%	3.6%	観音寺	211	68	152	65	-28.0%	-4.4%
下川原	2,601	987	2,560	1,103	-1.6%	11.8%	大野	520	200	512	256	-1.5%	28.0%
宮ノ浦	1,179	466	1,148	507	-2.6%	8.8%	法花寺野	56	18	48	23	-14.3%	27.8%
鹿背山	532	198	436	198	-18.0%	0.0%	南新町	383	161	358	184	-6.5%	14.3%
梅谷	326	101	270	110	-17.2%	8.9%	中新町	285	114	264	125	-7.4%	9.6%
市坂	734	261	568	258	-22.6%	-1.1%	北新町	332	126	356	139	7.2%	10.3%
曾根山	253	97	204	88	-19.4%	-9.3%	南町	482	171	426	189	-11.6%	10.5%
大里	1,834	760	2,174	1,000	18.5%	31.6%	西町	54	18	51	20	-5.6%	11.1%
北之庄	989	402	1,242	557	25.6%	38.6%	中町	87	35	63	36	-27.6%	2.9%
東叶師	390	153	482	212	23.6%	38.6%	東町	261	101	195	97	-25.3%	-4.0%
西叶師	450	174	459	207	2.0%	19.0%	中森	183	81	187	83	2.2%	2.5%
兜台	7,636	2,799	6,866	3,009	-10.1%	7.5%	兎並西	346	137	331	147	-4.3%	7.3%
相楽台	4,326	1,593	4,984	2,113	15.2%	32.6%	駅東一丁目	106	50	125	53	17.9%	6.0%
木津川台	6,785	2,233	6,253	2,404	-7.8%	7.7%	駅東二丁目	726	284	653	302	-10.1%	6.3%
州見台	5,802	1,950	7,153	2,657	23.3%	36.3%	駅東三丁目	116	36	176	61	51.7%	69.4%
梅美台	5,534	1,894	7,511	2,656	35.7%	40.2%	兎並	149	65	108	58	-27.5%	-10.8%
城山台	-	-	9,974	3,399	-	-	山之上	74	37	39	25	-47.3%	-32.4%
山城地域	8,949	2,998	7,980	3,355	-10.8%	11.9%	北	117	40	89	40	-23.9%	0.0%
北綺田	583	178	491	200	-15.8%	12.4%	小谷上	130	58	108	54	-16.9%	-6.9%
南綺田	1,131	382	1,102	451	-2.6%	18.1%	小谷下	180	91	102	60	-43.3%	-34.1%
北平尾	1,181	370	1,120	432	-5.2%	16.8%	錢司	222	92	141	61	-36.5%	-33.7%
南平尾	1,774	613	1,741	729	-1.9%	18.9%	山田	85	29	65	27	-23.5%	-6.9%
神童子	162	58	110	52	-32.1%	-10.3%	井平尾	253	104	185	94	-26.9%	-9.6%
北河原	399	130	328	139	-17.8%	6.9%	岡崎	335	117	271	110	-19.1%	-6.0%
樋井	740	215	654	251	-11.6%	16.7%	河原	277	98	217	93	-21.7%	-5.1%
北代	125	44	78	42	-37.6%	-4.5%	西	123	46	84	43	-31.7%	-6.5%
上狛1	176	51	160	56	-9.1%	9.8%	東	79	32	64	30	-19.0%	-6.3%
上狛2	396	131	323	140	-18.4%	6.9%	登大路	171	68	137	63	-19.9%	-7.4%
上狛3	242	73	192	81	-20.7%	11.0%	仏生寺	203	73	146	72	-28.1%	-1.4%
上狛4	174	54	111	52	-36.2%	-3.7%	口畠	109	38	100	47	-8.3%	23.7%
上狛5	292	96	231	96	-20.9%	0.0%	奥畠	93	41	68	33	-26.9%	-19.5%
上狛6	372	138	374	166	0.5%	20.3%	岩船	101	39	72	35	-28.7%	-10.3%
上狛7	188	73	149	66	-20.7%	-9.6%	大門	38	13	22	10	-42.1%	-23.1%
上狛8	261	91	226	96	-13.4%	5.5%	東小	14	5	7	4	-50.0%	-20.0%
上狛9	318	114	214	107	-32.7%	-6.1%	西小	97	30	72	34	-25.8%	13.3%
上狛10	258	88	195	95	-24.4%	8.0%	南下手	66	21	54	23	-18.2%	9.5%
棚倉区外	52	28	55	34	5.8%	21.4%	北下手	47	15	32	15	-31.9%	0.0%
高麗区外	12	5	12	5	0.0%	0.0%	森	32	14	22	12	-31.3%	-14.3%
上狛区外	113	66	114	65	0.9%	-1.5%	高去	21	9	12	8	-42.9%	-11.1%
							勝風	16	8	2	1	-87.5%	-87.5%
							大畠	36	16	29	19	-19.4%	18.8%
							辻	101	30	75	32	-25.7%	6.7%
							尻枝	139	47	110	46	-20.9%	-2.1%
							南加茂台	6,362	2,344	5,242	2,433	-17.6%	3.8%
							全域	70,334	25,516	80,062	32,933	13.8%	29.1%

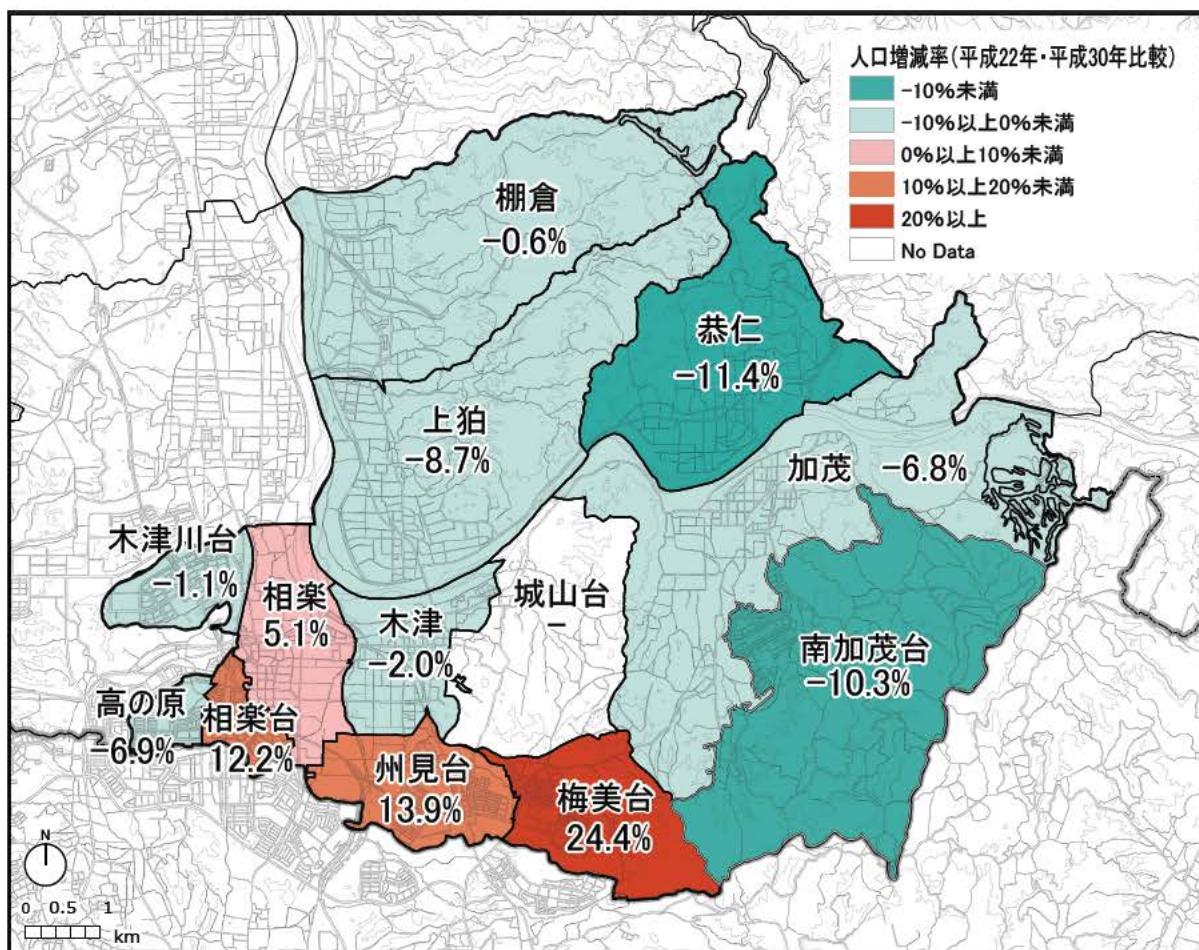
備考：平成23年3月末、令和4年9月末、外国人を含まない。 資料：木津川市住民基本台帳より作成

また小学校区別の人団増減（平成22年（2010）～平成30年（2018））をみると、梅美台（増減率24.4%）や、州見台（同13.9%）、相楽台（同12.2%）では人口が増加していますが、恭仁（同-11.4%）や南加茂台（同-10.3%）では人口が減少しています。

第11表 小学校区別人口及び人口増減率（平成22年・平成30年）

小学校区	H22年（人）	H30年（人）	人口増減率（H22年～30年）
木津	8,495	8,324	-2.0%
相楽	6,545	6,876	5.1%
高の原	7,634	7,108	-6.9%
相楽台	4,364	4,896	12.2%
木津川台	6,561	6,492	-1.1%
梅美台	5,736	7,137	24.4%
州見台	6,680	7,608	13.9%
城山台	-	5,979	-
加茂	6,455	6,015	-6.8%
恭仁	1,559	1,381	-11.4%
南加茂台	6,846	6,141	-10.3%
棚倉	4,667	4,640	-0.6%
上狛	4,219	3,850	-8.7%
計	69,761	76,447	9.6%

資料：H22国勢調査、住民基本台帳（H30年3月末現在）、第二次木津川市総合計画



第19図 小学校区別人口増減率（平成22年・平成30年）

2-2. 産業

本市では、古くから米、麦などとともにお茶やタケノコなどの農産物が生産され、それらの主産地として発展を続け、今日の都市近郊農業の基盤を形成してきました。特に、木津川水運の地の利を生かして幕末から明治にかけて茶の輸出が増大し、茶の集散地、精製加工の場として発展してきました。

また、江戸時代の高級麻織物の技術を活かした相楽木綿は、京都府域最大の産地として昭和初期まで栄え、現在のふすま地や壁紙の生産につながっています。

このように、本市は、里地里山、木津川などの豊かな自然に恵まれた環境の中で、多くの特産物や名産品などの地域産業を生み出し、現代につながる産業基盤を形成してきました。



相楽木綿を使ったマスクの製造

出典：けいはんな記念公園相楽木綿伝承館 HP



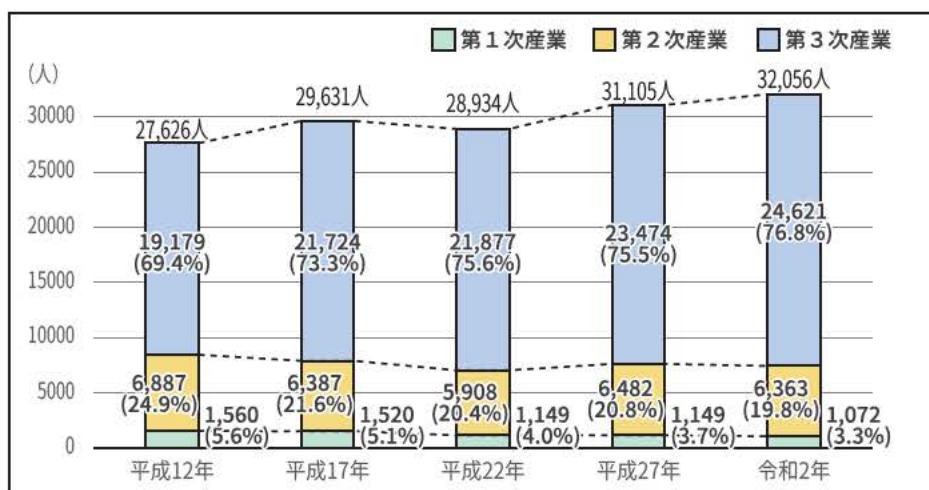
上狛の茶問屋

出典：第2次木津川市総合計画

(1) 産業別就業者数

本市の産業別就業者数（令和2年（2020））をみると、第3次産業就業者数が24,621人（全体の76.8%）と最も多く、次いで、第2次産業が6,363人（同19.8%）、第1次産業が1,072人（同3.3%）となっています。産業分類別に就業者数をみると、卸売業、小売業（16.0%）の割合が最も大きく、次いで、医療・福祉（15.6%）となっています。

また、産業大分類別の年齢割合をみると、第1次産業では60代以上が占める割合が69.7%と高く、農林業の担い手の高齢化が著しく進んでいることがうかがえます。



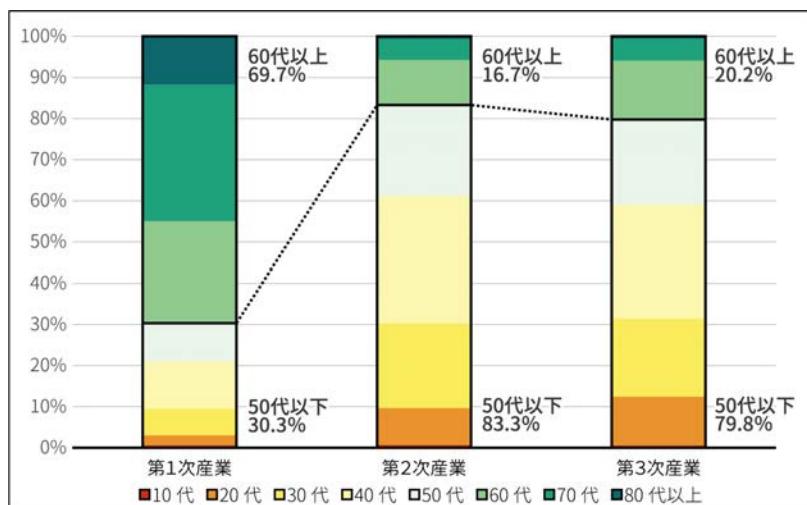
第20図 産業大分類別就業者数の推移

資料：国勢調査

第12表 産業別事業所数と従業者数（令和2年10月1日現在）

産業分類		従業員数		産業分類	従業員数	
		(人)	(%)		(人)	(%)
第1次	農業、林業	1,069	3.3%	第3次	不動産業、品貿貸業	668 2.0%
	漁業	3	0.0%		学術研究、専門・技術サービス業	1,419 4.3%
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0%		宿泊業、飲食サービス業	1,478 4.5%
	建設業	1,689	5.2%		生活関連サービス業、娯楽業	1,107 3.4%
第3次	製造業	4,670	14.3%		教育、学習支援業	2,546 7.8%
	電気・ガス・熱供給・水道業	262	0.8%		医療、福祉	5,079 15.6%
	情報通信業	781	2.4%		複合サービス事業	288 0.9%
	運輸業、郵便業	1,430	4.4%		サービス業(他に分類されないもの)	1,859 5.7%
	卸売業、小売業	5,231	16.0%		公務(他に分類されるものを除く)	1,708 5.2%
	金融業、保険業	765	2.3%		分類不能の産業	575 1.8%
		—				

資料：国勢調査



第21図 産業別年齢割合

資料：国勢調査

(2) 農林業

2020年農林業センサスをみると、販売農家（660戸）は全農家数（1,193戸）の55.3%を占めます。

作物の類型別経営体数、作付面積をみると、稻（524経営体）に次いで野菜類（300経営体）が多くなっています。

また、京都府における茶園面積・荒茶生産量・荒茶生産金額の市町村別割合をみると、和束町・南山城村・宇治田原町について、木津川市の割合が高くなっています。

第13表 農家数（単位：戸）

旧町村名	総農家数	販売農家	自給的農家
棚倉村	175	81	94
高麗村	87	33	54
上狛町	71	54	17
木津町	280	197	83
相楽村	153	87	66
加茂町	194	108	86
瓶原村	126	48	78
当尾村	107	52	55
合計	1,193	660	533

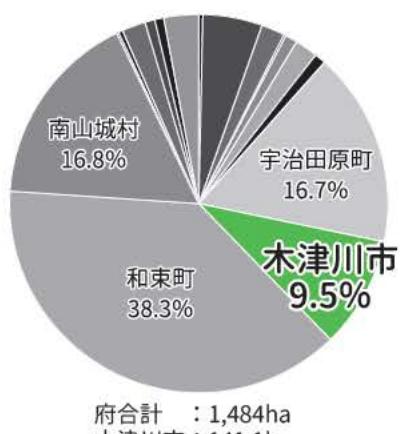
資料：農林業センサス 2020

第14表 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数と作付（栽培）面積（単位：ha）

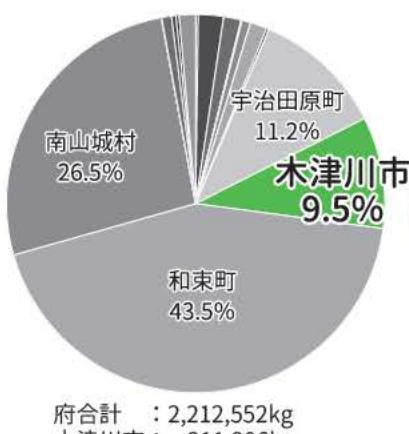
	稻	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	果樹類	花き類・花木	その他
作付（栽培）経営体数	524	2	3	33	31	X	260	46	23	21
作付（栽培）面積（ha）	X	X	1	X	X	X	122	14	6	5

備考：Xは秘匿値 資料：農林業センサス 2020

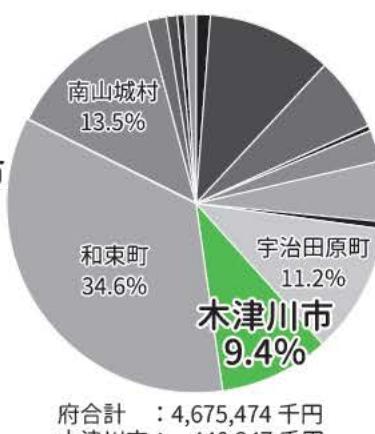
茶園面積の市町村別割合



荒茶生産量の市町村別割合



荒茶生産金額の市町村別割合

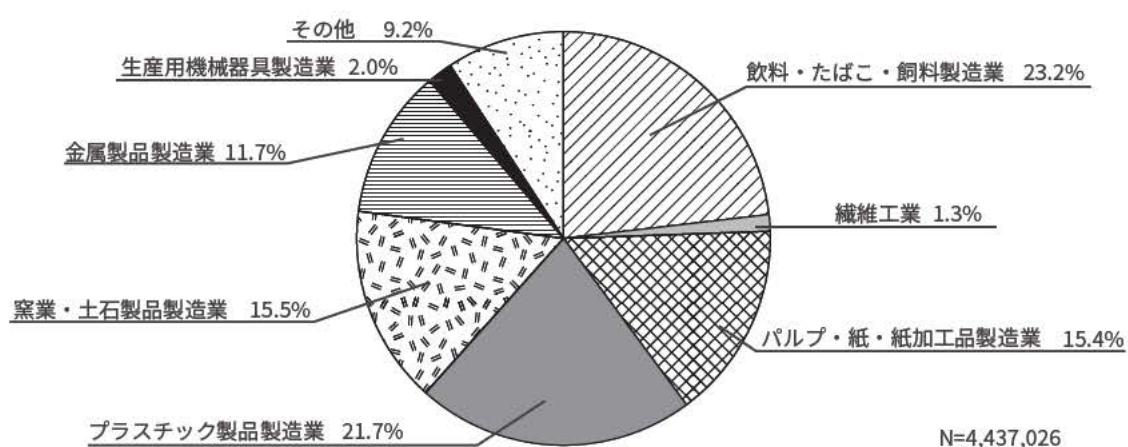


第22図 茶園面積と荒茶生産量・生産金額の市町村別割合

資料：令和2年京都府統計書

(3) 工業

工業統計調査（2019年実績）によると、市内には53の事業所があり、製造業の従事者は1,322人となっています。産業中分類別の製造品出荷額の割合（令和元年（2019）度実績）をみると、茶などの「飲料・たばこ・飼料製造業」が23.2%と最も多く、次いで「プラスチック製品製造業」が21.7%となっています（秘匿値は除く）。



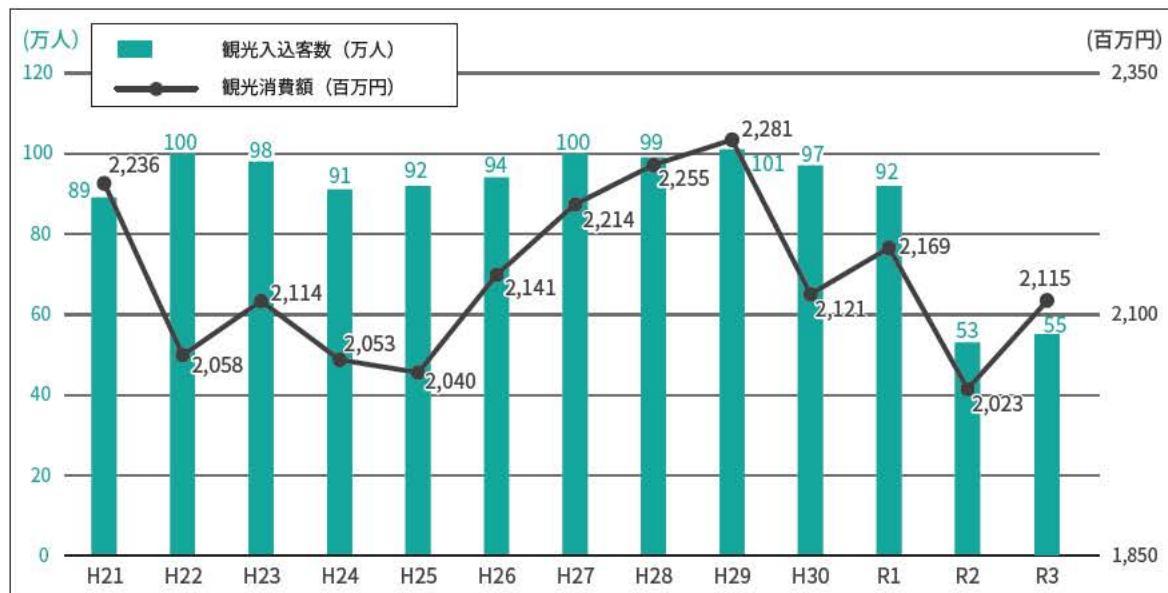
第23図 産業中分類別の製造品出荷額等の割合（2019年実績）

資料：2020年工業統計調査

(4) 観光

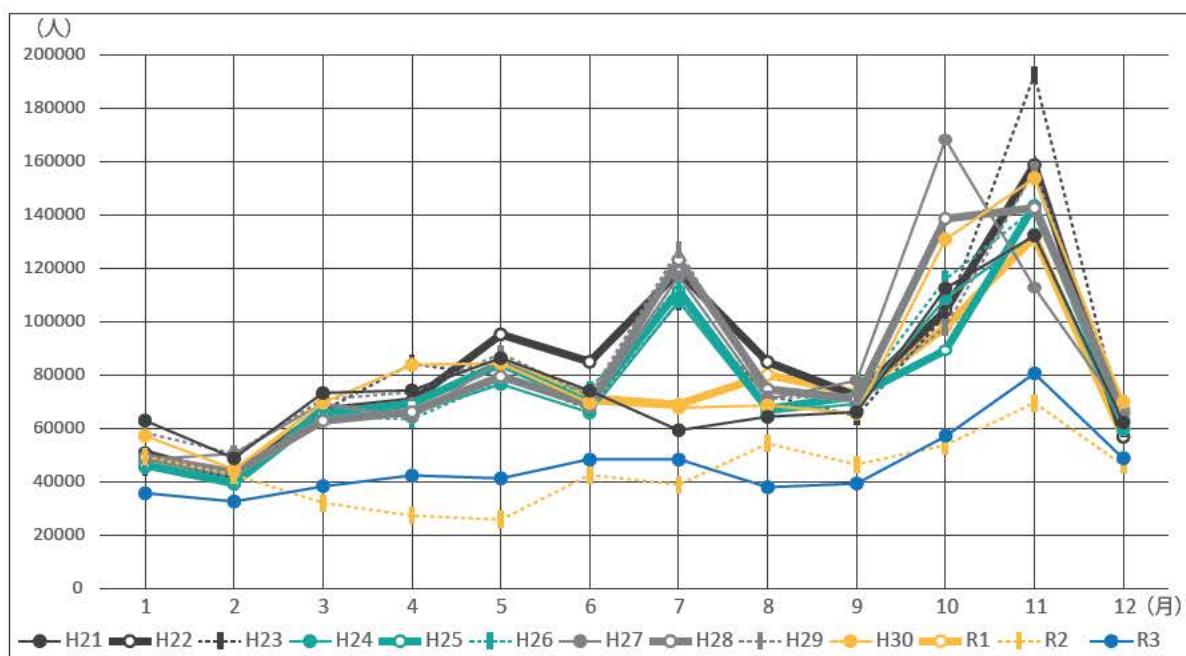
本市における近年の年間観光客数の推移をみると、毎年100万人前後で推移していましたが、令和2年（2019）1月に国内での感染者が初確認された新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020）・令和3年（2021）の観光入込客数は大幅に減少しています。

月別観光入込客数をみると、紅葉の見ごろで「秋の社寺秘宝・秘仏特別開扉」が実施される10月から11月にかけて最も多くなっています。また、夏休み期間である7月が第2のピークとなっています。



第24図 観光入込客数及び観光消費額の推移

資料：京都府観光入込客数及び観光消費額



第25図 月別観光入込客数

資料：京都府観光入込客数及び観光消費額

本市は都市部からのアクセスが良いことも影響し、観光形態は日帰り客が99%以上を占めています。また、観光目的では、「スポーツ・レクリエーション」が最も多く、令和3年（2021）では全体の56.0%を占めています。次いで、「文化・歴史」が多くなっており、全体の22.6%を占めています。



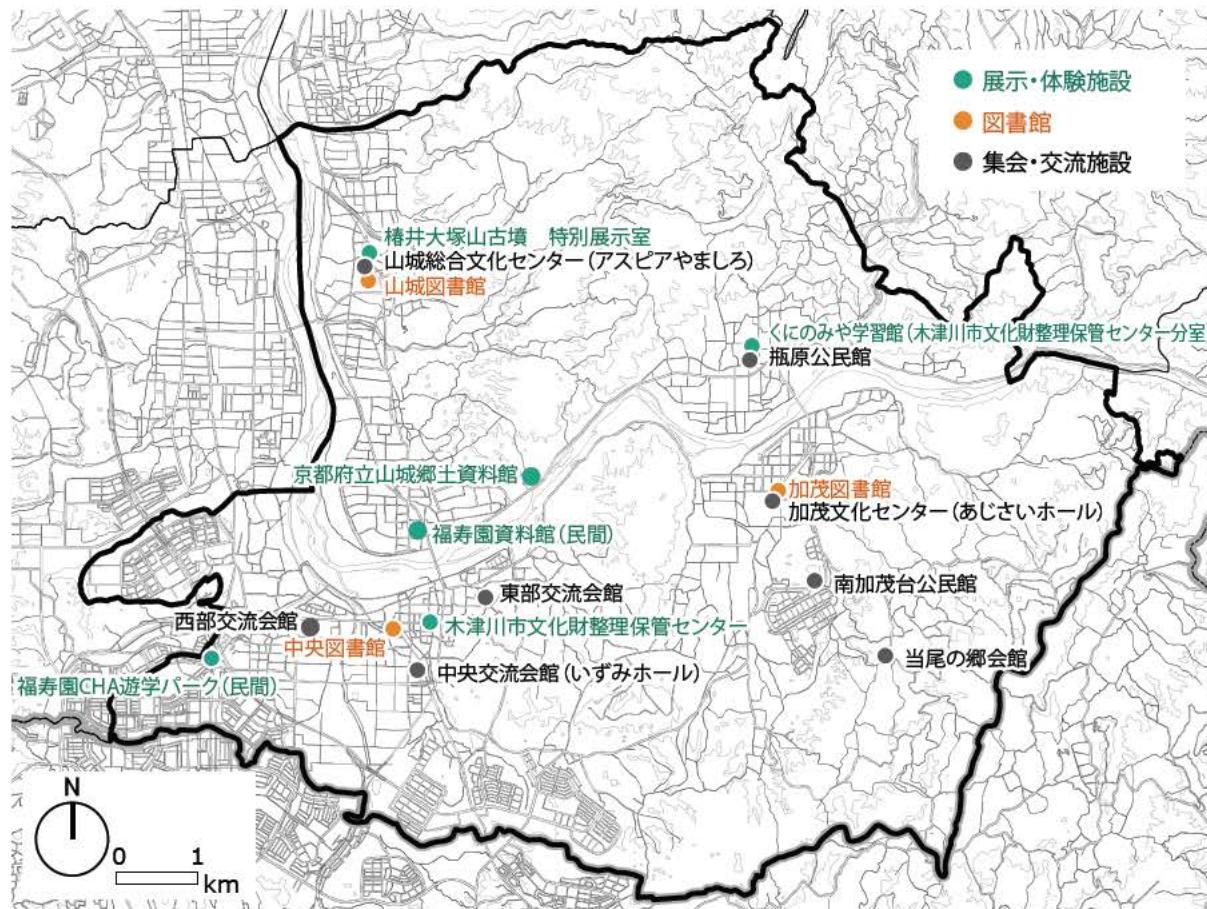
浄瑠璃寺庭園（史跡・特別名勝）

第15表 目的別観光客数の推移

目的	H27 (人)	H28 (人)	H29 (人)	H30 (人)	R1(H31) (人)	R2 (人)	R3 (人)
自然	-	-	-	-	-	-	-
文化・歴史	256,310	242,161	273,916	246,923	210,264	124,232	124,378
産業観光	30,549	42,235	50,181	59,267	55,904	7,869	1,492
スポーツ・レクリエーション	426,230	416,662	411,605	399,569	409,080	299,031	307,861
温泉・健康						66,361	67,999
買物	106,267	97,569	84,139	72,377	66,772	-	-
行・祭事	23,680	26,620	10,000	26,000	26,070	31,338	47,676
イベント	155,274	161,777	175,317	161,723	148,379		
計	998,310	987,024	1,005,158	965,859	916,469	528,831	549,406

資料：京都府観光入込客数及び観光消費額

本市の歴史文化に関連する主な施設は第24図のとおりです。



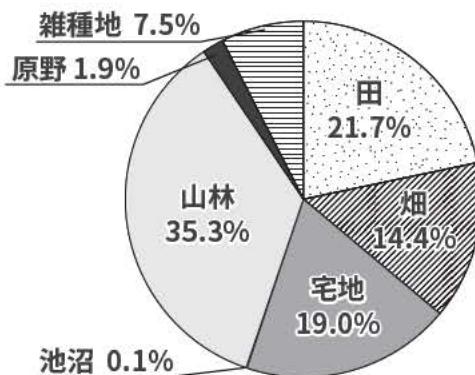
第26図 歴史文化に関する主な施設

2 – 3. 土地利用

本市の地目別土地面積の割合（令和3年（2021））をみると、市域の35.3%を山林が占めており、次いで田（21.7%）、宅地（19.0%）の順となっています。

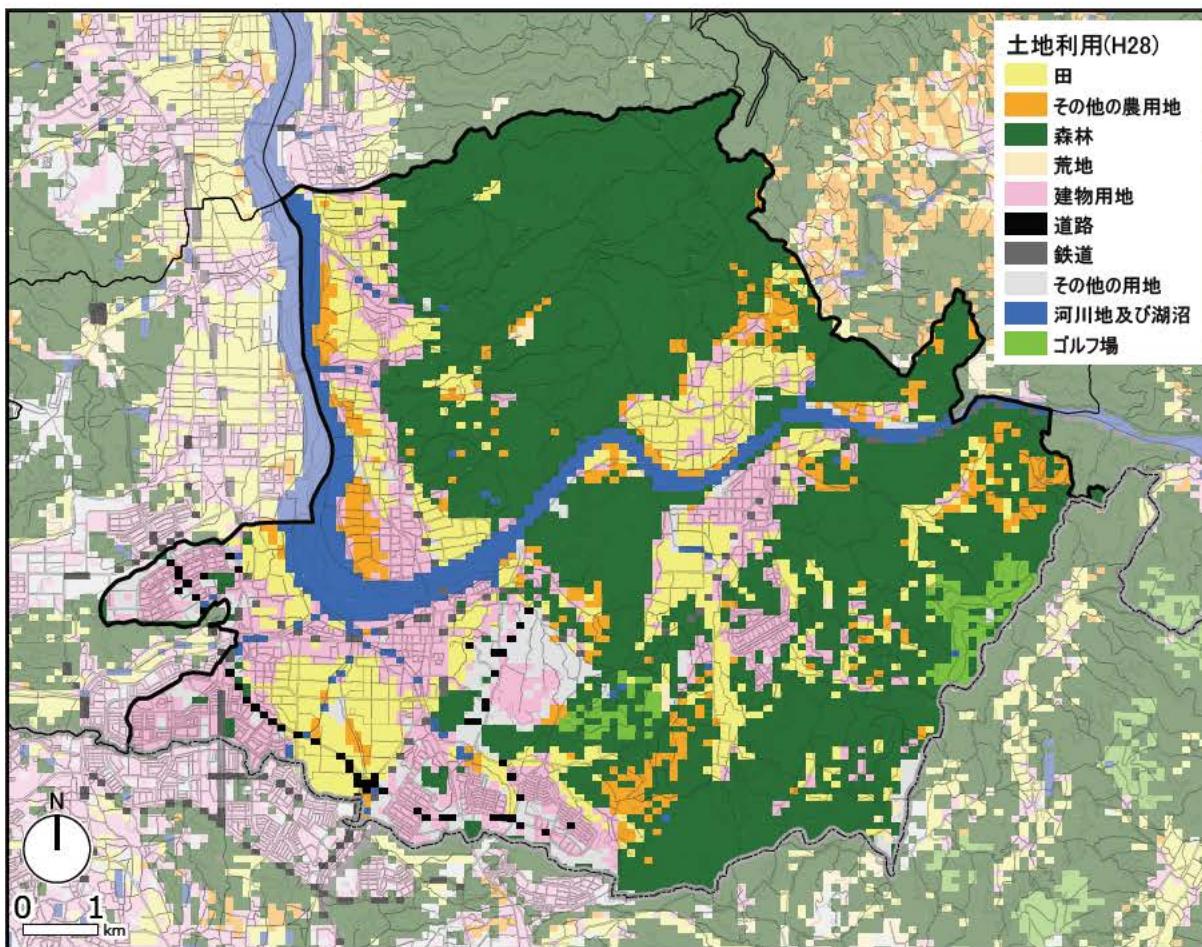
第16表 地目別土地面積（令和3年度）

	面積(ha)	割合(%)
田	1002.3	21.7%
畠	666.1	14.4%
宅地	878.0	19.0%
池沼	4.3	0.1%
山林	1632.2	35.3%
原野	89.0	1.9%
雑種地	347.3	7.5%
評価総面積	4619.2	100.0%



第27図 地目別土地面積の割合

資料：令和3年度木津川市統計書



第28図 土地利用細分図

資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ〔H28〕

備考：単位…3次メッシュ 1/10 細分区画 (100m メッシュ)

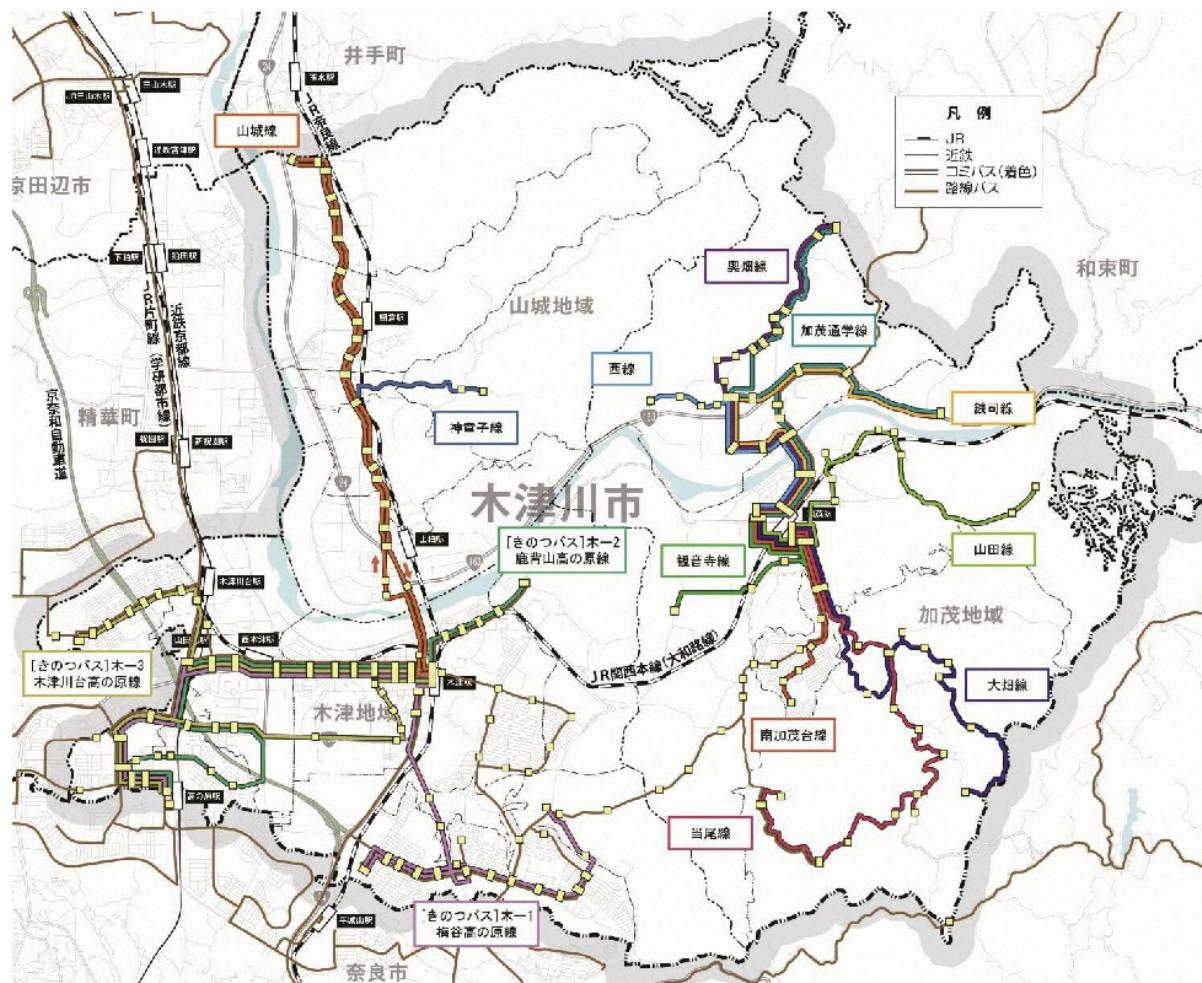
2-4. 交通

市内の鉄道として、木津駅を拠点とし、西日本旅客鉄道奈良線が市域東部を南北に、市域西部では片町線（学研都市線）が東西に走っています。また、旧加茂町では関西本線が東西に貫いており、大阪・奈良・京都などの都市部へと繋がっています。さらに近鉄京都線も市域西部を南北に走っています。

鉄道駅としては、奈良線には棚倉駅、上狛駅、木津駅、片町線（学研都市線）には西木津駅、関西本線には加茂駅、近鉄京都線には木津川台駅、山田川駅、高の原駅が設置されています。道路網をみると、京奈和自動車道が市南西部を南北に走っており木津インターチェンジが本市の玄関口となっています。また、国道24号、国道163号などの幹線道路が走っています。

なお主要都市からのアクセスをみると、京都市内からは、国道1号又は24号、京奈和自動車道城陽IC、山田川ICまたは木津ICを経由して約45分となっています。大阪市内からは阪神高速、第二阪奈から奈良を経由するコース、あるいは国道163号を経由するコースで約50分です。

路線バスは、奈良交通がJR木津駅や加茂駅、近鉄山田川駅や高の原駅を拠点として運行しています。また、路線バスを補完する形で、コミュニティバスやタクシーがJR木津駅、加茂駅、近鉄山田川駅、高の原駅を拠点に運行しています。



第29図 主な交通網（バス路線）

出典：第2次木津川市地域公共交通網形成計画（令和2年3月）

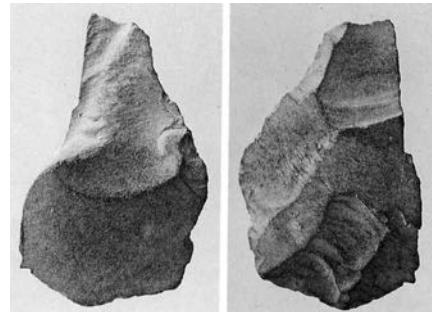
3. 歴史的背景

3-1. 先史（旧石器～古墳時代）

人々の生活の始まり

旧石器時代の唯一の遺物として、岡田国遺跡から作りかけの石器がみつかっています。これは、瀬戸内技法を用いた3万年～1万3千年前のナイフ形石器とみられ、このころには岡田国神社の裏山辺りに人々が住み着いていたと想定されます。

続く縄文時代の最も古い遺跡としては、^{せんりょういわ}千両岩遺跡が挙げられます。縄文時代前期の遺跡として涌出宮遺跡や恭仁宮跡下層、中期の遺跡として^{くにきゅうせき}鳥休遺跡、^{とうろうじ}燈籠寺遺跡等があり、石器・土器などの遺物や竪穴住居跡がみつかっています。後期・晩期になると遺跡の数も増加し、片山遺跡、^{かたやま}燈籠寺遺跡、^{ゆみでん}弓田遺跡、^{いしがつじ}石ヶ辻遺跡等が代表的な遺跡として挙げられます。こうした遺跡の分布からは、中期までは特定の丘陵地帯に分布した居住域が、後期に入って木津川に面した丘陵先端や台地上に広がっていったことがわかります。



岡田国遺跡出土ナイフ形石器



涌出宮遺跡出土縄文土器

弥生集落（ムラ）の成立

弥生時代前期の集落として、赤ヶ平遺跡・燈籠寺遺跡が挙げられます。住居域と墓域をもっており、市域での稻作の開始を考える上で重要な遺跡です。中期には集落数も増加し、山城町では涌出宮遺跡・椿井遺跡が、木津町では燈籠寺遺跡・片山遺跡・大畠遺跡、加茂町では恭仁宮関連遺跡等が営まれました。特に、大畠遺跡では隣接する相楽山から弥生時代中期（紀元前1世紀～1世紀）の銅鐸（豊作などを祈る祭りの道具）がみつかっており、居住域と墓域・銅鐸祭祀を一体にみることができる貴重な遺跡となっています。大畠遺跡は、木津町・精華町の地域にあつたいくつかの小さな村の中心的な集落（母村）であったと想定されています。

後期では、特に木津平野周囲での集落の動向が明らかになっています。木津平野東部では木津城山遺跡・白口遺跡・内田山遺跡・片山遺跡が、木津平野東南端では上人ヶ平遺跡が、木津平野西部では吐師山遺跡・相楽遺跡・曾根山遺跡で住居や墓がそれぞれ営まれ、丘陵を中心により多くの集落が展開する様子がわかります。加茂地域でも、恭仁宮関連遺跡や河原遺跡など、木津川北岸の河岸段丘から台地上に集落が認められるが、実



相楽山出土銅鐸



上人ヶ平遺跡

態が明らかな遺跡は多くありません。

また、弥生時代終末期には、加茂町に砂原山墳墓^{すなはらやま}が築造され、墳頂部からは土器が出土しています。城陽市の芝ヶ原^{しばがはら}12号墳と並ぶ南山城地域で最初期の古墳のひとつに位置づけられます。その後、椿井大塚山古墳築造の時期まで、市域の人の営みは明らかになっていません。



砂原山墳墓遺物出土状況

古墳の築造

市域における古墳は、椿井大塚山古墳の築造を端緒とします。椿井大塚山古墳は3世紀末～4世紀はじめに築かれた、全長約175mを測る、同時期としては山城地域最大の前方後円墳です。石室から36面以上の中国製の鏡が発見されていることや、奈良県桜井市の箸墓古墳（日本で最も古い前方後円墳）と多くの共通点があることから、ヤマト政権の一翼を担っていた南山城地域の首長の墓と評価されています。椿井大塚山古墳を中心とする前期の古墳群として、平尾城山古墳^{ひらおじょうやま}・稻荷山古墳^{いなりやま}が同一首長系譜として考えられています。

古墳時代前期後半以降、木津平野周辺を中心に、中小規模古墳群が各地域で築造されます。木津平野では、前期後半の瓦谷1号墳（前方後円墳）築造を契機に瓦谷古墳群、内田山古墳群、吐師七ツ塚古墳群、上人ヶ平古墳群などが築造されます。瓦谷古墳群と内田山古墳群では古墳周囲に埴輪棺墓や土器棺墓が作られるのが特徴的です。また、瓦谷古墳群と上人ヶ平古墳群では、それぞれ埴輪窯が築造され、円筒埴輪や形象埴輪が出土しています。木津平野東部では、その他に西山塚古墳や幣羅坂古墳の築造が認められます。

古墳時代中期末頃には、上狹天竺堂古墳群において横穴式石室の導入がみられます。その後、後期中葉から飛鳥時代にかけて、加茂町域や山城町域では、車谷古墳群^{くるまだに}や前門古墳群^{まえぐり}のような横穴式石室をもつ群集墳が丘陵地帯に広く展開するようになります。一方、木津町域では、白山古墳^{はくさん}・音乗谷古墳^{おんじょうがだに}のような単独墳が築造されており、中期後半からの地域首長墳の系譜と考えられます。

古墳時代の終末期にあたる飛鳥時代後半には、石のカラト古墳（上円下方墳）が築造されます。



椿井大塚山古墳



椿井大塚山古墳出土三角縁神獸鏡



石のカラト古墳

朝鮮半島とのつながり

文献資料には、欽明31年（570）の高句麗使節に関する一件において、相楽郡内に「相樂館（山背高械館）」を建て、使節をもてなしたことが挙げられています。608年に「難波高麗館」が建てられるまで相樂館は続き、市域周辺が対高句麗外交の拠点であったと考えられています。

また、6世紀後半以降、山城地域は畿内でも有力な高句麗系渡来人の居住地であったとされ、山城町域には上狛などの地名が残っています。古墳時代中期後半の上狛北遺跡の住居からは、栄山江流域産陶質土器などの朝鮮半島系土器が出土しています。



上狛北遺跡出土陶質土器

3-2. 古代（飛鳥～奈良時代）

山背道と藤原宮造営

「大化改新詔」により畿内国の範囲が定められ、大和—木津—宇治—山科—近江と通じる幹線道路「山背道」の範囲が明確となりました。天智6年（667）の大津宮遷都により、より一層重要な街道となり、壬申の乱においては、大海人皇子の吉野行きに利用され、大伴吹負が「乃楽山（奈良山）」に陣取るなどしています。

藤原宮造営の時期には、近江国田上山から伐りだされた木材が、宇治川から木津川を介し、市域の津で引き上げられ、奈良山を越えて運ばれています。そのため、木津川を水路として利用した拠点にあたる木津の港と地域は、仕事にあたる役人や労役に駆り出された人々で大変にぎわいました。このころの『万葉集』などには木津川を「泉河」、市域の津を「泉津」と呼ぶ表記が確認できます。

また、この時期には、山城町域に高麗寺や蟹満寺が建立されています。木津町域では大畠遺跡で掘立柱建物跡群がみつかっており、近隣には歌姫西窯跡が位置することから、山背道に関連する何らかの拠点であったと考えられています。街道と水路を中心とした、都城の外港としての木津周辺の機能は、この時期にほぼ形成されたと考えられます。

藤原宮で整えられた律令に基づき、相樂評が置かれ、大宝元年（701）の大宝律令の施行に伴い相樂評は相樂郡となりました。靈龜元年（715）には里が郷と改称され、相樂郡は7郷となりました。郷を単位として戸籍や計帳がつくられるようになり、人々の生活や経済上の枠組みとなりました。



歌姫瓦窯跡



蟹満寺



高麗寺跡

平城京の造営と木津の瓦工房

和銅3年（710）に都が藤原京から平城京へ移ると、平城京の外港としての役割を泉津が担うようになり、木津の地域は一層にぎわいました。泉津には船着き場だけでなく、市場や製材所、役所や平城京の大寺院の木屋所も設置され、伊賀・丹波・近江などから大量の木材が運ばれました。

また、平城京遷都に伴い官道の再整備も行われました。平城宮から歌姫—相楽—吐師を通り山崎に向かう山陰山陽両用道や、市坂—木津—宇治に向かう東山北陸両用道、木津—岡田—上野に抜ける東海道が造られ、市域は畿内の北と東をつなぐ結節点となりました。八後遺跡では、東山北陸両用道に関連するとされる道路遺構と車輪跡がみつかっています。

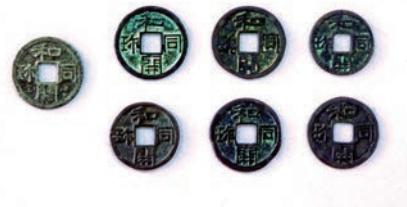
上人ヶ平遺跡は、多数の瓦片と大規模な掘立柱建物4棟、小規模な建物5棟がみつかっており、都の建設に関連する瓦工房の跡と考えられています。また、奈良山瓦窯跡は奈良市にまたがる瓦窯跡群ですが、平城宮及び興福寺などの京内寺院に屋根瓦を一元的に供給した官営工房であり、都城への瓦供給体制や造瓦技術の発展を語る上で欠くことのできない遺跡です。

さらに、錢司遺跡は岡田鑄銭司跡と考えられ、平城京の貨幣供給を担った工房であると考えられています。

短命の都・恭仁京

加茂町域では8世紀初頭から麿原離宮や岡田離宮などの離宮が造営され、頻繁な行幸がありました。またこの頃天然痘の流行により、藤原氏の勢力が弱まり橘諸兄の権力が興隆します。橘諸兄は井手町付近に拠点をもち、相楽別業をもっていたとされますが、これは市域にあった可能性もあります。恭仁宮建設にあたっては、この橘諸兄が大いに活躍したといわれています。

恭仁宮造営は天平12年（740）12月に開始されますが、平城宮から移設された大極殿が完成したのは天平13年（741）1月とされます。天平17年（745）5月に平城宮に遷都した後、恭仁宮の大極殿は山背国分寺に施入され、隣地に塔が建設されました。恭仁京は、短命の都でしたが、墾田永年私財法や国分寺・国分尼寺建立の詔など奈良時代後半を特徴づける歴史的決定がなされました。また、この時期、市域には聖武・称徳朝の仏教政策を反映したような神雄寺や樋ノ口遺跡など特徴的な寺院や官衙施設が造営されるほか、高麗寺の改修などが行われました。



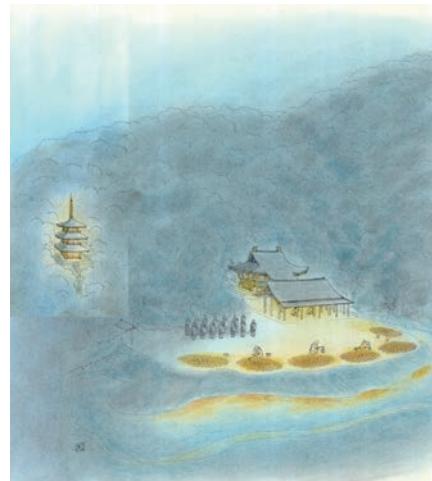
錢司遺跡出土銭



音如ヶ谷瓦窯跡



恭仁宮跡



神雄寺想像図

恭仁京の造営にも関係した役所や倉庫、施設があったと考えられる上津遺跡からは、多くの建物跡や溝跡等とともに、様々な土器・祭具・銭・官人の持ち物・工具・錠前などが発見されています。

また、740年代の木津の活気には、行基の活動も加わっていたと考えられます。行基は、天平13年（741）には木津に来て、「泉大橋」と「泉寺布施屋」をつくったとされ、当時の社会不安に悩む民衆の間で活躍しました。布施屋は旅の途中で困ったり、病気になった人々を収容しており、^{せんきょうじ}泉橋寺の付近に建てられたと考えられています。

3-3. 古代～中世（平安時代～室町・戦国時代）

長岡京遷都後の地域の変化

延暦3年（784）、都が大和國から山背國（794年に「山城國」と改称）の長岡京へ移ったことは、地域が大きく変わるきっかけとなりました。都城の外港としての機能は山崎津にとってかわられますが、泉津は南都諸寺の外港として営まれるようになり東大寺の木屋所（木材を集積する場所）などが置かれます。

また、9世紀頃から東大寺・興福寺の荘園が多数成立し、これ以降、市域の情勢は南都諸寺の動向とともに動くことになります。山城町では平安時代から鎌倉時代にかけて柏野荘・綺荘が成立し、13世紀後半にはいずれも興福寺領となっています。木津町では平安時代末には木津荘が、鎌倉時代後期には相楽荘が成立しており、いずれも興福寺領となっています。加茂町では賀茂荘や錢司荘・大野荘・瓶原荘に東大寺領が成立していますが、鎌倉時代以降、近衛家や春日社の荘園へとなっていき、14世紀末頃には興福寺領としての比率が大きくなっています。

仏教の興隆

当尾は12世紀初頭には小田原と呼ばれ、高野聖が隠遁する修行の場となっていました。そこから淨瑠璃寺・隨願寺・岩船寺の当尾の寺院の前身となる草庵が成立し、12世紀後半には、淨瑠璃寺では摂関家の支援を受けて、現在の伽藍につながる姿が成立したと考えられています。隨願寺は、現在は廃寺ですが13世紀初頭には淨瑠璃寺に比肩する伽藍を有していましたとされ、遺構が良好に遺っています。また、山城町綺田・神童子においても光明山寺・神童寺が平安時代以降成立してい



泉橋寺



淨瑠璃寺



光明山寺跡出土鬼瓦（蟹満寺藏）



神童寺

ます。光明山寺は東大寺僧侶の建立であり、平安時代から鎌倉時代にかけて多くの堂宇が建ち並ぶ寺院であったようです。光明山寺跡で過去の調査により寺院周辺の堂宇の一端と思われる区画が検出されています。

木津と王朝文学

平安時代、貴族やその子女の東大寺・春日社・興福寺などへの寺社詣はひとつのブームでした。^{へいあんきょう}平安京から大和国への道筋は大きく3通りあり、いずれも木津を通りました。藤原道長も木津を経て奈良へ入った記録が3回知られています。寛治2年(1088)2月の白河上皇の高野詣では、華やかな行列の見物客で宇治までの道路がいっぱいになったといわれます。その様子は『御堂関白記』や『蜻蛉日記』などの文学から読むことができます。この時代には、「かも」「狛野」の地は、風光明媚な場所として知られており、「みかの原」「いづみがは」などの地名が歌われています。



大智寺文殊菩薩坐像

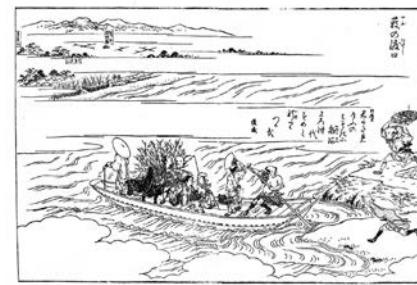
木津の渡しと土一揆

室町幕府の支配下にはいってもなお、興福寺による支配が続きます。京都と奈良との往来は、東路・西路どちらも木津が結節点でした。木津の渡しは、下の渡しは橋柱寺(いまの大智寺)のすぐ西方にあったと推定されていますが、上の渡しの位置はよくわかつていません。

渡しの近くには、座商人や小売人・手工業の職人、運搬業者等によって町が形成されていきました。流通や運輸を担った彼らは次第に荘園領主である寺院から独立した存在となっていきました。このように流通の結節点を背景とした農民や商工業者の独自の新しい動きがみられます。

重い物資(材木・牛車)を運ぶのは船によることが多く、陸揚げした物資を運ぶ牛飼いや馬借と呼ばれる運送業者がいました。彼らは、機動性をもち、都市と農村を結ぶ街道を往来して世の中の情勢をつかみやすいことから、しばしば土一揆の中心勢力ともなりました。正長元年(1428)9月、幕府に徳政令を出すように求めて初めて土一揆が起きましたが、このきっかけとなったのも、木津の馬借たちの行動でした。文安4年(1447)7月の土一揆にも木津の馬借が参加しています。

このような中、山城国守護は山名氏清のあと次々と変わりましたが、宝徳2年(1450)からは主に畠山氏一族が受け継いで務めるようになりました。畠山氏は荘園を次々と侵略し、市内の荘園は細かく分けられたり、それぞれの内部に多くの小さな荘園が立てられたりして非常に複雑になりました。



藪の渡口

山城国一揆

応仁元年(1467)から細川方(東軍)と山名方(西軍)の応仁・文明の乱が起り、南山城の国人・土豪の多くは、東軍細川勝元側の大名に従って参戦しました。市域は何度か西軍の攻撃を受け、文明

9年（1477）10月の南都攻めにより、木津氏の拠る木津城は攻め落とされています。

応仁・文明の乱後も山城国では、畠山義就と畠山政長との戦いが続いていました。南山城の農民は、収穫期を迎えても両軍がとどまっているために農作業が出来ず、放火や掠奪が相次いで日常の交通さえ困難な状況でした。そのような中、文明17年（1485）12月11日、南山城の人々は一揆をおこし、集会を開きました。興福寺大乗院門跡尋尊の記録によれば、農民たちが見守る中で国人たちが集会を開き、「國中掟法」を、自分たちの手で山城国を支配するための基本原則として定めたといいます。その結果、12月17日には畠山氏両軍が南山城から引き揚げました。

このように、武士の一元的な支配を排除し、地域の政治を地域の国人たちの自治組織によって行おうとした惣国という体制が実現しました。このことは我が国全体の歴史を見渡しても画期的な出来事です。

明応3年（1494）9月に、伊勢貞陸・吉市澄胤らにより再び支配されるまで、9年間にわたって惣国の体制は続きました。

3-4. 近世（安土桃山時代～江戸時代）

天下統一の動き

織田信長が京へ上の動きを見せ始めたころには、山城地域は、京都・摂津とともに三好三人衆（三好長逸・三好政康・岩成友通）の支配下にありました。信長は大和の松永久秀と手を結んだため、市域は、三好三人衆と信長・松永久秀との間の激しい争いに巻き込まれていきました。

その結果、南山城は信長の支配下、その後羽柴秀吉の支配下に置かれ、興福寺領等も没収されていく事となりました。

大坂夏の陣により豊臣家が敗れると、徳川家康の領地（幕府直轄領）となり京都代官あるいは大津代官の支配下に置かれ、大津代官廃止後は京都代官小堀氏の支配となりました。これらは時期により皇室領・公家料・寺社領ともなりました。

一方、加茂町域の全域と山城町上狛の一部は津藩藤堂氏の城和領となります。このうち瓶原郷の奥畠・口畠・仏生寺・登大路・東村は伊勢神宮及び日光東照宮への例幣使料となり、残りは禁裏御料となります。

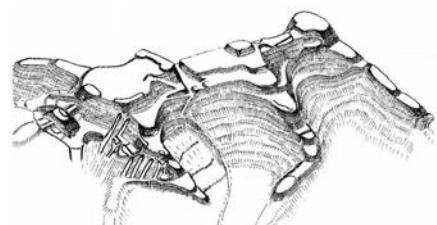
このように江戸時代の市域は、京都代官が支配する非武家領・大名領がモザイク状に広がる地域と、藤堂藩の支配下にある加



上狛環濠集落



木津城跡発掘風景



鹿背山城



藤堂高虎供養碑



例幣使料榜示石

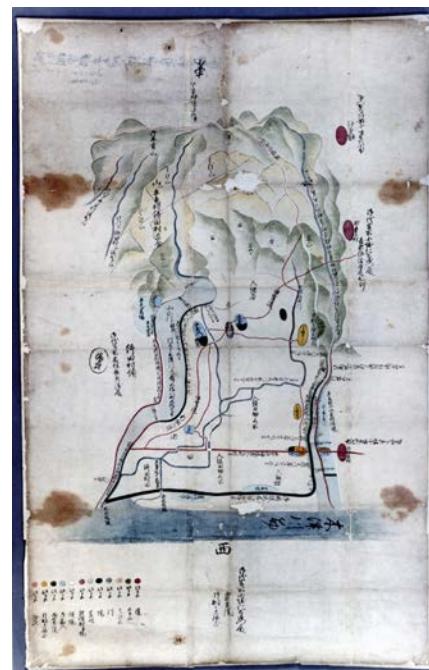
茂町の一部に支配関係が大きく分かれる状況となりました。

木津川の洪水と堤

近代以前の木津川は水量も多く、たびたび氾濫し周辺集落に被害を及ぼすとともに、新たな田畠を造り出しました。市域は寛永10年（1633）～慶応4年（1868）の間に43件の水害に見舞われたという記録があります。

江戸時代における代表的な洪水被害としては、正徳2年（1712）の水害があります。加茂町里村は現在よりも河原側の現在の船屋周辺に位置していましたが、この水害により現在の土地に移転を余儀なくされました。このうち旧里村で船屋稼業をしていた者と北村・兎並村により再形成されたのが現在の船屋地区の始まりです。山城町では北河原・上狛付近で堤が決壊し、北河原村では70軒中36軒が被害を受け、平尾村ではその年の涌出宮の宮座行事を中止しています。これら被害の大きさを受け、木津正覚寺境内にある洪水供養碑と石造阿弥陀仏像が造されました。

これら水害の原因として南山城周囲の山がはげ山であり、洪水に伴う土砂の流入による河床の上昇がありました。また淀川上流での水害は河口の大坂での港湾運営に支障をきたしました。17世紀前半から、幕府は堤普請と土砂留（土砂留は木津川源流の山林を保全するため、木材や下草の伐採・採取を規制し、植林や土留めなどの砂防工事を行うもの）を進め、これにより木津川の堤が整備されます。その結果、堤の固定化により支流からの土砂は川にさらに堆積し、木津川とその支流の天井川化が促進されることになります。これに対応するため、元禄年間以降もたびたび木津川堤のかさ上げや河床浚渫が国役普請として行われ、幕府と山城国もしくは五畿内各村の費用負担により地元の村が請け負う形で実施されました。



平尾村絵図



船屋地区の町並み



不動川砂防歴史公園

街道と水運

市域を通る主要街道として、新大和街道、郡山街道、伊賀街道、信楽街道が挙げられます。新大和街道は普請により安定した木津川堤の上を通るように、古代以来の大和街道から変更されたものです。また各街道は渡しにより接続しています。『相楽郡誌』によれば市域の渡しは、藪（綺田一下狛）、開（平尾一祝園）、菅井（上狛一菅井）、木津（上狛一木津）、一本松（上狛一鹿背山）、瓶原（法花寺野一西）、加茂（船屋一岡崎）、銭



正覚寺石造阿弥陀坐像

司（北一銭司）にあったとされます。またこのうち、藪、木津、加茂の3つの渡しは街道をつなぐものでした。新大和街道及び郡山街道は、京と奈良をつなぐ街道であり、伊賀街道は藩道であり参勤交代にも使用された他、伊勢神宮への参詣路でもありました。

また、木津川では淀を中心とする淀船二十石船と木津川各所に拠点をもつ木津川筋六ヶ浜の舟運がありました。これらは近世初期から舟運集団として存在し、大坂の陣などへの貢献を認められ、江戸時代に木津川舟運の特権を認められました。木津川筋六ヶ浜は一口、吐師、木津、瓶原、加茂、笠置の6ヶ所であり、これら浜から淀・伏見への人・荷物の運搬を担いました。また御用として、年貢米の鳥羽・伏見への運搬、川筋普請の御用船、伏見奉行の巡見、春日社や興福寺、幕府奉行・代官、奈良を所領する大名の往来などがありました。

人と荷物の往来により、市域各所では荷物問屋や宿が営まれ、木津宿と船屋宿などの宿場町が形成されました。木津宿は大和街道沿いに直線的に形成されたようであり、川喜などの旅籠の他、玉水—南都—加茂への馬継などもありました。さらに、小売りも行われていたようです。船屋宿は慶安元年（1648）の古い資料にもみられます。喜八、井筒屋、大坂屋などの旅籠が知られています。

伊賀街道上に位置する神童子や、渡しや浜を有する綺田や吐師等では、宿の他、荷物問屋も営まれました。吐師では主に大和産綿を運搬しており、綺田では淀二十石船に山城・大和の農産物を積み込む問屋が存在しました。

このころの市域の様子は、当時刊行された多くの地誌や紀行誌の中で紹介されています。著名なものに『山州名跡志』『都名所図会』等があります。

地域の農業・手工業

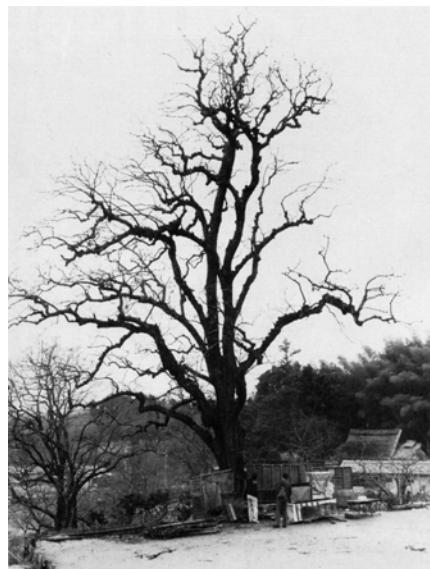
市域の農業は、木津川や地形との関係から各所で異なります。木津町の大半と山城町北部では稲作がほとんどですが、木津川と支流からの砂の堆積が多い上狹では6割が畑作であり、その主力作物は綿と茶でした。山城町域では15世紀から茶を興福寺に上納しており、この時期すでに一番茶・二番茶の収穫が行われていました。また、加茂町では、17世紀中頃には当尾などの山間部で綿や蜜柑、柿が始まられ、18世紀に入ると茶の栽培が行われるようになりました。茶は19世紀中頃には瓶原



木津浜



上狹の茶問屋街



松右衛門柿



茶生産

郷でも認められ、幕末以降飛躍的に増大します。木津川河川敷の竹藪は筍の産地ともなっており、史料からは18世紀前半には栽培が始まっていることがうかがえます。

この他、市域農業の特色として、木津川堤外の流作場^{りゅうさくば}が挙げられます。木津川の河川敷は国役堤の普請以降、農地化が進展します。18世紀中頃には木津川の流路が大きく変わり、北河原付近では堤外の農地が認められなくなりますが、上狛では土砂の流入により堤外の土地が広がり続け、天保年間に試作場の開発を行っています。

大和を中心に生産されていた生平織^{きびら}は、17世紀以降、南山城でも百姓の農業の合間の仕事として広まるようになり、市域でも多く生産されるようになりました。これら織屋で生産された生平は、生平問屋を介して晒屋^{さらし}の手により加工されて晒となりました。生平問屋と晒屋は木津郷と奈良にあり、貞享年間以降、それぞれ木津晒、奈良晒と呼ばれ独占的取引を行っていましたが木津晒は18世紀後半以降衰退したようです。この他、南山城では綿作に伴い、繰綿^{くりわわた}や木綿織の生産も盛んであり、19世紀中頃には屋号をもつて大坂や奈良と取引するものもありました。このように、織物の発展は市域の手工業の特色として評価できます。

木津鹿背山では元禄年間から瓦生産が行われています。製作者は三上氏で、当主は代々源右衛門と称し、木津正覚寺・西念寺、加茂淨瑠璃寺・海住山寺、笠置寺などに瓦を供給しました。三上家は昭和30年代まで生産を続けており、宅地に大正時代に築造されたと考えられる達磨窯^{だるま}が遺っています。さらに、一時期ではありますが鹿背山焼きと称される陶磁器生産も行われています。鹿背山焼は天保年間から祥瑞写しの陶磁器を生産しており、幕末には京都五条から銅板転写技法が導入されています。窯跡として4基を確認しており、銅板染付の早い事例としても重要であるといえます。

3-5. 近現代（明治時代～現代）

木津川市の骨格の形成

明治4年（1871）に廃藩置県が実施され、市域は京都府に編入されました。明治5年（1872）には従来の庄屋・年寄などが廃止され、新たに戸長・区長等が置かれることとなりました。明治21年（1888）4月の「市制町村制」の公布に伴い、市域は8村（木津村、加茂村、相楽村、瓶原村、当尾村、上狛村、



木津本町通での御輿太鼓祭（大正頃か）



小嶋織物株式会社



鹿背山焼



鹿背山瓦窯跡遺物出土状況



正覚寺薬師堂瓦（鹿背山産の瓦）

高麗村、棚倉村)に再整理されました。その後、明治 26 年(1893)に木津村が木津町に、大正 15 年(1926)に上狛村が上狛町に、昭和 3 年(1928)には、加茂村が加茂町となりました。さらに、昭和 26 年(1951)には、木津町・相楽村の 1 町 1 村が合併し木津町に、加茂町・瓶原村・当尾村の 1 町 2 村が合併し加茂町に、昭和 31 年(1956)には、上狛町・高麗村・棚倉村の 1 町 2 村が合併して山城町となりました。



木津御輿太鼓祭（昭和 27 年）

自由民権運動と鉄道の発達

明治時代になると木津川の水運としての役割は小さくなり、鉄道や道路の交通網の整備が進められました。

明治 15 年(1882)ごろより、南山城では自由民権運動が活発になりました。また、このころ、茶の栽培や大都市近郊の立地条件を生かした近郊農業も盛んになりました。南山城の民権運動の指導者たちは、茶業などの地元産業の発展に努め、地元と都市を結ぶ鉄道をつくる運動に乗り出します。

明治 29 年(1896)には、奈良鉄道会社により木津右岸を走る京都～奈良に鉄道が開通しました。明治 31 年(1898)には、関西鉄道会社により、四条畷からの鉄道が、新木津駅まで新しく開通し、11 月には加茂まで延長されました。これにより、木津を通る鉄道は、大阪・名古屋とも繋がることとなりました。明治 39 年(1906)には国有鉄道法が発布され翌年に国有化されました。なお、明治 40 年(1907)11 月に廃止された加茂と奈良をつなぐ路線は「幻の大仏鉄道」という愛称でその遺構の活用が図られています。

このようにして、市域は鉄道の行き交う町となり、東西には名古屋～大阪、南北には奈良～京都を結ぶ新しい結節点となりました。



大仏鉄道 隧道遺構



いづみ姫

暮らしやすい都市としての発展

昭和 60 年代以降、木津町域では関西文化学術研究都市の建設が進められ、先進的な研究施設が立地するとともに、質の高い都市空間が整備され、京都、大阪、奈良のベッドタウンとして、人口が急増しました。

平成 17 年(2005)4 月、木津町・加茂町・山城町合併協議会が設置され、約 2 年間の合併協議を経て、平成 19 年(2007)3 月 12 日に「木津川市」が発足し、現在へ続いています。

第2章 木津川市の文化財の概要

1. これまでに実施してきた文化財を把握するための調査の概要

木津川市においてこれまで実施してきた文化財の概略を把握するために実施されてきた調査一覧は第17表・第18表の通りです。それぞれの類型別に概ね悉皆調査を行っていますが、旧町域において調査の進展具合に違いがみられます。さらに、調査から一定の時間が経過しているものも多く、現状把握のための追加調査が必要です。

第17表 文化財把握調査の実施状況（1/2）

文化財の種類	既存の調査	現状
有形文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・民家緊急調査（S41～、京都府） ・南山城の民家調査（S45、京都府） ・町史編纂に伴う調査 ・近代和風建築総合調査（京都府） ・古社寺建造物調査（M30、京都府） ・近世社寺建築緊急調査（京都府） ・近代化遺産（建造物等）総合調査（H12、京都府） ・デレーク研究会による調査 ・淀川河川事務所によるデレーク堰堤の調査 ・大仏鉄道研究会による調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な建造物についてはおおよそ把握が進んでいるが、調査終了後年数が経過しているため、現状把握のための追加調査が必要である。 ・木津町史に伴う建造物調査が実施されていない点に留意が必要である。 ・近代化遺産においては、国その他、個人・団体による個別の文化財調査が行われている。 ・古民家（民家建築）に対する悉皆調査が木津川市主体で実施されていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府社寺重宝調査（S16～、京都府） ・文化財集中地区特別総合調査（S37～、文化庁） ・町史編纂に伴う調査 ・歴史文化基本構想策定事業に伴う社寺所有町史編纂時調査の確認（R1～R3、木津川市） ・海住山寺総合調査（S49～S51、奈良文化財研究所） ・浅田家文書目録（S61～H4、東京大学） ・三宅安兵衛遺志碑調査（H10～H30、むこうまち歴史サークル） ・二瀧氏による木津町域石造物調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺等所有美術工芸品については旧町域で手法の差はあるものの概ね悉皆調査を実施しているが、未調査の社寺等も多数存在する。 ・古文書類は個人所有のものを中心に未調査のものが認められる。 ・歴史資料についてはその分類が困難であり悉皆調査による価値付けができるない。 ・石造物については建造物・美術工芸品などの区分ができるないものが存在する。
無形文化財	—	—
民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・南山城山村民俗文化財調査（S61～S63、京都府） ・関西文化学術研究都市開発地区緊急民俗調査（S61～S63、京都府） ・民俗学実習調査（H6、近畿大学） 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府や大学により有形の民俗文化財に関する調査が行われてきた。調査終了後年数が経過しているため、現状把握のための追加調査が必要である。 ・実施されてきた地域に偏りがある。木津、瓶原、神童子などでは悉皆的には実施されていない。

第18表 文化財把握調査の実施状況（2/2）

文化財の種類	既存の調査	現状
民俗文化財 無形の民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・京都の田遊び調査（S52、京都府） ・京都民俗学談話会調査（S60～S61、京都民俗学談話会） ・南山城山村民俗文化財調査（S61～S63、京都府） ・関西文化学術研究都市開発地区緊急民俗調査（S61～S63、京都府） ・民俗学実習調査（H6、近畿大学） ・加茂の民話教室調査（H7～H9、加茂町公民館） 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで京都府・旧町・大学・研究者・地域有志による現況調査が実施されてきた。 ・調査終了後年数が経過しているため、現状把握のための追加調査が必要である。 ・実施されてきた地域に偏りがある。木津、瓶原、神童子などでは悉皆的には実施されていない。
記念物	遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・相楽・綴喜両郡内遺跡分布調査（S44～S46、京都府） ・山城南部地区遺跡分布調査（S55～S56、京都府） ・京都府遺跡地図 ・加茂町遺跡地図（S63）、山城町遺跡地図（H1）、木津町遺跡地図（H14） ・京都府中世城館跡調査（H21～H26、京都府） ・歴史の道調査（H30～、京都府） ・木津川市遺跡地図作成に伴う分布調査（H30～）
	名勝地	<ul style="list-style-type: none"> ・近代の庭園・公園等に関する調査研究（H21～H23、文化庁） ・名勝に関する総合調査（所在調査）（H23～H24、文化庁）
	動物・植物・地質鉱物	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府レッドデータ調査（H23～H26、京都府）
文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究（H12～H15、文化庁） ・採掘・製造、流通・往来及び居住に関する文化的景観の保護に関する調査研究（H17～H19、文化庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業等に関する文化的景観の把握調査が文化庁により実施されている。 ・文化的景観としての調査は実施されていない。
伝統的建造物群	<ul style="list-style-type: none"> ・上狹茶問屋街の町並み調査（立命館大学） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の町並みについて実態調査が行われているが、全体的な把握に至っていない。
文化財の保存技術	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府による諸職関係文化財調査が実施されている。『伝統の手仕事 京都府諸職関係民俗文化財調査報告書』（H6）刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・当時調査対象とされた鍛冶屋、瓦屋とも廃業している。以降の調査は未実施であり現状は不明。

2. 木津川市の文化財の概要

2-1. 指定等文化財

市内には国指定・登録等の文化財の他、府指定・登録・暫定登録等文化財、市指定文化財があります。府暫定登録文化財は将来、京都府指定・登録等を行う可能性のある文化財について暫定的に台帳に登録する京都府独自の登録制度です。また、文化財ではありませんが、文化財の周辺環境を保全するための文化財環境保全地区が京都府により決定され、文化財に準じた保護の施策が実施されています。なお、令和4年（2022）度末時点で市文化財保護条例では市登録制度は規定していません。指定等文化財の特徴として国指定が最も多く、国登録や府指定・登録が少ない傾向にあります。これは旧町の規模に比して、特に社寺の所有する文化財に国指定の価値があるものが多かったため、この保護が優先され、地域の歴史的背景を語る府指定・登録や市指定の指定登録に注力できなかったことが背景としてあると推測されます。近年では、府暫定登録文化財制度の創設や、合併後の市指定の増加などにより、多様な文化財の指定等ができつつあります。

令和5年（2023）3月現在の指定等文化財の件数は合計240件であり、その内訳は第19表のとおりです。文化財の類型ごとにみると、建造物が60件と最も多く、絵画56件、彫刻51件と続いています。また、近年では、令和5年2月27日には吉岡家住宅が国登録有形文化財となり、令和4年11月18日には神雄寺跡出土品が重要文化財の答申を受けています（指定等文化財の一覧は資料編に掲

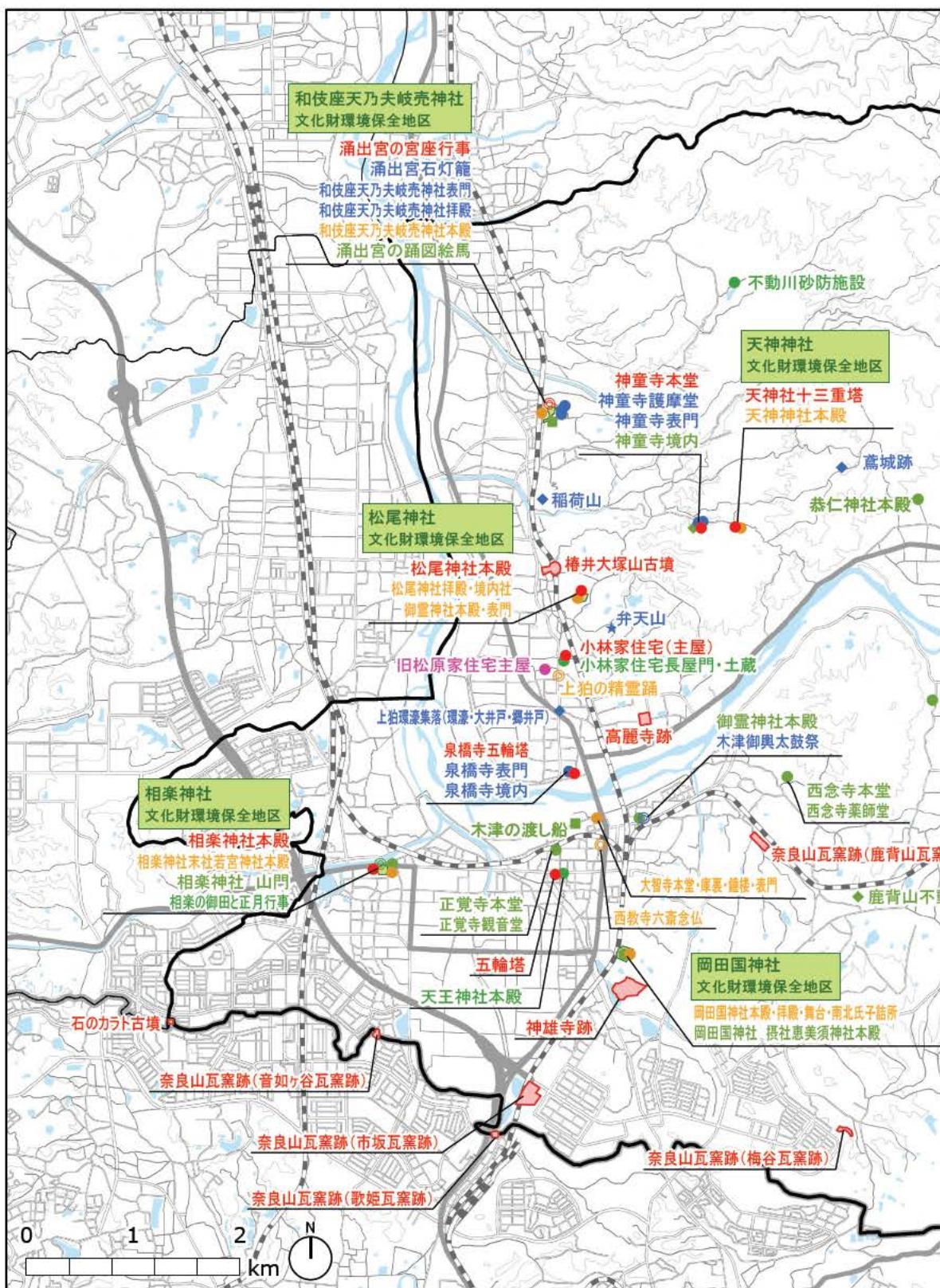
第19表 指定等文化財及び選定保存技術の件数（令和5年3月末）

区分		国				府				市	合計
		指定	選定	選択	登録	指定	選定	登録	暫定登録	指定	
有形文化財	建造物	19 ^{*1}	-	-	2	4	-	8	20	7	60
		絵画	3	-	-	0	2	-	1	45	5
		彫刻	26 ^{*2}	-	-	0	5	-	3	6	51
		工芸品	1	-	-	0	3	-	1	0	5
		書跡・典籍	1	-	-	0	0	-	0	5	7
		古文書	1	-	-	0	1	-	0	6	11
		考古資料	0	-	-	0	1	-	0	8	3
		歴史資料	0	-	-	0	1	-	0	0	4
		無形文化財	0	-	-	0	0	-	-	-	0
民俗文化財	有形民俗文化財	0	-	-	0	0	-	3	2	0	5
	無形民俗文化財	1	0	0	0	2	-	5	0	1	9
記念物	史跡	7	-	-	0	1	-	0	3	4	15
	名勝	1 ^{*3}	-	-	0	0	-	0	1 ^{*4}	1	3
	天然記念物	0	-	-	0	1	-	0	0	0	1
文化的景観		-	0	-	-	-	0	-	-	-	0
伝統的建造物群		-	0	-	-	-	-	-	-	-	0
選定保存技術		-	0	-	-	-	0	-	-	-	0
合計		60	0	0	2	21	0	21	95	40	240

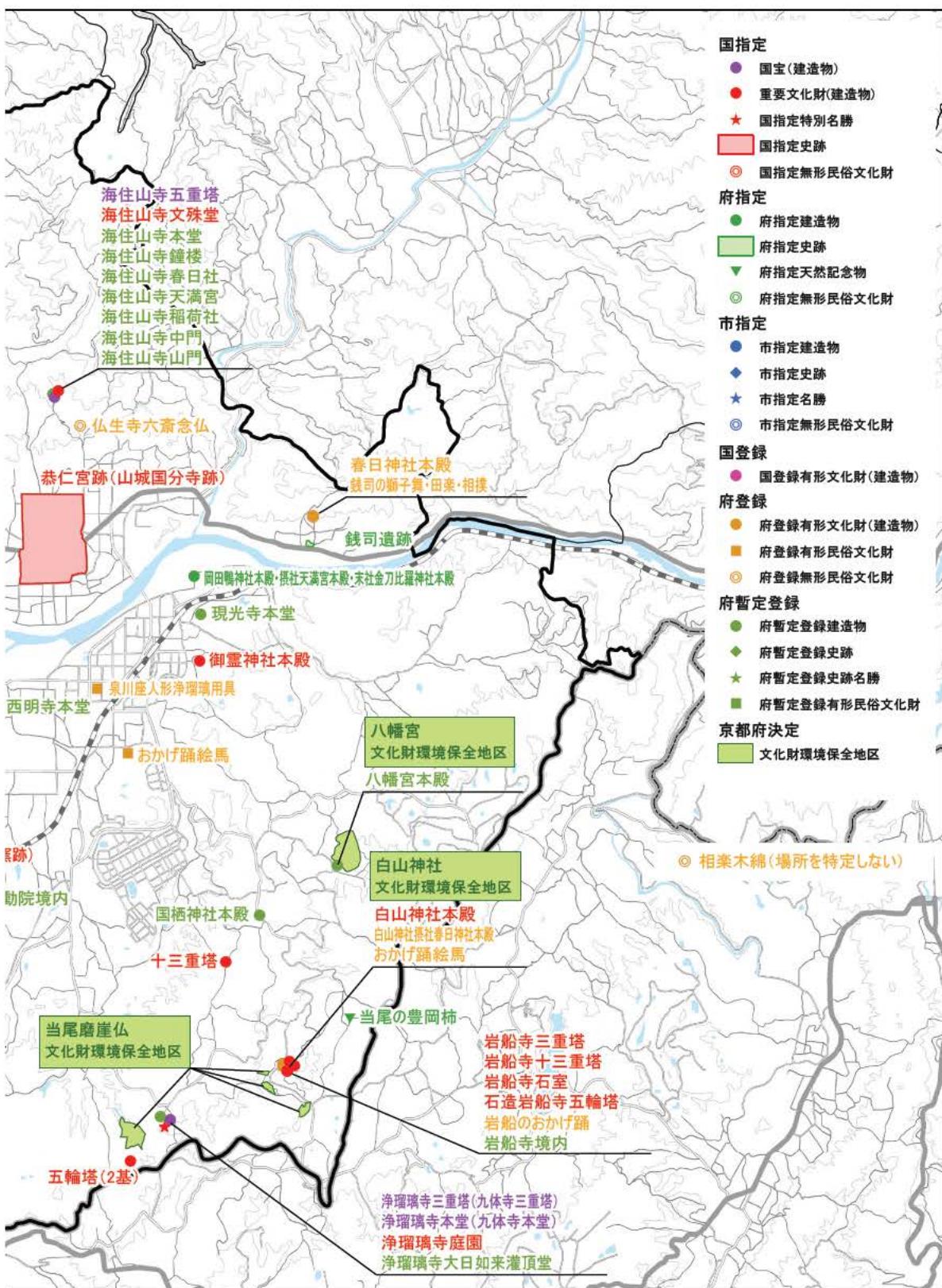
*1 うち3件は国宝 *2 うち3件は国宝 *3 うち1件は特別名勝で、史跡と重複する。 *4 暫定登録史跡と重複する

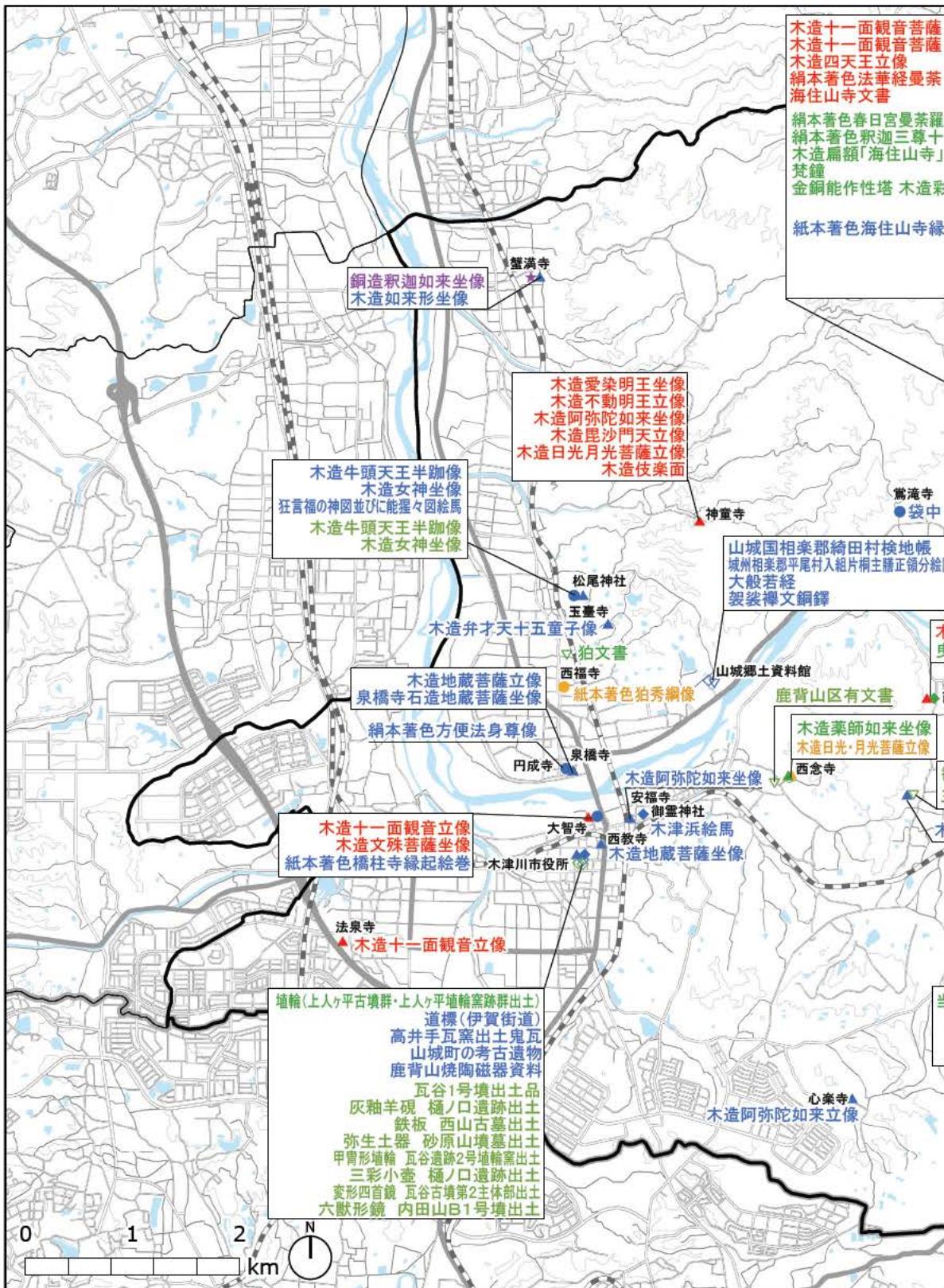
*件数に「-」を用いているものは「指定」・「選定」等の制度がないものである。

令和4年11月18日に国の文化審議会から重要文化財に答申された神雄寺跡出土品は含んでいない。



第30図 指定等文化財の分布（美術工芸品以外）





第31図 指定等文化財の分布（美術工芸品）

This map illustrates the distribution of numerous Buddhist artifacts across Kyoto, categorized by their status under Japanese cultural protection laws. The categories and their corresponding symbols are as follows:

- 国指定 (National Designation)**: Represented by a purple star (★). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿弥陀如来坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 重要文化財 (絵画) (Important Cultural Property (Paintings))**: Represented by a red circle (●). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿弥陀如来坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 重要文化財 (彫刻) (Important Cultural Property (Carvings))**: Represented by a red triangle (▲). Examples include the **木造十一面觀音坐像** (Kōtō Jūjūin Kannon Sazō) and the **木造阿彌陀如來坐像** (Kōtō Amida Nyorai Sazō).
- 重要文化財 (工芸品) (Important Cultural Property (Crafts))**: Represented by a red square (■). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 重要文化財 (書籍・典籍) (Important Cultural Property (Books and Manuscripts))**: Represented by a red circle with a dot (◎). Examples include the **紙本金地著色明皇擊梧桐図襖** (Shishin Kinde Shōse Meisei Ikiteitō-Byō) and the **紙本墨画淡彩西湖図** (Shishin Inku-ga Taikōchi-kyō).
- 重要文化財 (古文書) (Important Cultural Property (Ancient Documents))**: Represented by a red downward-pointing triangle (▽). Examples include the **紙本著色阿弥陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 府指定 (Prefectural Designation)**: Represented by a green circle (●). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 府指定 (彫刻) (Prefectural Designation (Carvings))**: Represented by a green triangle (▲). Examples include the **木造千手觀音立像** (Kōtō Sanjūshō Kannon Taisō) and the **木造不空羈索觀音立像** (Kōtō Fugen Bosatsu Taisō).
- 府指定 (工芸品) (Prefectural Designation (Crafts))**: Represented by a green square (■). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 府指定 (古文書) (Prefectural Designation (Ancient Documents))**: Represented by a green downward-pointing triangle (▽). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 府指定 (考古資料) (Prefectural Designation (Archaeological Materials))**: Represented by a green diamond (◆). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 市指定 (City Designation)**: Represented by a blue circle (●). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 市指定 (彫刻) (City Designation (Carvings))**: Represented by a blue triangle (▲). Examples include the **木造千手觀音立像** (Kōtō Sanjūshō Kannon Taisō) and the **木造不空羈索觀音立像** (Kōtō Fugen Bosatsu Taisō).
- 市指定 (書籍・典籍) (City Designation (Books and Manuscripts))**: Represented by a blue circle with a dot (◎). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 市指定 (古文書) (City Designation (Ancient Documents))**: Represented by a blue downward-pointing triangle (▽). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 市指定 (考古資料) (City Designation (Archaeological Materials))**: Represented by a blue diamond (◆). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 府登録 (Prefectural Record)**: Represented by an orange circle (●). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 府登録 (彫刻) (Prefectural Record (Carvings))**: Represented by an orange triangle (▲). Examples include the **木造千手觀音立像** (Kōtō Sanjūshō Kannon Taisō) and the **木造不空羈索觀音立像** (Kōtō Fugen Bosatsu Taisō).
- 府登録 (工芸品) (Prefectural Record (Crafts))**: Represented by an orange square (■). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 府暫定登録 (Prefectural Tentative Record)**: Represented by a green circle (●). Examples include the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 府暫定登録 (彫刻) (Prefectural Tentative Record (Carvings))**: Represented by a green triangle (▲). Examples include the **木造千手觀音立像** (Kōtō Sanjūshō Kannon Taisō) and the **木造不空羈索觀音立像** (Kōtō Fugen Bosatsu Taisō).
- 府暫定登録 (古文書) (Prefectural Tentative Record (Ancient Documents))**: Represented by a green circle with a dot (◎). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).
- 府暫定登録 (考古資料) (Prefectural Tentative Record (Archaeological Materials))**: Represented by a green downward-pointing triangle (▽). Examples include the **紙本著色阿彌陀淨土圖** (Shishin Shōse Amida Seiton-kyō) and the **紙本著色海住山寺縁起 (市指定と重複)** (Shishin Shōse Uzumisaki-ji Enki (Shi-shi teki to chōfukuteki)).

The map also highlights specific sites and their associated artifacts:

- 海住山寺**: Features the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 上人絵詞伝**: Features the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 現光寺**: Features the **木造薬師如來坐像** (Kōtō Yakushiji Nyorai Sazō) and the **覆曼荼羅版木** (Kōtō Mantra-ban mokkō).
- 御靈神社**: Features the **木造千手觀音立像** (Kōtō Sanjūshō Kannon Taisō), **木造不空羈索觀音立像** (Kōtō Fugen Bosatsu Taisō), **木造十一面觀音立像** (Kōtō Jūjūin Kannon Taisō), **木造聖觀音立像** (Kōtō Seigwan Kannon Taisō), and **木造馬頭觀音立像** (Kōtō Matsugashira Kannon Taisō).
- 西明寺**: Features the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 常念寺**: Features the **木造薬師如來坐像** (Kōtō Yakushiji Nyorai Sazō).
- 観音寺区有文書三十八神社棟札類**: Features the **絹本著色地藏十王図** (Kōhon Shōse Jizō Jūō-kyō) and the **絹本著色阿彌陀如來坐像** (Kōhon Shōse Amida Nyorai Sazō).
- 高田寺**: Features the **木造薬師如來坐像** (Kōtō Yakushiji Nyorai Sazō).
- 当尾磨崖仙**: Features the **不動明王立像** (Kōtō Fudō Myōō Taisō) and the **毘沙門天立像** (Kōtōビシャモンテン Taisō).
- 岩船寺**: Features the **木造阿彌陀如來坐像** (Kōtō Amida Nyorai Sazō), **厨子入木造普賢菩薩像** (Kōtō Kōtō Jōsō Fugen Bosatsu Sō), **木造四天王立像** (Kōtō Shitenno-kyō Taisō), and the **紙本墨画岩船寺縁起** (Shishin Inku-ga Iwafune-ji Enki).
- 淨瑠璃寺**: Features the **木造阿彌陀如來坐像** (Kōtō Amida Nyorai Sazō), **木造四天王立像** (Kōtō Shitenno-kyō Taisō), **木造阿彌陀如來坐像** (Kōtō Amida Nyorai Sazō), **厨子入木造吉祥天立像** (Kōtō Kōtō Jōshōten Taisō), **木造地藏菩薩立像** (Kōtō Jizō Bosatsu Taisō), **木造薬師如來坐像** (Kōtō Yakushiji Nyorai Sazō), **木造不動明王及二童子立像** (Kōtō Fudō Myōō & Nenjō-kyō Taisō), **木造地藏菩薩立像** (Kōtō Jizō Bosatsu Taisō), **木造馬頭觀音立像** (Kōtō Matsugashira Kannon Taisō), **三重塔初重壁画十六羅漢像** (Kōtō Sanjūtō-chūchō Kōtō Jūroku Rakan Sō), **淨瑠璃寺流記** (Shishin Ryūki), and **石燈籠** (Kōtō Ishidōrō).
- 当尾磨崖仙 不動明王立像 絹仏供**: Features the **木造阿彌陀如來坐像** (Kōtō Amida Nyorai Sazō) and the **木造大日如來坐像** (Kōtō Dainichi Nyorai Sazō).

載)。

2－2. 未指定文化財

木津川市において令和5年3月末時点で把握している未指定の本市地域計画で定義する文化財は考古資料を除いて、合計1,791件あります。その内訳を第20表に示します。なお、未指定文化財は調査の進捗により新たに増加、あるいは滅失により減少することが考えられます。

なお、表に記載している考古資料は遺物コンテナ数のため、参考資料として記載しており、件数には含めていません。

第20表 未指定文化財（地域計画の定義による）の内訳（令和5年3月末日現在）

文化財類型	種類	件数	小計
有形文化財（建造物）	産業・交通・土木	7	143
	神社	48	
	寺院	22	
	民家	33	
	商業施設	4	
	公共建築	7	
	その他	22	
有形文化財（美術工芸品）	絵画	188	878
	彫刻	453	
	工芸品	105	
	書跡・典籍・古文書	131	
	歴史資料	1	
	考古資料	遺物コンテナ 11,600 箱	
無形文化財		0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	13	54
	無形の民俗文化財	41	
記念物（遺跡）	埋蔵文化財包蔵地	471	699
	石造物	58	
	伝承地	14	
	社寺境内地	111	
	土木建築物	45	
記念物（名勝地）	庭園	3	4
	丘陵	1	
記念物（動物、植物、地質鉱物）	植物	2	2
文化的景観		8	8
伝統的建造物群		3	3
文化財の保存技術		0	0
合計		1,791	

注) 合計数には考古資料の遺物コンテナ数を含んでいません。

2-3. 日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するものです。

本市には、日本遺産『日本茶 800 年の歴史散歩』（平成 27 年 4 月 24 日認定）の構成文化財が所在しています。山城地域に点在する日本茶関連の文化財を構成資産とし、本市と、宇治市、城陽市、^{やわた}八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の 5 市 6 町 1 村にまたがって構成文化財が所在しています。

木津川市では、海住山寺、上狹茶問屋街、京都府立木津高等学校付属茶園・製茶工場が日本遺産の構成文化財に認定されています。

●『日本茶 800 年の歴史散歩』ストーリー

京都府南部の山城地域は、日本文化、特にその精神性を語る上で欠くことのできない「茶道」「茶の湯」の発展を、その萌芽期から茶葉の品質向上や生産拡大の面で支え、茶人や時々の権力者、町衆の支持を得て栽培や製茶技術の工夫・革新を繰り返し、日本茶を代表する「抹茶」「煎茶」「玉露」を生みだしている。この地は、日本の生活に根付いており、世界にも影響を与えていた日本茶文化をリードしてきた、まさに「日本茶のふるさと」と呼ぶに相応しい地であり、その足跡を順次たどり、見て、歩いて、味わうだけでなく、茶摘みや茶揉みの体験などを通じ、日本の文化を紹介することができる格好の地と言えます。

引用：日本茶 800 年の歴史散歩 公式ウェブサイト



第32図 日本遺産の構成文化財（木津川市域）

3. 木津川市の文化財の特徴

ここでは、本市域の指定・未指定を含めた各類型における文化財の特徴を中心に概観することとしますが、悉皆調査等が十分でないため特徴を述べきれないものも存在します。そのため、改めて各類型の定義に触れるとともに、各類型の文化財の特徴を把握する上で課題となっている点についても記載する事とします。

3-1. 有形文化財

有形文化財には、大きく分けて建造物と美術工芸品が含まれます。以下、建造物と美術工芸品に大別し本市の有形文化財の特徴について概観します。

(1) 建造物

建造物は、一般的には「建物」というイメージが強いですが、文化財として扱う場合、国の指定基準（「国宝及び重要文化財指定基準」（昭和26年（平成8年第3次改正））として、「建築物、土木構造物及びその他の工作物」と定義されています。

建造物の細分としては、国指定や登録により細かく分けられていますが、本地域計画では京都府が実施した近代和風建築総合調査の分類を基礎として、大きく産業・交通・土木、神社建築、寺院建築、古民家（民家建築）、商業施設、公共建造物、その他（石造物）に区分することとし、以下に概要を述べることとします。

なお、本市における建造物調査は学術的に京都府が実施した調査と『加茂町史』・『山城町史』編さんとに伴い実施されたものであり、地域的な偏りや、分類上の偏りがある点に留意が必要です。

●産業・交通・土木

産業・交通・土木に関する文化財は主に近代の文化財を対象としています。土木関係として堰堤や治水施設、産業としては製糸や製茶関係、交通関係としては水運や、橋梁に関する建造物が想定されます。なお、水害の多い本市域には、堤防など様々な土木施設がみられますが、これらは江戸時代に造られた国役堤などを踏襲しているもので、本計画では遺跡に分類します。

砂防施設として注目される建造物として不動川砂防施設（平尾・府指定）があげられます。明治時代にオランダ人技師デ・レーケの指導により建設されたものであり、治水・砂防の歩みを知る上で全国的にみても貴重です。また、瓶原の大井谷川にも同様の技術で造営された砂防施設、通称デ・レーケ堰堤（未指定）があります。

また、本市域には関西鉄道（現JR関西本線）による大仏鉄道が、明治31年（1898）よりわずか9年間のみ運行しておりましたが、現在もランプ小屋（加茂西）や鹿背山橋台（鹿背山）、梶ヶ谷隧道（城山台）等の遺構を見ることができます。

その他交通に関する建造物として、昭和28年の水害で流失した泉橋の橋脚の一部が木津川に残されています。現在の泉大橋は泉橋の上流に1951年にかけられたものです。

本市では産業・交通・土木、特に近代の建造物に関する把握調査が充分に進められておらず、総合的な特徴を把握するに至っていません。特に本市の近代産業である織物や製茶等に関する実

態把握がなされていないことは注意しておく必要があります。

●神社建築

神社建築について、本市の本殿建築には春日造と流造の両方がみられ、奈良文化が特徴的に存在している地域であるといえます。流造は比較的市北部で多くみられ、相楽神社本殿（相楽・重要文化財）、御靈神社本殿（鬼並・重要文化財）、涌出宮本殿（平尾・府登録）などが代表的なものとして挙げられます。一方、春日造は比較的市南部で多くみられ、白山神社本殿（岩船・重要文化財）、松尾神社本殿（椿井・重要文化財）、岡田鴨神社本殿（北・府指定）等が代表的なものとして挙げられます。市域の春日造の本殿については、春日大社から移築されたものが多く、本市域と春日大社との関係の深さをうかがい知ることができます。また、本殿建築について、年代で見ると室町期に遡る建築は少なく、ほとんどが江戸時代以降すなわち近世以降の建築となっています。

本殿以外の建築としては、拝殿や表門があり、特に松尾神社（椿井）の拝殿・表門は意匠が優れており、府の登録文化財となっています。また、南山城地域には仮屋を配する神社が多いとされていますが、市内では岡田国神社（木津）や恭仁神社（西）、三十八神社（觀音寺）などに仮屋があります。仮屋を含む社叢景観は、中世以来の信仰の在り方、惣の団結や娛樂の姿を今に伝えています。

●寺院建築

本市域は大和の後背地として、古代より南都佛教、特に摂関家藤原氏の氏寺でもある興福寺の強い影響を受け豊かな文化を育んできました。特に加茂町当尾地域は戦乱の影響を大きく受けたおらず、平安時代の淨瑠璃寺（西小）本堂（国宝）・三重塔（国宝）、室町時代の岩船寺（岩船）三重塔（重要文化財）が今に伝わります。また、鎌倉時代の海住山寺（例幣）五重塔（国宝）・文殊堂（重要文化財）、室町時代の神童寺（神童子）本堂（重要文化財）も存在しています。

一方で、木津町域・山城町域は治承・永寿の乱（源平合戦）以来、度々合戦が行われた地である事からか、近世以降の建立となるものが多く見られます。泉橋寺（上狹）表門（市指定）は江戸時代中期に建造された優れた装飾をもつものであり京都大工によるものと考えられています。同時代に再建されたとされる大智寺（木津）本堂（府登録）も京都大工の手による質の高い建造物として評価されています。

このように、本堂や塔、仏堂については詳細な調査も実施されていますが、山門や庫裏等については時代や建造の経緯などが不明なものが多いため課題となっています。また、近世以降の寺院建築については調査対象になっていないものも多く存在しています。

●古民家（民家建築）

民家建築は大きく、農家建築と商家（町家）建築に分けられます。本市における農家の典型的な構造は、土間と座敷からなります。座敷は4つの部屋に分かれ、ほぼ田の字型となっています。玄関を入って座敷と反対の側にある部屋は「ハタヤ」、「ハタベヤ」と呼ばれており、主に綿織物が副業として生産されていた場所です。また、大和棟（中央の大屋根を急勾配の藁葺とし、その両妻に近い部分を瓦葺とし下屋を緩勾配の瓦葺とする方式、別名高屏造）が用いられている民家

が存在することも特筆すべき点です。大和棟は大和・河内・和泉・摂津・伊賀に分布する民家型式ですが、本市はその分布の北端に該当しています。近年は、こうした特徴を持つ農家建築は急速に減少していますが、南山城最古の民家と言われる小林家住宅（上狛・重要文化財）、吉岡家住宅主屋（尻枝・国登録）、土久里家住宅（木津・未指定）など庄屋・大庄屋を務めた格式の高い農家建築として注目されます。

また、入母屋造の茅葺き屋根をもつ農家建築も沖家住宅（西小・特別名勝・史跡の構成要素）などに見られますが、トタン葺きに改変されたものが多くなっています。農家建築としては、明治時代の建築ですが、旧松原家住宅主屋（上狛・国登録）は、入母屋造・瓦葺屋根、厨子二階をもつ大型の農家建築です。単純な平屋ではなく、厨子二階や長屋門をもつ農家建築が多いのが特徴です。

一方、商家建築は奈良街道沿いの木津地区・市坂地区、伊賀街道沿いの船屋地区などで見ることができます。切妻造瓦葺の町家が軒を連ねています。平面形式は、農家建築とは異なり、裏側上手に座敷、表側下手にミセ、土間に女中部屋を設ける場合など、生業によって各居室の機能が異なります。指定等の建造物はありませんが、外観上の特徴として出格子や厨子二階、虫籠窓や袖うだつをもつなど京町家や奈良町家と共通する部分が多く見られます。木津本町通りの商家建築では街道に面して奥行きが取れないためか間口の幅が広いものが多く見られるのが特徴となっています。ただし、詳細な間取や構造、生業まで把握できている事例はほぼありません。

また、山城町上狛茶問屋街（上狛）では、木村家住宅、小嶋家住宅、木村家住宅、森本家住宅の4軒の調査が京都府近代和風調査により実施されています。その構造上の特徴として、茶業を営む空間と家族の居住空間とで二分しています。後者は農家建築を基本としながら一間幅の仏壇を座敷に設け、さらに離れ座敷や数寄屋風の半屋外空間を付属させるなど、商家と茶問屋としての対外性・接客性を併せ持つものとして評価されています。また、茶問屋街の一角、山城支所の南には農協所有の倉庫があります。この建物の漆喰外壁には黒い塗料が迷彩風に塗布されており、第二次世界大戦の空襲に備えた戦時迷彩塗装と言われるものとみられます。

●商業施設

商業施設に分類される建造物として、泉川温泉（加茂）、料理旅館川喜（木津）などが確認されています。泉川温泉は明治20年（1887）の開業で流岡山の傾斜地を利用した市域でも珍しい懸造建築です。客室の中には折上げ格天井をもつ格式の高い数寄屋風の意匠をもつものがあります。料理旅館川喜は江戸時代から続く老舗旅館であり、所有文書から元禄年間には存在したと考えられています。木造3階建ての建物を含む現建造物は昭和初期のものと考えられています。

これ以外にも、木津・吐師・鹿背山などに旅籠・料理屋などが存在したとみられていますが、その現状・実態については確認できていません。

●公共建造物

公共建造物として残されている築50年を超える建造物は少なくなっています。学校建築として恭仁小学校（例幣）本校舎、木津小学校鹿背山分校（鹿背山）があります。また、旧瓶原村役場庁舎（例幣・現瓶原公民館）、旧高麗村役場庁舎（椿井・現椿井公民館）などが現存しています。

国の建造物には木津区検察庁の建物として昭和32年（1957）に建築された旧木津地区検察庁舎（木津）があります。コンクリート2階建の建物が現存し、現在は「情報発信基地キチキチ」として民間有志が同建物の活用を目的に組織したキチキチプロジェクトチームによって、カフェや展覧会場として活用されています。

●その他（石造物）

石造物のうち、建造物に分類されるものは、五輪塔、十三重石塔、石室などです。

特に本市に特徴的な石製建造物として大型五輪塔があります。木津惣墓五輪塔（木津・重要文化財）や岩船寺五輪塔（岩船・重要文化財）など、大型の大和式に分類されるものが、中世共同墓地の供養塔として数多く見られます。十三重石塔も市域に広く分布しており、天神神社（神童子）十三重石塔（重要文化財）、岩船寺（岩船）十三重石塔（重要文化財）など寺社境内地に存在するものが多く見られます。石室は石で組まれた部屋の事ですが、木津川市では岩船寺（岩船）の不動明王を刻んだ石材を用いた石室（重要文化財）や鹿背山不動院（鹿背山・府暫定登録史跡）の不動明王磨崖仏を覆うように築かれた石室の2例が知られています。

その他、充分に把握が進んでいませんが、天神神社（神童子）の石造宝塔（未指定）や、中世墓地や寺院境内に宝篋印塔などが確認されています。

（2）美術工芸品

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものの総称が「美術工芸品」と呼ばれています。

分類としては、上述のように、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類しています。社寺や旧役場所有文化財については悉皆調査が進められており、その特徴が明らかとなっていますが、個人蔵品については大部分が未調査であり実態は不明です。

●絵画

本市域で把握されている絵画の主要なものは仏教絵画です。淨瑠璃寺の三重塔初重壁画十六羅漢像（西小・重要文化財）は平安時代に描かれたもので本市でも特に古いものです。また、海住山寺の絹本着色法華經曼荼羅図（京都国立博物館寄託・重要文化財）や常念寺の絹本着色仏涅槃図（京都国立博物館寄託・重要文化財）等は鎌倉時代の作品です。注目される絵画として、西福寺（上狛）蔵の紙本着色狛秀綱像（府登録有形文化財）があります。戦国時代の有力国人の肖像画として極めて貴重な文化財です。

そのほかにも、社寺を中心に、主に室町時代～江戸時代にかけての絵画が多数残されています。仏教絵画以外には、松尾神社（椿井）の狂言福の神図並びに能猩々図絵馬（京都府立山城郷土資料館寄託・市指定）等の絵馬や岡田鶴神社（北）の壁画があります。

●彫刻

市域には数多くの仏像や神像が残されています。現在知られる最古の仏像は金藏院（尻枝）蔵

かんのんぼさつ
の銅造觀音菩薩立像（未指定）で像容から白鳳期の作とみられます。また、蟹満寺（綺田）蔵の
しゃかによらい
高さ約2.4mを測る丈六の金銅造釈迦如來坐像（国宝）は奈良薬師寺薬師如來坐像と並ぶ白鳳期
やくしじやくしによらい
を代表する作品です。このような巨大な金銅製の仏像がなぜ地方寺院にあるのか歴史的な背景に
についても未だ解明されていません。

平安時代の木製彫刻が非常に多くみられるのが、本市域の彫刻の特徴です。淨瑠璃寺（西小）
あみだによらい
蔵の木造阿彌陀如來坐像（国宝）は平安時代後期に平安貴族を中心に流行した九体阿彌陀を祀るものとして、国内唯一の現存例として知られています。また、岩船寺（岩船）蔵の阿彌陀如來坐像（重要文化財）は天慶9年（946）銘をもっており10世紀中葉を代表する作例といわれています。その他にも、大智寺（木津）蔵の木造十一面觀音立像（重要文化財）や海住山寺（例幣）蔵の木造十一面觀音菩薩立像（重要文化財）、神童寺（神童子）蔵の木造愛染明王坐像（重要文化財）など、各地の寺院に平安時代の仏像が伝えられています。特に戦国時代に戦禍を被った木津町域の寺院にも平安時代の仏像が伝えられている点は注目されます。

鎌倉時代の作としては、大智寺（木津）蔵の木造文殊菩薩坐像（重要文化財）、淨瑠璃寺（西小）
もんじゅぼさつ
蔵の厨子入木造吉祥天立像（重要文化財）、木造馬頭觀音立像（重要文化財）など多様な仏像の秀作がみられるのが特徴です。室町時代から近世にかけても多数の仏教彫刻が存在しています。

木造彫刻以外に本市の彫刻を特徴づけるものとして、当尾を中心に分布する磨崖仏をはじめとする石仏があげられます。平安時代末期と推測されている大門如來形磨崖仏（大門・未指定）を皮切りに、南都焼き討ちの復興事業として宋から招聘された石工の末裔である伊派、別系譜の石工橘派らが当尾の地に多数の磨崖仏・石仏を残しています。中でも、当尾磨崖仏阿彌陀如來及両脇侍坐像（岩船・府指定）は通称わらい仏と呼ばれる鎌倉時代後期の伊末行の傑作とされ、当尾の石仏の中で最も親しまれています。その他にも、通称ミロクの辻磨崖仏（岩船・府指定）、一願不動立像磨崖仏（岩船・府指定）、藪の中三尊（東小・未指定）などが知られています。願主に僧の名が多く見られることも特徴といえます。鎌倉時代から室町時代にかけ当尾を中心に磨崖仏が隆盛を極めますが、谷山不動磨崖仏（平尾・未指定）、鹿背山不動磨崖仏（鹿背山・未指定）など、他にも少数ではありますが市域に点在しています。磨崖仏や石仏の多くは未指定となっています。

●工芸品

工芸品には、金属製品、木製品、漆製品、陶磁器、染織・工芸品など多様な文化財が含まれます。本市では、寺院に伝わる什器を中心に工芸品が把握されています。指定等の事例としては淨瑠璃寺（西小）の絵仏具（府登録）、海住山寺（例幣）の木製扁額（府指定）・梵鐘（府指定）などがあります。

また、淨瑠璃寺の石灯籠（重要文化財）を代表例として、寺社に存在する数多くの石灯籠や石風呂・手水鉢などの石製品が把握されています。銅製品として鰐口や鏡・梵鐘、その他にも太鼓、湯釜、製糸など仏教に関わる工芸品が多い点が特徴と言えます。

●書跡・典籍、古文書

本市の書跡・典籍及び古文書として、淨瑠璃寺（西小）蔵の創建以来の記録である淨瑠璃寺流記（重要文化財）、海住山寺（例幣）蔵の貞慶が記した文書群である海住山寺文書（重要文化財）、岩船

寺の縁起を記した紙本墨書岩船寺縁起（市指定）、狛氏の残した文書群である狛文書（府指定）など、寺院の縁起や記録、戦国期国人衆の残した古文書が知られています。

特徴的なものとして、大般若経があります。地域の寺院や神社、旧村役場などに伝えられたものであり、岡田国神社（木津）蔵の大般若経（府暫定登録）は鎌倉時代から近世にかけての写経であり、江戸時代に木津郷にもたらされ御靈神社に奉納されたと考えられています。大般若経は相楽神社（相楽・未指定）などにも伝えられています。また、旧上狛町役場に所蔵されていた大般若経は市指定文化財となっています。大般若経は村の祭祀として、村の繁栄と安全を願い転読されたものと考えられています。

また、町史編さん時に区有文書や個人所有の古文書類について悉皆調査が実施され、代表的なものについては目録が作成されています。鹿背山区有文書（鹿背山）や観音寺区有文書（観音寺）は府暫定登録有形文化財に登録されています。なお、上狛の庄屋であった浅田家文書（未指定）は東京大学経済学部の所蔵分については整理され目録が検索できるようにインターネット上に公開されています。個人蔵の近世の古文書はそのものの文化財的な価値より、歴史的史実を記した史料として活用されていると考えられます。また、町史編さん時に把握した以上の調査はなされておらず、社寺や個人蔵品から新たに特徴が見直されるかも知れません。例えば把握は十分進んでいませんが、世紀の偽書として話題を呼んだ「椿井文書」も注目される存在と言えるでしょう。

●歴史資料

歴史資料とは、歴史上の重要な事象（政治、経済、社会、文化、科学技術）、人物に関する遺品のうち学術上価値のあるものとされています。

本市で歴史資料として、認識されているものは少なく、当時の葬送儀礼を示す西明寺（大野）^{さいみょうじ}蔵の曳覆曼荼羅版木（府指定）、街道の実態を示す伊賀街道の道標（市指定）、本市特有の産業のあり方を示す鹿背山焼陶磁器資料（市指定）、木津町の経済を支えた木津浜の様相を描いた木津浜絵図（市指定）の計4件が指定等を受けています。また、加茂小学校の隣接地に展示されている関西本線を走った蒸気機関車C5756（未指定）があります。

歴史資料は本市の歴史を物語る上で欠かせない文化財ではありますが、工芸品や書跡・典籍などとの区分が難しいこともあります。把握が十分行われていない可能性があります。

●考古資料

本市の考古資料（出土品）は、各種発掘調査を通じ得られた資料が大部分を占めています。土器の小破片まで含んでいるため全点数を明確にできませんが遺物コンテナ11,600箱に収蔵されています。

旧石器時代から近世にいたる各時代の出土品が主に市によって管理されています。また、個人蔵品として、銭司遺跡出土品が知られています。市所蔵品には関西文化学術研究都市の開発事業に伴い、（公財）京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施した発掘調査関連の考古資料が多いことが特徴と言えます。

相楽ニュータウン開発時に見つかった袈裟櫻文銅鐸（通称相楽山銅鐸）（市指定）と相楽遺跡（相楽）出土品（未指定）は弥生時代の集落のあり方を示すものです。また、弥生時代の高地性集落

である木津城山遺跡（城山台）出土品（未指定）は集落関連遺物だけでなく、墳墓から出土した破鏡が含まれている事が注目されます。弥生時代の遺物としては、京都府立木津高等学校の校舎建設に伴う燈籠寺遺跡（木津）出土品（未指定）、涌出宮遺跡（平尾）出土品（未指定）などがあります。弥生時代から古墳時代への過渡的な様相を示す資料として砂原山墳墓（加茂）出土品（府暫定登録）は注目される存在です。

古墳時代の出土品は関西文化学術研究都市開発により調査された、上人ヶ平古墳群・埴輪窯跡群（州見台）、瓦谷古墳群（州見台）、内田山古墳群（木津・城山台）出土品があります。古墳時代前期から中期にかけての出土品であり、特に埴輪が多数ある点が特徴と言えます。これらのうち、上人ヶ平古墳群・埴輪窯跡群出土埴輪は府指定有形文化財に指定されているほか、瓦谷古墳群や内田山古墳群出土品などの一部が府暫定登録有形文化財に登録されています。また弓田遺跡（市坂）出土品（未指定）は祭祀に使われたとみられる埴輪類や玉類が多く見られることが特徴です。山城町域では、車谷古墳群（綺田）や、上狛天竺堂古墳群（上狛）などの出土品があります。いずれも未指定ですが、上狛天竺堂1号墳出土遺物は導入期横穴式石室出土品として他地域での展示に活用される頻度が高いものです。加茂町域では恭仁宮跡下層の考古墳（例幣）出土埴輪（未指定）などがあります。なお、椿井大塚山古墳（椿井）出土品のうち、豎穴式石室から出土した三角縁神獸鏡をはじめとする副葬品は京都大学の所蔵となっています。本市では墳丘から出土した縄文土器や土師器を所蔵しています。

奈良時代の出土品は木津町域、加茂町域、山城町域とも多く本市が所蔵する考古資料の中でも中核を占めています。

木津町域では関西文化学術研究都市開発により調査された奈良山瓦窯跡（城山台・相楽台・梅美台・梅谷・州見台・市坂）の瓦類や土器類を多数所蔵しています。平城京や興福寺などに供給された瓦類として重要な存在です。出土品に指定等の措置はなされていませんが、瀬後谷瓦窯跡（州見台）出土瓦塔は類例の少ない事例として注目されます。

また、史跡神雄寺跡出土品（重要文化財）は奈良時代の特殊な仏教儀礼に伴う多数の燈明皿や万葉歌木簡、鼓の一部と推される陶鼓、施釉山水陶器、綠釉陶器などがあります。特に「神雄」の墨書が多数ある事から文献にはない寺院「神雄寺」であることが特定された点は重要です。木津町域の奈良時代の出土品としては、釜ヶ谷遺跡出土（城山台・木津）の墨書人面土器や土馬などがあります（未指定）。

山城町域では史跡高麗寺跡（上狛）出土品（未指定）を数多く所蔵しています。大部分は瓦類ですが、金属製品も一部含んでいます。

加茂町域では、恭仁宮関連遺跡（例幣）出土品（未指定）の瓦・土器類、西門窯跡（南加茂台）出土の須恵器一括資料（未指定）があります。特に後者は平城京に供給する土器類として注目されます。

中世から近世にかけての考古資料は、質・量とも少ないですが、光明山寺跡（綺田）など市内各地の発掘調査で出土したものを収蔵しています。

なお、出土品は木津・山城・加茂に分散保管され、出土品再整理を実施したものについては、出土品・コンテナ台帳により管理しています。そのうち、金属器や木製品など脆弱性の高いものは山城郷土資料館で保管されているものもあります。

3－2. 無形文化財

国においては、演劇、音楽、工芸品技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」という。と定義されています。

国においては歌舞伎や人形淨瑠璃文樂などの芸能、備前焼や瀬戸黒などの工芸品技術などを指定し、保持者・保持団体を認定しています。また、国では令和3年に登録制度を新たに設けています。府においても染織、陶芸などを無形文化財に指定し、保持者・保持団体を認定しています。本市においては、市を代表する学術的な価値の高い芸能や工芸品技術などが未詳であり、指定や保持者・保持団体を認定していません。

3－3. 民俗文化財

民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第3号）と定義されています。無形の民俗文化財は、日常の生活・風習などに密着している文化財のため、生活様式等の変容により、変化あるいは衰退・消滅してしまったものも多く存在しています。また、有形の民俗文化財についても、生活様式の変化等により、使用されなくなり失われてしまったものが数多く存在しているものと考えられます。

本市が主体となって民俗文化財を対象にした調査は町史編さん時以外に実施しておらず、現状で主として調査・資料収集を行ってきたものではありません。そのため、把握している文化財については、市民や地域からの要望により調査を行ったもの、寄贈を受けたものが大分部となっています。

●有形の民俗文化財

本市において指定・登録等の措置がなされている有形の民俗文化財として、民間の人形淨瑠璃座である泉川座が用いた泉川座人形淨瑠璃用具（府登録）や、幕末に爆発的に流行し、お伊勢参りに際して神社に奉納された春日若宮神社（里）蔵及び白山神社（岩船）蔵のおかげ踊り絵馬（いずれも府登録）があります。また、木津の渡しに使用された渡し船（市指定）があります。また、未指定品として地域の方から寄贈頂いた、千歯扱きや茶壺など農具・茶業に関わる民具、赤ちゃんを入れるための藁籠などを保管しています。また、山城郷土資料館といづみホールに木津御輿太鼓祭りに用いられる太鼓台がそれぞれ1基展示されています。

●無形の民俗文化財

無形の民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などの行為そのものを指しています。本市では、涌出宮の宮座行事（綺田、平尾・国指定）、相楽の御田と正月行事（相楽・府指定）、木津御輿太鼓祭（木津・市指定）などの祭礼に関する行事が指定等の措置がなされ、今も実施されています。これらは、神社を中心とした座による行事として実施されているのが特徴です。また、岩船のおかげ踊り（岩船・府登録）も保存会が活動を続けておられます。一方、府登録無形民俗文化財である西教寺六齋念佛（木津）、上狛の精靈踊り（上狛）、銭司の獅子舞・田楽・相撲（銭司）は活動を休止しておられ、再開の目処はたっていません。

また、指定等の措置はなされていませんが、虫送り（鹿背山・椿井）、御輿太鼓祭（吐師）、カンジョ

ウ縄（鹿背山・銭司）、地蔵講をはじめとする各種の講など地域での行事を実施しているところもあります。また、正月を迎えるため、各家で行われるスナマキや、盆の精霊迎え、春の苗代へのお札立てなどを実施する家庭や地域も存在しています。

伝統産業に関わるものとして、相楽木綿が府指定無形民俗文化財になり、相楽木綿の会が保護団体として認定されています。伝統的な木綿から手機による制作まで、一時途絶えた民俗技術を復活させた事例として注目されます。また、茶生産に欠かせない合組の技術なども無形の民俗文化財に該当するものと考えられます。

無形の民俗文化財は個人から家庭、地域、社寺、企業など保持主体が多岐多様にわたるため、把握が困難な側面もあります。

3-4. 記念物

●遺跡（史跡）

本市の歴史文化を構成する文化財として、遺跡を定義しました。既に述べたように遺跡には、埋蔵文化財包蔵地、伝承地、社寺境内地、石造物のうち有形文化財としての価値付けが明確でないもの、埋蔵文化財以外の土木建築物を含むものと定義しました。

国の指定基準は、以下の9つの類型の遺跡を定義しています。そのうち、重要なものが国指定史跡として指定されます。

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

一方で、本市で遺跡として定義したもののうち、市域に所在する埋蔵文化財包蔵地はその内容が明らかでないものが大部分です。また、社寺境内地についても成立時期や成立過程、本来の境内地が明確でないものも含まれています。さらには伝承地や分類不能の石造物、内容が不明な土木建築物を含むものとしています。これらの遺跡は調査を進めることにより、その成立時期や性格を明らかにし、国の分類する9類型の遺跡に位置づけることができるかも知れません。

史跡 史跡とは、先に述べた9類型の遺跡のうち重要とされ指定等の措置を受けたもののことです。そのため、未指定の史跡という概念はありません。本市の国指定史跡は、特別名勝及び史跡淨瑠璃寺庭園（西小・寺院・庭園・平安時代）、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）（例幣・都城・奈良時代）、史跡高麗寺跡（上狹・寺院・飛鳥～中世）、史跡奈良山瓦窯跡（城山台・相楽台・梅美台・梅谷・州見台・市坂・生産・奈良時代）、史跡椿井大塚山古墳（椿井・古墳・古墳時代前期）、史跡石のカラト古墳（兜台・古墳・飛鳥～奈良時代）、史跡神雄寺跡（城山台・木津・寺院・奈良時代）があります。縄文時代や弥生時代の史跡はありませんが、古墳・奈良・平安時代の各時代の史跡

があります。特に奈良時代は平城京に関連する窯跡や聖武天皇の恭仁宮、同時期の神雄寺跡があり、奈良時代の本市域の繁栄を物語っています。

椿井大塚山古墳はヤマト政権中枢部以外で三角縁神獣鏡を多量埋納した希有な古墳といえます。

府指定史跡としては、銭司遺跡（銭司）があります。和同開珎を鋳造した鋳銭司が置かれたと目される重要な遺跡ですが、その一角が府指定史跡に指定されています。遺跡の全容が確認されたわけではない点に注意が必要です。府暫定登録史跡として、史跡及び名勝岩船寺境内（岩船）、史跡神童寺境内（神童子）、鹿背山不動院境内（鹿背山）などの社寺境内地が暫定登録史跡となっています。

市指定史跡として、上泊環濠集落（上泊）、稻荷山（北河原）、鳶城跡（神童子）、泉橋寺境内（上泊）があります。城館、社寺境内が多いのが特徴となっていますが、いずれも山城町域での指定となっており、加茂町、木津町域には市指定史跡はありません。

埋蔵文化財包蔵地 埋蔵文化財包蔵地とは文化財保護法第93条に「貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）」と定義されている周知の埋蔵文化財包蔵地を指すこととします。そのため、文化財保護法による保護の対象となっています。なお、本市では旧石器時代から中世までの埋蔵文化財包蔵地は保護の対象としていますが、近世以降のものについては地域にとって特に重要なものを埋蔵文化財包蔵地としています。

本市には471件^{※11}の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。大部分は未調査のため詳細は不明ですが、縄文時代から近世にかけての包蔵地が分布しています。なお、包蔵地のうち価値ある物として史跡指定されるものもありますが、その範囲が限定的なものがある点に注意が必要です。

弥生時代の大畠遺跡（相楽台）は道路建設にともない集落が確認されましたが、周辺部は未調査です。弥生時代中期の拠点的なムラと考えられます。

古墳時代の集落遺跡は上泊北遺跡（上泊）で確認されています。また、前期の椿井大塚山古墳（椿井・国史跡）は多量の三角縁神獣鏡を副葬した首長墳ですが、その後継として平尾城山古墳（平尾）、稻荷山古墳（北河原）が築造されます。また、前期後半から中期に瓦谷古墳群（州見台）や上人ヶ平古墳群（州見台）が木津川南岸に築かれます。左岸では中期後半から吐師七ツ塚古墳群（吐師）が築造されます。後期には木津川右岸山城町域に後期群集墳として車谷古墳群（綺田）などが形成されています。終末期には大型方墳である塚穴1号墳（南加茂台）が築造されます。また、石のカラト古墳（兜台・国史跡）が最後の古墳として奈良盆地の北西に築造されます。

飛鳥時代から奈良時代にかけての埋蔵文化財包蔵地は多数存在しています。中でも、都城関係、寺院関係、瓦や須恵器・和同開珎などの生産遺跡が本市の埋蔵文化財包蔵地の特色となります。都城関係の埋蔵文化財包蔵地として、恭仁宮跡（例幣・国史跡）を中心に、恭仁京に関する遺構が検出された上泊北遺跡（上泊）、岡田国遺跡（木津）などがあります。また、上津遺跡（木津）は平城京の外港として機能した泉津の一角を構成する官衙と考えられています。寺院としては府内最古級の寺院跡である高麗寺跡（上泊・国史跡）があります。包蔵地の大部分は国指定史跡となり保存の措置がとられていますが、寺院としての範囲はさらに広がっています。また、蟹満寺旧境内（綺田）や燈籠寺廃寺（木津）、神雄寺跡（木津・城山台・国史跡）など多数の古代寺院が建立されました。また、釜ヶ谷遺跡（木津・城山台）は墨書き面土器などの祭具が溝内から

出土しており、穢れを祓う儀式を官人がおこなった場所と考えられます。奈良時代の生産遺跡は多数存在しており、瀬後谷瓦窯跡（州見台）、市坂瓦窯跡（州見台）、梅谷瓦窯跡（梅美台）、鹿背山瓦窯跡（城山台）などが調査され、一部は奈良山瓦窯跡として国指定史跡となっています。また、和同開珎を鋳造した場所として錢司遺跡（錢司）^{おおざと}が知られています。フイゴの羽口や坩堝などが出土するとともに炉跡と考えられる遺構も検出されています。その一角は府指定史跡となっています。

中世に属する埋蔵文化財包蔵地としては、一般集落跡のほかに、狛城跡（大里環濠集落・上狛環濠集落）^{おおざと}（上狛）や木津遺跡（木津）のように平地にあり集落の周囲に濠を巡らし防御性を高めた環濠集落と呼ばれるものや、東山城跡（神童子）^{ひがしやま}や鷺城跡（神童子）^{とびが}のように山上に曲輪を設けた山城などが築造されました。これらの城館は荘園領主として力を付けた狛氏や木津氏などの国人が造営したものと見られています。一方、鹿背山城跡（鹿背山）は南山城最大級の山城であり大和国の守護相当であった興福寺や松永久秀が関与した可能性が指摘されています。

近世に属する埋蔵文化財包蔵地は多くはありませんが大坂城再建の石切丁場として藤堂高虎が開いたとされる山際遺跡（大野）^{やまと}やカブロ遺跡（例幣）、近世陶磁器鹿背山焼を焼成した鹿背山焼北窯跡（鹿背山）、鹿背山焼南窯跡（鹿背山）が周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

伝承地 伝承地とは、史実や言い伝えによる昔の出来事に由来する土地あるいは有形の物とします。本市の伝承地として、崇神天皇の世に反乱を起こした武埴安彦（タケハニヤスヒコ）にまつわる挑川故蹟（上狛）や涌出宮周辺地（平尾）、幣羅坂の天津少女命の説話（市坂）、垂仁天皇の後にまつわる「懸木」^{さかりき}の伝承地（相楽・懸木社と一本松）など記紀に記述のあるもの。また、南都焼討ちと平重衡に関わる首洗池と不成柿（木津）、法然上人にまつわる説話をもつ念仏石（市坂）や、江戸時代にいたとされる大男ずんどぼうにまつわるずんどぼうの杖（森）、弘法大師にまつわる菜切石（井平尾）など地域に伝わる伝承に基づく物が存在しています。なお、地域の伝承・伝承地については充分把握されていないものが存在していると思われます。

その他、内藤湖南が隠棲した恭仁山荘跡（例幣）、森下仁丹株式会社が運営した森下仁丹第二工場跡（井平尾）なども、建物等が現存していないため、伝承地に含むものとします。著名人に関する居宅跡等については充分に把握が進んでいません。

社寺境内地 社寺の境内地のうち、埋蔵文化財包蔵地となっていないものを対象とします。本市の社寺のうち近世に存在したものについては原則として埋蔵文化財包蔵地として取扱っていません。一方、近世の社寺は明治時代以降統廃合され、廃寺・廃社となってしまったものも多く見られます。これらの社寺は地域にとって重要な位置を占めていたものが多くあると考えられます。

そのため、現存する近世に存在した社寺境内地並びに廃寺・廃社となってしまった社寺境内等について遺跡として扱うことにより、近世以降の歴史文化をより明確にできるものと考えます。

なお、廃寺・廃社となってしまった寺社はその位置を特定できないものも存在しているため、今後の調査が必要と考えられます。

石造物 石造物のうち、建造物・美術工芸品としての価値付けが明確でないものを遺跡として位置づけます。

本市の石造物の特徴として、単体での調査や指定等の措置がとられているもの以外に、一定の範囲に多様な石造物がまとまって存在するものがあります。例えば当尾の大門石仏群（大門）^{だいもん}や

平尾惣墓石造物群（平尾）などには石仏をはじめ愛宕灯籠や墓石など多様な石造物が存在しています。石造物は本市の特徴的な文化財のひとつですが、一方で個別の調査が進んでいないものも多く、社寺境内や集会所などにまとまった石造物のある区域を遺跡として把握することとします。また、道標は歴史資料としての性格と街道や参詣道を構成する要素としての側面をもっています。そのため、当面、道標については街道などに付属する構成要素として取り扱うものとします。また、洪水などの災害記念碑も遺跡に分類します。

土木建築物 土木建築物のうち建造物・埋蔵文化財以外のものを遺跡として位置づけます。

具体的には、木津川本流に築堤された国役堤や支流に築堤された村役堤、ため池や用水路、河川の渡し・浜、鉄道軌道跡、街道等を遺跡として位置づけます。

堤防は主に近世に造成され本市の景観形成に大きな役割を果たしてきました。また、ため池や用水路は江戸時代以降の農業の基幹をなすものとして重要なものです。中でも大井手用水は鎌倉時代に慈心上人が開削した重要な用水路として今も瓶原の田畠を潤しています。ため池は農耕に必須の施設であるため、江戸時代に盛んに新設・改修が行われました。また、池で養殖されるコイやフナは貴重な食料でもありました。現在では、ため池は水害を起こす一因ともなっています。そのため、廃止や改修が進められています。

渡しや浜については文献史料に登場しおおよその位置は把握されていますが、遺構として残されているものが多くなく、詳細な位置や構造などについては不明な点が多数あります。

街道等には、奈良時代以降の古道や、近世の街道、鉄道軌道敷などがあります。近世の街道については概ね位置の把握が進んでいますが、古代の官道等については明確な位置が不明なものも多く存在しています。

現状では個別の土木建築物について来歴の調査等が十分ではなく文化財としての調査・把握は進んでいません。

●名勝地（名勝）

国指定名勝として、特別名勝・史跡淨瑠璃寺庭園（西小）1件のみが指定されています。また、市指定名勝として弁天山（椿井）^{べんてん}が指定されています。弁天山は玉臺寺境内も含んでおり、寺院境内地と自然景観を一体的に指定しています。また、未指定庭園として文化庁の調査により近世の海住山寺本坊庭園（例幣）、個人宅の庭園2件が把握されていますが、原則非公開となっています。

自然景観として丘陵である鹿背山（鹿背山・未指定）があげられます。古代より和歌に詠まれた景勝地であり、三輪山^{みわやま}とともに「みもろつく（御諸つく）」という神を奉る意の枕詞が付くことから、神体山としての性格をもっていたものと考えられます。奈良時代に恭仁宮をおいた瓶原は万葉人から風光明媚な地としての評価がなされています。また、江戸時代に猪八景、瓶原八景と呼ばれる景勝地が詩歌とともに選定されていますが、現在十分把握するには至っていません。

●動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

天然記念物として、当尾に所在する豊岡柿が「当尾の豊岡柿」として府指定天然記念物に指定されています。かつては2本の巨木がありましたが1本は枯損し、現在は1本のみとなってしまっています。また、国指定特別天然記念物コウノトリの飛来が確認されたこともあります。巨樹・

巨木として、未指定ではありますが、海住山寺のヤマモモ（例幣）、相楽神社のケヤキ（相楽）が知られています。

木津川市は自然が豊かな都市ではありますが、市域独自の生態系や地形についての調査・研究が進められていないため、十分な把握ができていないものと推測されます。

3－5. 文化的景観

文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことができないもの」（文化財保護法第2条第1項第5号）と定義されています。

国による重要文化的景観に選定されるためには、市町村において景観計画の策定及び景観計画区域の設定または景観計画区域の都市計画決定を行う必要があります。そのためには景観行政団体への移行が必要となります。文化財関連部局は保存調査の実施、保存活用計画の策定、普及啓発活動などを実施します。その上で、重要な構成要素に係る所有者の同意を得て、国に選定を申し出る必要があります。本市は景観行政団体に移行していませんので、現在のところ選定を申し出ることはできません。

一方、本市の人々の生業及び風土により形成された景勝地として、茶問屋街と農村としての顔を併せ持つ上狹茶問屋街の景観、大井手用水を基幹とした瓶原の農村景観、農耕を基幹産業としつつ奈良街道沿いに宿場町を形成した木津宿、国役堤と木津川の間に広がる流作場の農耕景観、長い年月をかけ山林をタケノコ栽培の適地に改変してきた山城町の筍栽培景観、市域各所に存在する茶畠や茶農家が形成する茶生産の景観など農業を基盤とした景観、正徳2年の洪水を契機に集落構造を改変した船屋・里・大野の集落景観などが候補地としてあげられます。

3－6. 伝統的建造物群

伝統的建造物群とは城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みなどのうち、「周囲の景観と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群」（文化財保護法第2条第1項第6号）と定義されます。

制度上の仕組みとして、市町村が保存対策調査を実施し保存条例を制定、保存審議会を設置した上で、都市計画法又は保存条例により保存地区を定めることとされています。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるためにはさらに「保存活用計画」を策定、告示し、文部科学大臣に選定を申し出る必要があります。なお、本市では条例等を制定していないため伝統的建造物群保存地区を設定することはできません。

市域全体での調査は実施されていませんが、伝統的な建造物が群として残っている地域として、上狹茶問屋街、木津宿、船屋宿などが知られています。上狹茶問屋街は茶問屋と近郊農村が複合した形態をもつものと考えられ、茶問屋、農家、農地が景観を形成しています。また、木津宿や船屋宿は宿場町としての風情を今に伝えています。ただし、他の集落でも伝統的な建造物がまとまって存在している可能性はあるものと考えます。

3－7. 文化財の保存技術

「文化財の保存技術とは文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの」（文化財保護法第147条第1項）と規定されています。国の選定保存技術の例として、庭園の保存に欠かせない「文化財庭園技術」を選定し、「文化財庭園技術者協議会」を保持団体として認定しています。なお、同団体は浄瑠璃寺庭園で研修会を開催されたこともあります。

本市において、名勝庭園、建造物、美術工芸品、有形の民俗文化財などの保存修理が実施されています。これらの修理に際しては伝統的な技術・材料が必要ですが修理内容に応じ、国・府により指定された技術、認定された団体等が適切に修理に当たっており市独自の指定、認定については検討していません。

※11 埋蔵文化財包蔵地については京都府と協議のうえ決定しています。件数については、遺跡、古墳、窯跡群、城跡、社寺跡（廃寺含む）をそれぞれ1件として数えることとしました。

4. 木津川市の自然資産・人文資産の特徴

先に述べたとおり、本市の歴史文化は文化財と文化財をとりまく周辺環境である自然資産・人文資産から構成されます。両資産については、文化財調査と併せた総合的な現状把握を行うことが望ましいと考えられますが、現状ではそこまで至っていません。しかしながら、本項では現状で把握できている各資産の特徴について主要な事例について概観します。

4-1. 自然資産

自然資産として第5図に掲げたように、地形・河川といった地形・地質基盤、気象・四季などの自然現象、地形・地質・自然現象の働きにより形成された植生・生態系そして景観などが考えられます。

●地形・地質

地形・地質の代表的なものとして山系をあげておきます。本市域では市域北東に位置する三上山（標高473m）を最高峰としています。西麓には椿井大塚山古墳や高麗寺跡、南東麓には恭仁宮跡が立地しています。また、海住山寺や神童寺などの寺院も山間に立地しており、これらの文化財の理解に欠かせない存在と言えます。

また、加茂盆地南西には鹿背山（大野山（標高203.8m））が所在しています。万葉集に歌われた山であると共に、加茂盆地と木津・山城地域を隔てる山でもあります。

木津平野の南には、京都盆地と奈良盆地を画する奈良山丘陵が横たわり、大和国と山城国の境界としての役割を果たしてきました。それ以外にも、当尾の岩船寺背後に所在する御本陣山（標高321.0m）や加茂盆地南東に位置する燈明寺山（標高224.0m）など数多くの山々が存在しています。

地質上の特質として、当尾を中心とする旧加茂町東南部には第11図に示したように花崗岩が分布しています。この地域では花崗岩の露頭や巨石が数多くみられ、磨崖仏や石造物が多数存在するのも地質上の特質に一因があるものとみられます。

●河川

本市の名前の由来でもある木津川が本市を代表する河川と言えます。三重県に源流をもち、府県境から河川谷を形成し、南山城村・笠置町・和束町を東流しています。南山城村から旧加茂町域までは小規模な平野を支川とともに形成しています。渓谷ともみえる様相を呈し東流した木津川は、木津平野に流れ込みその流れを北に変えています。両岸河川敷の幅250mを超える河川です。日本でも有数の「砂河川」とされており、流域の花崗岩を多く含む堆積物が多量に堆積し、様々な形状のワンドやタマリを形成しています。一方で河川敷は部分的に様々な草木が生い茂り陸化しているような状況も認められます。木津川本流の河川内の生態系、木津川が形成する河川敷や自然堤防、河岸段丘が多様な生態系を生み、本市の歴史文化に大きく関わってきました。現在、木津川とわたし達の直接的な接点は少なくなっています。

木津川の支川として、市域北東の和束川、加茂盆地南西の赤田川、木津平野を北流する井関川、三上山に源流をもち旧山城町域を東流する不動川などがあります。これらの支川は稻作などの重要な用水となりましたが、一方で江戸時代以降、天井川を形成したものも多く、水害をもたらす存在でもありました。

●気象・四季

本市の気象は比較的温暖であり、豪雪に襲われることもほぼありません。一方で、特徴的な気象現象として、木津川に沿って濃霧が発生します。特に笠置町から加茂盆地周辺では秋から春にかけて濃い雲海を形成することがあります。

木津川市の四季は比較的温暖なこともあります、定量的に特徴を示すことは困難であり、特に木津川本流域では大きな変化を感じにくいかもしれません。一方で、山間部に位置する当尾や神童寺、あるいは海住山寺などでは四季それぞれの変化を体感することができます。それは春の日差しや、冬の積雪などのほか、四季折々の草花からも感じることができます。

●植生・生態系

本市の植生や生態系はそれを利用するひととの生活に大きな影響を与え、またひととの生活も植生や生態系に影響を与えてきました。

本市に特徴的な植生として、タケを挙げることができます。旧山城町のタケは江戸時代後期以降タケノコ栽培が盛んになり、土壤分布（第12図）に影響を与えるくらい生産活動が盛んであったことを示しています。また、旧加茂町のタケは主要な産物の一つであり建築資材や矢の材料として流通しました、藤堂藩が管理を行い木津川河川敷には「御藪」と呼ばれる竹林がある場所も認められます。その他、本市の主要な植生となっているコナラ、シイ・カシ類は近年樹勢を増しているものであり、明治時代中期の仮製地図の分析によると、今ではほぼみられない、マツが主要な樹木でありナラ・クヌギ類がそれに次いだと見られています。また、今とは異なりはげ山であった部分も多数存在したとみられます。植生は西日本全体的に著しく変容しているものと推測されます。

生態系については、近世にはため池による水田経営や燃料としてのシバ刈り、マキ刈りによる里山の維持管理が行われ、田畠を荒らすハトやキジなどの鳥類、ウサギなどの哺乳類を食用に捕獲したほか、ため池ではフナなどを養殖して食用に用いていました。このように農村周辺では里地里山

としての生態系が維持管理されていましたが、現状では耕作放棄地の増加や放置竹林、ナラ枯れの問題などが生じています。なお、木津川市では「木津川市緑の基本計画」（平成26年）において鹿背山周辺を緑の重点的地区と位置づけ生物多様性の保全に関する取組みを推進しています。

●景観

景観、いわゆる風景や眺めは自然の力を主体としながらも、人々が様々な活動を行う事により多様な景観を生み出しています。また、景観はその視点により様々な様相をみることができます。本市では山城盆地の南端に位置することから、木津川市役所屋上から見渡すと、北は京都盆地北辺の北山から西に位置する愛宕山系を望むことができます。また、南は奈良山丘陵、西は生駒山系、東は鹿背山に囲まれた盆地である事を景観から実感することができます。また、南から西にかけては関西学術研究都市を望むこともできます。一方で恭仁宮跡に視点を移すと盆地の景観が広がっていることが分かります。このように大きなグランドデザインの中に、河川や山々、木々そして人々の活動や文化活動の結実である文化財が存在しています。

4-2 人文資産

歴史文化を構成する要素である人文資産として、文化財を支える人々の活動、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料、伝承や昔話・説話、昔遊び、生業、様々な人間活動を例としてあげています。なお全ての人文資産を拾い上げているとは言えないため、図における様々な人間活動には広範囲な事象を含むものとしておきます。

●文化財を支える人々の活動

本市において、文化財を支える人々の活動として特徴的なのは地域において文化財の維持管理がなされている点をあげることができます。

また、昔ながらの宮座を組織し、宮司とともに神社の維持管理や祭礼の実行にあたる人々もおられます。木津川市では、岡田国神社・御靈神社・田中神社（木津）の宮座、相楽神社（相楽）の宮座、涌出宮（綺田・平尾）の宮座などが現在も活動を続けておられます。

また、本市では文化財愛護団体として任意団体を登録し、文化財の保存や活用に資する団体に対し支援を実施する制度があります。

●文化財を維持・継承するための技術

文化財を維持・継承するためには文化財の類型に応じた日常の維持管理が必要となります。中でも、有形文化財や記念物の維持管理には、伝統保存技術以外に今日的な技法を用いることも必要になる場合があります。既に述べたEPM工法以外にも、ドローンを用いた日常的な点検などを実施されている事例もあります。これらの技術は本市の特徴的なものではありませんが、今後様々なテクノロジーが開発されることが期待されます。

●文化財に関する歴史資料

様々な記録の内容そのものを文化財に関する歴史資料と捉えることとしています。本市の文化

財に関するものを例示すると、興福寺大乗院門跡であった尋尊らが記した『大乗院寺社雜事記』（重要文化財）の記録内容は戦国時代の国人衆や彼らが築いた城館の実態を知る上で欠かせない資料と言えます。同様に『続日本紀』の聖武天皇に関する記述や、『御堂関白記』の春日詣の様相もまた本市の文化財を知る上で欠かせない歴史資料です。こうした記録類は未だ充分に把握し切れていないと考えられます。

また、古写真に写されたものとして大仏鉄道に関する記録類があります。古写真そのものは京都大学が所蔵していますが、本市ではデジタルデータとして利活用に供しています。写された内容から、当時のトンネル構築技術や加茂駅の状況などを復元する貴重な資料となっています。

●伝承や説話・昔話

各地域には独自の伝承や説話・昔話があります。本市では『日本書紀』や『古事記』に記載のみされる武埴安彦^{たけはにやすひこ}や幣羅坂神社^{あまつ おとめのみこと}の祭神天津少女命に関する伝承や、南都焼討ちと平重衡にまつわる不成柿に関する言い伝えなどがあります。また、地域に伝わる昔話が『加茂のむかしばなし』（加茂町50周年実行委員会 2001年）や、『宇治・山城の民話』（宇治民話の会 1993年）などに収集された昔話などが収録されています。

●昔遊び

市独自の昔遊びについては聞き取り調査等を実施していませんので不明瞭な点が多くあります。

現在、老人クラブの方々が地域の子ども達に教えておられる遊びとして、竹とんぼ、こままわし、けん玉、羽根つき、あやとり、お手玉などがあります。このような遊びは全国に普遍的に存在するのですが、そのルールには地域的な特徴をもつものもあるため詳細な調査も必要とされます。

●生業

生業とは、暮らしを立てるため、生活をしていくための仕事などの事とされています。

特徴的な生業として、農家や茶商、商家などがそれぞれの生業に即した住居形態を生み、町並みを形成してきました。また、四季の行事や社寺における行事も生業に起因するものとみることができます。

現在の産業別就業者数（第20図）をみると、農業等の従事者（第1次産業）は全就業者約32,000人のわずか3.3%（令和2年）、1,072人となっています。農産物などの加工業、製品の製造業を主とする第2次産業従事者は6,363人（19.8%）、飲食店や小売業など第3次産業の従事者が24,621人（76.8%）となっています。関西文化学術研究都市の新興住宅地はこのような第3次産業に従事する人たちの増加に対応したものと言え、新たな都市景観などを生み出していると言えます。

●様々な人間活動

これまでみてきたのは、人々の活動の一部分に過ぎません。本市の歴史文化はこれまで述べた以外にも様々な人間活動が文化財を形成し、あるいは既存の文化財に影響を与えることにより、今日ある形になったと言えます。

例えば、上狛駅は当初建設予定のなかったものを茶を中心とする物資の集積地であるという自負をもった地域の人々の要望という人間活動により建設が決定されました。その結果、茶などの運送を担った舟運の衰退を加速し流通の姿を変えて行きました。結果として、木津川とわたし達の関係は薄くなつていったのではないかと推測されます。また、テレビの普及やインターネットの普及なども歴史文化に影響を与え続けているものと推測されます。このように様々な人間活動は歴史文化に大きな影響をもつてゐるものと考えられます。

なお、今現在もわたし達が行つてゐる様々な人間活動が未来の歴史文化を形成していくものと考えられます。

第3章 木津川市の歴史文化の特徴

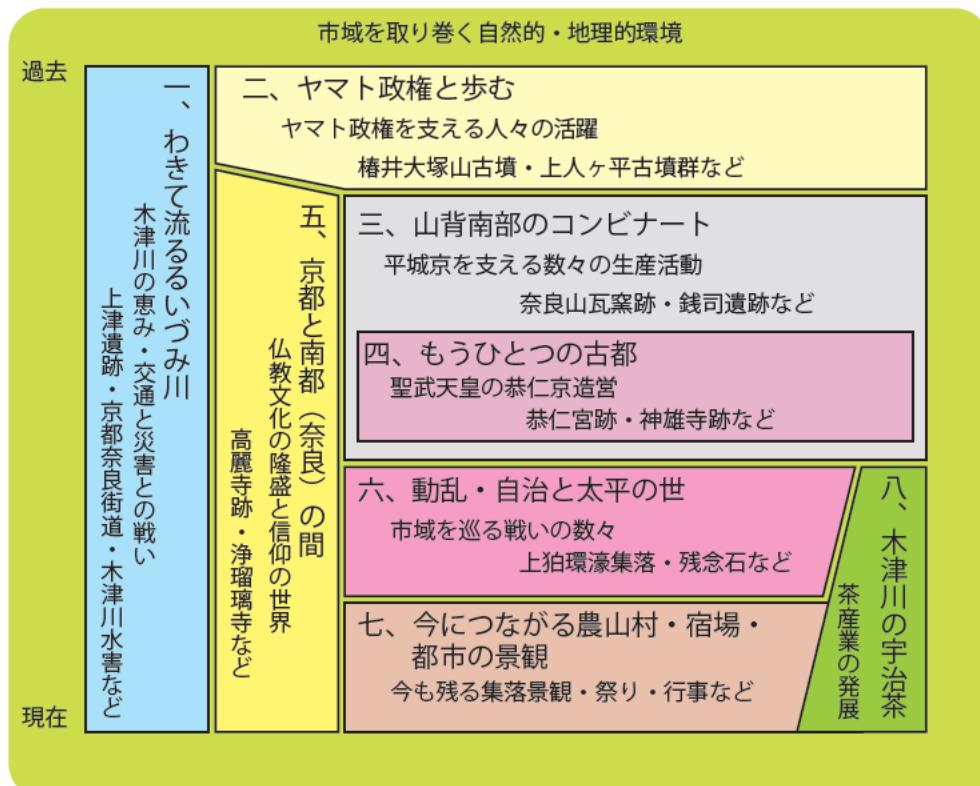
本市は平成19年（2007）3月12日に木津町、山城町、加茂町の3町が合併して誕生した市です。本市を貫流する木津川は交通の要衝として機能し、歴史文化の形成に大きな影響を与えました。また、大和国（奈良市）の背後にあることから「山背国」と呼ばれ、古くから大和の文化の影響を色濃く受けました。平安京遷都後は、「山城国」と呼ばれるようになり、京都と奈良の両方の影響を受けながら、独自の歴史文化を形成してきました。社寺等の莊園が多く、戦国大名が誕生しなかったことも中・近世以降の特徴ある歴史文化の形成に大きく影響し、さらに近現代には全国・世界との交流・交易を通じ、今に繋がる歴史文化が形成されてきました。

本市の歴史文化を一言で表すならば、「京都と奈良の間に位置し、一度は首都となり、二つの都を支えてきた歴史文化」ということができるでしょう。

本市が有する多様な歴史文化の特徴を理解するために、以下の8つのテーマを設定することとします。

8つのテーマは過去から現在にいたる文化財を中心とした事象で構成され、過去から現在に至る縦軸に悠久の歴史を紡いできた木津川や、飛鳥時代に伝來した仏教文化の歴史があります。また、各時代の特徴として、弥生・古墳時代、奈良時代、恭仁京の時代、中世から戦国時代、近世から現在にいたる村々の発展の歴史、そして、中世に根付き、本市のこれまでの発展を支えたお茶の歴史から構成されています。

以下では、それぞれのテーマについて見ていきます。



第33図 木津川市の歴史文化の構成

1. わきて流るるいづみ川 ~木津川水運と陸上交通~

本市の中央を貫流する木津川と陸路は交通の大動脈として古代から現在にいたるまで、物流や文化的交流を支えてきました。恵みの川木津川は、一方でその支流とあわせ、度重なる災害をもたらしてきました。本市をめぐる交通と災害の歴史文化を概観します。

01 | 概要

本市の中央を流れる木津川は三重県青山高原に水源をもち、本市の中央を東西に流れ北流する淀川の支流です。本市は木津川の恩恵を受け、また、木津川がもたらす災いに挑みながら発展を遂げてきました。

02 | 古代泉津

飛鳥時代にすでに、「泉河」・「泉津」の地名が万葉集の和歌にみられ、木津川左岸、現在の木津町一帯は、「泉木津」とも呼ばされました。藤原宮造営時には近江国からの木材が荷揚げされ奈良山を越えて運ばれました。また、天智天皇の近江大津宮遷都や、壬申の乱では大和・木津・近江を結ぶ山背道が重要視されました。壬申の乱においては大海人皇子（後の天武天皇）の吉野行きに利用され、大海人皇子方、大伴吹負が「乃楽山」に陣取り、大友皇子方と合戦を繰り広げました。

平城宮造営に際し、泉津の重要性はますます高まり、港の機能だけではなく市としての機能ももっていました。泉津は他地域からの物資が集積する場所であり、東大寺や興福寺などの諸寺が木材などの集積・加工などを目的とした木屋所を置きました。泉津に関する遺跡として、上津遺跡（木津）が発掘調査され官衙的な性格を持つことが分かっています。

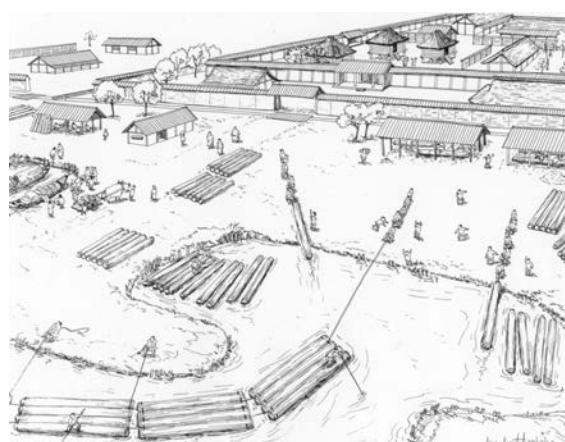
平城京遷都に際し、官道の再整備も行われ、山陰山陽両用道、東山北陸両用道、東海道が市域を通り、陸路においては畿内の北と東の結節点となりました。

また、東大寺建立に活躍した僧、行基は様々な公共事業に尽力し、天平12年（740）木津川に泉橋を架橋し泉橋院を建立、橋の管理などに供されました。



北東から見た木津川と泉大橋

【泉大橋の南岸に泉津があったと考えられます】



上津遺跡の復元想像図（早川和子画）

【平城京や南都諸寺のための物資が荷揚げされました】

03 | 南都諸寺の外港として

長岡京・平安京遷都により、泉津は都城の外港としての機能を失いますが、南都諸寺にとっては重要な港として機能していきました。また、市域は南都と平安京を結ぶ地理的環境にあったことから、平安京の貴族等が南都諸寺に参詣（^{はせもうで}初瀬詣・春日詣）する交通路として利用され、『御堂関白記』や『蜻蛉日記』などの文学作品にも登場します。泉橋はこのころには度々流されたようで、平安時代には泉橋寺（上狹）に入々が渡し船を施入り舟での渡河が行われていたことがわかります。



泉橋寺（上狹）

【行基建立の泉橋院の後継寺院とみられます】

04 | 近世の木津川舟運

近世・近代を通じて木津川は交通・物流の大動脈としての役割を果たしてきました。木津・淀川水運を担った淀船には大きく2グループがあり、淀に拠点を置く淀二十石船と木津川筋上荷船六ヶ浜に分かれています。後者は一口（久御山町）・吐師（木津）・木津（木津）・賀茂（加茂）・瓶原（加茂）・笠置（笠置町）に拠点を置き舟運を行いました。



木津浜絵図（木津）（レプリカ・部分）

【近世の木津浜のにぎわいを描いています】

05 | 近世陸路の発達

この時代、陸路も整備され、特に太閤堤上に新たに街道が整備され、京都・奈良間（京都奈良街道）の時間が短縮されることとなりました。そのほか、郡山街道、伊賀街道、信楽街道が主要な街道としてあげられます。なかでも、伊賀街道は藤堂藩が参勤交代で利用したほか、伊勢神宮への参詣道としても多くの人たちが通行しました。また、陸路を補完するため、木津川を渡る渡しも利用されました。人や文物の往来により、各所で荷物問屋や宿が営まれ、宿場町が形成られていきました。主要な宿場として、木津宿（木津）と船屋宿（加茂）があげられます。木津宿と船屋宿の町並みには往時の姿を忍ばせる町割と古建築が残されています。

江戸時代は、上流階級のみならず、庶民の間にも旅の風習が広まりました。伊勢神宮に参拝する「お蔭参り」だけでなく、各国の名所・旧跡を訪ねる旅



加茂宿の様子（『分間延絵図』）

【江戸時代の加茂宿（船屋）の様子が描かれています】

でもありました。

旅人の増加に伴い、現在のガイドブックに相当する地誌類や案内記がつくられました。南山城地域の名所・旧跡などを記したものの中、著名なものとして、『山州名跡志』(正徳元年(1711))、『都名所図会』(安永9年(1780))・『拾遺都名所図会』(天明7年(1787))などがあります。貝原益軒も、京から吉野への旅行記『和州巡覧記』^{やまとめぐりのき}を記しています。

また、市域の人々も京へ上ったり、西国三十三ヶ所霊場巡りを行うなど旅へ出かけていました。江戸時代後期には地方巡礼が流行しますが、南山城では南山城三十三所霊場(天保6年(1835))が開かれ、また、明治初年(1868)には山城西国三十三所霊場が新たに開かれました。

06 | 木津川の洪水

このように、交通・物流の要衝として藤原京・平城京や南都諸寺を支え、様々な人々が渡河・往来した木津川ですが、一方で数多くの災害を起こしてきました。

正安4年(1302)の泉木津橋が流れ落ちる記録や、文明2年(1470)の洪水など、様々な災害の記録が残されています。

江戸時代中期、正徳2年(1712)8月18日から19日に起きた水害は南山城全域のみならず京都・近江一帯に被害がおよびました。伝承によると、加茂地域では里村・大野村が大被害に遭い、山麓に移転せざるを得なかつたとされます。木津地域では木津村で流失・倒壊家屋700軒、死者100人余を数え御靈神社(木津)の鳥居の貫まで水位が上昇したとされます。山城地域では上狛村で堤防が切れ44軒の建物が倒壊・流失し、北河原村では47軒が倒壊・流失、死者も出たとされます。この洪水の犠牲者を偲び、正徳4年(1714)に建立された洪水供養碑が正覚寺(木津)に安置されています。水害で亡くなつた縁故者や数多くの人々の菩提を弔うために建立した銘文が刻まれています。銘文からは多くの子どもも犠牲になったことがわかります。



木津の町並み（木津）

【江戸時代に賑わった木津本町通り界隈】



『拾遺都名所図会』に描かれた淨瑠璃寺（加茂）

【このような案内本をもとに人々は旅をしました】



正徳二年洪水供養碑（正覚寺・木津）

【洪水で亡くなつた方々の供養のため造られました】

07 | 幕府の洪水対策

度重なる水害に対し幕府は堤普請と土砂留を進めました。堤普請は幕府主体の国役普請としておこなわれ、寛永10、11年（1633、1634）に実施され、江戸時代を通じて改修工事がなされました。幕府が造った堤防は国役堤と呼ばれています。当時の堤の規模についてはおよそ基底の幅20m、高さ4～5m、堤上端で幅2～4m程度とみられています。なお、国役堤と木津川本川の間に新たにできた河川敷を耕作地として利用する流作場が現れ、現在も続く流域の特徴的な景観となっています。

土砂留は木津川源流・支流の山林を保全し、土砂流出を防止するため、木材や下草の伐採・採取を規制し、植林や土留めなどの砂防工事をおこなうものでした。早くは万治3年（1660）幕府から山川掻が幕府領に通達されました。また、貞享元年（1684）に畿内各村に触れが出され、相楽郡は藤堂藩が巡見を行いました。この際、実態確認のため『平尾村絵図』などが作成されました。絵図には三上山山麓に広く「はげ山」が存在し、土砂の流出が起っていたことが伺われます。なお、これらの施策が功を奏したのか、元禄3年（1690）から元文4年（1739）までの50年間に26件発生した洪水が、元文5年（1740）から寛政元年（1789）の50年間では13件と半減しました。

一方で、木津川の国役堤の完成により河道が固定されると、木津川本川の河床に大量の土砂などが堆積し河床が上昇しました。本川の河床が上昇すると支川の河床も上昇し、不動川をはじめとする支川の大部分が周辺の平野より河床が高い天井川となっていました。

08 | 近代国家としての治水事業

明治時代をむかえ、近代国家へと成長する中、明治政府は淀川改修に着手しました。このとき活躍したのが、明治6年（1873）に来日したオランダ人技術者ヨハネス・デ・レーケです。デ・レーケは明治8年（1875）に不動川上流で砂防工事を試験施工し



現在の木津川堤防（木津）

【江戸時代の国役堤を強化・改修しています】



天井川となっている不動川（綺田）

【川底が周囲の家の屋根より高くなっています】



不動川砂防公園（平尾）

【デ・レーケによる砂防堰堤が残されています】

ました。この試験結果を受け、国直轄事業として砂防工事が施工されることとなりました。現在、不動川本流と支流相谷川には23基の砂防堰堤が今も残されています。

木津川本川についても、大正元年（1912）から昭和28年（1953）まで護岸・築堤・河床掘削などが行われてきました。

09 | 二十八災と現在の治水事業

昭和28年（1953）は木津川・淀川流域に大きな被害をもたらした水害が発生した年でもあります。この災害は、同年8月14日から同15日にかけ発生し、鳴子川・不動川などの各支川が決壊し山城町では多数の死者が発生しました。9月25日には台風13号が上陸、再び災害をもたらしました。この災害では多くの家屋・田畠にも被害が及びました。この災害は今もわたしたちが「二十八災」と呼び記憶を伝えています。また、災害を忘れないように、山

城町綺田西ノ城、山城町平尾綾杉河原、山城町北河原古屋敷に水害記念碑が建立されました。

この災害を契機として、当時の建設省により高山ダムが築かれました。現在も木津川を含む淀川流域では国土交通省を中心に防災が図られるとともに、近年では防災面だけでなく、水質や自然環境、景観など様々な面に配慮した河川改修がなされてきています。

現在見られる大きく強化された堤防や、内水を排水するためのポンプ施設と樋門・水門、天井川などの景観は江戸時代に水害と闘ってきた人々の歴史の上に成り立っています。このように、木津川はわたしたちの生活を河川交通・陸路との結節点として支え、また支川とともに田畠を潤し生活基盤を支えてくれました。一方で、木津川は時に大災害をもたらしてきました。繁栄と災害、その痕跡に木津川市の歴史文化の一面をみることができます。



決壊した不動川（山城）

【昭和28年の災害は大きな被害をもたらしました】

2. ヤマト政権と歩む ~王権を支える山背の人々~

旧石器時代以降人々の活動の痕跡が市域随所でみられるようになります。当時の政治・文化の中心である大和に近いことから、弥生時代から古墳時代にかけて大規模な集落や、椿井大塚山古墳に代表される古墳文化が開花しました。古墳時代を通じ本市域のひとびとの活動はヤマト政権の動向をダイレクトに反映しています。

01 | 概要

本市は旧石器・縄文時代以来の歴史をもっていますが、人々の活動の足跡が明確になるのは弥生時代以降のことです。弥生時代中期には大和・摂津を中心として銅鐸を用いたお祀りが行われ、近畿地方から各地に広がっていきます。また、後にヤマト政権とも呼ばれる古墳時代の政治の中心は現在の奈良で誕生します。奈良と隣接する本市域でどのようなことが起こっていたのでしょうか。

02 | 弥生時代～相楽山銅鐸と大畠遺跡～

古墳時代以前、弥生時代に日本に農耕が伝えられ、それまでの縄文時代とは異なり、人々は定住し中には大きなムラを営む集団も現れました。特に近畿を中心に弥生時代中期には銅鐸を祈りの中心に据えたムラが出現し交流を持っていたと考えられます。本市でも相楽台の大畠遺跡が弥生時代中期の居住域・墓域をセットでもつ遺跡として注目されます。また、相楽山銅鐸は埋納場所から考えて大畠遺跡の人々が使用したものと考えられます。本市もまた銅鐸祭祀で大和の集落と繋がる地域であったことがわかります。

弥生時代後期には木津東部の丘陵上に位置する木津城山遺跡で居住域と墓域がセットになった遺跡が確認されています。また、中国製の鏡片が墓から出土しており、古代中国と交流のあったムラから手に入れた可能性があります。加えて国産の小型鏡が出土していることも注目されます。弥生時代の遺跡は本市域に広く分布しています。



相楽山銅鐸

【弥生時代に銅鐸文化圏にあったことを示します】



砂原山墳墓の土器

【弥生時代から古墳時代への過渡期の土器】

弥生時代から古墳時代の過渡期に墳丘墓と呼ばれるお墓が登場します。府内では、芝ヶ原古墳（城陽市）や黒田古墳（南丹市）が著名です。本市では砂原山墳墓（高田）という墳丘墓が存在しています。

03 | 古墳時代前期～椿井大塚山古墳と後継者たち～

古墳時代は前方後円墳と呼ばれる巨大なお墓が造られる時代です。被葬者である豪族（首長）が出現し、連合体制を組むことにより徐々に日本は倭国としてのまとまりをもっていったと考えられます。

古墳時代の政治の中心にあったのが、いわゆるヤマト政権と呼ばれる畿内に出現した首長連合でした。最も古い大型前方後円墳は箸墓古墳（奈良県桜井市）であり3世紀中頃の築造と考えられています。箸墓古墳と前後する時期に造られた古墳として、五塚原古墳（向日市）、浦間茶臼山古墳（岡山市）、石塚山古墳（福岡県苅田町）などがあり全国的に弥生時代のお墓と比較すると飛躍的に規模が大きい前方後円形の墳墓が出現してきます。古墳というモニュメントは前方後円墳を頂点とし、円墳・方墳などの墳形と大きさで政治的秩序を示すものと考えられており、前方後円墳は3世紀中頃から6世紀前半を中心に北海道・北東北・沖縄を除く全国に広がっていきました。

本市では椿井大塚山古墳（椿井）が箸墓古墳からやや遅れて古墳時代前期前半（3世紀後半）に築造されました。

全長約175m、後円部3段築成（一部4段）、前方部2段築成の墳丘をもち、埴輪はありませんが、葺石を完備する古墳です。また、同時期の畿内（大和・河内・和泉・摂津・山城）の古墳としては大王墓と目される西殿塚古墳を除き最大級の規模を誇ります。

特に竪穴式石室から32面もの三角縁神獣鏡が出土し、全国各地に同じ鋳型から作られたとされる兄弟鏡が分布しているのが特徴です。また、古代中国の年号をもつ鏡も多数存在し、卑弥呼が魏王からもらった鏡と考える学説があります。このことから、邪馬台国を母体としてヤマト政権が発足し中国王朝の権威の象徴である三角縁神獣鏡を与えることにより同盟関係を結び、勢力を拡大していくといった説があります。

三角縁神獣鏡が卑弥呼の鏡かどうか諸説あり定まりませんが、前方後円墳という墓制と三角縁神獣鏡という権威の象徴を中心にヤマト政権の勢力が拡大したことを示しているのは間違いない、椿井大塚山古墳の被葬者も初期ヤマト政権の一翼を担う立場にあったとみられます。

また、副葬品には鏡以外に武器・武具、農工具それに漁労具があることが特徴的です。なかでも漁労具は水上交通の象徴とも捉えられ、木津川から淀川



史跡椿井大塚山古墳（椿井）

【古墳時代前期の山城地域を代表する前方後円墳】



椿井大塚山古墳出土鏡

【卑弥呼の鏡とも呼ばれる三角縁神獣鏡群】

を介し、乙訓や瀬戸内の首長達と交渉をもった人物であったのかも知れません。

椿井大塚山古墳に次いで築造されるのが、平尾城山古墳です。この古墳は全長約110mを測る大型前方後円墳です。葺石・埴輪を備え、後円部3段・前方部2段築成とみられています。明治36年(1903)の開墾により埋葬施設はかなり破壊されていましたが、竪穴式石室1基と2基の粘土槨が見つかり、鏡片・石釧・鉄製武器・鉄製工具などが竪穴式石室から見つかりました。特筆される遺物として、鼓形器台と呼ばれる土器があります。この土器は丹後から山陰地方に特徴的なものであり、平尾城山古墳の被葬者の埋葬儀式に際し、丹後の人人がやってきたのかも知れません。大和と山城そして丹後を結ぶ遺物として注目されます。

椿井大塚山古墳の系譜は北河原稻荷山古墳（円墳・直径約30m、葺石・埴輪）を最後に途絶えてしまいます。ただし、天上山古墳と呼ばれる大型墳が椿井大塚山古墳の南に存在していた可能性が指摘されており、この古墳の実態次第で椿井大塚山古墳の系譜がどうなったのか書き変えられるかも知れません。

04 | ヤマト政権の変化と瓦谷古墳群

この時期、ヤマト政権中枢部でも大王墓級の大型古墳の動向に変化があります。箸墓古墳に始まる大和・柳本古墳群（天理市）で築造が衰退し、変わって佐紀盾列古墳群（奈良市）に大型墳が作られるようになります。政権中枢部の変化に対応した古墳の動向かも知れません。

佐紀盾列古墳群に大王墓が移動すると、本市では、新たに前方後円墳を築造する集団が登場します。それが瓦谷古墳群（州見台）です。前期後半に全長51mの前方後円墳である瓦谷1号墳が作られ、甲冑や武器類が副葬されました。なお、その後、9基の円墳や方墳が古墳時代中期中葉まで連綿と作られます。また、32基にも及ぶ埴輪棺墓や木棺墓などが古墳の墳丘外に作られていました。なお、瓦谷古墳群の系譜は引き続き上人ヶ平古墳群に引き継がれたとみられ、瓦谷古墳群の南に埴輪窯を伴うかたちで新たに古墳時代中期後半（5世紀後半）から古墳を造営し、中規模な造出し付き円墳を中心に17基の古墳が後期前半（6世紀前半）まで連綿と當まれました。

木津川市南部地域は歌姫越を介し大和と接する地域です。ヤマト政権にとってもこの地域は木津川・淀川流域さらには日本海側との交流を考えるうえで重要視されていたものと考えられます。

05 | 古市・百舌鳥古墳群と吐師七ツ塚

古墳時代中期は再び、ヤマト政権中央で大きな変革があったと考えられます。それは大王墓と見なされる大型古墳が大和から河内・摂津へと墓域を移動



瓦谷1号墳の甲冑

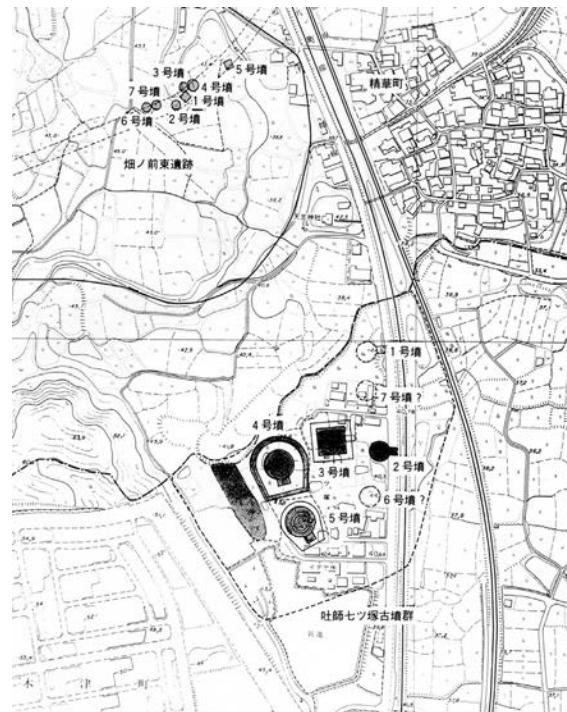
【被葬者は武人としての性格をもっていました】

し、古市古墳群・百舌鳥古墳群を形成することからうかがわれます。

本市域においても、この段階で新勢力が成立します。それは木津川左岸の吐師七ツ塚古墳群（木津）です。かつて7基あったとみられますが現存するのは3基のみです。現存する3号墳は2段築成の方墳で周濠が巡ります。5世紀前半の築造です。4号墳は葺石・埴輪を備える2段築成の帆立貝形の前方後円墳で盾形周濠と外堤を有し、5世紀中頃から後半の築造です。5号墳も帆立貝形の前方後円墳であり5世紀後半から6世紀初頭とみられます。なお、既に失われた1号墳は5世紀初頭、2号墳は5世紀前半とみられます。

古墳時代中期の南山城全体の古墳の動向をみると、久津川古墳群（城陽市）に大規模古墳が集中している様相がうかがえます。一方、各地域では中・小規模な円墳が作られている状況があります。上人ヶ平古墳群や吐師七ツ塚古墳群の被葬者は中期のヤマト政権の動向に応じ、それまでの権益を引き継ぎ、あるいは新たに台頭してきた地域の豪族であると考えられます。また、内田山古墳群（木津）も中期前半を中心に8基の方墳が営まれました。決して大きな古墳ではありませんが、木棺の底面に礫を敷くものがあり注目されます。礫床の木棺は丹後などの日本海側に多くみられ、内田山古墳群の被葬者も日本海側の人々と交流をもったものと思われます。

中期には古墳の動向だけでなく、集落の動向にも新たな様相がみられます。それは朝鮮半島からの渡来系氏族の居住を示す遺跡です。木津川左岸の森垣外遺跡（精華町）では大壁住居と呼ばれる朝鮮半島由来の建物が見つかっています。また、本市でも上狛北遺跡（山城町）で「L」字形の煙出しのあるカマドをもつ竪穴建物がみつかっており、朝鮮半島由来のものと考えられています。本市の「上狛」、精華町の「下狛」の地名は「高麗」に由来するといわれていますが、これらの遺跡からも渡来系氏族が居住していたことが分かります。



吐師七ツ塚古墳の分布図（吐師）

【中期の首長たちの古墳とみられます】

06 | 後期古墳の展開～横穴式石室の導入～

古墳時代後期になると前方後円墳の築造は衰退し、南山城では乙訓・宇治で比較的大型の前方後円墳が築造されます。この時期になると新たなお墓の様式として、横穴式石室が広がっていきます。横穴式石室とはこれまでの竪穴式石室や木棺を直接埋葬するのとは異なり、遺体を納める石の部屋（玄室）を構築し、そこに羨道と呼ばれる通路を付け入り口を開閉する事により何回でも人を埋葬することの出来る構造をもっています。『古事記』や『日本書紀』



吐師七ツ塚古墳出土石製模造品

【鏡や斧、刀子を石で模倣してつくっています】

にみられる「^{よみ}黄泉の国」という概念は複数回埋葬を行う当時の人々が玄室で眠る死者を見て生み出した概念とも言われています。

横穴式石室も朝鮮半島からもたらされた墓制であり、九州では4世紀末頃から作られ、畿内では右片袖プラン（玄室から入り口を見た際に右側に壁（袖）が突出するタイプの石室）の畿内型横穴式石室とよばれる石室が誕生し展開してきました。本市では高井田山古墳（大阪府柏原市）と同時期、中期末頃に造られた畿内最古級の横穴式石室をもつ小規模な前方後円墳である上狛天竺堂1号墳（上狛）が調査されています。畿内での横穴式石室の伝播と展開を考える上で重要な古墳です。

横穴式石室の導入以降、小規模な古墳が多数密集して造られるようになります。これを後期群集墳と呼びます。南山城では木津川右岸に群集墳が集中的にみられるのが特徴であり、車谷古墳群（綺田）が総数43基を数える群集墳として著名です。群集墳は山城地域、加茂地域に多くみられますが、木津地域では単独で作られる後期古墳が多いと考えられます。大和に隣接する木津の方がより直接的にヤマト政権の影響を受けていたのかも知れません。また、南山城では八幡市や京田辺市など左岸に横穴墓と呼ばれる丘陵斜面に穴を穿ち墓室とした墓が多く見られるのに対し、本市域では北谷横穴群（北河原）のみが知られており、南山城の他地域より後期群集墳が発達した地域となっています。

なお、後期群集墳が多数造られる背景には、ヤマト政権の勢力拡大に伴い、それまで各地域の豪族のもとにいた人々が直接ヤマト政権との関係を持つことにより古墳を造ることを許されたためと考えられています。この事により、さらにヤマト政権は勢力を増し、のちの大和朝廷へと繋がることになります。群集墳に葬られた人々はヤマト政権を地域で支えた人々でもあったと考えられます。

07 | 飛鳥時代の古墳～古墳の終焉～

飛鳥時代、古墳時代終末期を迎えると、新たな墳形の枠組みが構築されます。大王（天皇）は八角形（多角形）の墳丘を築き、その下に蘇我氏などの有力豪族が大型方墳を築きました。



上狛天竺堂1号墳の石室（上狛）

【畿内でも最も古い横穴式石室のひとつです】



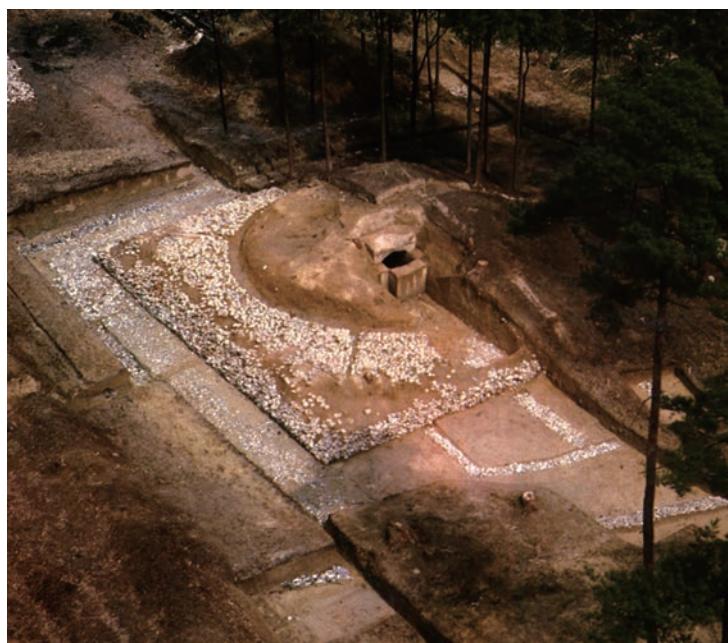
車谷2号墳の石室（綺田）

【車谷古墳群では石室をもつ古墳が数多く造されました】

塚穴1号墳（加茂）は一辺25m・高さ5mを測る市内最大の方墳で横穴式石室を埋葬施設としています。石室の構造から終末期古墳と考えられます。令和3・4年度に同志社大学により部分的な発掘調査が実施され飛鳥時代の須恵器が出土しています。古墳の大きさなどから被葬者はヤマト政権の中で活躍した重要人物であった可能性があります。

さらに注目される古墳として奈良県との府県境にある石のカラト古墳（カザハヒ古墳）があります。主体部は、装飾古墳として著名な高松塚古墳（明日香村）やキトラ古墳（明日香村）と同じ横口式石槨と呼ばれるものです。横口式石槨は個人用の墓室であり、従来の横穴式石室とは異なるものでした。石のカラト古墳は横口式石槨の中でも高松塚型と呼ばれるタイプで全国に4基しかありません。また上円下方墳という特殊な墳丘をもっていることも特徴でこちらも全国で6基しかなく、しかも関東地方に多くみられます。副葬品は盗掘により失われていましたが太刀の飾金具、金・銀・琥珀の玉、金箔、そして漆塗りの木棺片が見つかりました。7世紀末から8世紀初頭に築かれた石のカラト古墳の被葬者名は不明ですがヤマト政権内の貴人ではなかったかと推定されます。

古墳時代終末期には、モニュメントとしての前方後円墳造営は終焉を迎え、各地の豪族は新たに寺院建造に向かっていきます。本市域の古墳や古墳時代の遺跡は、ヤマト政権の直接的な影響を受けてきました。初期の段階から終末期まで各時期の古墳の動向を知ることは当時のヤマト政権の動向を知ることでもあります。ヤマト政権の動向を知ることができるのが本市の古墳の特徴ということが出来るでしょう。



石のカラト古墳（兜台）
【全国的に珍しい上円下方墳です】

3. 山背南部のコンビナート ~平城京を支える先進テクノロジー~

平城京に都が遷されると、泉津が都の造営を支える港湾都市として発展しました。また、粘土や森林資源に恵まれた奈良山に平城京の宮や寺院を飾る瓦を生産する瓦窯が数多く開かれました。また、和同開珎を鋳造した銭司遺跡や、平城京の人々のための須恵器窯も数多く開かれました。平城京を支える一大生産地の様相を概観します。

01 | 概要

和銅元年（708）、元明天皇の詔により遷都が決まった平城京は和銅3年（710）天皇が内裏に遷ることにより遷都が成立したと考えられています。都の整備は段階的に進められ、和銅8年（715）には大極殿が完成、それまでの藤原京にあった寺院も平城京への移転を行ってきました。

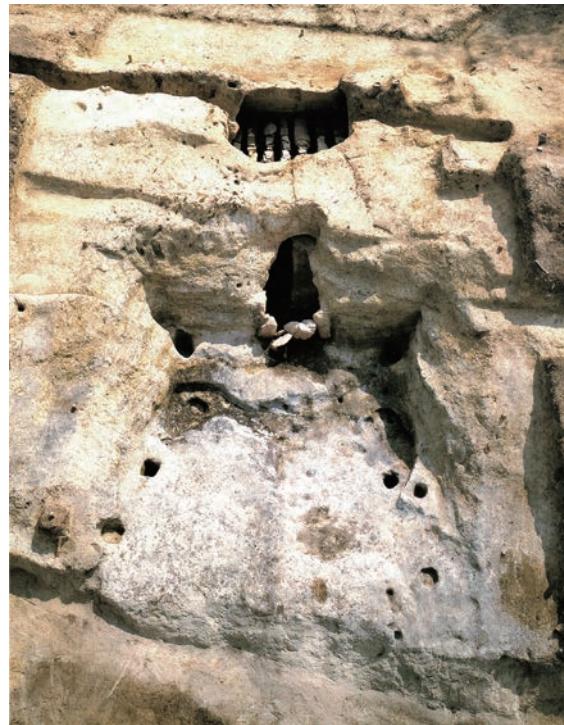
平城宮や諸寺院の造営には膨大な量の木材や瓦・金物などの物資が必要であり、また人々の生活に必要な日常用品などが必要でした。平城京ではこれらの品々をどのように調達していたのでしょうか。

02 | 港湾都市泉津と瓦生産

平城京や諸寺院の造営に際し、「泉津」で荷揚げされた材木が用いられました。また、平城京造営に用いられた瓦は500万枚とも600万枚とも言われ、それまでの生産規模をはるかに上回るものでした。そのため、木津川市と奈良市にまたがる東西方向の低丘陵「奈良山」に、平城京造営のため大量の瓦を供給するための工房が築かれました。これらの工房は国が設置する官営工房や寺院が設置する工房として置かれました。

瓦の生産は専門の工人が行い、粘土採りから様々なプロセスを経て生産・供給されました。また、瓦を焼く技術も改良が加えられ、中でも瓦窯は従来の須恵器を焼く登り窯（窯窯）^{あながま}から平窯、そして有畦式平窯へと進化し、少ない燃料で一度に大量の瓦を焼くことが可能となりました。こうした窯跡の変遷、すなわち産業の発展過程について奈良山瓦窯跡を通じて知ることができました。

本市では粘土採掘から生瓦の製作、瓦焼成までの一連の作業を示す遺跡として、上人ヶ平遺跡と市坂瓦窯跡、鹿背山瓦窯跡が知られています。上人ヶ平遺跡では採掘した粘土を古墳の周濠に溜まった水を用いて精製し、大規模な工房で生瓦を製作し、市坂瓦窯で焼成していました。また、鹿背山瓦窯跡では粘土採掘坑と粘土を運んだモッコ、さらには生瓦を製作する工房とそれに繋がる通路が見つかっています。



市坂8号窯（木津）

【当時の最新式の瓦を焼くための窯でした】

す。生瓦は2基の瓦窯で焼かれ、別の通路を用いて出荷されていました。また出荷用通路からは車輪の痕跡が見つかっており、一輪車で完成した瓦を運搬していたこともわかりました。

本市に所在する、市坂瓦窯跡、鹿背山瓦窯跡、音如ヶ谷瓦窯跡、梅谷瓦窯跡に奈良市の歌姫瓦窯跡、^{なかやま}中山瓦窯跡を加えて奈良山瓦窯跡として国指定史跡となっています。

史跡ではありませんが奈良時代の瓦窯として瀬後谷瓦窯跡（州見台）、五領池東瓦窯跡（市坂）、^{たかいで}高井手瓦窯跡（上泊）が調査されています。また、未調査ではありますが、本市には大仙堂遺跡（相楽）、法花寺野遺跡（法花寺野）、岡田庄瓦窯（北）などがあり、奈良時代を通じて大規模な瓦生産が行われていたと考えられます。莊嚴を目指した平城京にとって奈良山瓦窯などで生産されていた瓦は欠かせないものでした。また、瀬後谷瓦窯跡では須恵器も生産されており、特殊な遺物として瓦塔が出土しています。

03 | 須恵器窯の展開

平城京には5～10万人と推定される人々が暮らしていました。人々の生活には日常品が必要でした。中でも食事に使う器は大量に消費されました。当時の食器には土師器・須恵器と呼ばれる焼き物のほか、木製や漆塗りの食器もありました。土師器は平城京周辺で主に女性が製作し、男性が野焼きして運搬と販売を行っていたと考えられる軟質な焼き物です。一方、須恵器は専門の工人が登窯を使用して生産する硬質な焼き物です。

須恵器生産は古墳時代に始まり、大和には陶邑窯跡群（堺市）で生産された須恵器が搬入されていました。しかし、奈良時代になると陶邑窯跡群での生産は激減し、代わって生駒地域に平城京に供給するための須恵器窯が数多く作られました。これと同様、本市域でも数多くの須恵器窯が加茂町域を中心に出現しています。調査された窯跡は少ないですが、西門窯跡（南加茂台）では1基の



梅谷瓦窯跡（梅美台）

【7基の瓦窯が並び、瓦を大量生産していました】



梅谷瓦窯跡生産瓦

【興福寺の創建瓦を生産していました】



鹿背山瓦窯での瓦作り（早川和子画）

【粘土採掘から焼成・出荷まで一貫生産していました】

登窯が調査され、通常の食器以外に仏具として使用する金属製品を写した鉄鉢・佐波理椀形杯のほか、硯（円面硯）・水瓶などの文字に関する製品が作成されていたことがわかっています。西門窯跡で生産された須恵器は単に食器としてだけでなく、平城京内に存在した寺院や役所に供給されたものとみられます。未調査の須恵器窯が多く詳細は不明な点が多いのですが、本市域の須恵器窯跡も生駒地域同様、平城京に須恵器を供給していたものと考えられます。

04 | 流通貨幣「和同開珎」と錢司遺跡

奈良時代には本格的な貨幣として和同開珎が生み出されます。貨幣は持ち運びが便利で何とでも交換できる便利なものでした。貨幣が導入されるまで、ものの価値は塩や米といった重要な産物を基準に決定されていましたが、貨幣1枚を基準にものの価値を決めようとしました。ちなみに和同開珎1枚の価値は和銅5年（712）の定めでは1日分の労役に匹敵するとされました。およそ8000円くらいでしょうか。

平城京遷都の2年前（708）に武藏国秩父郡（埼玉県秩父市）から和銅（にきあかがね：純度の高い自然銅）が献上され、これを機に元明天皇は元号を慶雲から「和銅」と改めます。大和朝廷は早くも2月には「催鑄錢司」という役所を置き、当初銀銭を生産します。7月には近江国で銅銭を生産させ8月に発行し、銀銭の使用を禁止しています。また、和同開珎の製造当初は、大宰府や播磨国からも銅銭が送られていることから、催鑄錢司の監督のもと各国で和同開珎が鋳造されたと考えられています。

朝廷が貨幣の発行に踏み切った理由は諸説ありますが、平城京造営にかかる多額の費用を物ではなく貨幣で賄おうとしたとする考え方や、貨幣経済が浸透していた古代中国王朝である唐に対し、日本も先進的な貨幣を用いていることを示したかったという説など様々な考えがあります。また、一定の銅銭を蓄え朝廷に献上すると官位を与えるという政策もとられました。

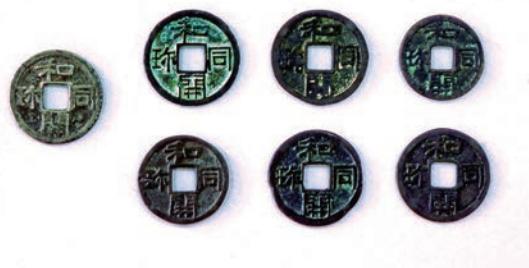
奈良時代の催鑄錢司はのちに鑄錢司として改組されます。天平7年（735）に鑄錢司は増設され、和同開珎の増産が図られたとみられます。この時に増設された鑄錢司が本市の錢司遺跡（加茂）に該当するものと考えられています。

錢司遺跡は木津川の北岸に位置し、明治時代から堀や古銭（和同開珎）が採集されていました。また、地名（小字）に「金鑄山」や「和銅」という名が残されていることからも鑄錢司が置かれた可能性が高いとみられてきました。本格的な発掘調査は大正12年（1923）、京都府史蹟調査会梅原末治氏が行い焼土や粘土とともに堀・フイゴの羽口・瓦などが出土する地層を確認されました。また、昭和49



錢司遺跡（錢司）

【府指定史跡錢司遺跡に建てられた石碑】



錢司遺跡出土和同開珎

【我が国最古の流通貨幣として生産されました】

年（1974）に国道拡幅に伴う発掘調査が加茂町教育委員会により実施され、掘立柱建物跡1棟、炉跡7基などが確認されました。出土遺物には坩堝・フイゴの羽口・銅滓・銅塊・凹み石・土師器・須恵器などが出土し、この遺跡で銅製品の鋳造が行われていたことが明らかになりました。なお、近年出土遺物を整理する過程で、須恵器の甕片などを硯として使用した痕跡が見つかり、文字を使用する役人が存在したことが明らかとなりました。錢司遺跡で鋳造された和同開珎は木簡を付けた上で都に納められ全国に流通していったものとみられます。

また、貞觀7年（865）の資料に「相樂郡岡田郷旧鑄錢司山」で銅を採掘した、という記事が見られます。このことから錢司遺跡の近辺には銅鉱山があったものと考えられます。和同開珎の原材料の採掘から精鍊・鋳造まで一貫して生産を行った遺跡でした。

錢司遺跡の廃絶年代はわかりませんが、天長4年（827）には周防すおう（山口県）に鋳錢司が移っていましたので、それまでには生産を終えていたとみられます。

このように奈良時代に始まった貨幣の流通ですが、実際には貨幣は畿内を中心に官道沿いの役所や各国の中心的な施設などを中心に出土しています。物々交換の時代から貨幣経済への移行を行おうとした大和朝廷でしたが実際には一部の人々の間でのみ流通していたとみられます。和同開珎鋳造以降、平安時代までに12種類の貨幣が生み出されましたが、天徳2年（958）の乾元大宝の鋳造を最後に古代日本の貨幣鋳造は一時期途絶えてしまいました。その後、平安時代末期から室町・戦国時代にかけても統一的な貨幣は生産されず、中国から大量に輸入された銅錢が流通し、庶民にまで貨幣経済が浸透するのは江戸時代を待たなければなりませんでした。

これまでみてきたように、瓦も須恵器も大量に生産するためには良質な粘土と薪として利用できる豊富な森林資源が必要でした。また、錢司遺跡では銅も産出していました。本市の豊かな自然環境と資源が平城京の造営とひとびとの営みを支えてきました。

4. もうひとつの古都 ~聖武天皇の夢、恭仁京とその時代~

聖武天皇の治世、平城京から恭仁京への遷都が行われました。恭仁京はあしかけ5年という短命の都でしたが、墾田永年私財法など後の世に大きな影響を与えた政策が打ち出されました。恭仁宮と恭仁京の実態は永らく不明でしたが、徐々にその姿が明らかになりつつあります。恭仁京の時代の本市域の遺跡を中心に概観します。

01 | 概要

本市には、奈良時代中期、天平12年（740）に38歳の聖武天皇が平城京から遷都した恭仁京が置かれました。難波宮を皇都とする天平16年（744）までの間、古代日本の首都として機能していました。

02 | 恭仁宮跡と恭仁京跡

恭仁宮の実態は長らく不明でしたが、京都府教育委員会が主体となって実施してきた発掘調査により、恭仁宮跡主要部の様相は徐々に明らかにされてきています。宮は築地塀で囲われ、中枢に大極殿院・朝堂院・朝集院が配置されます。また、大極殿院北部に天皇・上皇の住まいする2つの内裏があることもわかっています。近年では恭仁京に関する条坊側溝とみられる遺構も岡田国遺跡や上泊北遺跡などで見つかっており、部分的かも知れませんが、京域の整備も進められていたとみられます。『続日本紀』には平城京の東西2つの市を恭仁京に移した記事があり、将来発見される可能性は高いと思われます。

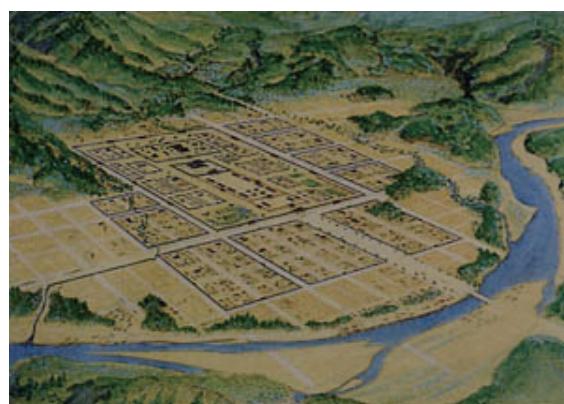


上空から見た史跡恭仁宮跡（例幣）

【右手が南、恭仁小学校の北に大極殿が置かれました】

03 | 恭仁宮での出来事

『続日本紀』の記述からは、宮内には朝堂・内裏・大安殿などがあり、儀式の際には宴が催され、雅楽や歌会が催される雅な天平文化に彩られた宮殿であったことがわかります。正倉院に納められている様々な宝物も恭仁宮に持ち込まれ、聖武天皇や光明皇后、元正上皇の身の周りを彩ったことでしょう。また、恭仁宮では聖武天皇により全国に国分寺の建立を命じた「国分寺建立の詔」や後の荘園につながる「墾田永年私財法」などが宣言されその後の日本歴史を動かす政策となりました。



恭仁宮の復元図

【宮の中には様々な建物がたち、政治が行われました】

04 | 恭仁宮と関連施設

恭仁宮には宮本体だけでなく、周辺に甕原宮、石原宮、城北苑などの諸施設があり、紫香楽と結ぶ恭仁東北道も整備されました。また、京内には鹿背山東橋、宮南橋、甕原離宮と恭仁宮を結ぶ橋が建設されました。また、現在の泉橋寺付近には行基が架けた泉橋があり、高麗寺（上狛）も寺院として機能していました。これらも京内に取り込まれたとみられます。

また、特殊な山林寺院である神雄寺跡（木津）、離宮か寺院とみられる樋ノ口遺跡（相楽）、多数の祭祀遺物が出土した釜ヶ谷遺跡（木津）も恭仁宮が機能していた時期の遺跡であり、庶民ではなく皇族や貴族が関わった遺跡として注目されます。

天平 14 年（742）8 月には恭仁宮に加え紫香楽宮（滋賀県甲賀市）の造営を開始し、ここで大仏建立の計画を進めます。聖武天皇は恭仁宮を政治の都、紫香楽宮を仏教の都とする夢をもっていたのかもしれません。



平城宮の復元大極殿

【恭仁宮大極殿は平城宮のものを移築しました】



恭仁宮の幢旗復元図（森田卓郎画）

【正月の儀式の際に掲げて用いました】

05 | 恭仁京の廃都と山城国分寺

天平 15 年（743）12 月、財政悪化から恭仁宮の建設を中断し、天平 16 年（744）には難波宮を皇都とすることを宣言します。同年 11 月には紫香楽宮で待望の大仏造立が始まりますが、周辺で山火事や地震が頻発し、聖武天皇は天平 17 年（745）5 月に紫香楽宮から恭仁宮を経て平城宮に逃げ帰るように戻ります。紫香楽宮はそのまま大仏建立途上で放棄されてしまいました。ここに平城を離れた地で都を開き、大仏を建立するという聖武天皇の夢は破れたのではないでしょうか。

恭仁宮はその後も離宮として固守されていましたが、天平 18 年（746）9 月に大極殿を山背国分寺に施入することが決定され、七重塔がそびえる国分寺伽藍へと改造されました。聖武天皇の大仏建立の夢がかなうのは聖武天皇が天平勝宝元年（749）に皇位を譲位したのち、天平勝宝 4 年（752）聖武上皇 50 歳、東大寺での事でした。



山城国分寺塔跡

【恭仁宮は国分寺に生まれ変わりました】

5. 京都と南都（奈良）の間 ～宗教文化の隆盛と今も息づく宗教空間～

飛鳥時代に伝来した仏教は瞬く間に全国に広がります。本市域も飛鳥時代から寺院の造営が始まります。平安京遷都以降は南都と呼ばれた奈良の諸大寺との関係で数多くの寺院が造されました。また神社も数多く造営され、これら社寺は京都・奈良両文化の影響を受け歴史を刻んできました。社寺は今も信仰の場として重んじられています。

01 | 概要

本市には数多くの文化財が所在していますが、そのうち特に目を引くのが神社仏閣に関わる文化財です。これらの多くは本市が、古代の都平城京に隣接し、かつ、平安時代以降は南都と呼ばれる興福寺、東大寺等大和の大寺院と深い関係があったためです。そのため政治・文化の中心として発展した京都並びに比叡山（延暦寺）の影響をあまり受けず、南都（奈良）の影響を強く受けて発展してきました。

02 | 古代寺院の誕生

仏教の受容期には、高麗寺（上狛）、蟹満寺旧境内（綺田）などの寺院が造営されました。特に高麗寺跡は府内でも最古級と考えられる寺院遺跡であり、我が国最古の本格的寺院である飛鳥寺と同様の瓦が出土しています。その他にも白鳳期に創建されたとみられる松尾廃寺（椿井）や燈籠寺廃寺（木津）があります。蟹満寺は今も白鳳期の丈六の銅造釈迦如来坐像とともに法灯を伝える希有な事例といえるでしょう。

聖武天皇は恭仁宮を造営し、国分寺建立の詔を発します。全国で国分寺・国分尼寺が造営されますが、山背国分寺は造営を停止した恭仁宮の大極殿を金堂として利用し、七重塔は新たに建造しています。一方、山背国分尼寺の場所については不明ですが恭仁宮と甕原離宮を橋で結ぶ地点の法花寺野が候補となっています。恭仁宮から平城宮にもどった聖武天皇は東大寺を總国分寺とし、大仛建立を進めますが、



史跡高麗寺跡（上狛）

【復元された金堂の瓦積み基壇】



国宝銅造釈迦如来坐像（蟹満寺・綺田）

【丈六の釈迦如来坐像、白鳳時代の作】

大仏建立に尽力したのがのちの大僧正行基です。聖武天皇と行基は深い関係にありました。二人の出会いは泉大橋の近くにあった泉橋院と伝えられています。泉橋院を引き継いだのが今の泉橋寺（上狛）と考えられます。なお、市域には行基が開いたとの伝承をもつ寺院が数多くあります。

特殊な山林寺院として神雄寺跡（木津）が発掘調査により見つかりました。山の斜面に塔・仏堂を備え、湧き水を中心に神仏習合の祀りが行われていたと思われます。祭祀に使用された多量の灯明皿のほか、施釉山水陶器、三彩陶器、万葉歌木簡、須恵質の鼓などが出土し、夜に和歌を詠み、音楽を奏でる祭祀の様子がうかがわれます。皇族や貴族が行ったものと推測されます。



史跡神雄寺跡出土施釉陶器

【神雄寺では独自の祀りが行われていました】

03 | 南都仏教の展開

平安時代は都が平安京に遷りましたが、本市では興福寺・東大寺などの大寺院の別所が置かれ、仏教文化が花開きました。中でも当尾の地は小田原と呼ばれ、淨瑠璃寺（西小田原）、隨願寺（東小田原）を中心に多数の坊舎が建立されました。特に淨瑠璃寺は、かつて国内に約30棟建築されたとされる九体阿弥陀堂のうち、唯一現存する建造物を有します。阿弥陀堂は保元2年（1157）に移築されたものであり、治承2年（1178）には平安京から三重塔を移設し、元久2年（1205）には池周辺の景石の整備が行われ、ほぼ現在の景観となりました。

神童寺（神童子）もまた創建が平安時代に遡る寺院と考えられ、北吉野と号し鷲峰山（和束町）を修験道の大峰山に見立て山岳仏教が隆盛したと見られます。

また、今は遺跡となってしまいましたが、山城町綺田の光明山寺は東大寺別所として開かれ、南都淨土教成立にとって重要な役割を果たした僧達が修行を行いました。堂舎・僧坊120を数えたと伝えられ蟹満寺も光明山寺の一堂であったとされます。発掘調査では坊舎や参道が確認され、その一角が明らかになりました。



特別名勝・史跡淨瑠璃寺庭園（西小）

【平安時代、上流貴族間に流行した阿弥陀信仰を阿弥陀堂や淨土式庭園とともに今に伝える我が国唯一の寺院】



国宝阿弥陀如来坐像（淨瑠璃寺・西小）

【我が国で唯一現存する九体の阿弥陀如来像】

04 | 仏教美術の世界

寺院のみならず、本市には平安時代以来の仏像な

どが多数存在していることも特徴です。岩船寺の阿弥陀如来坐像をはじめ淨瑠璃寺の九体阿弥陀坐像や薬師如来坐像、大智寺の十一面觀音立像、神童寺の愛染明王坐像をはじめとする諸像など優れた作品が数多く今も信仰の対象として守り伝えられています。

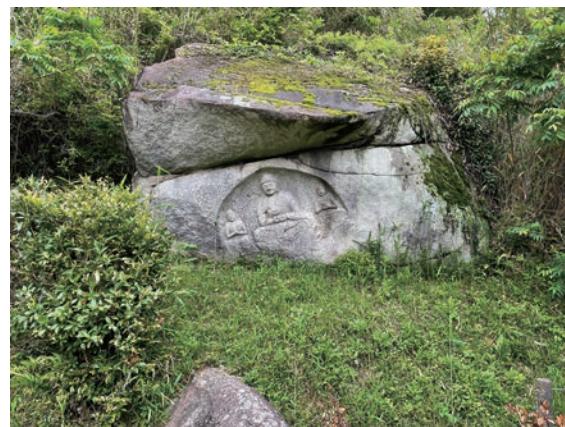
中世になると当尾を中心に磨崖仏・石仏文化が開花します。これら石仏は南都焼討ちからの復興のため、遠く南宋（中国）から渡ってきた石工の末裔により造されました。代表的なものとして阿弥陀三尊磨崖仏（わらい仏）が著名です。隨願寺や岩船寺などの僧が願主となって造られたものや、有力者による追善供養のためのものなど13世紀後半から14世紀前半にかけて造られたものが、これだけ集中する地域は国内でも類を見ることができません。昔と変わらない景観に往時の人々の祈りを感じることが出来るでしょう。また、泉橋寺の石地蔵（上狛）は徳治3年（1308）に地蔵堂が完成し供養がなされたもので、全高約4.6mを測る国内でも最大級の石地蔵です。

また、各村の共同墓地である惣墓には大型の石造五輪塔が見られるのも当地域の特徴となっています。木津惣墓五輪塔（木津）（正応5年（1292））は全高約3.6mを測る巨大なものです。なお、室町時代から民衆の間では念佛講や斎講などの「講」という集団が結成され数多くの板碑を中心とする石造物を残しています。

05 | 鎌倉仏教の展開と春日大社

海住山寺（例幣）も当尾と縁の深い解脱上人貞慶により再興（承元4年（1210））され五重塔が建立されました。その後、二世慈心上人覚真により寺觀が整えられました。なお、覚真は大井手用水の整備など地域振興にも大きな役割を果たしたと伝えられます。海住山寺には五重塔以外にも数多くの文化財が伝えられています。

加茂町兎並の灯明寺も創建年代は明確ではありませんが、鎌倉時代に再興されたとみられます。山名



府指定当尾磨崖仏阿弥陀如来及両脇侍坐像
【通称「わらい仏」、当尾の磨崖仏の代表作】



重要文化財五輪塔（木津惣墓・木津）
【村の共同墓地全体に対する供養塔】



海住山寺境内（例幣）
【鎌倉時代に再興された寺院、様々な寺宝をもつ】

氏清入部の際に兵火に会いましたが、その後忍禪により本堂・三重塔などが建立され寺觀が整えられました。残念ながら明治時代に廃寺同然となり、本堂・三重塔は実業家で茶人でもあった原三溪により買い取られ、横浜三渓園に移築されています。現在は本堂・塔の基壇、庫裏が残り、境内社である御靈神社が祀られています。

鎌倉時代には興福寺が春日大社の実権を握りました。その影響を受け、本市域にも多くの春日社が建立されました。また、春日大社の式年造替時に行われる春日移しにより移築された社殿も多数存在しています。現在でも当尾を中心に多数の春日社がみられ、他の神社でも春日造りの建築様式のものが多数あります。一方、流造の神社建築も多数存在しており、大和の強い影響を受けつつ、通有の建築様式も受容したものと考えられます。

また、式内社である和伎座天乃夫岐壳神社（涌出宮）、綺原坐健伊那大比壳神社（綺原神社）、相楽神社、岡田鴨神社、岡田国神社が本市に所在しています。

06 | 中世の仏教美術

鎌倉から室町時代の仏像・絵画・書跡なども数多く残されています。中でも大智寺の文殊菩薩坐像は美術的に優れた作品であるだけでなく、前身寺院の『橋柱寺縁起』とともに伝えられた興味深い文化財です。なお、近年の大智寺本堂の修理事業で「橋柱寺」と書かれた部材が確認され、大智寺が橋柱寺を受け継いでいることが確実になりました。

07 | 江戸時代の社寺

江戸時代には幕府の宗教統制により、各村々に多くの寺院が建立されました。現在市域に存在する寺院の多くは中世から近世初頭に成立したものと見られ、神社とともに人々の結束を深める場としても役割を果たしていました。

08 | 明治から現在へ

明治時代を迎えると神仏習合は廃され、神仏分離



国宝五重塔（海住山寺・例幣）

【鎌倉時代の裳階をもつ五重塔として最古の事例】



府指定岡田鴨神社本殿・摂社天満宮本殿（北）

【春日造の社殿】



重要文化財相楽神社本殿（相楽）

【三間社流造の本殿、室町時代】

政策が進められ廃仏毀釈の波が押し寄せます。多くの寺院がなくなり、仏像や絵画などの盗難・流出も発生しました。この社会現象に対応するため、今の文化財保護法の祖先ともいえる「古器旧物保存方」(明治4年(1871))そして「古社寺保存法」(明治30年(1897))が制定され、現在の文化財保護制度へと発展してきました。本市には戦乱や廃仏毀釈などの荒波を乗り越えた様々な仏教美術や社寺建造物が、それを取り巻く自然環境とともに残されています。



重要文化財文殊菩薩坐像（大智寺・木津）

【鎌倉時代】

6. 動乱・自治と太平の世 ～動乱に揺れる南山城の在地領主と天下人～

本市域では源平合戦以来多くの合戦が行われました。特に応仁・文明の乱から戦国時代に猪氏や木津氏などの国人と呼ばれる在地領主らが活躍しました。彼らは合戦を繰り返す一方で、「山城国一揆」を農民とともに結成し、ひとときの間、自治と平和を自らの手で手に入れました。ここでは戦乱に関わる歴史文化を概観します。

01 | 概要

我が国は近世まで長く内乱が続く歴史を持っています。特に弥生時代から戦国時代まで争いは絶えませんでした。それらを乗り切って現在の私たちの今があります。

本市においては大海人皇子（天武天皇）と大友皇子が皇位を巡り争った壬申の乱に始まり、江戸幕府が開かれるまで多数の戦の場となった歴史があります。



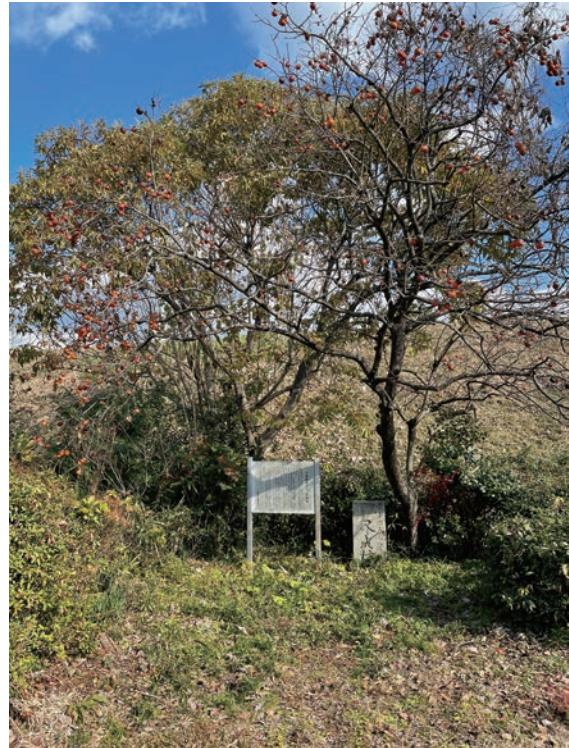
安福寺（木津）

【平重衡斬首にまつわる伝承をもつ寺院、別名「哀堂」】

02 | 治承・寿永の乱

平安時代末期、治承4年（1180）、打倒平氏を掲げ源氏をはじめとする反平家勢力に令旨を発した以仁王が源頼政とともに園城寺（三井寺・滋賀県大津市）から、園城寺の僧兵筒井淨妙らとともに興福寺を頼り南都に向かいました。その道中、平等院（宇治市）で平氏が追いつき合戦が行われました。『平家物語』にいう「橋合戦」です。平氏に敗れた以仁王はわずかな手勢とともに興福寺を目指しますが、平家の追手に追われ綺田光明山の鳥居の前で流れ矢にあたり絶命します。以仁王を弔ったのが阿弥陀寺、以仁王を祀ったのが高倉神社といわれ、現地には以仁王墓とともに僧兵筒井淨妙墓と伝わる塚（伝筒井淨妙塚）があります。また、鳥居という地名も残されています。

この戦（以仁王の乱）を端緒にいわゆる源平合戦（治承・寿永の乱）が勃発します。本市が初めて本格的な兵火を被ったのは、この合戦の一角、平重衡



首洗池と不成柿（木津）

【重衡にまつわる伝承地です】

が奈良興福寺・東大寺等を焼討ちした南都焼討ち（治承4年（1180））の時です。京を出立した平氏軍は12月27日に狛に到着、翌日には泉橋寺をはじめ木津川各所で興福寺勢と合戦に及び、上狛では多数の家屋が焼亡したとみられます。

なお、重衡は後に捕らえられ興福寺勢に引き渡された上、木津川畔で処刑されています。重衡にまつわる文化財として、安福寺（哀堂）（木津）、供養塔と言われる十三重石塔、首洗い池、不成柿などがあります。

03 | 元弘の乱

鎌倉時代末期には笠置山で後醍醐天皇と鎌倉幕府軍の戦いが起こります。この際、後醍醐天皇が「古津石地蔵」（泉橋寺石地蔵）で朝を迎えたという記事がみられます。また、笠置攻めに向かう鎌倉幕府の大軍が市域を通過していったことも分かります。なお、『太平記』には加茂・瓶原の武士が後醍醐天皇方に加わったと記しています。



木津城南辺の堀の可能性がある水路（木津）

【木津氏の居城には「構」といわれる要害がありました】

04 | 応仁・文明の乱

室町幕府は守護による山城支配に乗り出しますが、守護山内氏清に対し南山城の国人・土豪は激しく抵抗したとされます。この時代、興福寺の荘園が多数市域におかれ、荘園の荘官が興福寺と主従関係を結び武士化していました。彼らはさらに荘園内の地侍と主従関係を結び国人・土豪となっていました。市域では木津氏（木津）、椿井氏（山城）、狛氏（山城）、炭窯氏（加茂）、土橋氏（加茂）などの国人・土豪が力をもっていました。また、興福寺内部では有力衆徒である筒井氏と古市・越智氏が派閥抗争を繰り広げており、木津氏、狛氏もこの争いに加わっています。

応仁・文明の乱が勃発（応仁元年（1467））し乱世の世となると、興福寺衆徒・国民も西軍（古市氏・越智氏）・東軍（筒井氏）にそれぞれ分裂し、山城国人衆も西軍・東軍に分かれて戦う事となります。特に椿井氏が西軍、狛氏・木津氏は東軍に属しており、椿井氏と狛氏の間で争いが繰り広げられました。

南山城の国人衆の居城は、環濠集落といわれる城館と村落が一体となり周囲に堀と土塁を巡らせたものが多く、狛氏の上狛環濠集落（狛城跡）（上狛）、



狛氏居城、上狛環濠集落の環濠（上狛）

【堀と土塁・堀を巡らせていたとみられます】



狛氏菩提寺西福寺（上狛）

【狛氏の墓碑や肖像画などがあります】

木津氏の木津平城跡（木津町）と木津遺跡（木津）がそれぞれ環濠集落あるいはそれに類似した遺跡と考えられます。また、加茂町域では炭窯氏の瓶原城跡（例幣）のように土塁と堀を居宅の周囲に巡らす単純な構造のものもありました。また、合戦の際には山城に籠もり、契機をみてくり出すこともあったようです。市域では東山城（上狛）、今城跡（平尾）、鳶城跡（神童子）などが築城されました。また、鹿背山城跡（鹿背山）は城の規模からみて興福寺が大軍を押し入れるために築城したとみられます。

東軍方の木津氏、狛氏は西軍の攻撃をよく防いでいました。文明3年(1471)4月28日には周防国(山口県)の大内氏が攻め入り木津に迫ります。この合戦で泉橋寺石地蔵は焼け落ちますが、木津氏は反撃し、西軍配下の、椿井、高之林、延命寺の各城を焼き払います。その後も木津氏は筒井氏とともに西軍の攻撃を防いで来ましたが、文明9年(1477)10月ついに大内勢の大軍がおしよせると城を自焼して没落してしまいました。ところが、11月には大内氏は自国に撤収し、南山城の国人衆は各自の居城に戻ることとなりました。

05 | 山城国一揆の成立

大内氏の撤退から5年後、文明14年(1482)に再び元西軍の大将畠山義就が南山城に侵攻します。東軍方の城は次々落城し、ほぼ義就の手に落ちてしまいます。そして、文明17年(1485)には宇治を境に北側に布陣する元東軍の大将畠山政長と対峙、2ヶ月もの間、1~2万もの軍勢が南山城に駐屯することとなります。そのため兵糧の略奪や交通網の麻痺など地域に大きなダメージが与えられました。

この状況下でおこったのが「山城国一揆」でした。「山城三十六人衆」(あるいは三十八)と呼ばれる国人衆全員と住民が「一味同心」し神前で誓いを立て、両軍の退陣を求めました。この時、敵同士であった椿井氏と狛氏も手を組んだものと考えられます。交渉の結果、義就、政長とも兵を引きますが、義就は不満であったらしく、義就の元にいた椿井懐専に切腹を命じています。

両軍が引き上げた南山城では国人衆による自治が行われました。なお自治の範囲は相楽郡・綏喜郡・久世郡の3郡でした。国一揆の掟は、両畠山軍を山城に介入させない、荘園は寺社本所領に復帰する、新たな関所を作らない、など国人衆にとって不利なものもありました。しかし、この時は自分の利益を犠牲にしても戦乱から逃れることができ優先だったのでしょう。また、国一揆は大事なことは集会で決定し、月行事と呼ばれる組織が決定事項を執行する民主的な運営がなされ、当時の守護の権限である裁判権、臨時の徵税権を執行しています。また、文明18年(1486)大和と山城の国境の平野(現梅谷平野)で



泉橋寺の石地蔵（上狛）

【後醍醐天皇がここで朝を迎え、応仁・文明の乱で焼け落ちてしまいました。生き残った焼け跡が残ります。】

なかのがわでら
中川寺（奈良市）の勧進のための猿楽が催され、多くの見物の人で賑わいました。山城国一揆の統治下の平和な側面を物語っています。

しかし時が経ち内部的な歪みや外部からの圧力があり、明応2年（1493）8月18日ついに守護による支配を受け入れ、一揆は解散することとなりました。なお、最後まで抵抗した国人衆は稻八妻城（精華町）に籠もりますが、古市澄胤が市坂に布陣しこれを攻め、200余命の死者を出し山城国人衆は敗戦します。7年9ヶ月に及んだ自治の時代はここに幕を閉じ、再び戦乱の時代へと向かいます。

06 | 戦国から安土桃山時代の国人衆

16世紀には、柏氏、木津氏は一貫して幕府管領細川氏の家臣として合戦を行いました。特に大和を巡る合戦に赤沢氏に従軍し度々出陣しています。一方、炭窯氏は敵対する筒井方に与しており国人衆が各々違う立場であったことがわかります。

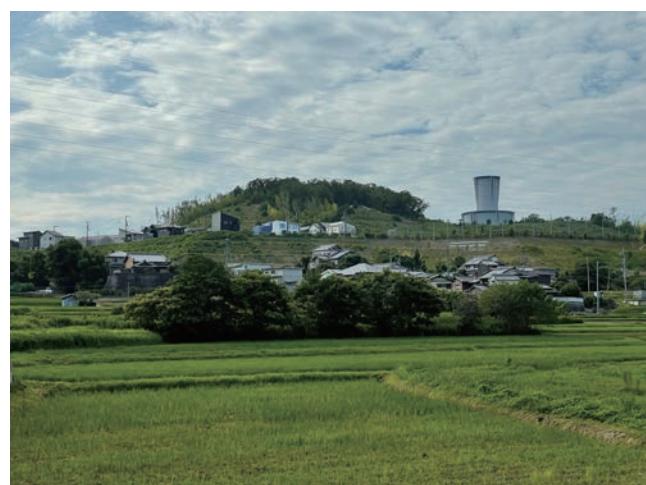
永禄11年（1568）織田信長が入洛すると、三好長慶の実質的な後継をになつたいわゆる「三好三人衆」が南山城を舞台に、信長・松永久秀軍と合戦を繰り広げます。なお、信長は山城国人衆に合力するよう書状を送っています。同年、永禄11年（1568）には三好三人衆の一人三好宗渭が3,000の兵を率い木津平城（木津）に入城しています。この際には柏氏にも出陣を呼びかけています。なお、この段階で大和は松永久秀の支配下にあり興福寺勢も松永久秀の影響下にありました。興福寺からの使者が木津の水田の様子を見に来て、三好の大軍を目にして鹿背山城（鹿背山）に逃げ帰っています。鹿背山城は興福寺勢が築城し、松永久秀も利用したと考えられる大規模城館です。

木津氏は当初松永久秀方にいましたが、将軍義昭との関係を深め元亀2年（1571）には義昭方に付き久秀と対立します。同年7月8日に義昭配下の三淵藤英らが兵を率い木津に入城し、奈良を攻めますが筒井順慶により撃退されてしまいます。また、松永久秀は元亀2年（1571）10月15日、木津の「上之山」に陣を置き木津をうかがいますが、これは、現在の城址公園（木津片山城跡）の可能性が高いとみられます。

このように、信長が霸権を握ろうとするとき、木津氏は将軍義昭方に付き、義昭追放後には領地を没収されてしまいます。のちに赦免されますが失地回復はならず、没落してしまったようです。柏氏は信長に従属し領地は安堵されます。



鹿背山城跡（鹿背山）
【画面中央下、山城最大級の城館】



木津片山城跡（城址公園）（城山台）
【松永久秀が拠った「上之山」城の可能性があります】

07 | 藤堂高虎の大坂城再築

ほんのうじ
本能寺の変による信長死去以降、南山城の国人衆の名が合戦の記録に登場することではなく、大坂冬の陣・夏の陣で徳川家康軍が木津を通過していった記録が残されるのみです。

大坂の陣で豊臣家を滅亡させ、天下を取った徳川家康ですが、畿内支配の拠点として徳川秀忠が大坂城の復興に乗り出します。この時に尽力したのが津藩の藤堂高虎であり、自領の加茂に石切丁場を構え（山際遺跡）、常念寺で陣頭指揮を執って大坂城石垣の石材を切り出しました。昭和50年（1975）、高虎が貯蔵しておいた石材が河川工事により偶然掘り起こされ、現在赤田川（大野浜）に残念石として残されています。このような残石は開キ橋のたもと（開キ浜残石）にも残されており、刻印からやはり藤堂藩が切り出したものと見られます。カブロ遺跡が石切丁場の可能性があるもののどこから切り出しどのように運んだのかなど実態は不明です。

大坂城の復旧という大事業が終わり、世は太平の世へと動いていきます。津藩に組み込まれた加茂、上狛以外は、幕府領・旗本領・朝廷領・公家領などが入り乱れる支配体制がおかされました。複雑な支配体制の中、人々は村としてのまとまりを保ち、太平の江戸時代を過ごしていくこととなります。



大野浜の残念石（加茂）

【藤堂高虎が徳川大坂城再築の際に切り出した石垣用材】

7. 今につながる農山村・宿場・都市の風景 ～木津川市の発展を語る今昔文化財群～

木津川市は木津・山城・加茂の3町が合併して誕生しました。今も見られる昔ながらの景観や風習は主に江戸時代の村々の営みが原型になっています。藤堂藩領以外、大名支配を受けなかった本市域では、商業地でもある船屋宿、木津宿を除き農村が中心となっていました。ここでは今も残される本市の近現代の歴史文化について外観します。

01 | 概要

わたしたちの町、木津川市は、木津町、加茂町、山城町の3町が合併し、平成19年（2007）に誕生しました。

令和2年（2020）9月末時点の木津川市は人口78,724人であり、学研都市を中心に全市的にはしばらく人口増加が続くものと考えられていますが、旧市街地域の人口は減少傾向にあり、令和12年（2030）をピークに人口減少に転じることが予想されています。

わたしたちの生活を支える主要産業として平成27年（2015）度では、第3次産業である医療・福祉関係に勤める人や、教育・学習支援を行う人、卸売り・小売りを行う人が合計23,474人、建設業や製造業など第2次産業に従事する人が6,482人、農業や林業など第1次産業に従事する人が1,149人となっています。また、近代化した生活はかつて各家庭、神社や寺院で行われていた様々な行事・習俗についても変化をもたらしてきました。

では、過去の木津川市を支えてきた産業や人々の生活はどのようなものだったのでしょうか。

02 | 江戸時代の農村と宿場町

江戸時代、多くの村々は農村として成立していました。各村では領主に対し庄屋を置いて年貢を納めていました。一つの村に複数の領主がいた山城町・木津町では複数の庄屋が寄り合いによって村をまとめています。庄屋のひとつ、小林家の住宅は寛文5年（1665）の建築であることが明らかで、南山城で知られる最も古い民家です。また、藤堂藩領であった加茂地域の大部分と山城町上狹は大庄屋が藩との連絡役を担っていました。当初は藤堂藩領で大井手用水を中心とした農業を営んだ瓶原は、例幣使料、禁裏御料となり、京都所司代の直接的な支配を受けることとなりました。

一方で、木津郷と呼ばれる奈良街道沿いの村々は農業とともに木津川水運を中心に商業を行い集落は都市的な景観を呈していました。加茂町の船屋地区もまた、伊賀街道の要衝であり、藤堂藩の宿場町として栄えていました。そのため、農村を中心とした



重要文化財小林家住宅（上狹）
【藤堂藩大庄屋の居宅、大和棟が特徴的】

他の村とは異なり、職住一体となった町家が多数築かれ、現在もその景観を留めています。木津宿ではおおよそ40数棟、船屋宿ではおおよそ20棟の町家建築が確認できます。

また、舟運をもつ村は市域では加茂、瓶原、木津、吐師の4村であり、ここから京・大坂などに向けて様々な商品が出荷されていました。

03 | 流作場の景観

木津川流域の特徴的な景観として幕府の造った堤防、国役堤外に木津川が運んで来た土砂が溜まり新たな河川敷を生み出していました。江戸時代にはこの新たな土地を開墾し「流作場」とよぶ耕作地として利用しました。この景観は現在も本市をはじめ木津川流域各所で見られる江戸時代以来の特徴的な景観です。



加茂（船屋）宿の町並み（加茂）
【藤原藩の宿場町として栄えました】

04 | 江戸時代の産業

江戸時代の主要な作物は稻作でしたが、米以外に市域全体で茶が栽培・生産されていました。同じく全域で木綿の生産が行われ、織物である生平が生産され、これを純白に晒した高級品である木津晒が誕生しています。木津郷には晒の材料である生平を扱う問屋が18人、晒屋14人が存在していました。また、鹿背山村では瓦や鹿背山焼の生産が行われるなど、市域では特殊な産業も行われていました。また、新たな農作物として、加茂地域では果樹として蜜柑栽培が盛んになりました。中でも銭司蜜柑は恭仁京以来栽培されてきたという伝承をもちます。また、当尾では豊岡柿（当尾柿）、山葵、生姜、ごぼうなどの生産が盛んに行われ山間部ならではの農作物生産を行っていました。山城地域ではタケノコ栽培が盛んとなり、現在も本市を代表する名産品となっています。なお、『京都府相楽郡誌』によると、府内におけるサツマイモ栽培の起源は2ヶ所あり、一つは城陽市の嶋利兵衛、もう一つは鹿背山の庄屋利兵衛であり、薩摩の農民を一條家が招き「琉球芋」栽培を利兵衛に伝授、享保2年（1717）から栽培を開始したことから、琉球芋の事を薩摩芋と呼称することになった、という天保15年（1844）の郡惣代の書状を紹介しています。このように、本市では、京



国役堤と木津川の間の流作場（山城）
【川が運んで来た土砂が新たな土地利用を生みました】



タケノコ畠（竹林）（山城）
【江戸時代以来、重要な作物として栽培されています】

都・大坂・奈良といった都市部の近郊農業圏として商業作物が生産されていたことが特徴といえます。

05 | 伝統行事の隆盛

農業を中心とした生活は村々の社寺を中心に行われる行事を通じ集落の結束力を高めることとなりました。人々は宮座や講を組織し社寺の行事にあたりました。相楽神社の御田と正月行事、涌出宮の宮座行事などが農業に結びついた祭礼として著名です。また、各村の社寺には当時の建造物や仏像などのほか、村の行事を記した古文書類、様々な祭礼に用いられた道具なども残されています。また、農家型の古民家が数多く残されています。

一方、他の村々と比べ、都市的な様相を呈していた木津郷では、木津三社とも呼ばれる岡田国神社、天神社（のちに田中神社）、御靈神社の秋祭りとして宮座行事が行われていました。幕末には木津御輿太鼓祭が加わり現在まで受け継がれています。なお、ふとん太鼓を用いた祭は江戸時代中期には河内で行われており、商業や舟運を通じた交流により木津郷に伝わったものと考えられます。

また、年中行事として行われる、田植え後の虫送り、収穫を喜ぶ秋祭り、正月行事では、市域に特徴的なスナマキやカンジョウ縄掛けなどの行事が行われ、1月7日の七草粥、15日の小豆粥、2月3日の節分、3月3日のひな祭り（桃節句）、5月5日は端午の節句、8月13日には墓地や河川敷でご先祖様（オショウライサン）をお迎えしてササギ粥を食べ、16日にはオショウライサンをお送りし盆踊りを行うなどの風習がありました。地蔵盆が行われる地域もあります。

06 | 食文化

江戸時代の市域の人々の食生活を知ることは困難ですが、明暦2年（1656）上狛村の陀羅尼講では、赤飯・大根・大根と芋の汁物・芋のクルミ和え・ごま塩・酒が提供され、また、天保11年（1840）の小平尾村の祭礼では、9月16日夕食・切魚・汁物・鱈・芋と牛蒡の煮物・酒、17日餅食・豆腐と芋の汁、えそ、鰯入りの鱈・酒、28日朝は17日と同じで汁は大根と芋の汁、28日夕食はたき飯・はじかみ入りの汁・牛蒡と芋の煮物・鰯入りの鱈・切魚・醤油牛蒡・酒が供されることが決められました。これらの食事はハレの日のごちそうですので、日常はもっと質素な食事だったのでしょう。また、奈良の文化圏に属し、茶生産も盛んであったことから、朝ご飯に茶粥を食べることもよくあったそうです。

大正から昭和時代初期までの農家の基本的な日常の食事の一例として、朝は麦と米を混ぜて炊いた冷やご飯に茶粥をかけたものに、漬物と夕飯の残りにジャコや削り節を添えました。昼は麦と米を混ぜて



市指定木津御輿太鼓祭（木津）

【木津三社の祭として幕末から行われています】



鹿背山の虫送り

【松明を持ち練り歩き害虫の駆除、豊作を祈願しました】

炊いた暖かいご飯に、味噌汁、カボチャやナス等季節の野菜と油揚げ、ニシンと一緒に煮た煮物、サバやイワシなどの塩魚。夕ご飯は冷やご飯に茶粥、もしくは冷やご飯のみに、おかずとして焼き魚や煮魚、キュウリなどの酢の物、野菜の煮物、豆腐の澄まし汁などでした。また、農作業の間食としてケンズイと呼ばれるお弁当をとったそうです。ケンズイは柳や竹で編んだ弁当箱にご飯を詰めジャコやウメボシを添えたもので、午前中に食べました。また、おやつのことをホウセキと呼びサツマイモや、四季折々の野山の果実、カキモチなどを食べたそうです。

食材として、味噌は自家製であり、家庭ごとに味が異なっていました。また、山菜やキノコ、川魚やタニシなどを捕って食べたほか、飼育しているニワトリはスキヤキに、たまに獲れるハトはハトメシに、キジはキジメシや煮物にして食べたそうです。このように四季折々の山野の食材を用いていました。なお、海の魚は木津に商売人がいたそうです。

07 | 近代化の波と農村の変貌

幕末には裕福な豪農を中心に金融業を営む者も現れました。貸付先は一般の農民・町民のみならず、領主でもある公家や旗本にも及びました。金融業を営んだ豪農の名として、河村家・飯田家・藤本家などの名があげられています。

明治時代から近代化の波が本市にも押し寄せます。神戸港開港による茶の輸出は本市の重要な基幹産業のひとつでした。茶商は上狹に集中し、上狹茶問屋街が形成されました。また、富国強兵・殖産興業を掲げる明治政府主導のもと、主要な輸出品として絹が推奨され、本市域でも桑畠や養蚕が盛んになりました、絹織物工場などが現れました。

一方、農村部では大阪・京都の近郊農業として商品作物の栽培が盛んになっていきました。瓶原・錢司の蜜柑、当尾の豊岡柿は特に明治時代には有名でした。柿は食用だけでなく、天王柿から柿渋が生産され、大阪・奈良・京都に出荷されました。また、上狹では明治40年(1907)に葡萄栽培の記録があり、現在も栽培が続けられています。

市域では木津町で明治28年(1895)に相楽銀行、山城商工株式会社が創設されました。また、相楽郡の木綿織・染色業者が山城相楽郡織物及び染色業組合を結成しました。新聞記事によれば、「白木綿・縞木綿・蚊帳・片麻布・上布・絹織交織・綿ネール」を「相楽織」(相楽木綿)として大量生産していた



上狹のぶどう畠

【明治時代からの栽培の歴史をもっています】



相楽木綿

【明治から戦前に隆盛、美しい紺模様が特徴です。その技術は途絶えていましたが、相楽木綿の会の尽力で復活を遂げました】

ことが分かります。また、加茂地域でも明治20年代に数多くの企業が設立します。銀行などの製造業のほか、酒造会社、織物会社、運送会社などが多数設立されました。また、森下仁丹で知られる森下仁丹株式会社が大正6年（1917）に森下第二製薬場を井平尾に建設しています。山城地域では信用組合や茶の販売組合などが相次いで設立されました。こうした企業の成立には江戸時代以来の豪農が資金面で支援したものと考えられます。

08 | 鉄路の開通と流通の変化

明治29年（1896）4月18日に鉄道路線である京都・奈良間が全通しました。明治31年（1898）には名古屋^{なごや}・加茂^{ながお}・大仏を結ぶ路線が開通します。また、同年には加茂・新木津・長尾^{ながお}・大阪の路線が開通し、木津と新木津も結ばれます。翌明治32年（1899）には大仏・奈良間が完成します。これにより、名古屋と大阪を結ぶ鉄道が完成します。このうちの加茂・大仏・奈良間が、いわゆる「大仏鉄道」です。しかしながら、明治40年（1907）木津・加茂間が直接結ばれると、急勾配で難所の多かつた大仏鉄道は休止路線となり、新木津・加茂の路線も休止となりました。同年10月1日にこれらの鉄道を経営していた関西鉄道が国有化されます。なお、大仏鉄道は翌明治41年（1908）に廃止されました。新木津駅が廃止されるのは明治44年（1911）のことでした。

この鉄道網も市域の産業の発展に大きな役割を担いました。鉄道駅を中心に木津川水運は物資の運送に利用され、明治時代を通じ重要な役割を担ってきましたが、昭和をむかえ陸路整備とトラック輸送が発達するとともに衰退していきました。

09 | 現在の木津川市

わたしたちは、二度にわたる世界大戦を経験しましたが、幸い木津川市域では大きな空襲はなく町並みはほぼ戦前の状態のまま残され、戦後をむかえることとなりました。その後、戦後の復興、高度成長期時代を経て今の木津川市になりました。

明治から昭和時代に創業された企業は合併・統廃合したものが多く、創業当時のものは少なくなってしまいました。また、山林が関西文化学術研究都市建設のために切り開かれ、現在は多くの企業あるいは住居が建設される景観が形成されました。産業も大きく変わり、相楽木綿は第二次世界大戦までに物資不足などから姿を消し、織物産業も衰退、多くの酒造会社も廃業となってしまいました。また、農産物も豊岡柿は生産数を減らし、鹿背山で生産される富有柿が主力となっています。これは大都市圏の近郊農業の在り方として常に市場の需要を見極め、適切な商品作物を栽培してきたからです。現在は伝統



加茂駅構内（加茂）

【関西鉄道時代の加茂駅構内】



ランプ小屋（加茂駅・加茂）

【機関車のランプ用燃料を貯蔵しました】

的京野菜を中心に様々な農作物が生産されています。

一方で、旧町の町並みは往時の面影を留めている所も多数所在しています。木津地域では奈良街道沿いの町並み、加茂地域の船屋地区、山城地域の上狛茶問屋街など、幕末から明治にかけて、本市の発展に尽力した多くの人々が築き上げてきた景観が残されています。鹿背山地区も里山と旧来の集落が残された景観を引き継いでいます。また、社寺、宿場町や農山村、各家庭で行われてきた様々な行事や祭礼も形を変えつつ多くは今に引き継がれています。また、途絶えていた相楽木綿は相楽木綿の会の尽力により復元され、蚊帳地・襖紙産業も織物襖・織物壁紙へと姿を変えて生産が続けられています。柿渋についても、合成塗料などに押され生産が減少しましたが、天然由来製品であること、防臭・防腐効果が高い事などが改めて見直され、従来の木材への塗料利用のほか、染物や清酒の濁の除去など、新たな用途に用いられています。農作物では山城のタケノコや当尾ごぼうはブランド品として本市を代表するものとなっています。また、お茶は従来の飲用に加えペットボトル製品の出現や飲用以外での利用も進められています。

このように本市は、新たな関西文化学術研究都市と古くからの宿場町・農山村の景観・文化が共存しているところに特徴があります。都市や農山村の景観や風習は住民の意思により変化していきますが、このような歴史的な背景をもって成立した景観と評価できます。



市役所屋上から南西を望む（木津）

【手前の平野に木津の町並みと奥に農地、丘陵の上にニュータウンが広がっています】

8. 木津川の宇治茶 ~海を渡った茶の世界~

本市の主力産業である茶業は中世から現在にいたるまで連綿と営まれてきました。特に幕末から近代にかけて海外を相手に輸出業を行った茶商の活躍は特筆されます。ここでは、本市の茶に関する歴史を紐解いていきます。

01 | 概要

本市の主力農産品の一つであるお茶「宇治茶」は令和3年（2021）度の統計では成木茶園面積139.6haであり、京都府内で第4位の栽培面積となっています。奈良時代に伝來した茶は一時的に流行しましたが廃れます。現在の茶につながるのは、平安時代末期に榮西がもたらした抹茶です。茶は戦国から江戸時代を通じ発展し山城地域のお茶は「宇治茶」としてのブランドを確立しました。幕末の開国、神戸港の開港は本市の茶産業にとって一大画期となり、アメリカへの輸出の増加を契機に現在まで続く上狹茶問屋街を形成しました。茶の消費が国内重視になっても、本市の茶業に関わるひと達は様々な努力を重ね茶産業を今に伝えてきました。ここでは、本市の主要産業の一つであるお茶の世界についてみていきます。

02 | 奈良・平安時代～茶の伝来と衰退～

茶の歴史は古く、遣唐使により日本にもたらされたものと考えられています。喫茶のバイブルである唐代の陸羽が記した『茶經』から、最初に日本にもたらされたお茶は「団茶」と呼ばれる蒸した茶葉を搗き、団子状に整形し、飲用に用いるときは削ったものに熱湯をかけたとされています。

日本では、延暦23年（804）に最澄が茶を持ち帰り、延暦寺の麓、坂本で栽培したのが始まりとされています。記録としては、『日本後記』弘仁6年（815）に嵯峨天皇が近江の梵釋寺^{ほんしゃくじ}で永忠により茶が奉じられたものが最古です。また、『茶經』を江戸時代に解説した『茶經詳説』には天平元年（729）年6月に聖武天皇が宮中で100人の僧に茶を与えたとあり、一条兼良による『公事根源』には同年4月に引茶の儀の記載があります。中世には、天平年間に茶が儀礼祭禮で用いられたと認識されていたことがわかります。

これら喫茶の風習は当時の皇族・貴族・僧侶等の間で流行ましたが、遣唐使の廃止とともに衰退し、途絶えることとなりました。



木津川市の宇治茶（緑茶）



海住山寺（例幣）
【慈心上人が茶を山城に持ち込んだと言われています】

03 | 平安時代末期～茶の再来と栽培の始まり～

平安時代末期に平氏による日宋貿易が盛んに行われると、大陸に渡った栄西禪師により、茶の実と抹茶の製法が日本にもたらされました。この茶の実は明惠上人にわたり、とがのおこうざんじ 梅尾高山寺で栽培が行われました。

本市では、鎌倉時代に海住山寺（例幣）の慈心上人覚真が高山寺（京都市）の僧明恵からお茶の種をもらい鷲峰山麓の原山（和束町）で栽培したという伝承が残っています。慈心上人は大井手用水を開くなど地域振興に尽力した人物でもありますので、上人がお茶を持ち込んだ可能性は十分考えられます。

実際の史料としては文明16年（1484）に山城柏野荘から興福寺にお茶を納めた記録があります。このことから室町時代には確実にお茶を生産していたと判断されます。お茶は寺院での儀式に用いられることが多く、また薬効があるため、庶民に対しても寺院で振る舞われることがありました。

04 | 室町時代～茶の湯の成立と古田織部～

室町時代から安土桃山時代にかけて、お茶は1500年代に覆下栽培によるてん茶（抹茶）が発明され、現在の抹茶に近いものが大名や商人らの茶事に用いられ、有名な千利休により茶の湯として確立していきました。一方、庶民には社寺の門前で一服一銭茶と呼ばれる煮出し茶が売られていました。

お茶の生産とは直接関係ありませんが、関ヶ原の合戦の報償として、瓶原（加茂）が茶人大名古田織部に領地として与えられ、実際に彼がこの地で茶会を開いた記録が残されています。茶人とのゆかりの深い地域と言えるでしょう。

05 | 江戸時代～茶商の誕生～

江戸時代には山城地域を中心に茶栽培が盛んになり、江戸時代後期にはほぼ全市域で茶が生産されていました。これは、永谷宗円が元文3年（1738）頃、青製煎茶製法を開発し、山本嘉兵衛が江戸に持ち込んで販売をはじめしたことにより、大規模な消費地が誕生したためと考えられます。従来の「黒製」に変わり、「青製」である「宇治茶」はブランドとして確立したものと言えます。

明国から承応3年（1654）に隱元隆琦が来日し、おうばくしゅう 黄檗宗を開きます。隱元は中国から新しい文化を持ち込みます。当時の日本では、茶といえば茶葉を釜で煮た番茶（黒製）でしたが、隱元は、薬缶で沸かした湯に茶葉を入れる淹茶法を紹介し、これに着想を得た永谷宗円が青製煎茶を開発します。青製煎茶は湯を注ぐことで茶を抽出でき、黄檗宗の壳茶翁高遊外が、急須に入れた茶葉に湯を注ぐ煎茶の方法を広めました。壳茶翁は享保20年（1735）に京都で茶店を開き、価格を付けずに煎茶をふるまい、その時に禅の教えや人の生き方を説きました。文人墨客はこぞって彼の元を訪れ、現代では煎茶道の祖と呼ばれています。

こうした時代の背景が宇治茶の増産を促し、本市域でも茶農家や、綿とともに茶を商う商人が登場し



市指定有形文化財鹿背山焼
【煎茶道具も多数生産されました】

たと考えられます。そのうちの一人、福井伊右衛門が上狛で寛政2年（1790）に茶商を始め福寿園の礎を築いたと伝えられています。また、幕末（文久・慶応年間頃）には浅田七郎右衛門が茶を買い集め、和束商人をして江戸へ送っていた記録も残されています。

06 | 鹿背山焼

煎茶の広がりは、煎茶器の需要を増大させました。本市域では関白一條家領であった鹿背山に文政10年（1827）地元の森本助左衛門により、奈良赤膚焼の陶工が招かれ鹿背山焼が生産されました。次いで弘化2年（1845）には中川利三郎（洞雲）が開窯し、鹿背山焼きを代表する銅板転写染付磁器の生産が行われました。鹿背山焼では煎茶道具以外にも日用品が多数生産されていきました。



上狛茶問屋街の町並み（上狛）

【幕末から明治にかけ、この地に山城の茶が集積し、神戸そして欧米へと輸出されていきました】

07 | 幕末～茶業の発展と上狛茶問屋街～

幕末から明治にかけ、本市における茶生産量は飛躍的に増加します。宇治近郊ではそれまで宇治茶商を支えてきた幕府や大名家が失墜すると、抹茶から玉露に主力製品を切り替え国内での販売拡大を目指しました。一方、南山城では海外に販路を見いだし、生産量を増加させていきました。

これら茶の増産を支えたのが、茶農家以外に季節労働者として従事した、焙炉師と茶摘子でした。相楽郡内だけでなく、奈良県からも出稼ぎとして茶摘みの盛期に10日間程度住み込みで働きました。なお、相楽村ではベテランの焙炉師の証として宇治田原や青谷など本場の茶園師からノボリが与えられ、煎茶の品質の証として焙炉小屋の前にノボリを掲げたそうです。

安政6年（1859）江戸幕府は横浜港を開港していました。当初、南山城の茶も横浜港に運ばれています。慶応3年（1868）神戸港が開港されると南山城のお茶は上狛浜で積み荷され、木津川舟運を介して神戸へ「輸出」されました。神戸港では外国人居留地に建設された茶再製場で再乾燥、箱詰めされて主にアメリカへ輸出されていきました。

このような状況の中、上狛茶問屋街が形成されていきます。江戸時代の山城地域では綿の栽培が盛ん



上狛茶問屋街の町並み（上狛）

【上狛には今もこのような茶商の建物が並びます】



上狛浜の推定地（上狛）

【この地から神戸、そして欧米へ茶は輸出されました】

でした。特に上狛村では主要な商品作物の位置を占めていたようです。上狛村には綿商人が多く居住していましたが、開港により安い綿製品が輸入されるようになり、茶商への転身を図った者が多くいたようです。綿から茶商へ転身した人として木村小兵衛、福井市松らの名が見られます。上狛に茶問屋街が形成された背景には、元々商人が多かったこと、特に綿を商う商人が多かったことに加え、茶を「輸出」する上狛浜を有し、奈良街道に面していた地理的な優位性から商人達が集まり、上狛に茶問屋街を形成したものと考えられます。上狛は大変な活況となり、「今神戸」・「東神戸」と称される成長を遂げました。また、茶業や茶問屋街の発展には地域に存在した、豪農浅田家や船問屋八木家（堺屋）などが潤沢な資金を融資したこと大きな要因となっています。

現在も上狛南部には江戸時代から明治・大正・昭和時代にかけて建造された30数軒を数える茶問屋が存在し、往時の景観を伝えるとともに現在も煎茶などを生産されておられ、季節になると良いお茶のかおりが漂っています。なお、茶商の重要な仕事の一つに「合組」という作業があります。様々な生産者から仕入れる荒茶をブレンドし安定した品質の煎茶・抹茶を生産する事や、顧客の要望に応じた茶を生み出すことなど、経験と感性が求められる「技」となっています。

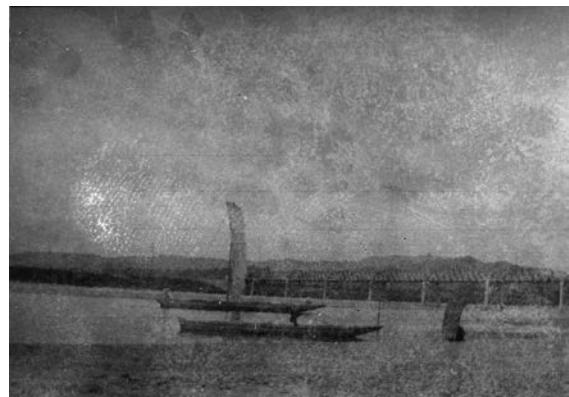
明治17年（1884）に主にアメリカへの輸出拡大と品質改良を目的に相楽郡茶業組合が設立され事務所は正覚寺におかれました。のちに事務所は木津南垣外に移転し、さらに上狛に移転しています。また、茶業組合連合会議所は明治24年（1891）頃から紅茶伝習講師の派遣事業を行い、紅茶生産にも取り組みました。明治22年（1889）頃にはアメリカが戦時税を茶にかけたことなどで価格が暴落し、茶栽培をやめる農家も現れましたが、逆境の中、茶業関係者は品質向上のため茶製師養成に尽力し、明治35年（1902）、米国の課税廃止により再び茶の輸出は伸び、茶業は再興されました。

また、相楽郡では、相楽郡立農学校（現府立木津高等学校）を明治34年（1901）に設立、茶業振興の人材育成に努めました。

08 | 明治時代～国内向け製品への転換～

明治32年（1899）に清水港（静岡県）が開港されると、茶の輸出拠点は清水に移り地理的に優位な静岡茶が輸出の主体を占めるようになっていきます。輸出に対し静岡に比べ不利と判断した南山城地域の茶商達は国内向けの製品の開発、販路拡大へと舵を切っていきます。

アメリカへの輸出が減少し、国内販売を重視した理由としては清水港の開港以外にも、アメリカではコーヒーのように煎茶にミルクや砂糖を混ぜて飲んでいたため、インド産紅茶の方がこの飲み方に適し、日本茶の商品としての競争力が低下したことその一因とされています。



大正時代の木津川

【木津川は交通の大動脈でした】



正覚寺（木津）

【相楽郡茶業組合事務所が置かれました】

輸出量の減少と国内向けへの事業展開により、国内消費が増加し、大正時代から昭和初期に庶民の間にも煎茶が嗜好品として広がっていきました。庶民の間に煎茶が普及したのは比較的新しい時代だったのです。しかしながら、生産者である農家では番茶が一般的に飲まれていました。また、奈良の文化圏にあることからも、番茶で炊いた茶粥を食べることが多かったと言われています。

09 | 明治～昭和～茶生産技術の向上～

明治時代以降の近代化により、茶の栽培から煎茶・抹茶の製造まで、機械化が進みました。それに伴い製茶場や道具も変化してきています。

例えば、手摘み、鋏摘みで行われていた摘採（茶摘み）は1960年代に可搬式摘採機が導入され、それまでの株仕立ての茶畠から畝仕立ての茶畠に景観が変化していきました。また、防霜ファンも同時代の発明です。明治時代には茶の運搬容器として信楽焼の茶壺が使われていましたが、明治22年（1889）に辻利（宇治市）が木箱の内側にブリキを貼った茶櫃（茶箱）を発明すると、これに取って代わられました。今でも玄関先や庭先に茶壺を置いておられるお宅もあります。また、防湿性に優れた茶櫃は現在も収納容器として使用されています。



民家の茶壺

【玄関先や庭先に茶壺を置かれる家があります】



木津川沿いの流作場

【砂地を活かし茶畠としても利用されています】



斜面に造られた茶畠

【斜面地でも茶畠をみることができます】

に茶栽培の盛んな和束町・南山城村では緩傾斜地・急傾斜地が茶畠の大部分を占めるのに対し、本市では、流作場や平地の割合が比較的高く、緩傾斜地や急傾斜地でもまんべんなく茶畠が経営されている点が特徴的です。また、良好な町並みを留める上狛茶問屋街では今も経営を続けておられる茶商が多くおられ、その技術や感性を磨いておられます。さらに、京都府立木津高等学校では、茶畠と製茶工場が日本遺産の構成文化財に認定されるとともに生徒さんによる茶の生産や販売が行われています。

お茶の利用方法も、従来の薄茶・濃茶、急須で入れる煎茶、煮出して飲む番茶以外にも、ペットボトル製品の開発、飲用以外にもお菓子などの利用など、従来からの飲用法に加え、お茶の世界は進化し続けています。

さらには、お茶について様々な学習や体験のできる茶農家さんや、福寿園CHA遊学パークや福寿園上狛茶問屋ストリートなどの施設もあります。

本市には室町時代以来続く茶の歴史が今も脈々と引き継がれています。



緩斜面地の茶畠

【山間部でも茶畠をみることができます】

第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

1. 調査・研究に関するこれまでの取組

文化財の把握調査の実施状況は第2章1節に記載した通りです。その他、過去に実施された文化財詳細調査の主な事例は以下の通りです。

第21表 文化財詳細調査の主な事例

類型	主な詳細調査
有形文化財（建造物）	<ul style="list-style-type: none">修理事業に伴う調査（小林家住宅、松尾神社、不動川砂防施設）
有形文化財（美術工芸品）	<ul style="list-style-type: none">海住山寺総合調査（奈良文化財研究所）各指定文化財修理事業に伴う調査（本堂改築の際の蟹満寺銅造釈迦如来坐像の調査）展示に係る調査（京都国立博物館「南山城の古寺巡礼」）浅田家文書等庄屋文書の調査研究（東京大学・慶應大学）椿井文書の調査研究（大阪大谷大学）町史編纂事業での調査（旧町）現光寺・大智寺史料調査（H30～、木津川市）
民俗文化財（有形・無形）	<ul style="list-style-type: none">映像記録作成（涌出宮宮座行事・上狛しょうらい踊り）指定等に係る調査（府指定無形民俗相楽木綿、府指定山城の瓦製作用具）
記念物（遺跡）	<ul style="list-style-type: none">恭仁宮跡保存活用調査（S47～、京都府・木津川市）指定等に係る調査（高麗寺跡、椿井大塚山古墳、神雄寺跡、鹿背山城跡、奈良山瓦窯跡）
伝統的建造物群	<ul style="list-style-type: none">茶問屋ストリート事業に伴う町並み調査（立命館大学）

また、本市では、文化財類型ごとに名称・所有者・所在地・概要等を整理したエクセルデータによる台帳を作成しており、毎年データ更新を行っています。また、指定等文化財については文化財一覧を作成しており検索が比較的容易に行えるようになっています。

2. 人材育成に関するこれまでの取組

2-1. 学校教育との連携の現状

学校教育との連携については、主に以下の事業に取り組んでいます。

出前授業の実施 文化財保護課職員が学校に出向いて、市内の文化財について説明しています。

年度初めの校園長会議や教頭会議で各学校に呼びかけ、学校からの求めに応じて実施しています。さらには、文化財所有者の協力を得て、現地見学も実施してきました（正覚寺の修理現場見学等）。

「ふるさと学習」の推進 ふるさと木津川市について学び、郷土愛を育てると共に学研地域にある学校として、新たな技術革新に興味を持つことを目標に、従来から各学校で行っていた地域学習を、平成28年（2016）度から「ふるさと学習」という名称で統一し、全学校で取り組んでいます。

地域団体と連携した学習 山城茶業青年団により、山城中学校や上狛小学校等で、お茶に関する学習が行われています（お茶の淹れ方教室、お茶のみコンクール等）。そのほか、京都府測量設計業協会と連携した測量体験学習や、シルバークラブと連携した地元の遊びなどを教える交流会等も行われています。また、愛護団体（山城町ふるさと案内人の会、ふるさと案内・かも等）の案内によるフィールドワークも実施されています。

副読本の作成 「よみがえったふるさとの山々 蘭人工師デレーケと山城町」（山城町、平成4年（1992））や「私たちの木津川市」（木津川市、平成20年（2008））等があり、学校教育で活用されています。

その他 市内小中学校教員新規採用者への文化財現地説明、市内中学校での文化財展示事業、府立木津高校への発掘体験授業等を実施しています。

2-2. 府・市による文化財の普及啓発活動

府・市による主な文化財の普及啓発活動は第22表のとおりです。

第22表 府・市による主な文化財の普及啓発活動

内容			実施主体
01 「ふれあい文化講座」の開催	年4回、実施。古代から近世にかけて幅広く木津川市の歴史を市民に紹介。		木津川市・木津の文化財と緑を守る会・興福寺
02 市役所展示	市役所での文化財に関する展示を実施。		木津川市
03 現地説明会	発掘調査や修理現場の現地説明会を開催。		木津川市
04 イベントの実施	木津川市魅力体験ツアー、「はじめての木彫教室」、木津川市ものづくりフェアなどを実施。		木津川市
05 図書館講座	「内藤湖南を知る」、「古文書教室」、「木津川市の歴史教室」などが過去に開催されている。		木津川市（図書館）
06 公民館講座	小学生を対象とした「ふるさとの文化財を描く会」や、連続講座「当尾郷を知ろう」などの講座を実施。		木津川市（公民館）
07 ふるさとミュージアム山城（府立山城郷土資料館）での展示・講座	山城地域の歴史文化に関する展示（企画展、特別展、巡回展）や講座（文化財連続講座、文化財講演会、わかりやすい文化財セミナー、こども体験教室等）を実施。		京都府
08 埋蔵文化財セミナー	埋蔵文化財の発掘状況等についての講座を実施。		京都府・京都府埋蔵文化財調査研究センター
09 文化財書籍の販売	旧町史や発掘調査報告書などの文化財関連書籍を販売。		木津川市
10 広報やホームページ、SNSによる発信	「広報きづがわ」や木津川市のホームページ、Facebook等での文化財情報の発信。（過去には、外国人駐在員による多言語での紹介も）		木津川市
11 その他	学研立地企業への講師派遣、市外からの団体研修や観光客への説明員派遣		木津川市

2－3. 文化財愛護団体による活動

本市では、地元で文化財愛護活動や民俗技術の継承を行っている団体に対して補助金を交付しており、現在7団体が文化財愛護団体として登録されています。現在、文化財愛護団体による普及活動として、第23図のようなボランティア活動や講座開催等が各地域で実施されています。

一方で、しょうらい踊り保存会のように活動を休止している団体もみられます。

第23表 文化財愛護団体による活動

	団体名	活動内容
01	木津の文化財と緑を守る会	・勉強会、講演会、現地見学会・整備体験会（鹿背山）、ウォーキング、ガイド養成講座等
02	加茂文化財愛護会	・文化財全般の保護・普及活動、愛護のつどい（講演会）等
03	しょうらい踊り保存会	・しょうらい踊りの保存・継承
04	椿井大塚山古墳を守る会	・椿井大塚山古墳の周辺環境の維持
05	山城町ふるさと案内人の会	・文化財全般の保護、ウォーキング、講座、スタンプラリー等
06	相楽木綿の会	・相楽木綿の復元・伝承活動・伝承者の育成、「相楽木綿機織り教室」等
07	NPO法人ふるさと案内・かも	・郷土史学習会、ふるさと散歩、きづな加茂検定の作成、景観保全活動等

3. 保存・管理に関するこれまでの取組

3－1. 文化財の保全・修理の状況

本市では、所有者や国・府との連絡を密に行い修理が必要な文化財の把握に努め、早期に修理を進めることにより、文化財の価値を保存するため、国や京都府の補助金を活用して市内文化財の保全・修理事業を推進しています。京都府では未指定文化財に対する補助制度がある他、市単独の補助金制度があり、国・府の補助事業に対して随伴補助を行っています。年度別の文化財の保全・修理に係る補助事業実施件数は第23表のとおりです。

保存修理事業の計画としては、史跡等については保存活用（管理）計画があります。史跡椿井大塚山古墳保存管理計画（山城町、平成14年（2002））、史跡高麗寺跡保存活用計画（山城町・平成14年（2002））、史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画（加茂町・平成18年（2006））が策定されています。また、所有者による計画策定として淨瑠璃寺が特別名勝及び史跡淨瑠璃寺庭園保存活用計画を策定しています。

また、史跡高麗寺跡整備事業、椿井大塚山古墳防災施設整備事業を進めています。さらに、恭仁宮跡・椿井大塚山古墳・神雄寺跡等の公有化も隨時進めてきました。

建造物・美術工芸品等については、所有者が文化財の状態と今後について市をはじめ国府と協議し修理事業を行っています。例として淨瑠璃寺国宝阿弥陀如来坐像修理事業、海住山寺防災道路整備事業等が挙げられます。

第24表 年度別の補助事業実施件数

年度	合計	国指定文化財保全修理	国指定文化財維持管理	府指定登録等文化財保全修理	府指定登録等文化財維持管理	社寺等未指定文化財補助金事業	木津川市文化財補助金(単独)
H19	33	4	12	1	5	6	5
H20	30	5	12	0	5	3	5
H21	34	7	12	2	5	3	5
H22	33	5	14	0	6	3	5
H23	34	3	14	1	7	4	5
H24	34	2	14	5	5	3	5
H25	36	6	14	1	6	4	5
H26	32	3	14	0	6	5	4
H27	36	4	18	1	7	1	5
H28	32	2	16	0	6	4	4
H29	33	2	14	4	5	4	4
H30	34	3	15	4	5	3	4
H31/R1	42	5	14	6	9	3	5
R2	39	3	14	7	7	5	3

3－2. 文化財の保存を担う体制整備の状況

本市の文化財行政を担う、木津川市教育委員会文化財保護課は現在4名体制（令和5年（2023）3月31日現在）であり、そのうち学芸員資格を有する職員は2名、専門職員は4名です。内訳は埋蔵文化財専門職員3名、美術工芸品専門職員1名となっています。また、本市では木津川市文化財保護審議会条例第1条に基づき、文化財保護審議会を設置しています。これは、本市における文化財の保存・活用に関する重要事項について、木津川市教育委員会の諮問に応じ、審議するとともに当該事項について教育委員会に対し意見を述べるもので、適宜審議会を開催しています。

文化財に関する所有者向けの相談として、(財)京都文化財団による「文化財保護のよろず相談」や、(公財)京都古文化保存協会による「文化財修理修復保全の無料相談会」等が実施されています。

4. 整備・活用に関するこれまでの取組

4－1. 文化財の公開状況

現在、本市管理の文化財として、記念物では、史跡音如ヶ谷瓦窯跡（音淨ヶ谷公園内）、石のカラト古墳緑地（史跡石のカラト古墳）、梅谷瓦窯跡緑地（史跡梅谷瓦窯跡）、上人ヶ平遺跡公園（史跡市坂瓦窯跡）、高麗寺跡遺跡公園（史跡高麗寺跡）、城址公園（木津片山城跡）、上津遺跡公園（上津遺跡）、塚穴古墳（塚穴公園内）の8ヶ所が公開されています。史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）、史跡椿井大塚山古墳、鹿背山瓦窯跡（史跡奈良山瓦窯跡）の3ヶ所は公開していますが仮整備にとどまっています。史跡神雄寺跡は公開できていません。公開されている史跡公園等は、歴史学習に活用された

り、地元住民によるイベント会場等として活用されています。

社寺所有の文化財では、春と秋に「秘宝・秘仏特別開扉」を実施しており、岩船寺・淨瑠璃寺・蟹満寺・神童寺・海住山寺・現光寺・西明寺・安福寺・高田寺・旧燈明寺・西念寺・御靈神社・大智寺などが公開されます。また、特別開扉に合わせて無料周遊バスの運行や各種イベントなどが実施されています。

4－2. 展示事業・公開事業等の実施状況

公開・展示の直営事業として、市役所の2階展示スペースでの企画展示や、市役所住民活動スペースでの不定期の展示事業（暫定登録文化財の展示、鹿背山城跡展示など）を実施しています。また、木津川市立山城図書館には、椿井大塚山古墳の特別展示室があり、三角縁神獣鏡などのレプリカが展示されています。

京都府立山城郷土資料館（ふるさとミュージアム山城）では、南山城地域の歴史と文化の調査研究が行われており、その成果とともに文化財が展示されています。

文化財整理保管センター分室（くにのみや学習館）は、史跡恭仁宮跡をはじめ、本市の豊富な歴史や文化財の魅力を発信する施設であり、恭仁宮の紹介ビデオ（DVD）の上映や発掘調査などにより出土した瓦や土器等の展示等を行っているほか、恭仁宮及び市内観光関連パンフレットを設置しています。施設の管理は地元住民（瓶原まちづくり協議会）に委託されており、野菜・果実等の販売を行う「恭仁京朝市」が定期的に開催されています。

4－3. 文化財の新たな活用

八木邸や海住山寺がコンサート会場等として利用された事例があります。また、近年は、岩船寺や神童寺、海住山寺のライトアップ・夜間拝観が行われるなど、新たな活用が積極的に行われています。

さらに、恭仁宮では、動画配信やARによる大極殿や国分寺七重塔の再現など、先端技術を活用した歴史体験の創出が行われました。

4－4. 文化財を取り巻く交通ネットワークの現状

市内の公共交通として、鉄道（JR 関西本線・JR 片町線（学研都市線）・JR 奈良線・近鉄京都線）、路線バス（奈良交通）、コミュニティバス（きのつバス・かもバス・やましろバス）、タクシーが挙げられ、ほとんどの文化財への公共交通によるアクセスが可能になっています。ただし、いずれの公共交通機関も便数は決して多くなく、加茂地域の予約型乗合タクシーは土日運休となっているなど必ずしも利便性が高いとは言えません（令和5年1月現在）。

文化財の周遊に特化したものとして、「お茶の京都 木津川市古寺巡礼バス」があげられます。令和4年に、お茶の京都DMOの企画のもと、木津川市・（一社）木津川市観光協会・（株）奈良交通の連携により、JR 奈良駅・加茂駅・近鉄奈良駅と淨瑠璃寺、岩船寺などを結んで4～7月、10～12月の土・日・祝日に運行されました。

令和2年（2020）に策定された第2次木津川市地域公共交通網形成計画では、文化財に関連する施策として「魅力の発信」が挙げられており、次の3つの取組が設定されています。

第25表 施策1-4「魅力の発信」に係る取組

取組	内容	実施主体	実施期間
観光施設へのアクセスサイン充実	公共交通を利用した回遊の促進を図るために、市内の観光情報とバスの案内を併せた案内板を設置する。また、外国人訪問客に対応するため、外国語を併記した観光情報等をバス停留所に掲載する。	・交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和5(2023)年度～令和6(2024)年度
観光路線バスと連携したPR	奈良市内と市内観光施設を結んでいる急行バスと連携した情報提供により、市内の来訪者を増加させコミュニティバスの利用促進を図る。	・奈良交通㈱ ・コミュニティバス交通事業者 ・協議会	令和5(2023)年度～令和6(2024)年度
広域的な観光連携による利用促進	近隣自治体、観光団体と連携し、市内で開催されるイベント情報を市内外へ周知するとともに、臨時バスを運行させるなど、公共交通を活用した観光を促進する。	・観光団体 ・交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

出典：「第2次木津川市地域公共交通網形成計画」（木津川市、令和2年度）

4-5. パンフレットなどの作成状況

本市の文化財を解説する主なものとして、恭仁宮跡・椿井大塚山古墳などの主要な文化財を個別に解説したパンフレットの他、合併以前に刊行された旧町別の文化財をまとめた小冊子があります。また、木津川市観光商工課や一般社団法人木津川市観光協会により作成された観光パンフレットにも多くの文化財情報が掲載されるとともに、「石仏の道コース」、「山背古道一日コース」、「大仏鉄道遺構コース」等様々なテーマに沿ったコースが紹介されています。そのほか、海住山寺や岩船寺、淨瑠璃寺等の各社寺では文化財所有者によりパンフレットが作成され配布されています。

その他、ナビゲーション機能の付いた観光アプリ「きづがわなう」（令和3年度利用停止）の開発や、市内無料wi-fiの整備も進めてきました。

4-6. 広域連携の取組

広域連携の取組としては下記の4つの取組が挙げられます。（いずれも観光商工課が担当）

お茶の京都に関する取組 お茶の京都DMOは、管内12市町村との連携・ネットワークの強化を図り、観光を入口とした持続可能な地域づくりの推進による、関係人口の創出・拡大や、移住・定住促進及び地域商社として地域資源のブランド化を図り、お茶の京都地域全体の振興を図ることを目的として各種のプロモーションを行っています。

いづみ路に関する取組 すでに解散していますが、いづみ路観光協議会は、木津川沿いの3市町村（木津川市・南山城村・笠置町）からなる組織であり、パンフレットの発行などのプロモーションを実施してきました。

山背古道に関する取組 山背古道推進協議会は、山背古道の通過する城陽市・井手町・木津川市の3市町からなる組織であり、パンフレットやガイドブックの発行、探索アプリの開発、ウォーキングイベントの実施などのプロモーションを実施しています。

大仏鉄道に関する取組 木津川市と奈良市の共同で、「幻の大仏鉄道 遺構めぐりマップ」の作成やウォーキングイベントの実施など、大仏鉄道に関する取組を進めています。

「飛鳥～奈良～京都」地域連携事業に関する取組 平成23年（2011）より、明日香村・^{かしはら}檍原市・^{いかるが}城陽市・天理市・桜井市・木津川市・奈良市・斑鳩町・八幡市の9町村による地域連携事業を実施しています。「古のみやこが紡ぐものがたり」としてリレー現地講座などを実施してきました。

高槻市との包括連携協定に基づく取組 令和元年（2019）、「高槻市と木津川市との包括連携協定」を締結し、歴史文化を通じた交流や災害時の相互応援の分野で連携・協力をを行うこととしています。令和元年（2019）度は、「歴史ウォークイン高槻市」（木津川市民が高槻市の文化財を見学する企画）、「職員の交流事業」（高槻市文化財専門職員を招いての講座の実施）、「歴史ウォークイン木津川市」（高槻市民が木津川市の文化財を見学する企画）を実施しました。

4-7. 文化財に関連する各種イベントの実施状況

文化財や歴史文化に関連するイベントとしては、「歴史めぐりマラソン」および「木津川アート」、「加茂船屋雛まつり」の取組が挙げられます。「歴史めぐりマラソン」は「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれた当尾の里を走るハーフマラソンを主としたイベントで、木津川市体育協会主催（現一般社団法人木津川市スポーツ協会）により平成27年（2015）から実施されています。

「木津川アート」は、市内各地を舞台としてアート作品が制作・展示されるイベントで、まちの新たな魅力の発掘・発見、市民同士および市外との交流を促し、市の魅力を発信するきっかけとして平成22年（2010）から開催されています。市内各所でのアート作品の展示や、市民企画による催し物などが実施されています。これまでの代表的な市民企画の作品としては、「上狛キャッツ（上狛地域のお茶の歴史を猫の視点で描いた舞台）」や「恭仁京大学」「木津川ワヤン「エイコーン」（木津川にまつわる伝承や歴史を盛り込んだ影絵作品）」等が挙げられます。また、木津川アートの実施会場として、恭仁宮跡や瓶原に所在する古民家、国登録文化財旧松原家住宅（上狛）などが利用されています。

「加茂船屋雛まつり」は、木津川舟運の六ヶ浜の一つとして、また近代には鉄道の拠点として賑わった船屋・新町地域の賑わいの再創出・活性化を図るため、地域住民が主体となって実施されているものです。

4-8. 地域主体による文化財の活用の取組

地域住民による総合的な保存と活用として、当尾地区では観光資源を活かし地域力を向上させることを目的に「当尾地域力創造プラン」が策定されています（平成28年（2016）策定）。その中では、「道・歴史」、「農・食・自然」の2つのテーマが掲げられ、「人手確保のための農業体験など体験型観光の整備」や「地域実情や要望を踏まえた法的規制の緩和等の検討」など、地域の魅力を向上させるための様々な取組が設定されています。

5. 防災・防犯に関するこれまでの取組

5-1. 文化財の耐震化、防火・防犯設備の設置状況

文化財の防災対策については、木津川市地域防災計画（平成26年（2014）4月策定、令和5年（2023）2月一部修正）第2編災害予防計画第10章文化財防災計画に「文化財に関する防災業務の実施に当たっては特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には適確な対応ができるように消防用設備等の設置を推進し、文化の向上に資するものとする。」と記されています。

現在、建造物については、指定等文化財を中心に防災設備の設置が進められています。また、美術工芸品に関しても、所蔵する施設に防災設備を備え付けるなどの防災対策が取られています。一方、文化財建造物の耐震対策については耐震診断も含めて不十分な状況にあります。また、文化財の防災事業に関する補助制度（府による国・府指定登録文化財対象の補助金）、融資制度（公益財団法人京都文化財団によるもの）を活用し、施設・設備の整備・充実に努めることとしています。

5-2. 文化財防火デーの取組

1月26日の全国文化財防火デーの取組の一環として、相楽中部消防組合消防本部による文化財防火訓練を実施しています。近年は、2016年 蟹満寺・淨瑠璃寺、2017年 海住山寺・大智寺、2018年 岩船寺・西念寺、2019年 松尾神社・岡田国神社・淨瑠璃寺、2020年 蟹満寺・海住山寺、（2021年 コロナのため中止）で実施されています。また、防火訓練では文化財所有者等により、所蔵している仏像を運び出す模擬訓練等も行われます。

5-3. 文化財巡視（パトロール）の取組

文化財巡視パトロールは、市内の指定等文化財の巡回・巡視等を行うもので、京都府により配置されている文化財保護指導委員が実施しています。現在は、山城地域に1人、木津地域に1人、加茂町に2人（当尾と瓶原）の計4名設置されています。文化財の毀損や異常があった場合、所有者や市文化財保護課と連絡をとり対処にあたっています。

5-4. 緊急時（災害時）の対応

文化財の応急対策については、木津川市地域防災計画第3編災害応急対策計画第38章文化財等の応急対策計画に「防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を活用し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。」と記されています。ここに示されている防災対策マニュアルとは、京都府・京都市による「文化財所有者のための防災対策マニュアル」のことです。

5-5. 文化財の記録・デジタル化の状況

寺社建築や美術工芸品など一部の有形文化財については写真撮影による記録作成が行われています。また、一部の民俗芸能・祭礼については映像撮影による記録保存が行われています。今後は写真・映像・スケッチ等による記録と併せて、3Dスキャン等の先端技術を活用しながら、滅失の危険性が高い文化財について、記録保存を進めていくことが望まれます。

第5章 文化財の保存・活用に関する 将来像・基本理念

社会的背景やこれまでの取組の整理を受けて、歴史文化を活かしたまちづくりの将来像と基本理念を下記のとおり設定します。

1. 歴史文化を活かしたまちづくりの将来像の設定

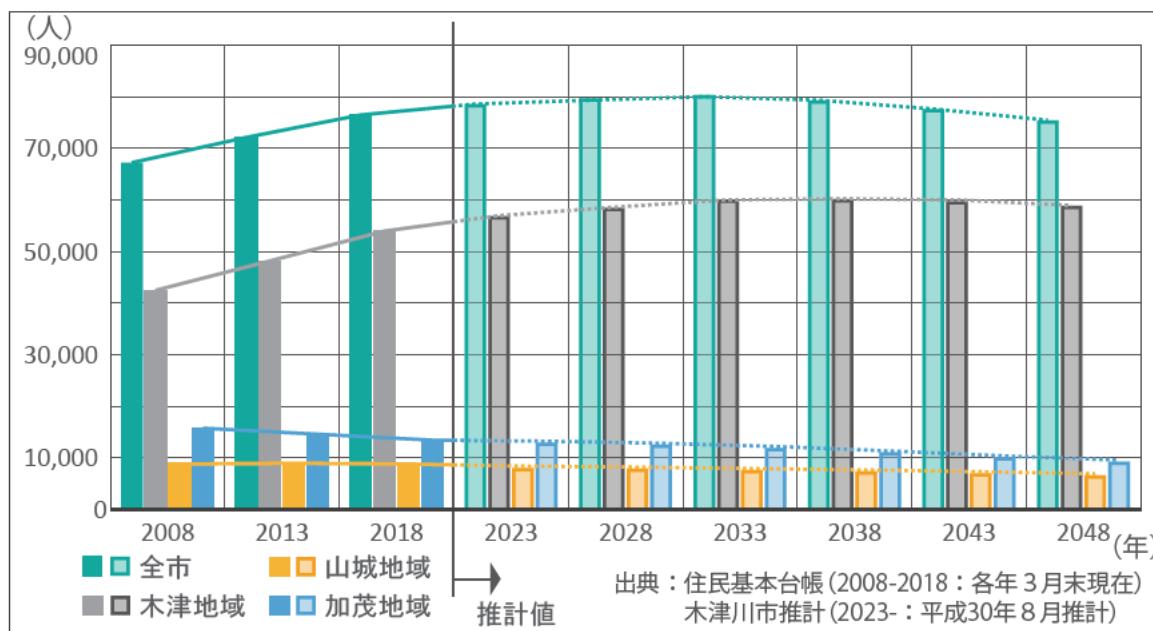
木津川市は、木津川を通じた交流・交易の拠点であるとともに、奈良と京都を結ぶ回廊的性格を持つ地域であり、古くから多くの人が行き交い、様々な時代の文化・物が運ばれてきました。そうした歴史を背景に、様々な地域の影響を受けた各時代を代表する多種多様な文化財が市内全域で現代まで受け継がれており、京都府内でも屈指の指定等文化財保有数を誇ります。

しかしながらニュータウン開発に伴い瓦谷古墳群など多くの遺跡が記録保存のための発掘調査を実施した後に失われています。また、無住の寺院では寺院の統廃合により、所有していた仏像や什器類が市外の寺院に移された事例があります。高度成長期以来、若い人たちが都市部へ移住していくことにより地域に若い世代が少なくなり、地域の伝統行事が失われている事例もあります。府登録無形民俗文化財「上狛の精霊踊」は平成30年（2018）から保存会が活動を休止しています。さらに、地域の社寺では氏子・檀家の減少や儀礼の簡略化などにより経済的に困窮している社寺も存在しています。少子高齢化は空家の増加に繋がり、歴史的建造物が空家となり取り壊される事例もあります。現在、本市域でみられる数多くの文化財もいつなくなってしまうかわからない時代となっています。

一方で、文化財は、木津川市らしさ、木津川市の特徴を表現するものであり、現在も様々な活用が試みられており、地域の魅力の向上・発信に貢献しています。今後も、多様な文化財の活用を促し、歴史文化を活かしたまちづくりにつなげるとともに、活用することにより文化財の社会資本としての価値を高めることで保存につなげる事が期待されています。

数多くの文化財を保存・活用するためには、地域社会総がかりでの取り組みが求められています。本市の将来人口の推移をみると、令和15年（2033）の約8万人をピークとしてその後は減少に転じ少子高齢化が着実に進むと予測され、総合計画においても「人口の将来動向を見据えたまちづくり」が必要であるとされています。さらに、木津川市は全国的にみても年少人口の割合が高く、総合計画においても「ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり」が重要な方針のひとつとして挙げられています。また、旧町別の人口の推移をみると、ニュータウンを擁する木津地域以外はすでに人口減少が進んでいることが分かります（第34図）。すなわち、一部の地域で文化財の保存・活用に関わる担い手の高齢化や減少が既に進行しており、今後はさらに全市的な担い手の減少が進行すると考えられます。一方、人口が増加している木津地域、特にニュータウンにおいては、市外からの若年世帯の転入が多く、地域活動へ参加する機会が少なく、木津川市の歴史文化への愛着を持ちづらい状況であると想像されます。

以上の点を踏まえると、今後訪れる人口減少社会に備えて、本市の歴史文化や文化財を自分ごととして考え、保存・活用の取り組みに関わる人の総数を増やすこと、また、持続可能な文化財の保存・



第34図 木津川市の人口推移

活用の体制を整えることが重要であると考えます。

そこで、「京都府文化財保存活用大綱」に示されている目指すべき将来像として掲げられた「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」を踏まえ、本市における歴史文化を活かしたまちづくりの将来像を次の通り設定します。

「ひとりひとりが主役となり、手を取り合って歴史文化を未来へつなぐまちづくり」

2. 文化財の保存・活用に関する基本理念

文化財をまちづくりや様々な面で活用するために忘れてはならないことがあります。それを基本理念としていつでも立ち返ることが求められます。それは、「一度失われた文化財は二度と元に戻すことはできない」という点です。そのため、文化財の活用に際しては、「文化財を滅失、毀損させることなく」活用することを念頭に置いておく必要があります。

そのために、文化財は個別の特性に応じた、日常の適切な維持管理や小修理を行う必要があります。また、文化財の所在する地理的環境や自然的環境、歴史的環境などと一体的に捉えることにより、文化財の本質的な価値をより深く知ることができます。そのため、文化財はそのものだけでなく周辺環境と一緒に保全していく必要があります。無形の文化財については、どのような行為がどのような道具を用いて行われているのか、記録を作成することも重要です。

文化財を活用していくためには、前述のように周辺環境を含め、個別文化財の特性に応じた管理・保存措置が十分になされている事を前提とする必要があります。また、活用に際しては様々な文化財に応じ適切に活用される必要があります。さらには、文化財の活用が文化財に与える影響を予測するとともに防止対策、モニタリングを実施し、万一影響が生じた場合は適切な措置をとる必要があります。

す。

例えば、社寺等の建造物は境内や周辺の社叢などと一体的に保全を行い、過剰な来訪者により建造物に悪影響が出るようであれば、入場者制限を行うなどの措置をとる必要があります。

冒頭の理念を前提として、多くの市民や関係する人々が文化財とそれを取り巻く自然・歴史・社会的環境を通じた様々な活動に関わる社会を目指していきます。これらの活動に市民が主体的に取り組むことにより、質の高い教育の実施、関係・交流人口の増加、シビックプライド^{※9}の醸成などの効果が期待され、結果として文化財の保存・活用を推進することが、住み続けられるまちづくりに寄与できるものと考えます。

活動の事例として、文化財の調査・研究、文化財の鑑賞、各種講演会などへの参加、地域における文化財の維持管理作業への参加、文化財を取り巻く自然環境の整備事業などへの参加、文化財の周辺環境を形成する農業体験や農泊、祭りをはじめとした地域での行事への参加、文化財をテーマにした商品の開発や販売、観光産業での文化財周遊ツアーの実施、古民家（民家建築）を活用した地域活動や飲食店経営、史跡などのユニークベニュー^{※10}としての活用などが考えられます。

これらの活動を積極的に行うためには、文化財について知ることから始める必要があると考えます。また、行政には学ぶ場や機会を適切に提供することが求められます。しかし、いずれの活動を行うにせよ、冒頭に述べた基本理念を忘れるることはできません。

※9 シビックプライド：「都市に対する市民の誇り」という意味で用いられますが、市民だけでなく広く市外に住まわれている方や、海外の方にも本市への愛着をもっていただきたいという想いで用いています。

※10 ユニークベニュー：特別な会場でイベントやレセプションなどを実施する事を指します。史跡や社寺という特別な空間で様々な体験を得ることにより、来場者に文化財の理解を促進し、経済的効果も期待することができます。

第6章 文化財の保存・活用に関する 基本的な方向性と措置

将来像「ひとりひとりが主役となり、手を取り合って歴史文化を未来へつなぐまちづくり」を達成するために、本市における歴史文化の保存・活用に関する基本的な方向性を下記のとおりとします。

なお、基本的方針と後述する措置は本市の文化財保護行政の基本的な施策の方向性を示すものであり、永続的に取り組んでいくことが求められます。

1. 保存・活用に関する基本的な方向性

第5章で設定した「ひとりひとりが主役となり、手を取り合って歴史文化を未来につなぐまちづくり」を実現するためには、調査・研究により文化財についての価値付けを行い、保存・管理によりその価値を適切に保存し、さらにはその価値をもとに様々な活用を行うことにより新たな価値の再発見に繋げ、文化財を次代へ継承する円環が必要になります。そのためには様々な場面で活躍する多様な人々が重要な位置を占めるため、人材育成も必要となります。また文化財を災害や犯罪から守る取組も必要となります。そのため、以下の5点を保存・活用の基本的な方向性とします。

つなぐべきものを明らかにする（調査・研究）

本市には数多くの歴史文化が存在しています。また、身近にありすぎて、文化財として認識されていない大切な物や事があると考えられます。これらを適切に保存・活用するためには、それらの存在や価値について明らかにする必要があります。

歴史文化をつなぐひとを育てる（人材育成）

歴史文化を継承していく主役は人間の活動そのものです。そのため、あらゆるシーンで文化財に関連する人々が必要になります。今現在活躍されている方々は当然ながら、次世代を担う人材の育成が必要となります。特に市民が主体となって歴史文化に携わることが必要と考えられます。

歴史文化の価値を守る（保存・管理）

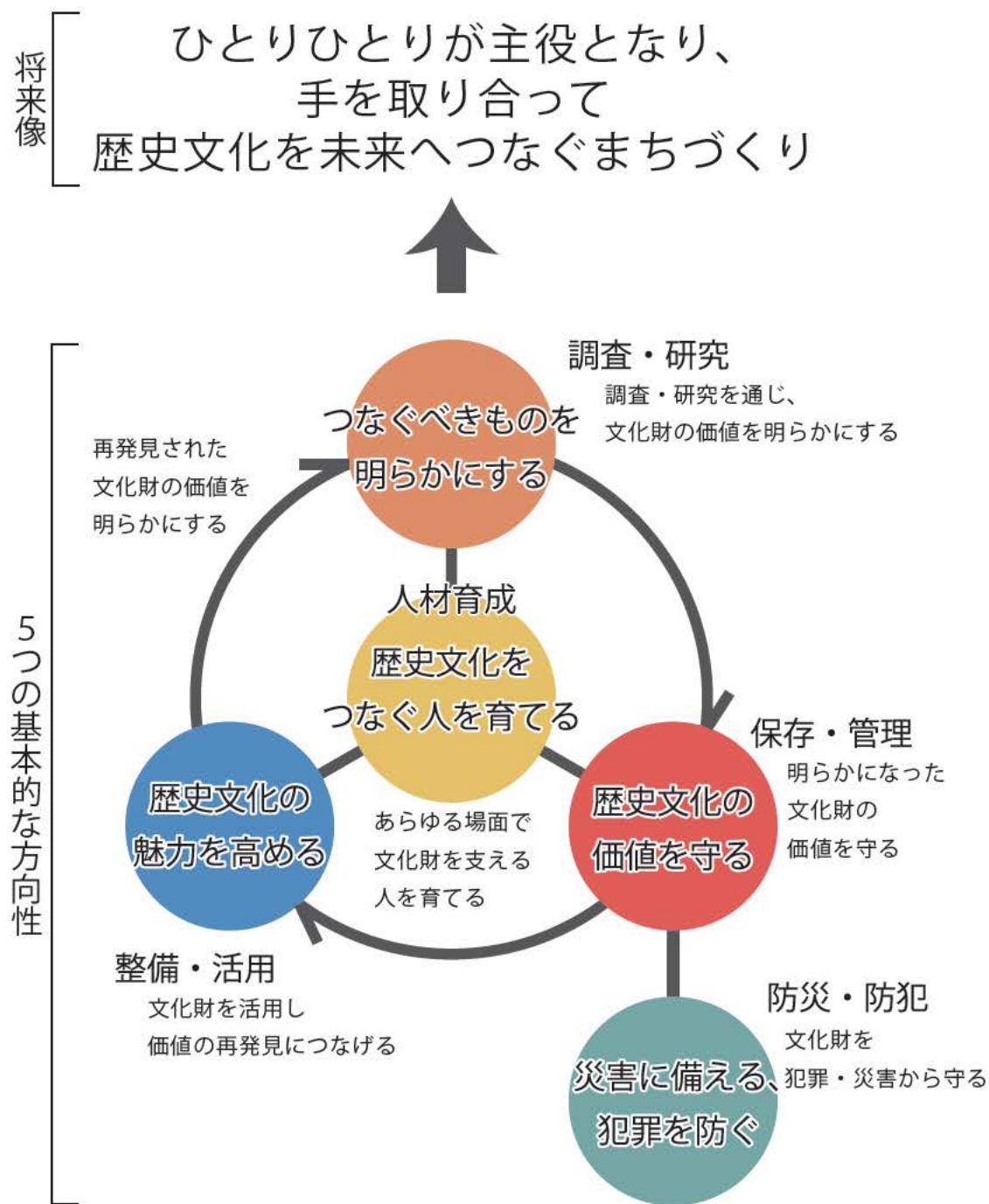
歴史文化やそれを構成する文化財は保存を行うことが原則となります。そのためには文化財に応じた適切な方法による保存、日常の維持管理など、様々な取り組みを進めていく必要があります

歴史文化の魅力を高める（整備・活用）

歴史文化はただ凍結的に保存されるだけでは、その価値を享受することができません。そのため、歴史文化の魅力を高め、活用する様々な取組が必要になります。これらの活動は人々の文化的向上に資するとともに、歴史文化の新たな価値の再発見にも繋がることが期待されます。

災害にそなえる、犯罪をふせぐ（防災・防犯）

文化財は一度失われてしまうと、二度と元には戻せません。近年の異常気象による自然災害や火災、こころないひとによる文化財の汚損やき損、アライグマやカラスなどによる獣害など、文化財を様々な災害から守り、後世に継承する取り組みが必要となります。



第35図 5つの基本的な方向性の相関関係概念図

なお、それぞれの基本方針の相関関係は第35図に示したとおり、歴史文化の調査・研究、保存、活用の円環を形成し、人々が活動に参画し歴史文化を支えます。また、防災・防犯も歴史文化の価値を守るために必要となります。この円環を形成することが歴史文化を将来に継承するために必要と考えられます。

2. 文化財の保存・活用に関する課題

将来像を達成するために必要となる基本的な方向性をこれまでの取組に照らし合わせた場合、いくつかの課題があることが明らかとなりました。本項ではそれぞれの課題について、整理します。

2-1. つなぐべきものを明らかにする（調査・研究）に関する課題

文化財の価値を明らかにするためには、数多く存在する文化財の全体像を把握する悉皆調査、その中から重要と思われる個別の文化財に対して実施する詳細調査を行います。そのうえで文化財の調査成果を公表し、価値付けを行う必要があります。本市における調査や研究に関する課題は下記のとおりです。

【悉皆調査】

文化財の調査は一定の地域に所在する文化財について、既往の情報や調査などに基づき広く、浅く調査を実施する悉皆調査の実施から始める必要があります。遺跡（埋蔵文化財）や有形文化財（美術工芸品）についての悉皆調査はおおむね完了し、現在も機会を得て継続的に実施しています。一方で、名勝地や建造物、民俗文化財（有形・無形）などに関する悉皆調査は町史編さん時の調査から進展しておらず、また調査対象地域に偏りのあるものも見られます。そのため、未実施の類型や地域に対する悉皆調査が必要と考えられます。特に旧木津町域では古民家に関する調査が点的にしか実施されていない点が課題です。

また、歴史的・学術的・文化的価値の高いとされる文化財については比較的調査が行われてきましたが、地域や家庭のくらしや生業に関わる市民の皆さんに残していきたい物や事、例えば地域で祀られているお地蔵さんや地蔵盆などの行事、町名の記された石柱など、より幅広い資産の拾い上げが行われていないことも課題です。

【個別詳細調査】

本市域には京都府内でも有数の指定等文化財が存在しています。これらの文化財は指定等の措置がなされてから時間が経っているものも数多くあり、修理の機会等において、現代的な視点・手法での詳細調査を実施し、価値を再確認する必要があります。

また、悉皆調査で把握された未指定文化財の中には価値の高い文化財が存在していることもあります。そのような場合は個別の文化財に対し、文化財保護の前提となる指定等を目指した詳細調査を実施していくことも必要です。

加えて、多数の遺跡（埋蔵文化財）も存在しているため、開発行為に伴う適切な記録保存のための発掘調査を実施することが必要です。

【文化財調査情報の管理・利用】

これまで本市が主体となり実施してきた文化財に関する調査等に関する情報は、基本的にエクセルファイルのデータベースとして蓄積されてきています。文化財に関する情報は調査・研究、管理、活用、防災・防犯に際して根幹をなす情報でもありますが、現状では利活用性が低い状態になっていることが課題と言えます。

また、文化財情報や調査・研究成果は公的な資産でもあり、公開可能な範囲で、広く市民や研

究者等がアクセス・利活用できるようにすることが必要です。本市では遺跡（埋蔵文化財）の発掘調査報告書や町史など書籍が有償で頒布されているのみとなっています。

【調査体制に関する課題】

文化財調査は主に行政や大学、研究者が主体となって実施してきました。そのため、一般の人々には文化財調査は敷居の高いものと見られていたと思われます。一方、近年文化財保護課で実施している大智寺・現光寺の資料調査では、文化財愛護団体の方の力もお借りして、古文書などの調査を行っています。文化財の類型にもよりますが、今後、このような体制での調査を一層推進していくことが必要と考えられます。また、大学や研究機関との連携を一層深め多様な主体が調査に関与する体制整備を検討していきます。

以上をまとめると以下の点が課題となっていると考えられます。

- 文化財に対する悉皆調査が不十分な点が認められます。
- 市民が大切に思い残したいと考えている地域に根ざした資産が充分把握されていません。
- 既指定文化財の中には詳細な調査が実施されていない文化財が存在しています。
- 市域には多数の遺跡（埋蔵文化財）が存在していますが、開発のおそれがあります。
- 利活用性の高い文化財台帳が存在していません。
- 文化財の情報について市民等が利用できる環境が整っていません。
- 市で実施した文化財の調査・研究成果が充分に公開されていません。
- 文化財類型によりますが、行政や専門家ののみの文化財調査体制に限界がきています。

2-2. 歴史文化をつなぐひとを育てる（人材育成）に関する課題

文化財を支えるひとづくりには様々な段階でどのように文化財に関わって頂くかを考えることが必要と思われます。特に小さな頃の体験は歴史文化への興味・関心を持つ上で大きな位置を占めており、文化財の保存・活用を担う人材育成の中でも重要な時期と考えられます。また、ニュータウンにお住まいの市民の中には、市域に存在する文化財に关心のない方も数多くおられると推定されます。

市民を中心に文化財に対する、興味や関心を持っていただくことが重要と考えられます。

【一般市民の課題】

将来訪れる人口減少社会に向けて、本市の歴史文化に愛着を持ち、歴史文化を担うことのできる人材を作ることが非常に重要なことと思われます。とくに、ニュータウンに他地域から転入してきた市民の中には市域の文化財を訪れたことのない方もおられます。このような方々が自分たちの郷土の歴史文化として愛着をもち、新たな担い手になっていただくことが必要と思われ、そのための手法が課題となっています。

そのため、本市の歴史文化に関するガイドブックの作成、講座・イベント等の開催、身近にある史跡公園での活用の実施など、多様な年代・属性の地域住民が親しみを持って歴史文化に関わることのできる環境づくりを行うことが必要です。

【子どもに関する課題】

本市では、現在も歴史文化に係る様々な教育活動が行われていますが、今後もより一層市内の

小中学校・高等学校を対象とした歴史文化学習の推進により未来を担う若者を育てていく事が必要です。特に先に述べたようにニュータウンでのふるさと学習を重点的に実施する事も必要です。将来、他都市で生活するとしてもふるさとの文化財を自慢に思って頂けるようなひとになっていただくことが必要です。

そのため、学校でも利活用可能な、本市の歴史文化を紹介する子ども向けのガイドブック等の作成、出前授業や出張展示、文化財見学会の開催、文化財解説動画の配信など、子どもを対象にした様々な取組を行い、ふるさと学習を推進することが必要です。

【各種活動団体の課題】

市内では多くの活動団体により文化財の勉強会や保存・活用に関する取組が進められています。中には祭りや行事を実施する団体もおられます。こうした各種活動団体等による活動の継続支援をすることで、地域全体としてのまちづくりの機運向上をはかる必要があります。一方で活動団体等の高齢化や構成メンバーの減少が進んでいることが課題となっています。また、活動に必要な資金面の課題もあるものと考えられます。

【官民連携による体制の構築】

歴史文化の調査・研究、保存・管理、整備・活用、防災・防犯に関わる活動の中心はひとにあります。これまで、行政は基本的に調査並びに所有文化財の保存・管理を主体となって実施してきました。一方で民間が実施する各活動に深く関与することは基本的にありませんでした。しかし、人口減少・少子高齢化の現代社会では官民の連携体制を強化していくことが必要です。

【文化財保護課の課題】

現在、文化財保護課には4名の専門職員が配置されています。3名の埋蔵文化財専門職員と、1名の美術工芸品専門職員が文化財に関連する全ての業務を担当しています。

しかしながら、これから予測される市事業に対応する埋蔵文化財の発掘調査、古民家や社寺所有資料、景観調査、活用に関する様々な取組など事業量は増加傾向にあります。そのため、各種事業に応じた体制の強化が必要と考えられます。

また、文化財専門職員には、専門的な知識・技能、文化財行政に対する理解を有することが求められます。そのため、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所や東京文化財研究所、文化庁などが実施する各種研修に積極的に参加することが必要です。

以上をまとめると以下の点が課題となっていると考えられます。

- ニュータウンを含む色々な地域や年齢の方々が歴史文化に触れる環境や仕組みが不十分です。
- 子どもを主体としたふるさと学習推進のための取組みが不十分です。
- 文化財に関わる各種団体は高齢化が進み後継者育成や運営資金面に課題を抱えています。
- 人口減少・少子高齢化社会における官民連携の仕組みの構築、取組みが不十分です。
- 文化財を所管する文化財保護課の体制が人員、専門知識などの点で不十分です。

2－3. 歴史文化の価値を守る（保存・管理）に関する課題

文化財を適切に次代に継承していくには、文化財が適切に保存されていることが大前提となります。また、日常の維持管理は文化財の保存状況を適切に保つとともに、状態の確認にも繋がります。また、

文化財保護法や京都府文化財保護条例、木津川市文化財保護条例などの法・条例による保護の措置をとることが有効です。

【指定等保護措置の推進】

個別の文化財を適切に継承していくためには、文化財の調査・研究を行いその価値を明らかにすることにより、指定等の措置を講じることが有効です。そのため、文化財保護法、京都府文化財保護条例、木津川市文化財保護条例に基づく指定等の措置を推進していくことが必要です。

また、文化財保護法改正により、市町村においても登録文化財制度を条例で定めることが可能となりました。本市には指定級とされる未指定文化財が数多く存在していますが、市登録制度の導入を含め、指定等の措置を一層推進することが必要です。

【保存活用計画策定の推進】

所有者が実施する国指定・登録文化財の保存・活用については、文化財の現状や課題を把握するとともに、将来的な保存・活用に関する基本的な方向性を示す「保存活用計画」の作成が有効です。各文化財の類型により差異はありますが、保存活用計画を作成することにより、個別文化財のもつ課題を明らかにするとともに、保存環境や環境保全など周辺と一体的な保存・活用に関する基本的な方向性を明らかにすることが可能となります。一方で保存活用計画が作成されている文化財はほとんどないことが課題と考えます。

国指定・登録以外の文化財についても保存・活用に関する指針を定めておくことが望ましいと考えます。

【本市所有文化財の管理に関する課題】

本市では、史跡恭仁宮跡、史跡神雄寺跡、史跡奈良山瓦窯跡（音如ヶ谷瓦窯跡、市坂瓦窯跡、梅谷瓦窯跡、鹿背山瓦窯跡）、史跡椿井大塚山古墳、史跡高麗寺跡、史跡石のカラト古墳、木津片山城跡（城址公園）、塚穴1号墳（塚穴公園）、吐師七ツ塚古墳の一部、百川公墓、和泉式部墓、木津惣墓五輪塔など、多数の遺跡を所有・管理しています。これらは屋外に所在する文化財であり、除草作業や便益施設の維持管理などを行っています。これらのうち、国指定史跡については旧町時代に策定された「保存管理計画」があるものもありますが、現代的な視点で「保存活用計画」を作成することが必要です。また、これらの文化財に対する日常管理が文化財保護課の業務の大きなウェイトを占めている課題もあり、管理のあり方についても検討していく必要があります。

また、本市では出土品及び発掘調査で得られた写真・図面等の記録類、市民から寄贈して頂いた民具や古写真・古文書などの有形文化財も多数所有しています。これらの文化財は加茂文化財整理保管センター・山城文化財収蔵庫・木津文化財収蔵庫・梅谷文化財収蔵庫などに分散して保管されています。また、町史編さん時の資料も図書館等に分散して保存されています。そのため、一括した管理が困難であり、資料見学や日常の管理に支障を来す部分もあります。また、施設によっては民具等有機質の文化財にとって好ましい状態でない状態のものも存在しています。

【社寺等・地域での維持・管理に関する課題】

社寺等や地域で維持・管理されている文化財は日常的に所有者や檀家・氏子、地域住民により維持・管理されています。一方で、担い手が減少し、日常の維持・管理が経費面も含め、困難に

なる文化財の存在も予想されます。担い手や経費の確保が課題となっています。

また、文化財の維持・管理に際し、専門的な見地からの指導・助言が必要となる場面もありますが、木津川市の文化財専門職員だけでは対応困難なこともあることが課題となっています。

【無形の民俗文化財の保存・管理の課題】

保存の観点で特に注意が必要なのが祭りや行事といった無形の民俗文化財です。全国的な動向として、社会構造や環境などの変化により、祭礼や年中行事など特に無形の民俗文化財の衰退が危惧されています。実際、本市においても上狛のしょうらい踊りなど活動を休止している団体が多くみられます。これらの文化財の保存（継承）についてどのような措置を講じるかが課題となっています。

以上をまとめると以下の点が課題となっていると考えられます。

- 未だに数多くの価値があると思われる文化財が未指定となっています。
- これまでの国・府・市指定等制度では幅広い文化財の保護が不十分です。
- ほとんどの指定等文化財について周辺環境も含めた保存活用の方針が定められていません。
- 市所有史跡の活用や整備の前提となる保存活用計画が一部の史跡にしかありません。
- 市が所有する史跡公園などの管理は公園等としては充分ですが、更に史跡などの本質的な価値を高めるための取組みが不十分です。
- 市所有の民具や古文書、記録類の保存・管理のあり方に課題があります。
- 社寺等所有の文化財を維持・管理するための担い手、資金等の確保が困難になっています。
- 文化財の維持・管理に対する専門的な指導・助言のできる体制が不十分です。
- 祭りや行事など無形の民俗文化財の実施、継承が困難になってきています。

2-4. 歴史文化の魅力を高める（整備・活用）に関する課題

文化財の活用は大きく、学術的・教育目的の活用と、社会的・観光目的の活用の2つの側面をもつものと考えられます。また、社寺所有の文化財は文化財そのものが信仰の対象であり、また信仰の場でもあり、宗教活動の場として活用されているとも言えるでしょう。

文化財の活用の基本となるのは文化財の公開です。文化財の所有形態は様々ですが、文化財は公共の財としての性格をもっています。そのため多くの人々が文化財を、見て・触れて・感じる機会を創出していくことが必要です。また、観光を含めまちづくりに活かしていくことも求められています。

【多くの人々が文化財を体感できるようにするための課題】

多くの人々が文化財を体感できる機会を設けるには、所有者と連携した公開・活用事業を一層推進することが必要です。また、文化財は公開・活用に耐えられる状態に保存の措置がとられている必要があります、そのための整備や修理等の事業推進も必要です。

また、本市の文化財は古い町並みが残された旧街区に多く存在しています。そのため、文化財への公共交通機関でのアクセスが容易ではありません。道幅が狭いことも課題であり、ウォーキングや自転車等でのアクセスなどが有効な交通手段となっています。屋外に多く存在する石造物などについても、周遊路の整備、維持・管理に課題がある場所も認められます。さらに、近年の

動向から、あらゆる人々が文化財の価値を享受できるよう、バリアフリーや多言語化の取組も進めていく必要があります。

情報発信に関しても、所有者等が行う情報発信に加え、解説板やHPの開設、冊子等の刊行など、文化財部局が積極的に取り組む必要があります。

【歴史文化をまちづくりに活かす課題】

第2次木津川市総合計画において、文化財は観光交流を担うものとして位置づけられています。また、自然・文化・産業などとともに文化財を資源として市民とともに活用する体制の構築に努めることが求められています。このように、観光はまちづくりに大きく寄与するものと考えられます。これまで、文化財担当部局は観光パンフレットの校正や文化財の写真提供など、観光事業に協力をやってきましたが、一層の連携を図ることが必要です。また、歴史文化や文化財の情報を発信する拠点整備についても検討を進めていく必要があります。

さらに、歴史文化をまちづくりに活かしていくためには、府内他課とともに、まちづくりに取り組む各種団体と連携していくことが必要と考えられます。例えば、未指定の古民家や町並み、あるいは食文化など文化財としての価値付けが明確でないものも多数存在しており、これらの本質的な価値を明らかにしながら、まちづくりに活用していく試みも必要と思われます。そのためには、文化財に直接関わる人々だけでなく、様々な組織・職業の人々が取組に関わることが必要となり、その仕組み作りが大きな課題であり、官民連携事業として推進していく必要があります。

【歴史文化を広域連携に活用するための課題】

本市の歴史文化は、市域のみで完結するものではなく、木津川水運や街道で繋がっていました、山城国一揆関係の文化財のように相楽郡・綴喜郡・久世郡にまたがって分布しているものも存在しています。相楽郡・綴喜郡・久世郡はかつて「上山城三郡」として統治されてきたこともあり、共通した歴史文化をもっています。これらの文化財を相互で活用するためには、様々な地域と連携する必要があります。また、本市は奈良市・高槻市と包括連携協定を、京丹後市・米国サンタモニカ市とは友好都市盟約を結んでいます。本市とこれらの都市との連携事業を推進し関係・交流人口を増やす取組も必要と考えられます。現在、城陽市、井手町と連携した山背古道推進協議会が設置され連携事業が進められています。今後、連携事業を更に推進するとともに新たな体制づくりなどを行っていく必要があります。

以上をまとめると以下の点が課題となっていると考えられます。

○多くの人々が文化財に触れる機会を創出するためには多くの課題があると考えられます。

多くの人々が文化財に触れる機会を創出していく必要があります。

○まちづくりに歴史文化を活かしていくための様々な仕組みや取組みが今以上に必要です。

歴史文化をまちづくりに活かすための様々な取組が必要です。

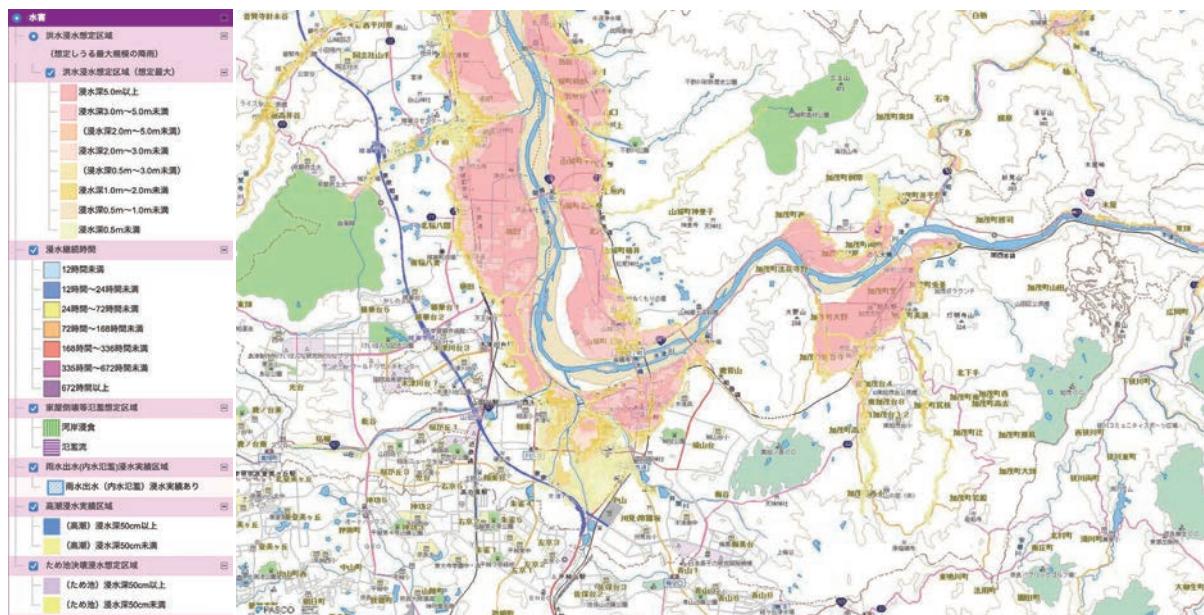
○近隣市町村等と連携した歴史文化を活用していくための仕組みや体制に課題があります。

近隣市町村等と連携した歴史文化の活用のしくみが必要です。

2-5. 災害に備える、犯罪を防ぐ（防災・防犯）に関する課題

本市の歴史は木津川がもたらす水害の歴史との戦いでもありました。特に正徳2年（1712）や昭和28年（1953）の水害は人的被害をもたらしただけではなく、当時の記録類や社寺・民家などにも大規模な被害を及ぼしました。また、近年は大阪北部地震の様な大規模地震も発生しています。

京都府マルチハザード情報提供システムによると、予測される最大降水量による浸水被害は平野部の大部分に及びます。また、木津川支流域でも浸水被害が発生するものと予測されています。さらに、木津川本流に面した、木津、上狹、大野、瓶原の一部など氾濫による家屋倒壊のおそれがある地域も広く存在しています。



第36図 木津川市の浸水被害予測

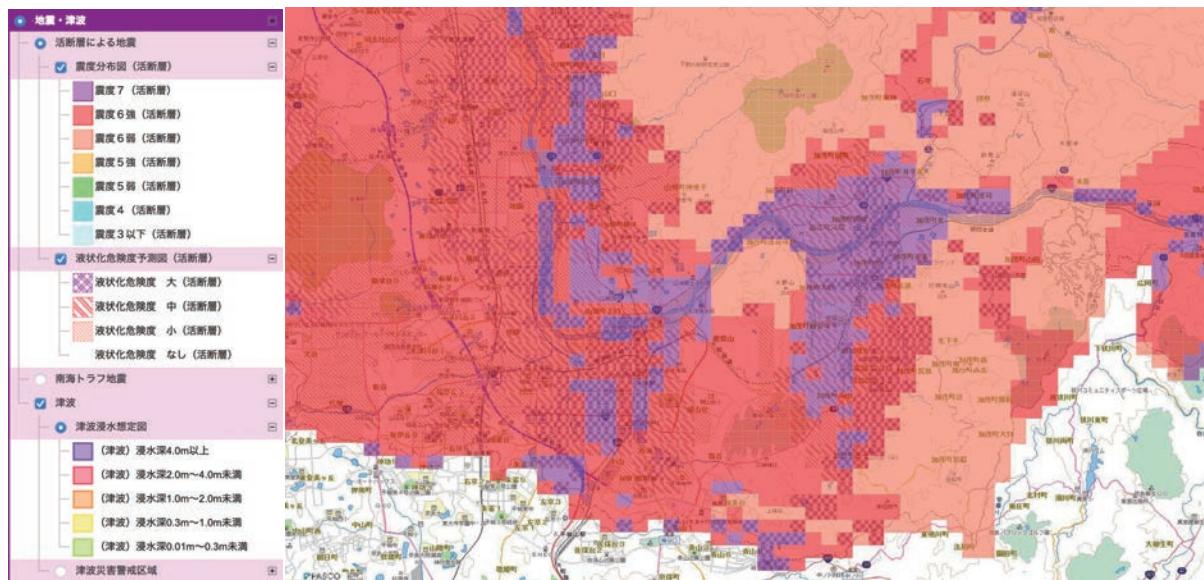
京都府マルチハザード情報提供システム (<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>)

京都府の推計や、京都府マルチハザード情報提供システムによると、大規模な地震の発生による予想震度は市域全域におよびます。予測される南海トラフ地震で震度5強から6強、活断層による地震では震度6弱から震度7の揺れとみられています。また、京都府が平成20年（2008）に公表した被害予測では、奈良盆地東縁断層帯の活動により、最大震度7、死者470名、負傷者3,150名、全壊家屋12,040棟、半壊・一部半壊家屋8,310棟、消失建物3,120棟に及ぶ被害が出るものと想定されています。

近年、大きな災害を起こしている土石流や地滑りなどが発生する危険性の高い土砂災害警戒区域等として、44地区317ヶ所が指定されています（令和5年1月20日時点）。

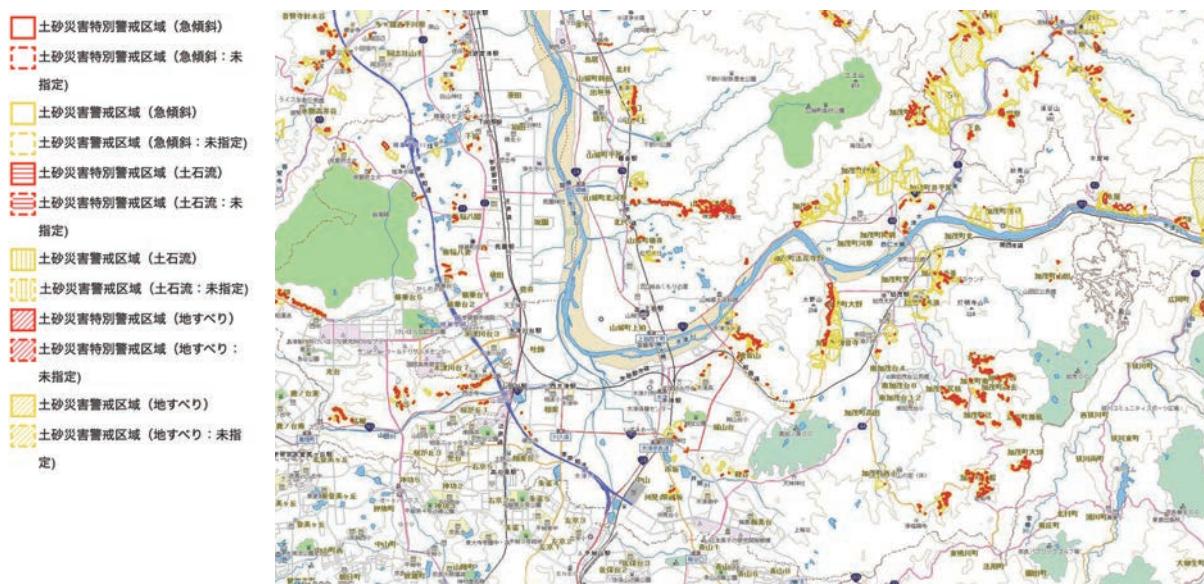
また、建造物の脅威となる火災の発生状況は、令和2年（2020）に30件でした。内訳は建物9、林野2、車両2、その他17であり、令和3年（2021）には27件でした。内訳は建物6、林野5、車両1、その他15となっています^{※11}。本市では林野火災が比較的多い傾向が見て取れます。また、田畠等の野焼きなども実施されています。

※11 出典：相楽中部消防本部 HP <http://www.sourakuchubu119-kyoto.jp/index.html>



第37図 木津川市の震度予測

京都府マルチハザード情報提供システム (<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>)



第38図 木津川市の土砂災害警戒区域等

京都府マルチハザード情報提供システム (<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>)

近年の市域の文化財に対する被害状況として、豪雨被害による急傾斜地での崖崩れが発生した事例があります。また、神社では賽銭泥棒が本殿を毀損しかけた事例があります。桧皮葺の建物では、アライグマ、カラス、スズメバチなどによる穴開けなどの毀損や糞尿による汚損などの獣害被害が多く見られます。また、倒木による石造物の破損、直接文化財に被害はありませんでしたが隣接地における廃棄物の不法投棄など文化財は常に災害や犯罪の危険にさらされているといつても過言ではありません。

文化財は一度失われてしまうと二度と元には戻せません。そのため、上記の様な災害が発生することを念頭において、災害や犯罪に備えておくことが必要です。なお、文化財の防災は、減災、救援、復旧の段階からなるものとされています（高妻洋成「文化財防災の現状と課題」『文化財の虫菌害』80号（公財）文化財虫菌害研究所 2020）。

第26表 京都府による地震による木津川市の被害想定

地震・津波被害総括表

木津川市

断層名		最大予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	6弱	30	490	30	170	6,130	1,100	3,580	300
	桃山-鹿ヶ谷断層	5強	-	10	-	-	270	30	180	-
黄斐断層		5強	-	20	-	-	540	60	380	-
奈良盆地東縁断層帯		7	470	3,150	500	2,240	29,720	12,040	8,310	3,120
西山断層帯	亀岡断層	5弱	-	-	-	-	30	-	20	-
	樺原-水尾断層	5強	-	30	-	10	860	80	560	-
	殿田-神吉-越畠断層	5強	-	80	-	10	1,340	140	890	-
	光明寺-金ヶ原断層	6弱	-	80	-	20	1,400	150	920	-
三峰断層		4	-	-	-	-	-	-	-	-
上林川断層		5弱	-	-	-	-	10	-	-	-
若狭湾内断層		5弱	-	-	-	-	-	-	-	-
山田断層帯		4	-	-	-	-	-	-	-	-
郷村断層帯		5弱	-	-	-	-	110	10	70	-
上町断層帯		6弱	10	270	10	80	3,880	540	2,320	130
生駒断層帯		7	270	2,040	270	1,240	20,620	6,410	7,870	1,400
琵琶湖西岸断層帯		6弱	-	150	-	30	2,320	310	1,510	40
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻断層	6弱	30	490	30	180	6,240	1,140	3,620	300
	宇治川断層	5強	-	10	-	-	350	40	230	-
木津川断層帯		7	330	2,600	370	1,580	24,550	8,850	8,190	2,200
埴生断層		5強	-	50	-	10	960	90	650	-
養父断層		5弱	-	-	-	-	130	10	80	-
和束谷断層		6強	110	1,080	110	520	11,370	3,420	5,600	780
東南海・南海地震		6弱	10	340	10	110	4,790	710	2,760	170

京都府地震被害想定調査結果(2008)

断層名		最大予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
南海トラフ地震		6強	30	430	40	110		720		20

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

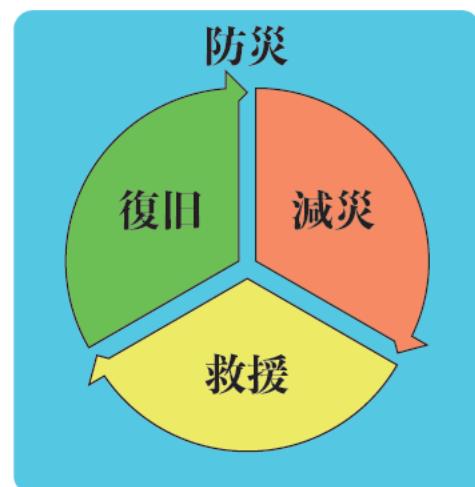
断層名		最大予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
日本海中部地震		1	-	-	-	-	-	-	-	-
F20		2	-	-	-	-	-	-	-	-
F24		3	-	-	-	-	-	-	-	-
F49		4	-	-	-	-	-	-	-	-
F52		5弱	-	-	-	-	-	-	-	-
F53(若狭湾内断層)		5弱	-	-	-	-	-	-	-	-
F54(郷村断層)		5強	-	-	-	-	0	-	0	-

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定(2017)

出典：京都府HP (<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/1219912434674.html>)

また、近年の大規模災害である阪神・淡路大震災、東日本大震災の復旧・復興事業ではインフラの整備などに伴い、大規模な発掘調査が実施されました。日本全国から被災地に埋蔵文化財専門職員が派遣され記録保存のための発掘調査が実施されました。

以下、文化財の減災、救援、復旧に加え、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財調査に分けて課題を概観していきます。



第39図 防災の概念図

①減災に関する課題

文化財の減災を実現するためには、文化財の所在する場所にどのような危機が生じるのかを予測し、危機から発生する被害の予防措置を講じることが必要です。そのための文化財の管理体制を確立していく必要があります。

【危機予測に関する課題】

現在、木津川市総合防災マップや、京都府マルチハザード情報提供システムなど、災害に関する多くの情報が行政により提供されています。一方、文化財についての災害情報については整理されていません。現在、文化財がどのような災害に遭遇することがあるのかあらかじめ予測し対策を講じることが必要です。そのため、文化財に対する災害情報を整理・作成し行政・所有者・消防・警察など関係機関と情報を共有することが必要です。

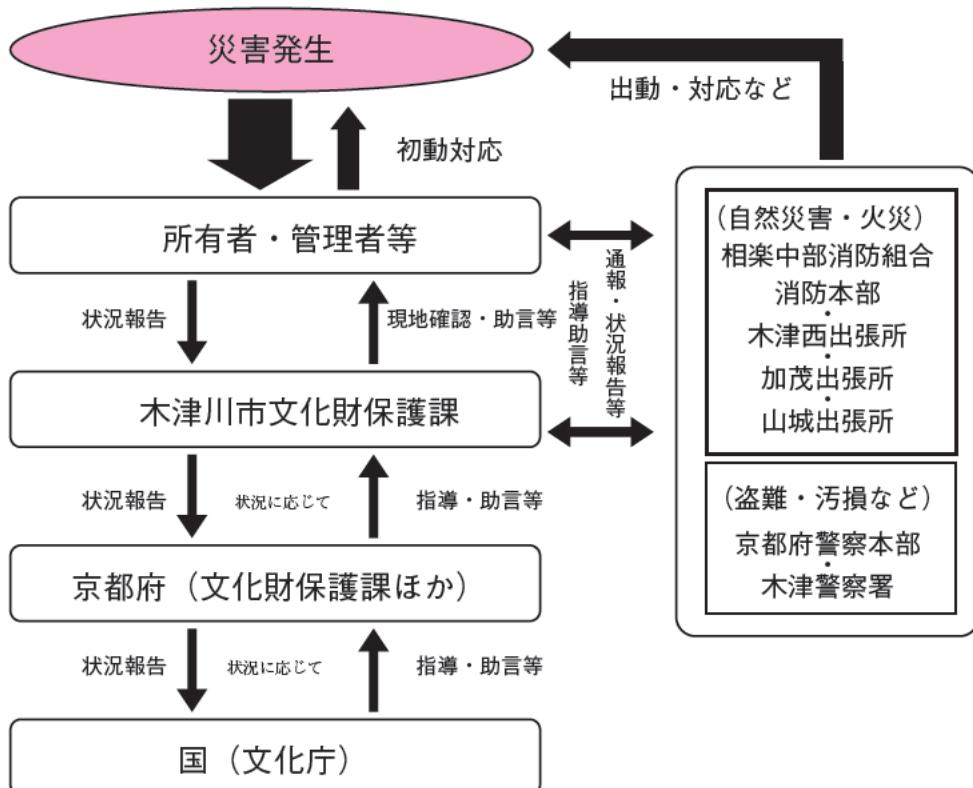
【予防措置の計画・設備に関する課題】

京都府・京都市では平成23年（2011）に「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を作成・公表しています。これは京都市内に所在する国・府指定等文化財を対象としたものですが、本市においても、必要十分なマニュアルとして利用可能なため、文化財所有者等に周知徹底をはかることとします。また、本マニュアルをもとに本市の実態に則した「木津川市文化財防災マニュアル」の策定を検討します。

なお、防災・防犯対策を進めるには「保存活用計画」（保存活用指針）の作成を進めることができます。個別の文化財について防災・防犯のあり方、災害発生時の対応などを検討し、非常時には行動に移せるように方針を定めることができます。その際は、文化庁作成の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」などを参考にすることが有効です。

また、保存活用計画が作成されていなくても、予測される災害に対する防災対策の推進が必要となります。火災、地震、風水害、獣害、人的な毀損・盗難などへの対応が求められます。

そのため、防災・防犯設備の設置を推進し、既設の設備についても改修や点検等を実施していくことが必要です。また、建造物の耐震診断や耐震補強なども実施していく必要があります。



第40図 木津川市における文化財災害発生時の連絡体制

【日常の管理に関する課題】

減災のためには日々の巡視活動が重要です。目視による急傾斜地の状況確認や倒壊のおそれのある樹木の特定、虫や鳥などの生息状況、建物の瓦の軽微な損傷など、日常の巡視から得られる情報が災害を防ぐ、あるいは最小限にとどめる事につながります。日常の巡視は所有者によって実施されているほか、京都府文化財保護指導委員による巡視も併せて実施されています。

これらの取組を継続して実施していくほか、行政職員による巡視の強化や、官民連携体制による文化財防災・防犯対策事業の実施など、新たな巡視体制を検討していく必要があります。巡視体制の強化が不法投棄などの犯罪の抑止にも繋がるものと考えます。

【地域等による防災への取組】

災害発生を想定し、本市においては、自主防災組織が自治会を中心に組織されています。その活動として、平時は防災に関する広報や、防災訓練、消火訓練、救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練などが実施され、有事には実際の行動に移すこととされています。

また、風水害に対して、京都府では水害に備え、「いつ」・「どこへ」・「どのように」避難するのかを定める水害等避難行動タイムラインの策定指針を公表しています。木津川市では「木津川市台風等風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）」を策定し、避難行動の指針としています。このような地域防災の中に文化財防災をどのように組込んでいくのか検討していく必要があると考えます。

これまでの取組みとして、文化財防火デーには相楽中部消防組合消防本部主体による文化財防火訓練が実施されています。主に寺社で実施されており、消防と所有者並びに檀家等が中心となって訓練を実施しています。継続して実施していくとともに、さらに、多くのひとが参加する機会

を増やす必要があります。また、文化財防災の普及啓発活動に一層取り組む必要があるものと考えられます。

②救援に関する課題

災害発生時に被災した文化財を速やかに回収し、応急措置をとることが、文化財の復旧には必要となります。そのためには、救援・応急措置を適切に実施できる人材の確保・育成、応急措置物資の準備など日頃の備えが必要です。そのための人材育成・体制整備などが課題と考えられます。

【通常災害発生時の課題】

通常、文化財に被害が生じた場合には主に所有者等が一次的な対応を実施しています（第40図）。その後、所有者等の連絡により市文化財保護課あるいは消防・警察などが対応していくこととなります。そのため、災害発生時には適切な連絡体制が確保されていることが必要となります。また、災害発生時には生命の安全を確保した上で、所有者や市文化財保護課を含む関係者・関係機関が文化財の応急措置を実施することとなります。措置に当たる者には、文化財に応じた応急措置の具体的な方法や手段について学習していることが求められます。そのため、応急措置マニュアルを整備するなど応急措置に関する方法・情報を共有しておくことが必要と考えられます。また、想定される被害に沿った応急措置物資の準備も必要となると考えられます。

また、現地で応急措置がなされた被災文化財は一時的避難場所への搬送が必要になりますが、その手法、一時的避難場所が定まっていないことが課題となっています。

【大規模災害発生時の課題】

大規模災害発生時には、人命とライフラインの復旧が優先されます。また、行政においても、大規模な動員がかかり文化財保護課が不在になる事や、行政による文化財の救援が遅れることが予測されます。そのため、大規模災害発生時の被災文化財に関する情報伝達や共有のあり方、行政職員の対応のありかた、行政職員以外に文化財の救援に当たれる人材の確保など救援体制の検討が必要と考えられます。

なお、大規模災害の発生時には木津川市域だけでなく、京都府南部から隣接する奈良県、それ以上の広範囲に被害が及び、多数の被災文化財が発生する事が予測されます。そのため、京都府を中心に大規模災害発生時の体制や対応のあり方について検討を進めていく必要があります。

③復旧に関する課題

被災した文化財は、適切な手法を用いて復旧し、原則もとあった状態に復することが必要です。そのためには、復旧にかかる修理等費用、適切な復旧作業を実施できる事業者の確保などが必要となります。

【財源・復旧手法に関する課題】

通常災害発時の、文化財の復旧作業は、各類型の文化財に適した手法で実施される必要があります。そのためには、文化庁補助事業と同様の対応が求められます。速やかに関係諸機関と連

絡のとれる体制を維持していくとともに、修理等に要する経費については、引き続き所有者等に支援を行っていきます。

一方、現状で市域を越えた大規模災害発生時の復旧のあり方については、京都府等関係機関と検討を行っていく必要があると考えます。

【復旧に備えた事業の実施】

被災した文化財を本来の姿に戻すためには、現状の記録作業が有効と考えられます。例えば建物や仏像の一部が欠損した場合、欠損箇所を補うための基礎資料を作成しておくことが有効です。そのため、高精細デジタル写真や測量図、3Dデータの取得など資料を蓄積していくことが必要と考えます。

④復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する課題

災害からの復旧・復興事業では、埋蔵文化財包蔵地での事業も発生することが予測されます。阪神・淡路大震災では宅地の区画整備事業や、マンション等の建設事業などで、東日本大震災では道路などのインフラ整備、高台移転に伴う宅地造成など、様々な事業に伴い発掘調査が実施されています。

埋蔵文化財は現状で保存するのが原則ですが、やむを得ない場合には記録保存のための発掘調査を実施することが必要となります。そのため、復旧・復興事業に併せ、初期段階から事業実施部局と調整を行うことが必要です。

【被災発生後の課題】

災害発生後に被災箇所での埋蔵文化財包蔵地の有無を確認することが必要となります。他部局から情報提供を受け、埋蔵文化財包蔵地上のインフラや住宅等の被災状況を確認し、関係機関で情報共有をはかる必要があります。

【事業計画段階での課題】

復旧・復興事業が計画される段階で対象地が埋蔵文化財包蔵地であるか、あるいは過去の調査歴があるかなど、復旧・復興担当部局は情報を収集する必要があります。また、文化財部局は、復旧・復興担当部局に対し埋蔵文化財に関する情報を提供する必要があります。その上で、復旧・復興事業での調査の要否などの取扱いや、調査期間・経費・調査体制などについて協議を行っていく必要があります。なお、計画段階から事前に試掘・確認調査を実施し、保存の要否について判断しておくことが必要です。

【事業実施段階での課題】

復旧・復興事業が着手されると、速やかな埋蔵文化財の発掘調査の実施が求められ、そのための体制確保が必要となります。特に複数の復旧・復興事業が同時に実施される可能性が高いため、それに備えた埋蔵文化財発掘調査実施体制の整備を検討していく必要があります。一方で、被災地での発掘調査の現地説明会は地域の人々のアイデンティティやコミュニティの再形成に有効であり、積極的に実施する必要があります。

なお、大規模災害発生時における復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査は、国・京都府が中心となり全国の都道府県・市町村の埋蔵文化財専門職員の支援を受けることが予測されます。そのため、京都府や本市で受け入れ体制を整える必要があります。大規模災害発生時の対応につ

いてあらかじめ、京都府を中心に検討を行って行く必要があると考えます。

以上をまとめると以下の点が課題となっていると考えられます。

- 危機予測を適切に行うため文化財に関する災害に関するデータが充分整備されていません。
- 所有者等が適切に防災に取組むため、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」の周知徹底を図るとともに、保存活用計画の作成を推進する必要があります。
- 耐震対策、防災・防犯設備の設置、既存施設の改修や点検を進める必要があります。
- 文化財巡回体制の継続及び体制の強化、地域防災への位置づけの検討が必要です。
- 文化財防火デーの取組を継続するとともに、文化財防災の普及啓発活動の強化が必要です。
- 災害発生時に救助、応急措置にあたる人材・体制の確保・育成などが必要です。
- 被災文化財の搬送方法、一時的避難場所等についての検討が必要です。
- 通常災害に際し、引き続き財政的支援、技術的な助言・支援が必要です。
- 復旧・修理等に利用できる記録の蓄積が必要です。
- 大規模災害発生時の文化財の救助・復旧について体制等の検討を京都府を中心に進めることができます。
- 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査が適切に実行できることが必要です。

3. 文化財の保存・活用に関する方針・措置

前節までに、5つの基本的な方向性と、それに対する課題を整理しました。課題を克服し、将来像「ひとりひとりが手をとりあって、歴史文化を未来へつなぐまちづくり」を実現するために、それの方針を下記のとおり設定します。

なお、これらの方針にもとづく事業を実施する際には、事業の種類・性格に応じ、所有者・行政・有識者・市民等をはじめとする適切な主体者が事業を担うとともに、財源として、所有者等の負担以外に市費・府費・国費（文化財補助金・地方創生推進交付金等）・その他民間資金等を活用することとします。

3-1. 「つなぐべきものを明らかにする」（調査・研究）に関する方針

【基本方針】

課題で確認したとおり、本市には多数の文化財が存在し、まだ未調査の文化財が多数埋もれているものと考えられます。そのため、引き続き多様な文化財について悉皆調査や詳細調査を実施していきます。

また、市民が大切に思い、後世に伝えていきたいと思われるモノやコト（自然・文化資産）の掘り起こしを市民と行っていきます。

なお、調査で得られた成果については、可能な限り誰もがアクセスできる環境整備を行い、市民との情報共有をはかります。

【具体的方針】

1 多様な主体の連携により幅広い文化財を拾い上げます。

①記念物・有形文化財・有形・無形の民俗文化財などについて調査を継続し、既存の調査成果の再検討も行います。なお、調査の実施に当たっては文化財保護課・有識者のみでなく、状況に応じ市民等様々な方が参加できるように検討します。また、大学・研究機関との連携も強化していきます。なお、伝統的建造物群については当面悉皆調査では扱わず、古民家（歴史的建造物）の調査、文化的景観の構成要素としての調査として実施していきます。

②悉皆調査の中でもほぼ手つかずである建造物調査、特に空き家問題と関連する古民家等の歴史的建造物について、所有者の意向を確認しつつ調査を行い、可能であれば指定・登録等の措置を進めるとともに、利活用についても関係者と検討を行っていきます。特に悉皆調査が実施されていない旧木津町域などを重点的に調査していきます。

③市民が大切に思い、後世に伝えていきたい資産など、文化財の専門職員では気づかない現在も生きている歴史文化の構成要素についても悉皆調査・情報収集を行います。例えば、現時点では文化財に入らない、遊びや昔話、風景などがあります。また、町内のお地蔵さんや、石碑なども対象となります。市民の目線で、自然・文化資産を提案頂きます。本資産については本市で情報を集約し、記録を残していくとともに情報を公開し広く共有していきます。

2 必要に応じ詳細調査を進め、文化財の価値を明らかにしていきます。

①後述する関連文化財群や文化財保存活用地区に所在する文化財について計画的に詳細調査を実施していくよう検討を行います。

②社寺等の文化財所有者が実施する修理等事業などに伴う詳細調査について、最新の手法を用いた調査方法や調査成果の公表について有識者・所有者とともに検討を行っていきます。また、新たな価値付けも併せて行っていきます。

③遺跡等の発掘調査など本市が主体となって実施する調査について手法・体制等について適切に実施し、文化財の価値を明らかにしていきます。

3 調査成果は本市で整理を行い、誰もがアクセスできる環境構築を行います。

①今後も引き続き文化財データベースの整備を行います。

②文化財データベースをインターネット等で利活用できる環境を整えます。

③各種文化財の調査成果については報告書等を作成し紙ベース以外にHP等で公開していきます。

3-2. 「歴史文化をつなぐひとを育てる」（人材育成）に関する方針

【基本方針】

課題にあるように将来にわたり文化財を保存・活用していくためには、将来を担う子ども達を中心に郷土愛や歴史文化に対する理解を深めていく必要があります。地域に所在する歴史文化を知り・理解した上で自慢できるようになること、さらに、地域を訪れた人に地域の言葉で自信をもつて説明でき、最終的には誰かに伝える喜びや分かち合う楽しさを感じることのできる人材の育成を目指します。このような人材を次世代にも繋いでいくことにより将来へ歴史文化を繋いでいく円環が生まれることが期待されます。

また、様々なひとが歴史文化をまちづくりに活かすことも必要と考えます。さらに文化財の保存・活用に携わる各種団体の活動の発展についても検討が必要です。

【具体的方針】

1 歴史文化をわかりやすく伝え、多様な主体がまちづくりに携わる環境構築を行います。

①一般の方や子ども向けの文化財普及冊子等の発行やHP開設を通じた情報発信に努めます。

②木津川アートなど誰もが気軽に見学・参加できる文化財をユニークベニューとしたイベントの開催など文化財に触れる機会を創出・拡大していきます。

③京都府や各種関係機関と連携し、文化財講座の開催等を実施していきます。

2 学校や地域におけるふるさと学習を推進し、未来を担う人材を育てます。

①出前講座や出張展示など学校や地域での普及啓発活動を推進します。

②遺跡の発掘調査体験や史跡等文化財の見学会を実施し地域の文化財への理解を促進します。

3 文化財に携わる各種活動団体による活動の継続と発展を支えます。

①引き続き文化財愛護団体や無形の民俗文化財保存団体等に対する技術的・財政的支援を行うとともに後継者育成等に協力していきます。

4 官民連携による文化財に関する様々な取組の推進

①文化財愛護団体を含め、様々な主体が文化財に関する調査・研究、人材育成、保存・管理、整備・活用、防犯・防災に取り組んでいくための組織、「(仮称)木津川市文化財保存活用推進実行委員会」を設立します。

5 本市文化財保護課の体制強化等についての検討

①今後の発掘調査事業や、各種調査事業、整備・活用事業等に応じた文化財保護課の適切な体制

のあり方について他課との連携も含めた体制整備、研修への積極的参加などを検討していきます。

3－3. 「歴史文化の価値を守る」（保存・管理）に関する方針

【基本方針】

文化財の保存を万全にするには指定等を行うことが有効です。そのため、文化財の調査・研究を通じて、指定等の措置に引き続き取り組んでいきます。また、指定等文化財については、周辺環境と一体的に保全を図り、適切に修理・整備を実施していきます。

また、保存・管理に係る体制や財源確保についても検討を行っていきます。

【具体的方針】

1 文化財の指定等による保護を推進していきます。

①未指定文化財の調査・研究を進め指定等の保存措置を推進していきます。

②市登録文化財制度の創設を検討し、文化財の早期保存に努めています。

2 周辺環境も含めた文化財の適切な修理や、保存・管理を実施していきます。

①国・府・市指定等文化財について市所有史跡等、社寺所有文化財の保存活用計画・指針の作成を進め、周辺環境と一体的に保全を図るとともに、修理・整備等事業を推進します。

3 財源の確保を含めた適切な文化財の保存・管理の体制について検討していきます。

①社寺や地域等における、維持・管理について、官民連携事業や、各種機関、地域と連携した体制の構築を検討していきます。

②ふるさと納税やクラウドファンディング等新たな財源確保について検討します。

③京都府や大学、研究機関、地域等と連携した指導・助言体制の確立を進めます。

④無形の民俗文化財の保存・活用に関わる後継者育成事業等について財政的支援を継続します。

⑤市所有史跡や出土品等の文化財について適切な保存・管理のありかたについて検討していきます。また、本市の文化財を適切に保存・管理、活用するための収蔵・展示施設の整備等についても検討を進めます。

3－4. 「歴史文化の魅力を高める」（整備・活用）に関する方針

【基本方針】

文化財は多くの人々に活用されることにより、その価値や魅力を広めることができ、人々の文化的向上に資することができます。そのためには保存の措置が適切に行われていることが必要となります。その上で多くの人々に文化財に触れることのできる機会を創出していきます。

また、本市の歴史文化を市民の憩いの場や歴史文化探訪・学習の場、あるいは観光資源として、まちづくりに活かす取組も推進していく必要があります。

【具体的方針】

1 多くの人々が文化財に触れる機会の創出に努めます。

①保存を前提に文化財展示事業や、伝統文化などに関するワークショップ等の開催、文化財公開・活用事業を推し進めます。

②社寺等が実施する文化財の整備・修理事業を推進し、財政的な支援を実施します。

③本市が所有する未整備の史跡等の整備など文化財に触れる環境整備を推進します。

④文化財のアクセス環境・周遊環境等の改善を検討します。

⑤史跡見学会など文化財と触れる機会の創出に努めます。

⑥冊子・リーフレットの刊行など、文化財に関する情報発信を行います。

2 歴史文化を活かしたまちづくりを推進します。

①観光商工課など庁内各課と連携し、周辺環境整備や滞在型コンテンツなど観光交流事業への関係を深めます。

②文化財に関する情報発信拠点の整備検討を行います。

③町並み保全や修景事業など歴史文化を活かしたまちづくりを推進する団体支援を検討します。

3 近隣市町村などと連携した歴史文化を活かした事業を実施していきます。

①近隣市町村と共に通する歴史文化を活かした事業を連携して実施することを検討します。

②包括的連携都市や友好都市である、奈良市・高槻市・京丹後市と歴史文化を活かし、相互交流を行える事業を検討します。

3-5. 災害に備える、犯罪を防ぐ（防災・防犯）に関する方針

【基本の方針】

文化財の防災・防犯は文化財がどのような災害に遭遇するかを予測し、対策を講じることが必要です。また、日々の巡視や防災訓練により、有事に備える必要があります。災害発生時には人命を優先しつつ、どのように文化財を救助するかが課題となります。そのために、所有者や関係機関と情報共有、連携を行い、文化財の防災・防犯対策を実施していきます。

【具体的方針】

1 所有者等と連携し、減災体制を整えていきます。

①文化財データベースに文化財を取り巻く災害に関する情報を掲載し、どのような危機が文化財にあるかを明らかにし、所有者、関係機関等と共有をはかります。また、必要な対策について明らかにしていきます。

②京都府・京都市作成の「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を周知徹底するとともに、「木津川市文化財防災対策マニュアル」の作成を検討します。また、「保存活用計画」（保存活用指針）の作成を推進します。

③文化財の防災・防犯設備の設置、既存設備の改修・点検等を進めるとともに、所有者への財政的支援を実施します。

④京都府文化財保護指導委員の活動を引き続き支援するとともに、巡視活動・体制の強化について検討します。また、地域防災計画に文化財防災の位置づけを検討していきます。

⑤文化財防火データにおける消防訓練を引き続き実施するとともに、文化財の防災意識を高めるための普及啓発活動を強化します。

2. 所有者等と連携した災害発生時の文化財救助体制の構築を行います。

①被災文化財に対する応急措置を初動対応にあたる者が確実に実施できるよう、「文化財応急措置対応マニュアル」（仮称）の作成・配布を検討するとともに、応急措置に必要となる物資の準備を進めます。

②被災文化財の救助に必要となる、一時的避難場所の検討を行います。

③大規模災害発生時の救助対応・体制等について、京都府など関係機関とあり方について検討を行っていきます。

3. 確実な復旧を行う体制つくりに努めます。

①被災文化財が適切に復旧されるよう、所有者に対し、財政的・技術的な支援・助言を行います。

②大規模災害発生時の予算確保・復旧方法の検討を京都府を中心に行っていきます。

③復旧に必要となる現状の記録作成を推進します。

4. 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を適切に実施します。

①復旧・復興事業をスムーズに行える埋蔵文化財調査体制の検討を行います。

②大規模災害時の対応について、京都府を中心に検討を進めます。

なお、本章でみた、課題並びに具体的方針・措置について、第27表～第31表にまとめました。

本計画の表に示した事業・措置の期間について、前期としたものは、令和6年（2024）度から3箇年内に着手し、中期としたものについては令和9年（2027）度からの2箇年、後期としたものについては、令和11年（2029）度に着手することを目指します。なお、恒常としたものについては、永続的に実施する必要があるため事業（措置）の完了年度を設定していません。また、【中・後期】としたものについては、所有者の意向が重視されるものが多いため、令和9年（2027）度以降の実施を目指す事としています。【適宜】としたものは周年事業等の記念に合わせて実施することを検討します。

第27表 措置の一覧（1/5）

課題	具体的方針	対象	事業名	事業概要
3-1 つなぐべきものを明らかにする (調査・研究)	悉皆調査の必要性 各類型文化財の悉皆調査を実施	建造物	1. 古民家等歴史的建造物調査事業【新規】	古民家等歴史的建造物（概ね建造後50年が経過し、伝統工法によるもの）に対する悉皆調査。
		美術工芸品	2. 石造物悉皆調査事業【継続・新規】	当尾や市域に特徴的にみられる石造物に対する悉皆調査。
		美術工芸品	3. 社寺等所有文化財調査事業【継続・新規】	社寺等所有文化財の悉皆調査。
		民俗文化財	4. 民俗文化財調査事業【新規】	民俗文化財（無形・有形）の悉皆調査。
		記念物	5. 名勝地調査【新規】	名勝地の悉皆調査。
		埋蔵文化財	6. 遺跡詳細分布調査【継続】	大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡等の詳細な分布調査。
		文化的景観	7. 文化的景観予備調査【新規】	文化的景観選定候補になりうる地域に対する予備調査。
	市民提案型歴史文化の収集・公開	歴史文化	8. 市民提案文化財調査・公開事業【新規】	市民から大切にしていきたい資産を提案して頂き調査を行うとともに情報共有する。
詳細調査の実施	関連文化財群や文化財保存活用地区での詳細調査	全文化財	9. 関連文化財群等詳細調査【新規】	関連文化財群や文化財保存活用地区で実施する詳細調査。
	社寺等が実施する文化財修理等に際しての詳細調査	全文化財	10. 指定等文化財再調査事業【継続】	文化財の修理・整備等の機会を捉え、最新の手法をもって調査を実施。文化財の価値の再評価を行う。
	開発に対する適切な記録保存のための発掘調査の実施	遺跡（埋蔵文化財）	11. 市内遺跡発掘調査事業【継続】	公共・民間事業に伴う試掘・確認調査から記録保存のための本発掘調査を適切に実施する。

*本事業は永続的に実施するため、計画期間を恒常としています。なお既に着手しているものも含め着手時期を【】に記載しています。

実施主体	予算措置	実施期間	事業内容等
市（文） (民) 有識者 大学等	(国) 市	恒常 【前期】	近代和風総合調査を実施する場合、国の補助事業として実施。当面は経常経費の範囲で外観調査を実施。概ね建築後50年の伝統工法により建てられたものを対象とする。 市内に所在する古民家等歴史的建造物の実態把握を行うことにより、文化財としての指定・登録等への価値付け、利活用が可能となる。
市（文） (民) 有識者 大学等	国 市（地域の文化財史料 活用調査事業費）	恒常 【前期】	地域活性化のための特色ある文化財（美術工芸品）調査・活用事業として実施。当面は経常経費の範囲で既存の記録類整理を実施。 町史以来調査の実施されていない本市の石造美術について文化財としての価値付け、利活用が可能となる。また、本事業の情報発信により石造物等の活用に繋げる。
市（文） (民) 有識者 大学等	国 市（地域の文化財史料 活用調査事業費）	恒常 【前期】	地域活性化のための特色ある文化財（美術工芸品）調査・活用事業として実施。本市では大智寺・現光寺で調査を実施。 社寺等所有者の理解が得られた文化財を対象に適宜実施。 社寺等所有文化財を中心に広く市域に存在する文化財の実態把握調査を実施することにより価値付け、利活用が可能となる。また、災害時の対応等、基本情報の蓄積が期待される。
市（文） (民) 有識者 大学等	国 市	恒常 【前期】	民俗文化財調査費を利用する場合は国庫補助事業とする。 当面は経常経費の範囲で既存の記録類整理を実施。 市域における祭り・行事、衣食住、生業等の民俗文化財の状況等を把握し、記録作成等保存の措置を講じることにより、保存・活用に備える。また、食文化など新たな文化的資源の掘り起こしに繋げる。
市（文） (民) 有識者 大学等	国 市	恒常 【後期】	名勝地調査国庫補助金を活用する場合は国庫補助事業とする。 当面は経常経費の範囲で既存の記録類整理を実施。 名勝地を悉皆的に調査することにより、現状の把握、将来の指定等に備えることができる。
市（文） (民) 有識者 大学等	国 府 市（市内遺跡発掘調査 事業費）	恒常 【前期】	埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金を利用する。 大規模開発事業に先行して実施することにより、文化財の保護と開発事業の円滑な調整に資することが期待される。当面、木津東地区土地区画整備事業、高田地区府営ほ場整備事業（仮）などについて実施する。
市（文）	市	恒常 【後期】	将来的に重要文化的景観選定の可能性のある地域について予備調査を行うことにより、実際の選定作業を速やかに行う事が可能となる。当面は経常経費の範囲で調査を実施。 候補地として、上狹茶問屋街、木津本町通りの町並み、竹林、船屋、農山村景観など
民 市（文）	市	恒常 【前期】	これまで、文化財として位置づけられていなかった広い範囲の資産を拾い上げる。当面は経常経費の範囲で実施。 行政や研究者で把握してこれなかった文化財を拾い上げ価値付け、情報発信を行う事により歴史文化をより豊かにするとともに、シビックプライドの醸成に繋げる。
市（文）	(国) (府) 市	恒常 【前期】	史跡指定等を目的として実施する文化財調査、国庫補助事業として実施可能なものは補助事業として実施する。 関連文化財として位置づけた文化財の詳細調査を実施する事により、テーマの真実性の向上や魅力向上に寄与できる。
市（文） 所有者	国 (府) 市（指定等文化財修理 等補助事業費） 所有者	恒常 【前期】	所有者が行う国庫補助業、府・市補助事業で実施する。 指定等文化財の修理事業、史跡等の整備に伴う調査事業に併せて実施する。古い指定等の文化財の価値を再評価することにより、価値付けを明らかにする。また、社寺等と連携し、文化財修理現場の公開等を行う。
市（文）	(国) (府) 市（市内遺跡発掘調査 事業費・発掘調査公共 事業費） 事業者（発掘調査受託 事業費）	恒常 【前期】	公共・民間開発事業にあたり、試掘・確認調査を国庫補助事業で実施する。 試掘・確認調査の結果、記録保存が必要と判断された範囲について、事業者の負担により、適切に発掘調査を実施する。作成した報告書は記録保存された遺跡に代わるものとして保存・公開する。

*実施主体の実行委員会は、官民で構成する文化財保存活用を推進する組織である（以下同じ）

第28表 措置の一覧 (2/5)

	課題	具体的方針	対象	事業名	事業概要
つなぐべきものを明らかにする (調査・研究)	文化財データベースの整備	文化財データベースの整備	全文化財	12. 文化財データベース等整備事業【継続・新規】	・データベース構築事業 保存・活用、防災・防犯の根幹をなす文化財情報に関するデータベースを再構築する。既存データベースの更新を継続するとともに新たなシステムの構築を検討する。
	データベース・研究成果の公開	文化財情報にアクセスできる環境整備	全文化財・市民ほか	12. 文化財データベース等整備事業【新規】	・データベース公開事業 整備した文化財データベースを市民や観光事業者、研究者等が利活用しやすい状態でインターネット上に公開する。
	調査体制の課題	調査・研究成果の公開	全文化財・市民ほか	12. 文化財データベース等整備事業【新規】	・データベース活用事業 本市が主体となって実施した調査・研究成果についてデータベースと併せてインターネット上に公開する。
3-2	一般市民に対する課題	官民連携での調査体制を構築	全文化財・市民ほか	—	文化財類型や調査手法に応じ、官民連携での調査体制構築を検討する。
歴史文化をつなぐひとを育てる (人材育成)	子どもに対する課題	歴史文化をわかりやすく伝え、多様な主体がまちづくりに携わる環境整備	全文化財・市民	13. 文化財普及啓発事業【新規】	・メディア作成事業 歴史文化をわかりやすく伝えるためのガイドブック等制作、配布。HPによる情報発信。
			全文化財・市民	13. 文化財普及啓発事業【継続・新規】	・ユニークベニュー等実施事業 文化財を特別な会場として利用することにより、市民に文化財に親しんでもらう機会を創出する。
			全文化財・市民ほか	13. 文化財普及啓発事業【継続】	・文化財講座開催事業 ふれあい文化財講座や、京都府埋蔵文化財セミナーなど、関連組織と連携した講座の開催など。
	各種団体に関する課題	学校や地域におけるふるさと学習を推進し、未来を担う人材を育成	全文化財・市民（子ども主体）	13. 文化財普及啓発事業【継続】	・出前講座等実施事業 学校や各団体の要望に応じ、本市職員が出前講座や出張展示を実施。
			全文化財・市民（子ども主体）	13. 文化財普及啓発事業【継続】	・文化財ガイド等実施事業 発掘調査体験への参加や史跡等の見学会を通じ、文化財に親しむ機会を創出、きづがわ文化財検定の実施なども検討する。
			全文化財・愛護団体等	14. 文化財愛護団体支援事業【継続】	・文化財愛護団体等支援事業 文化財愛護団体の活動に対する財政的支援事業。
		文化財に携わる各種活動団体による活動の継続と発展を支援	無形民俗文化財・保存団体等	14. 文化財愛護団体支援事業【継続】	・民俗文化財実行支援事業 祭りなど無形民俗文化財が実施する行事、道具の修理等に対する財政的支援事業、後継者養成等支援。
			全文化財・愛護団体等	14. 文化財愛護団体支援事業【新規】	・愛護団体人材育成支援事業 歴史文化ガイドの養成講座などを開催。

実施主体	予算措置	実施期間	事業内容等
市（文）	(国) 市	恒常 【前期】	各類型に応じたデータベースの様式を定め、利活用し易い状態でネットワーク上で共有する。なお、盗難に繋がるおそれのある詳細な所在情報等、非公開とする情報についても配慮した設計が必要である。 本データベースを基盤情報とすることにより、開発調整、教育、観光など多様な利活用方法に答えることができる。また、本市の文化財に関する問合せ等について、自治体職員の負担軽減にも資することができる。
市（文）	(国) 市	恒常 【前期】	防災・防犯上、個人情報上問題のあるデータを非公開とし、インターネット上に利活用しやすい状態で公開する。 将来的に多言語化、子ども向けなど誰もが利活用しやすいものとする。
市（文）	(国) 市	恒常 【前期】	遺跡調査報告書については、本市HP上と併せ、奈良文化財研究所全国遺跡調査報告書総覧でも公開する。 その他の文化財についても本市HP上で公開する。
市（文）民 有識者 大学等	(国) 市	恒常 【前期】	文化財類型、調査内容に応じ、文化財保護課・有識者とともに市民等と調査を実施する体制を検討する。古文書や石造物調査、建物外観調査などへの参画が考えられる。また、大学・研究機関等が実施する調査について連携強化を検討する。
市（文） 実行委員会	(国) 市（文化財保護啓発事 業費）	恒常 【前期】	文化財に関する情報は、観光情報として発信されているが、文化財のもつ本質的な価値に触れているものではない。文化財に実際に訪れ、触れる際のガイドブックを作成することにより、より文化財に対する理解を深めることが可能となる。
市（文・他） 所有者 実行委員会 ほか	(国) 市 実行委員会	恒常 【前期】	これまで、木津川アートは恭仁宮跡や歴史的建造物である古民家で実施してきた。また、加茂船屋ひなまつりも船屋の町並みや町家を展示会場とした取り組みとして評価できる。このように文化財をユニークベニューとして活用することは参加者が知らないうちに文化財に親しむ機会を創出することができるため、本事業を推進する。また、イベント等で収入を得ることにより、文化財の修理・維持管理にあてる費用とすることも検討可能である。
市 関係機関 実行委員会	市（文化財保護啓発事 業費） 関係機関	恒常 【前期】	文化財に関する講座等は、ふれあい文化財講座や京都府埋蔵文化財セミナーなど長い歴史をもつものが本市で実施されている。専門性の高い講座であるが、参加者は非常に多い、一方で入門用講座の開催や、ワークショップなど多様な講座等のあり方を検討し、様々なひとびとに参加して頂く機会を創出することにより、文化財保存・活用の裾野を広げる。
市（文）	市（文化財保護経常事 業費・文化財保護啓発 事業費）	恒常 【前期】	出前講座や出張展示を実施することにより広く本市文化財に関する普及啓発をはかる。また、教職員や一般市民・団体などの要望にも応える。出前授業のメニュー化など、外部の方が利活用しやすい方法を検討する。 文化財に対する理解の促進に寄与する。
市（文）	国 市（埋蔵文化財活用事 業費）	恒常 【前期】	発掘調査体験は山城郷土資料館が恭仁宮跡で「恭仁宮発掘探検隊」と題して実施してきている。本市においても、機会をみて実施することを検討する。 また、史跡等の見学会も出前授業の一環として実施してきたが、散発的なものであり、定期的イベントとしての開催を検討する。
市（文） 団体	市（文化財保護啓発事 業費）	恒常 【前期】	本市の文化財の研究や成果の発表、利活用等を行う文化財愛護団体への財政的支援 各団体の活動を活性化させることにより、多くのひとびとの参画を促すことができ、文化財に関わるひとびとの裾野を広げることに繋がる。
市（文） 団体 実行委員会	国 市（文化財保護啓発事 業費・指定等文化財修 理等補助事業費） 団体 実行委員会	恒常 【前期】	本市の祭り等無形民俗文化財実施主体への行事実施に対する財政的支援 行事等に使用する道具等の修理、新調への財政支援 これらを実施することにより、実施団体の財政的負担の軽減をはかり、無形民俗文化財の将来への継承に繋げる。また、後継者養成支援を併せて実施する。
市（文） 団体 実行委員会	国 市 実行委員会	恒常 【前期】	専門家を招聘し、ガイド養成講座等を実施する事により、本市の歴史文化を効果的に伝えることができる人材育成につなげる。将来的に事業として自立できるようなコンテンツ等についても検討する。 専門性の高いガイドにより、来訪者の本市歴史文化への理解促進に寄与するとともに、関係・交流人口の増加に繋げることが可能。

第29表 措置の一覧（3/5）

課題	具体的方針	対象	事業名（措置）	事業概要
（人材育成）各種団体に関する課題	官民連携による文化財保存・活用体制の構築	全文化財・愛護団体等	15.木津川市文化財保存活用推進実行委員会（仮）整備・運営事業【新規】	木津川市文化財保存活用推進実行委員会（仮）の結成。
	文化財保護課の体制強化の検討	全文化財	16.文化財保存活用推進体制検討事業【新規・継続】	現在埋蔵文化財専門職員3名、美術工芸品専門職員1名の体制について今後の事業推移を基に適切な体制構築を検討する。併せて文化財専門職員研修等の積極的参加を実施。
指定等保護措置の推進	指定等の推進	全文化財	17.文化財保護審議会運営【継続】	・指定推進事業 文化財の調査・研究を通じ、国指定等保護の措置をはかる。 市指定は文化財保護審議会に諮る。
	市登録制度の創設	全文化財	17.文化財保護審議会運営【継続】	・登録制度創設事業 条例改正による市登録制度の創設。
周辺環境と一体的に文化財を保存・管理するための方針	所有者による「保存活用計画」作成の推進	国指定等文化財（府・市指定等文化財）	18.文化財保存活用計画策定支援事業【継続】	所有者による国指定等文化財に関する保存活用計画作成を支援。 府・市指定等については保存活用指針策定を支援。
	市所有史跡等の「保存活用計画」作成	本市所有国指定等史跡	19.史跡等保存活用計画策定事業【継続・新規】	本市所有史跡に対し「保存活用計画」を作成する。
歴史文化の価値を守る（保存・管理）市所有文化財の管理に関する課題	市所有史跡等の日常管理のあり方の検討	本市所有・管理史跡・遺跡など	20.文化財公開管理事業費【継続】	本市所有の史跡等について、継続的に維持管理を実施するとともに将来的な手法について検討を行う。
	市所有文化財（有形文化財）の管理のあり方の検討	本市所有文化財（有形文化財）	21.文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費【継続】	本市が所有し、木津・加茂・山城に分散保管している有形文化財及び施設の維持管理を継続的に実施する。併せて、将来のあり方について検討を行う。
維持・管理	社寺等における維持・管理の担い手不足の解消	全文化財	22.指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・維持管理体制整備事業 本市文化財保護課が中心となり、京都府や大学、研究機関、地域等と連携した体制整備。
	社寺等における資金不足の解消	全文化財	22.指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・指定等文化財修理等支援事業 指定等文化財について引き続き財政支援を行うとともに新たな財源確保についても検討。
	社寺等の日常管理・小修理等に関する専門的視点からの指導・助言体制の整備	全文化財	22.指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・指導・助言体制整備事業 本市文化財保護課が中心となり、京都府や大学、研究機関、地域等と連携した体制整備。
民俗文化財の保存	祭り・行事等の担い手・後継者不足の解消	無形の民俗文化財	14.文化財愛護団体支援事業【継続】 22.指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・民俗文化財実行支援事業（再掲） 祭りなど無形民俗文化財が実施する後継者育成等に対する財政的支援事業。

実施主体	予算措置	実施期間	事業内容等
市（文ほか） 民（愛護団体ほか）	国 市 民（愛護団体ほか）	恒常 【前期】	市が事務局となり、各種団体を構成員とする木津川市文化財保存活用推進実行委員会（仮）を組織する。実行委員会は『木津川市文化財保存活用地域計画』で示された方向性に則り各種事業を文化庁補助事業として実施する。 一例として、文化財に関する人材育成、ワークショップ、普及啓発活動、解説板の整備などがある。 令和5年度の組織化を目指し調整を進める。
市（文）	市	恒常 【前期】	埋蔵文化財発掘調査事業、各種調査事業、普及啓発・活用事業、社寺等補助事業に応じた体制を整備することにより、円滑な文化財保護行政を実施することが可能となる。また、文化財専門研修を受けることにより専門性の高い課題を解決する能力を身につけることが可能となる。
市（文）	市（文化財保護経常事業費）	恒常 【前期】	国指定等は国の審議会、府指定等は府の審議会の案件であるが、本市としては調査・事務等に協力する。市指定については調査・研究成果をもとに市文化財保護審議会に諮り、指定措置を推進し保護の措置をとる。指定等の措置をとることにより、文化財の保存を万全とするとともに活用の推進に寄与することができる。また、特別交付税の増にもつなげることができる。
市（文）	市（文化財保護経常事業費）	恒常 【前期】	指定等による保存・活用の推進 修理等への財源確保（地方自治体指定・登録による特別交付税の増）
所有者 市・府・国	(国) 所有者 市（文化財保護経常事業費）	恒常 【前期】	国指定等文化財については「保存活用計画」を作成、府・市指定等については「保存活用指針」を作成することにより、周辺環境と一体的な文化財の保存・活用に関する方向性を定める。文化財の保存・活用が円滑に進むとともに周辺環境の保全にも寄与することが期待される。府・市は計画策定に関する助言等を実施する。
市（文）	国 市（文化財公開管理事業費）	恒常 【前期】	本市所有史跡に対する保存活用計画作成事業、計画を作成することにより円滑な保存・活用の実施が可能となる。また、後の整備についても円滑な事業化を行うことができる。 椿井大塚山古墳、神雄寺跡、奈良山瓦窯跡の順に作成を実施する。恭仁宮跡については京都府と協議し連携しながら作成する
市（文）	市（文化財公開管理事業費）	恒常 【前期】	本市所有の史跡恭仁宮跡、史跡神雄寺跡、史跡奈良山瓦窯跡、史跡石のカラト古墳、史跡高麗寺跡、木津片山城跡（城址公園）などの除草、便益施設維持管理事業を継続して実施する事により、利用者の利便性の向上に資する。 また、将来的な管理のあり方について先行事例収集等を行い検討を進める。
市（文）	市（文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費）	恒常 【前期】	本市所有の有形文化財（出土品・民具・古文書など）を収蔵する施設の管理費。現状、文化財整理保管センター、文化財整理保管センター分室、梅谷文化財倉庫、山城文化財倉庫、木津文化財事務所、木津中央図書館などに各種資料類が分散保管されている。 当面、継続して収蔵・管理を実施するとともに、災害時の文化財の一時避難場所となりうる収蔵・展示施設のあり方について検討を進める。
市（文） 所有者	市（文化財保護経常事業費・指定等文化財修理等補助事業費）	恒常 【前期】	専門家を交えた所有者等との意見交換会を開催する。各種文化財の類型に応じた維持管理の適切なあり方等について指導・助言 専門家と連携した庭園クリーニングワークショップなどの開催 庭園や境内地などの維持管理の担い手を育成することにより、文化財の適切な保存・管理を行えるとともに、所有者等の負担軽減に寄与する。
(国) (府) 市 所有者	市（文化財保護経常事業費・指定等文化財修理等補助事業費）	恒常 【前期】	所有者等が実施する維持管理事業について財政的な支援を継続する。 近年、クラウド・ファンディングや、指定寄附制度、助成団体の活用など様々な資金調達方法があるため、所有者等の意向を伺いつつ導入を検討する。 所有者等の経済的な負担軽減に寄与する。
市（文） 各種機関 有識者など	市（文化財保護経常事業費・指定等文化財修理等補助事業費）	恒常 【前期】	所有者等が実施する文化財の維持・管理、小修理等について、有識者・専門機関から指導・助言を得る体制を構築する。 日常管理において専門家の助言等を得られやすい体制を構築しておくことにより、文化財の適切な継承に寄与する。
市（文） 団体 実行委員会	国 市（文化財保護啓発事業費・指定等文化財修理等補助事業費） 団体 実行委員会	恒常 【前期】	祭り等の実行委員会等が行う後継者育成事業、ワークショップの開催、記録（映像）作成事業等について財政的支援を行う。 無形民俗文化財の保存に寄与する。

第30表 措置の一覧（4/5）

課題	具体的方針	対象	事業名（措置）	事業概要
多くの人が文化財に触れる機会を創出するための課題 歴文化的魅力を高める（整備・活用）	文化財の公開・活用事業を推進	全文化財	13. 文化財普及啓発事業【継続】	・官民連携文化財活用事業 社寺等と連携した公開・活用事業を実施する。例として文化財展示事業、伝統文化・産業・行事等に関するワークショップなど。
	文化財の整備・修理等事業を推進	全文化財	22. 指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・指定等文化財修理等支援事業（再掲） 社寺等が実施する文化財の修理等事業に対する財政支援。市所有史跡等の整備事業推進。
	文化財のアクセス環境の改善	全文化財	23. 文化財周遊環境整備事業【新規】	・レンタサイクルや超小型モビリティ等の導入検討、周遊路の整備、バリアフリー化の推進など
	文化財に触れる機会の創出	全文化財	13. 文化財普及啓発事業【継続】・埋蔵文化財活用事業【継続】	・官民連携文化財活用事業（再掲） 史跡等見学会（再掲）、NPO等と連携したまちあるき、スタンプラリーの開催などを実施。
	文化財の情報発信	全文化財	13. 文化財普及啓発事業【継続】	・メディア作成事業（再掲） 冊子・リーフレット等の刊行、解説板・案内板等整備、文化財に関する動画配信などを実施。
歴文化を活かしたまちづくりに対する課題	観光交流事業への寄与	全文化財	24. 観光活用検討事業【新規】	観光商工課をはじめ、府内各課と連携し、文化財周辺環境整備、滞在型コンテンツ醸成等の検討を進める。
	文化財情報発信拠点の検討	全文化財	25. 情報発信拠点等検討事業【新規】	国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に併せた地域活性化施策である「にぎわい拠点施設」の整備における文化財情報発信施設等の設置を検討など。
	官民連携事業の推進	全文化財	26. 官民連携まちづくり検討事業【新規】	町並みや古民家の保全・修景など民間団体が実施する歴史文化を活かしたまちづくり事業に支援を行う。
近隣市町村等と連携した歴史文化の活用	近隣市町村との相互連携事業推進	全文化財	27. 文化財広域保存・活用連携事業（地域連携）【新規】	市域を越えて存在する共通する歴史文化のテーマなどを相互連携し活用する。
	包括的連携協定都市、友好都市との相互連携の推進	全文化財	28. 文化財広域保存・活用連携事業（友好都市連携）【新規】	奈良市・高槻市・京丹後市と連携した歴史文化を活用した事業を実施する。
災害に備える、犯罪を防ぐ（防犯・防災） 減災に関する課題	危機予測に関する情報を共有する	全文化財	12. 文化財データベース等整備事業【新規】 29. 文化財防災対策事業【新規】	・文化財防災情報整備事業 文化財データベースへの災害に関する情報掲載並びに所有者・関係機関との共有。
	予防措置（マニュアル・計画等の作成）について実施する	全文化財	29. 文化財防災対策事業【新規】	・予防措置マニュアル整備事業 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」の周知徹底。「木津川市文化財防災対策マニュアル」（仮称）の策定検討。保存活用計画の作成推進を行う。
	予防措置（防災設備の整備推進）の機能向上をはかる	全文化財	22. 指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・文化財防災設備等推進事業 防災・防犯設備等の設置・点検等の推進。

実施主体	予算措置	実施期間	事業内容等
所有者 市（文・他） 実行委員会	国 市（文化財保護啓発事 業費・指定等文化財修 理等補助事業費） 実行委員会	恒常 【前期】	社寺等が実施する文化財の公開・活用事業に対し、広報・普及啓発活動を行 うなどの支援を実施する。また実行委員会（仮称）が実施する事業を共同で行う。 市役所住民活動スペースや2階展示スペースなどを利用した文化財の展示事 業を行う。 相楽木綿や柿渋、織物襖紙、食文化、本市の近郊農業などのワークショップ の実行を検討する。 様々な文化財に触れる機会を創出することにより文化的な向上に資する。
所有者 市（文）	(国) (府) 市（文化財保護啓発事 業費・指定等文化財修 理等補助事業費）	恒常 【前期】	所有者等が実施する文化財の整備・修理事業について財政的な支援を継続実 施する。また、本市所有の史跡等についても順次、整備事業を進める。 文化財を活用可能な状態に整備・修理等を実施することにより、文化財のも つ本質的な価値について触れることが可能となるため、交流・関係人口の創出 に寄与する。
所有者 市（文・他） お茶の京都 DMO 実行委員会	(国) 市	恒常 【前期】	道路状況が良好でない文化財へのアクセス改善のため、レンタサイクルや超 小型モビリティなどの2次交通の導入を検討する。また、文化財を取り巻く周 遊路整備やバリアフリー化等について検討を進める。 これまであまり活用されていなかった文化財の積極的活用に寄与する。
(国) 市（文） 実行委員会	(国) 市（埋蔵文化財活用事 業費・文化財保護啓発 事業費）	恒常 【前期】	市文化財保護課が主体となり、単独・NPO連携事業として、文化財見学会等 を実施する。また、音声ガイドアプリ等の開発により誰もが文化財への理解を 深められる取組みを推進する。 専門知識を有する者の案内により、文化財の本質に触れる機会を創出する。
市（文） 実行委員会	国 市 実行委員会	恒常 【前期】	文化財や歴史文化をわかりやすく解説した冊子、リーフレット等を刊行・配 布する。また、各種文化財に設置されている解説板や案内標識の新設・リニュー アルを行う。動画配信や駅等におけるデジタルサイネージ・ポスター等を活用 した情報発信を行う。
市（文・他） 実行委員会	(国) 市 実行委員会	恒常 【前期】	歴史文化を観光・伝統産業等の振興に活かすための取組みを検討する。 農泊、古民家泊などの滞在コンテンツの醸成、文化財を巡る周遊路整備事業 などについて検討を行う。
市	市	恒常 【前期】	城陽井手木津川バイパス事業プロジェクトチーム（国道163号結節点におけ るにぎわい拠点整備ワーキンググループ）会議への参加 にぎわい拠点の機能の一つとして、文化財の総合的な情報発信、文化観光周 遊に資する機能について検討 その他、様々な施設での情報発信機能の検討を実施
市 団体 実行委員会	(国) 市	恒常 【前期】	歴史文化をまちづくりに活かそうとする団体等に対する支援方法の検討 官民協働によるまちづくりの活性化を目指す。
市（文・他） 実行委員会 ほか	(国) 市 ほか	恒常 【適宜】	山背古道推進協議会などと連携し、市域を越えて存在する歴史文化を連携し て活用する。 本市のみならず、広域連携を行うことにより、より多くの交流・関係人口の 創出に繋げることが可能となる。
市（文・他） 実行委員会 ほか	(国) 市 ほか	恒常 【適宜】	奈良市・高槻市・京丹後市・サンタモニカ市などと連携した歴史文化を活用 した事業を実施する。 交流・関係人口の創出に繋げることが可能。
市（文）	(国) 市（文化財保護経常事 業費）	恒常 【前期】	文化財データベース構築に際し、木津川市総合防災マップ、京都府マルチハ ザード情報提供システムなどの災害情報をもとに、個別文化財についての危機 予測情報を付与する。所有者や関係機関で情報を共有することにより、防災対 策の指針とする。本情報をもとに対策を講じることにより、文化財の減災に寄 与する。また、災害発生時には速やかな文化財の状況確認・救助を行うことが 可能となる。
所有者等 市（文）	市（文化財保護経常事 業費）	恒常 【前期】	京都府・京都市作成の「文化財所有者のための防災対策マニュアル」の周知 徹底を図るとともに、京都府等が実施する所有者を対象とした研修への参加等 もうながすこととする。同マニュアルを木津川市版とした「木津川市文化財防 災マニュアル」の作成についても検討する。また、保存活用計画（保存活用指針） の作成を併せて推進し、日常管理・災害発生時の対応など文化財防災について の指針を明確にすることにより減災に繋げる。
所有者等 (国) (府) 市	市（指定等文化財修 理等補助事業費）	恒常 【前期】	所有者等が実施する文化財の防災・防犯設備等の設置、改修・点検等に係る 事業費に対し財政的支援を行う。 所有者等の財政的負担軽減に繋げるとともに文化財防災の機能向上に寄与す る。

第31表 措置の一覧（5/5）

課題	具体的方針	対象	事業名（措置）	事業概要
減災に関する課題	予防措置（巡視体制の強化・地域防災への組込み検討）	全文化財	29. 文化財防災対策事業【新規】	・文化財巡視等推進事業 京都府文化財保護指導委員の推薦・協力を継続、巡視体制の強化、地域防災への組込み等を検討する。
	予防措置（文化財防火デー・普及啓発）	全文化財	29. 文化財防災対策事業【新規】	・文化財防災普及啓発事業 文化財防火デーの防火訓練継続、消防・所有者等への協力、普及啓発活動の実施。
災害に備える、犯罪を防ぐ（防災・防犯）	応急措置にあたる人材等の育成・確保	全文化財	29. 文化財防災対策事業【新規】	・文化財応急対策推進事業 「文化財応急措置対応マニュアル」（仮称）の作成・配布、研修等の受講、応急措置物資の備蓄などを実施。
	被災文化財の一時的避難場所の検討	全文化財	29. 文化財防災対策事業【新規】	・緊急時文化財レスキュー検討事業 被災文化財の搬送・一時的避難場所についての検討。
	大規模災害発生時の救援体制のあり方を検討	全文化財	29. 文化財防災対策事業【新規】	・広域救援対策検討事業 京都府を中心に大規模災害発生時の救援体制のあり方を検討
復旧に関する課題	予算・復旧手法（通常災害）	全文化財	22. 指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・文化財復旧支援事業 復旧に係る財政的支援を継続。 適切な復旧方法に関する技術的支援・助言。
	予算・復旧手法（大規模災害）	全文化財	30. 大規模災害対策検討事業（復旧）【新規】	・京都府を中心に大規模災害発生時の復旧体制・予算措置のあり方などを検討。
	現況記録作業	全文化財	22. 指定等文化財修理等補助事業費【継続】	・文化財現況記録作成事業 復旧・修理等事業に資する写真、実測図、3Dデータ等の作成。
大規模災害発生時の埋蔵文化財調査に関する課題	京都府を中心に対応を検討する	埋蔵文化財	30. 大規模災害対策検討事業（埋蔵文化財）【新規】	京都府を中心に大規模災害発生時の復旧・復興事業に関する埋蔵文化財発掘調査体制等の検討を実施する。

実施主体	予算措置	実施期間	事業内容等
府 市（文） 実行委員会	府 市	恒常 【前期】	京都府文化財保護指導委員の巡視活動に協力するとともに情報共有をはかる。 市職員や民間等の巡視体制強化について検討を行う。 地域防災へ文化財防災を組み込めるかなど検討を行う。
市（文・他） 実行委員会 消防 民	市 ほか	恒常 【前期】	文化財防火デーにおける社寺等で実施する防火訓練への協力を行う。 また、ポスター掲示や市独自の広報活動など、普及啓発事業の強化を検討することにより日常の意識付けに寄与する。
市（文） 所有者ほか	市 所有者ほか	恒常 【前期】	「UNESCO・ICCROMによる非常時における文化財の救出と保全の手引き」・「文化財防災ウィール」などを参考に「文化財応急措置対応マニュアル」（仮称）を作成・配布を検討する。 また、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなどが実施する初期対応のワークショップ等の研修に市職員の積極的参加を実施する。 応急措置に必要となる物資を市・所有者において備蓄する。
府 市（文）	市	恒常 【前期】	市所有施設、府所有施設を中心に被災文化財の一時避難場所となりうる施設の検討を行う。文化財の収蔵・展示活用を実施する施設についても併せて検討を行う。
府 市町村 ほか	府 市町村 ほか	恒常 【前期】	京都府を中心に大規模災害発生時の文化財救助の体制について検討を行う機会を創出する。
所有者 市（文）	(国) (府) 市（指定等文化財修理 等補助事業費）	恒常 【前期】	被災文化財に対する財政的・技術的支援を継続して行う。 速やかな復旧事業の実施により、文化財の価値を損なうことなく保存・活用を実施する事が可能となる。
府 市町村 ほか	府 市町村 ほか	恒常 【前期】	京都府を中心に大規模災害発生時の文化財復旧の財源・体制等のあり方について検討を行う機会を創出する。
所有者 市	(国) (府) 市 所有者等	恒常 【前期】	文化財修理等の機会を用いるなど、適宜、高精細デジタル写真、実測図、測量図、3Dデータ等の取得を行う。取得されたデータについては、復旧事業に備えて保存するとともに、データベースや普及啓発による活用などに利用する。 文化財の復旧に備えるとともに、情報の利活用に資する。
府 市町村 ほか	府 市町村 ほか	恒常 【前期】	京都府を中心に大規模災害発生時の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の体制等のあり方について検討を行う機会を創出する。

第7章 文化財の一体的・総合的な 保存・活用

1. 関連文化財群の設定

1-1. 関連文化財群設定の方針と目的

第3章でみた本市の特色ある歴史文化を良く表している8つのテーマに則し、テーマを構成する文化財を関連文化財群として設定します。

関連文化財群とは『地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。』（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」文化庁、平成31年3月）と記載されています。

関連文化財群を設定し、これまで点として認識してきた指定等・未指定を含めた数多くの文化財や、その周辺環境である自然資産、文化財にまつわる人文資産を含めて一体的・総合的に保存・活用していくことにより、本市の特色ある歴史文化の価値や魅力の向上につなげることが可能となります。また、関連文化財群を構成する文化財等を磨き上げていくことにより、さらに本市の歴史文化への理解を深めることができます。さらには、ニュータウン周辺にも関連文化財群は所在しており、市域の一体性を強める事にも繋がるものと考えます。また、市域に広く点在する関連文化財群の保存・活用を推進していく過程で、市域各所に関連する様々な取組が生まれ、多様な主体の参加や、新たな雇用や産業が生まれることも期待されます。その結果、地域の活性化と文化財の保存・活用の推進という好循環が生まれることが期待されます。

本市では、第3章で見た以下の8つのテーマごとに関連文化財群を設定し、一体的な保存・活用を図ることを目的として関連文化財群を設定します。なお、テーマを構成する自然・人文資産についても、併せて記載することとします。

① わきて流るるいづみ川～木津川舟運と陸上交通～

本市の中央を貫流する木津川と陸路は交通の大動脈として古代から現在にいたるまで、物流や文化的交流を支えてきました。飛鳥時代にはすでに「泉河」・「泉津」の地名が万葉集にみられ、現在の木津町一帯は「泉木津」と呼ばされました。藤原京や平城京などの都の造営時には、木材をはじめとする様々な物資の集積する港として栄えました。また、平城京遷都に際し官道の再整備も行われ、山陰山陽両用道、東山北陸両用道、東海道が市域を通り、陸路においては畿内の北と東の結節点となりました。近世以降には、吐師・木津・賀茂・瓶原等の浜が設けられ、淀二十石船が行き交うなど、木津川は交通・物流の大動脈としての役割を果たしました。さらに街道沿いには多くの人々が行き交い、木津宿と船屋宿の宿場町が形成されました。

一方で木津川はその支流とあわせ、度重なる災害をもたらしてきました。古いものでは、平安時代に泉木津橋が流れ落ちる記録が残っています。「二十八災」に代表されるように古代から現代に

かけて様々な水害が起り、市内の各地では供養塔や記念碑を目にすることができます。また、堤防や、樋門、天井川などの景観は水害と闘ってきた先人の歴史の上に成り立っています。

② ヤマト政権と歩む～王権を支える山背の人々～

弥生時代以降人々の活動の痕跡が市域随所でみられるようになります。弥生時代には銅鐸祭祀が行われたと思われる大規模な集落がみつかっています。古墳時代には、32面の三角縁神獣鏡が出土した椿井大塚山古墳に代表される古墳文化が開花しました。ヤマト政権中央での変革がみられる古墳時代中期には、上人ヶ平古墳群など中・小の古墳群が築造され、横穴式石室の導入も始まります。古墳時代後期には、山の中に多数の群集墳が築造されます。このように、市域は当時の政治・文化の中心である大和に近いことから、ヤマト政権の直接的な影響を受けたことがわかります。

③ 山背南部のコンビナート～平城京を支える先進テクノロジー～

平城京に都が遷されると、泉津は都の造営を支える港湾都市として発展しました。また、粘土や森林資源に恵まれた奈良山に平城京の宮や寺院を飾る瓦を生産する瓦窯（市坂瓦窯跡、鹿背山瓦窯跡、音如ヶ谷瓦窯跡、梅谷瓦窯跡等）が数多く開かれました。さらに、銭司には和同開珎を鋳造した鋳銭司が設けられ、銅鉛山もあったと考えられます。また、平城京の人々のための須恵器窯も数多く造られました。このように、本市の豊かな自然環境と資源が平城京の造営と人々の営みを支えてきました。

④ もうひとつの古都～聖武天皇の夢、恭仁京とその時代～

聖武天皇の治世、平城京から恭仁京への遷都が行われました。恭仁京はあしかけ5年という短命の都でしたが、本市は一時期日本の首都となり、墾田永年私財法などのちの世に大きな影響を与えた政策が打ち出されました。恭仁宮と恭仁京の実態は永らく不明でしたが、徐々にその姿が明らかになりつつあります。また、恭仁宮と同時代の遺跡も神雄寺跡をはじめ複数確認されています。恭仁宮は都が平城京へ遷ったのちも、宮として固守されていましたが、その後、大極殿を山背国分寺に施入することが決定され、国分寺伽藍へと改造されました。

⑤ 京都と南都（奈良）の間～宗教文化の隆盛と今も息づく宗教空間～

飛鳥時代に伝來した仏教は瞬く間に全国に広がります。本市域も飛鳥時代には高麗寺の造営がはじまり、多数の古代寺院が造営されました。平安京遷都以降は南都と呼ばれた奈良の諸大寺との関係で淨瑠璃寺をはじめとする数多くの寺院が造られました。また神社も数多く造営されています。これら社寺は京都・奈良両文化の影響を受け歴史を刻んできました。社寺には数多くの文化財が継承されており、今も往時の景観と共に信仰の場として重んじられています。

⑥ 動乱・自治と太平の世～動乱に揺れる南山城の在地領主と天下人～

本市域では源平合戦以来多くの合戦が行われました。特に応仁・文明の乱から戦国時代に柏氏や木津氏などの国人と呼ばれる在地領主が活躍しました。彼らは合戦を繰り返す一方で、「山城国一揆」を農民とともに結成し、ひとときの間、自治と平和を自らの手で手に入れました。16世紀に入ると、「三好三人衆」が南山城を舞台に織田信長・松永久秀と合戦を繰り広げました。このころには、木津平城跡や鹿背山城跡など数多くの城館が築かれています。

⑦ 今につながる農山村・宿場・都市の風景～木津川市の発展を語る今昔文化財群～

市域で今も見られる昔ながらの景観や風習は主に江戸時代の村々の営みが原型になっています。藤堂藩領以外、大名支配を受けなかった本市域では、商業地でもある船屋宿、木津宿を除き農村が中

心となっており、大和棟の民家等がみられます。また、江戸時代には木津川の河川敷が開墾され「流作場」とよばれる耕作地ができ、本市の特徴的な景観となっています。その他、木津御輿太鼓祭などの伝統行事、本市で育てられた作物を用いて発展した食文化や特産品の生産、相楽木綿や柿渋などの産業といったように、近世以来続く生活文化がいまなお市域に息づいています。また、市域にみられる鉄道遺構も、本市の近代化を支えたものです。

⑧ 木津川の宇治茶～海を渡ったお茶の世界～

本市の主力産業である茶業は中世から現代にいたるまで連綿と営まれてきました。室町時代には、山城柏原荘から興福寺にお茶を納めた記録があり、このころには確実にお茶を生産していたと判断できます。江戸時代には、茶農家や茶商が増加し、鹿背山焼など茶道具も多く生産されました。幕末から近代にかけて海外を相手に輸出業を行った茶商が活躍し、上柏茶問屋街が形成されました。茶商は、お茶をブレンドする「合組」という技をもち、こうした技術は現代にも受け継がれています。

1-2. 各テーマの関連文化財群に関する課題と措置

関連文化財群には指定・未指定を問わず、多くの文化財が含まれています。これら個別の文化財については、第5章でみた基本的な措置を行っていくことが必要です。関連文化財に共通する事項として、実態が未解明なものも多く含まれているため適切な調査を実施していきます。さらに、関連文化財群を一体的に扱った冊子等の刊行、サインの設置、情報発信や周遊環境の整備、ワークショップなどを実施していきます。事業実施に際しては、所有者・行政のみならず、行政と所有者や保存団体などで構成する「(仮称) 木津川市文化財保存活用推進実行委員会」を組織し、実行していきます。

なお、各テーマを構成する個別の関連文化財および自然・人文資産に対する課題や実施事業(措置等)については別表(第40～83表)に記載しています。関連文化財群の保存活用については、個別の事業を組合せ、総合的に事業を実施していくこととしますが、共通する事業として、指定等の推進(17. 文化財保護審議会運営)、文化財のアクセス環境の改善(23. 文化財周遊環境整備事業)、観光交流事業への寄与(24. 観光活用検討事業)、官民連携事業の推進(26. 官民連携まちづくり検討事業)、近隣市町村等との相互連携事業推進(27・28. 文化財広域保存・活用連携事業(地域連携・友好都市連携))、文化財防災対策事業(29. 文化財防災対策事業)を実施していきます。

また、各テーマを構成する文化財群にはそれぞれ特質があります。以下では、各テーマを構成する文化財を群として捉えた場合の課題と方針、について記載していきます。

①わきて流るるいづみ川～木津川舟運と陸上交通～

【課題】

このテーマを構成する関連文化財群には、交通にまつわる文化財が多く含まれています。古道や舟運に用いられた浜が多く、現在は実態が不明となってしまっているものが多いのが特徴です。また、舟運や陸路で繋がれた村々は現在も引き継がれていますが、どの程度かつての景観を保っているか不明な部分が多くあります。同時に平安時代の文学作品や江戸時代の地誌類に描かれる名所・旧跡についても現地調査を実施し、現況を把握していく必要があります。

災害の歴史については、実態を物語る文化財が災害記念碑と供養碑に限定され、情報発信が不足しているものと考えられます。

【方針】

古道や浜、集落景観については、実態解明のための調査を実施していきます。併せて文学作品や地誌類に登場する名所・旧跡についても現地調査・情報発信を行います。

災害関連の文化財については記録類などの資料調査、古写真などの資料収集を実施するとともに情報発信を行います。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第32表 わきて流るるいづみ川関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置） (再掲)
いづみ川等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	木津川舟運等テーマを構成する文化財や自然・人文資産の調査・保存・活用を推進する。実態不明な浜や古道等について調査を進めるとともに、構成資産を活用するため、冊子等の刊行、HPなどの情報発信、周遊環境の整備等の事業を推進する。また災害の歴史についても調査・研究、情報発信に努める。	事業1. 2. 4. 6. 8. 9. 11. 12. 13. 17. 19. 20. 21. 23. 24. 26. 27. 28. 29

②ヤマト政権と歩む～王権を支える山背の人々～**【課題】**

このテーマを構成する関連文化財群の多くは、集落や古墳といった遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が中心となります。未調査の遺跡が大部分ですが、往時の姿のまま残されているもののほか、道路建設や宅地造成などにより失われた遺跡も数多く存在しています。また、史跡指定されたものとして、椿井大塚山古墳、上人ヶ平古墳群、石のカラト古墳がありますが、椿井大塚山古墳は未整備の状態です。遺跡や古墳からの出土品は本市で考古資料として保管していますが、他市等での展示借用依頼が多いものの、本市に展示スペースがないため公開の機会が少ない点が課題となっています。

【方針】

集落や古墳については未調査の遺跡が多いため、開発等に併せて適切に発掘調査を実施し、成果について公開していきます。また、未整備の椿井大塚山古墳については整備を検討するとともに周辺の平尾城山古墳、北河原稻荷山古墳の現状確認調査などを実施します。併せて失われた古墳・遺跡については、出土品などの展示を発掘調査成果と併せて実施するなど情報発信に努めます。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第33表 「ヤマト政権と歩む」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置） (再掲)
椿井大塚山古墳等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	開発等に伴う適切な発掘調査を実施する。また、椿井大塚山古墳については保存活用計画の作成・整備の検討を推進する。各遺跡やについての解説板の設置、冊子等の刊行、HPなどの情報発信、周遊環境の整備を推進する。また、専門職員やボランティアガイドによるツアーの実施。市役所・くにのみや学習館での展示会、山城郷土資料館との連携による展示会等を実施する。	事業6. 9. 11. 12. 13. 17. 19. 20. 21. 23. 24. 26. 27. 28. 29

③山背南部のコンビナート～平城京を支える先進テクノロジー～

【課題】

このテーマを構成する関連文化財群は、奈良時代を中心とする瓦や食器、貨幣を生産した生産遺跡です。中には発掘調査後に失われたものもありますが、多くは史跡として保存・整備されています。一方で出土品の展示施設等がなく遺構と遺物を一体的に活用していくことが必要と考えられます。また、国指定史跡奈良山瓦窯跡の一部はURにより整備されていますが、史跡の活用を充分考慮した整備にはなっていないことが課題です。

【方針】

遺跡を整備等の手法により可視化していくとともに調査成果と出土品の展示事業を行います。奈良山瓦窯跡は奈良市と本市にまたがるため、両市で協力した普及啓発事業を検討します。また、瓦や貨幣がどのように作られたのか体験できるような取組みを進めていきます。

未整備である史跡奈良山瓦窯跡の鹿背山瓦窯跡については市坂瓦窯跡、音如ヶ谷瓦窯跡、梅谷瓦窯跡と一体的に保存・活用するための保存活用計画の作成、整備の推進を検討します。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第34表 「山背南部のコンビナート」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置）（再掲）
奈良山瓦窯跡等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	未整備の鹿背山瓦窯跡についてはその他の瓦窯や奈良時代遺跡と一体的な保存・活用を図るため、史跡奈良山瓦窯跡保存活用計画の作成・整備事業を検討する。銭司遺跡や奈良時代の遺跡については開発等に応じ発掘調査を進める。冊子等の刊行、HPなどの情報発信、周遊環境の整備を推進する。また、専門職員やボランティアガイドによるツアーの実施。市役所・くにのみや学習館での展示会、山城郷土資料館との連携による展示会等を実施する	事業6. 9. 11. 12. 13. 17. 19. 20. 21. 23. 24. 26. 27. 28. 29

④もうひとつの古都～聖武天皇の夢、恭仁京とその時代～

【課題】

恭仁宮を中心として開かれた恭仁京は、旧加茂町・旧山城町・旧木津町の3町にまたがって計画されました。恭仁宮跡が本テーマの中核を占める文化財ですが、恭仁京に関する遺跡は木津川市内随所に存在しているものと考えられます。ただし、恭仁宮に付随する施設とともに未解明の部分が多く残されています。また、同時代に機能していた神雄寺跡や樋ノ口遺跡、釜ヶ谷遺跡などと併せた総合的な活用はほぼ実施されていません。

恭仁宮跡については京都府による実態解明調査が続けられていますが、令和4年（2022）度から、整備・活用の可能性についての検討が始まっています。

【方針】

恭仁宮・京を併せ、奈良時代の文化を総合的に体感できるような取組みを進めていきます。くに、恭仁宮跡については京都府と協働し調査・整備・活用を推進します。

そのために恭仁京の実態解明を進めるとともに樋ノ口遺跡や上柏東遺跡など、関連する遺跡についても開発等の機会をみて適切な発掘調査・情報発信を行っていきます。また、恭仁宮跡を会場としたスタンプラリーや講演会などの活用事業についても実施していきます。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第35表 「もうひとつの古都」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置）（再掲）
恭仁京跡関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	恭仁宮跡については京都府と連携・協力し調査・整備・活用を推進する。また、指定地の公有化事業を継続する。恭仁京の実態について各種の機会に応じ発掘調査を実施し実態解明に努める。史跡神雄寺跡について保存活用計画の作成を行い整備事業を検討する。冊子等の刊行、HPなどの情報発信、周遊環境の整備を推進する。また、専門職員やボランティアガイドによるツアーの実施。市役所・くにのみや学習館での展示会、山城郷土資料館との連携による展示会等を実施する。	事業 5. 6. 9. 11. 12. 13. 17. 19. 20. 21. 23. 24. 26. 27. 28. 29

⑤京都と南都（奈良）の間～宗教文化の隆盛と今も息づく宗教空間～

【課題】

このテーマを構成する関連文化財群は、飛鳥時代から近世・現代にいたるまで営まれた神社仏閣に関する文化財です。すでに廃れ廃寺・廃社となってしまった社寺もありますが、多くは現在までその法灯を伝え、いまも深い信仰を集める場となっています。

遺跡としての社寺跡は実態が解明されていないものが多いことが課題となっています。また、現役の社寺が多いのも関連文化財群の特徴であり、非公開の文化財も存在しています。社寺所有の文化財については、特定の社寺所有文化財については悉皆調査が実施されていますが、未調査の社寺も多数存在しています。文化財の公開を実施するためには、その調査を進めるとともに保存状態の確認と適切な修理等を実施する事が必要となります。一方、社寺等においては所有者が維持管理を行うとともに修理等も実施されています。そのための維持管理体制や費用負担が課題となっています。

【方針】

当該関連文化財群においては、遺跡となっている社寺跡に関する調査を推進していきます。また、社寺等所有の文化財については、所有者の意向を伺いつつ調査を進めるとともに保存状態の確認を行います。修理等の実施が必要になる場合には技術的・財政的支援を行っていきます。

また、文化財の公開を積極的に進めるため、社寺等と連携した事業について検討を行っていきます。特に美術工芸品については、デジタル技術を活用するなど文化財の保存に配慮した公開事業を推進します。その際には社寺等が信仰の場である事に留意し、所有者の意向を踏まえつつ事業実施を行います。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第36表 「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置）（再掲）
社寺等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	社寺等が所有する文化財について調査・研究を推進する。また、修理等事業の実施に際し引き続き財政的・技術的支援を行うとともに、保存状態に応じた適切な公開・活用方法を所有者と検討する。また、所有者の意向を伺いつつ保存・活用計画（指針）の作成を進める。冊子等の刊行、HPなどの情報発信、周遊環境の整備を推進する。また、専門職員やボランティアガイドによるツアーの実施を行う。	事業 3. 4. 6. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 17. 18. 20. 21. 22. 23. 24. 26. 27. 28. 29

⑥動乱・自治と太平の世 ～動乱に揺れる南山城の在地領主と天下人～

【課題】

戦乱に関する文化財が関連文化財群の多くを占めています。国人衆や土豪衆の城館は遺跡となっていますが内容が明確になっているものが少ない点が課題となっています。

また、本テーマの特徴である山城国一揆については、関連する文化財が本市域のみに留まらず、例えば国一揆終焉の地である稻八妻城跡が精華町に所在しているように周辺市町村に国人衆の城館が存在しています。こうした文化財を一体的に保存・活用していくことが必要と考えられます。また、新たな史料が確認される可能性は低いものの、国人衆・土豪衆についての実態についても明確でない点が課題となっています。

【方針】

城館等の遺跡については調査を進め、調査成果について情報発信を行っていきます。また、併せて城主等である国人・土豪衆に関する文献資料等の調査も進めていきます。

遺跡である城館は環濠集落のような平地に立地するものと、山城のように山林となっているものがあります。これらの城館については来訪者が理解しやすいような解説板等の設置を含め、所有者等の協力を得ながら公開できる方法について検討を進めていきます。

山城国一揆に関連する文化財については、本市域のみにとどまっているため、関連する市町村と連携した保存・活用事業について検討を進めていきます。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第37表 「動乱・自治と太平の世」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置）（再掲）
山城地域城館等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	中世城館をはじめとする遺跡について文献調査を含め調査・研究を進める。冊子等の刊行、HPなどの情報発信、周遊環境の整備を推進する。また、専門職員やボランティアガイドによるツアーの実施を行う。 山城国一揆と関連する近隣市町村との連携事業の実施について検討を行う。	事業2. 3. 6. 9. 10. 11. 12. 13. 17. 19. 20. 21. 23. 24. 26. 27. 28. 29

⑦今につながる農山村・宿場・都市の風景 ～木津川市の発展を語る今昔文化財群～

【課題】

関連文化財群には主に江戸時代以降の古民家や町並み、農村景観、伝統産業、年中行事、食文化などが含まれています。これらの中には文化財的な価値が明らかになっていないものが多く含まれています。特に食文化や生活文化、近郊農業地域として発展してきた農村景観、宿場町として栄えた都市的景観、伝統産業などは調査の対象になってきませんでした。

古民家等の歴史的建造物に関する老朽化や空き家問題を含め、取壊しや建て替えなどが進行し、町並みが失われてきています。また、祭り・行事等についても後継者不足などから衰退・消滅する危険があります。

【方針】

食文化や伝統産業をはじめとする無形の民俗文化財については、文化財としての調査を実施し

ていきます。その際は、官民連携での調査・情報発信手法の検討を行い記録を残していくとともに現代社会で活用され後世に継承されるような取組みを実施していきます。農村景観をはじめとする景観についても文化的景観としての調査の実施を検討します。

また、歴史的建造物については、官民連携での調査、保存・活用についての検討を実施していくこととします。祭り・行事等は実施主体と連携を一層強化し、行事の維持に関する検討を行っていくとともに、引き続き財政的支援を継続していきます。

【事業（措置）等】

本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第38表 「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置）（再掲）
近世集落等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	江戸時代に形成された集落について旧村・郷単位で総合的な調査・研究を景観を中心に実施する。また、往時の食文化・生活文化・産業等についても調査を進め、各種団体等とのワークショップ等の開催を通じ活用をはかる。歴史的建造物について所有者とともに官民連携での保存・活用方法を検討する。無形民俗文化財の実施主体との連携を強化し、情報発信・後継者育成事業の実施などについて検討を行う。また、冊子等の刊行、HPなどの情報発信を行う。	事業1. 3. 4. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 18. 22. 23. 24. 26. 27. 28. 29

⑧木津川の宇治茶～海を渡ったお茶の世界～

【課題】

関連文化財群には茶にまつわる有形・無形の文化財が含まれています。また、日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成資産を含むとともに、京都府により世界文化遺産登録への取組も進められています。一方、文化的景観としての調査や、無形の民俗文化財としての茶商の技、伝統産業としての位置づけなど実態に関する調査が不十分である点が課題と考えられます。

【方針】

茶業に関する文化的景観や無形民俗文化財としての調査、茶業の歴史に関する調査を推進し、情報発信等の活用に努めます。また、上狹茶問屋街の世界文化遺産登録について京都府と連携して推進することとします。

また、お茶の京都DMOや民間との連携事業を検討し、日本文化遺産の構成資産の活用、本市のお茶に関する歴史文化の魅力を発信する取組を推進します。

【事業（措置）等】

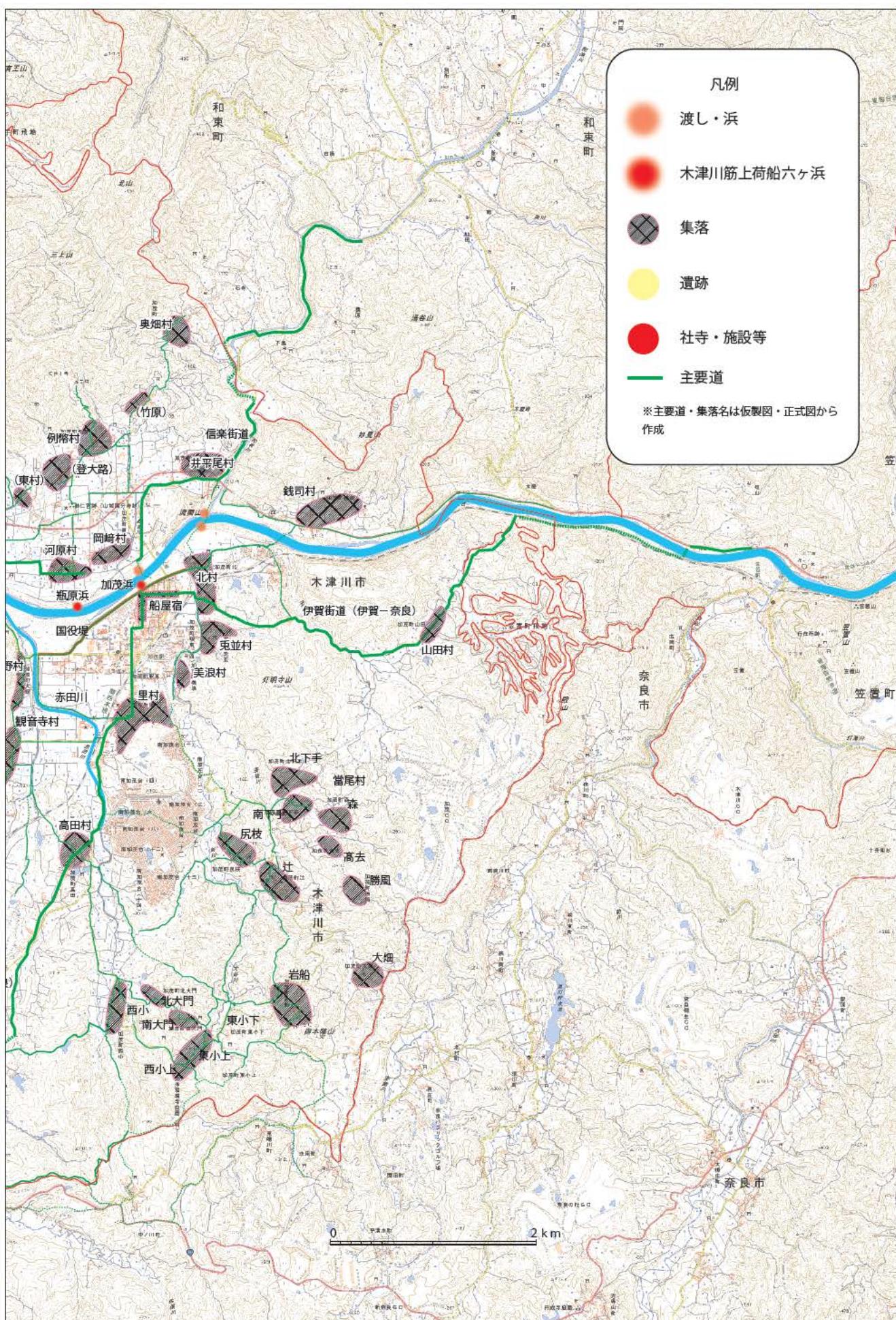
本テーマの関連文化財等に対して、下記のような事業を推進します。

第39表 「木津川の宇治茶」関連文化財群等に対する実施事業

事業名（措置）	事業内容等	個別の事業名（措置）（再掲）
木津川の宇治茶等関連文化財群等保存活用推進事業【新規】	茶産業について調査・研究を進め文化財としての価値を明らかにしていく。上狹茶問屋街については京都府と連携し世界文化遺産登録に向けて事業を推進する。お茶の京都DMOや民間事業者との連携事業を検討し、日本遺産の構成資産の活用、お茶に関する歴史文化の魅力を発信する。	事業1. 3. 4. 6. 7. 9. 10. 11. 12. 13. 18. 21. 22. 23. 24. 26. 27. 29



第41図 ①「わきて流るるいづみ川」関連文化財群位置図



第40表 ①「わきて流るるいづみ川」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/4）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
1	泉津	木津（木津）	遺跡（伝承地）	-	平城京・南都の外港として繁栄した港湾都市的空間 上津遺跡がその一角を占めるとみられるが全容については不明。
2	東大寺・興福寺木屋所	木津（木津）	遺跡（伝承地）	民地	南都大寺院が木津を管理するために置いた施設。場所比定がなされていない。
3	上津遺跡	木津（木津）	遺跡（埋蔵文化財）	市・民地	御靈神社周辺に広がる港湾を有する古代の官衙的遺跡、1976年に1次調査が実施され1980年までに4次にわたる調査が実施されている。泉津の一角と推定されている。一角に石碑を建立。
4	上津遺跡出土品	木津（木津）	有形文化財（考古資料）	市	上津遺跡の出土品、施釉陶器を含む多量の土器類以外に瓦・金属製品などがある。「泉」線刻瓦は特に注目される。収蔵庫に収蔵された状態。
5	山陰山陽両用道		遺跡（土木建築物）	-	平城京と各国を結ぶ官道の一つ。現況不明。
6	東山北陸両用道		遺跡（土木建築物）	-	平城京と各国を結ぶ官道の一つ。現況不明。
7	泉橋院	山城（上狛）	遺跡（埋蔵文化財） (一部市指定史跡)	社寺境内 民地	行基建立の四十九院の一つ。奈良時代の寺院跡、後身寺院の泉橋寺が存在するが行基建立の泉橋院及び諸施設については詳細不明。
8	泉橋（行基架橋）	山城（上狛）	遺跡（伝承地）	国	詳細な位置等不明。
9	木津川筋上荷船六ヶ浜	市内	遺跡（伝承地）	国	江戸時代正式に船を有し舟運を行う事を許可された河川港、一口・吐師・木津・賀茂・瓶原・笠置の6浜、木津川・宇治川を運行した。 位置詳細等不明。
10	川・浜で繋がる村々	市内	文化的景観	民地	市域に存在する江戸時代に形成された旧村、各浜からの積荷・上荷により経済活動が成立していた。各村により特徴的な品物が出荷されていた。
11	奈良街道（新・旧）	木津・山城	遺跡（土木建築物）	市・府	太閤堤成立前と成立後で経路は異なるものの、京都と奈良を結んだ主要街道 旧奈良街道（市道・府道70号線）。

課題	方針	個別の事業名(措置)(再掲)
泉津に関する調査研究、実態の解明を進める必要がある。	泉津について文献調査を行い所在地などについて調査を進める。各種開発計画に伴い発掘調査を実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
木屋所に関する調査研究、実態の解明を進める必要がある。	木屋所について文献調査を行い所在地などについて調査を進める。各種開発計画に伴い発掘調査を実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
顕彰碑があるのみであり、情報発信に課題がある。	顕彰碑設置箇所のリニューアル、上津遺跡に関する普及・啓発事業の推進。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業 / 23. 文化財周遊環境整備事業
展示の機会がない。	積極的な展示機会を創出するとともに、上津遺跡の調査成果と併せて情報発信を行う（くにのみや学習館、市役所等における展示の実施）。	9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
古道を示すような遺構等の特定が必要。	調査・実態解明を推進する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
古道を示すような遺構等の特定が必要。	調査・実態解明を推進する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
泉橋院そのものについての調査が必要。	各種開発計画に伴う発掘調査を通じ泉橋院の実態を明らかにする。 検出遺構の状況により指定範囲の拡大を検討する。また、調査成果に基づき公開活用事業を実施、行基四十九院などとの連携事業についても検討。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 17. 文化財保護審議会運営 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
行基架橋の泉橋については実態が不明である。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
各浜の実態については明確ではない。近世以降木津川市の発展を支えた水運に関する遺跡として評価されるため、実態の解明が必要である。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
水運を利用した村々の実態調査について整理・解明が必要。また、各村の景観、生産品についても実態調査が必要である。	調査成果に基づき、木津川水運により繋げられたネットワークについて改めて理解促進を図るとともに、各村の特質を再確認する。各村の特質的な生業や産業が水運を通じ繋がっていたことを確認し、現在の生業・文化への継続・廃絶等を確認する。各集落に残された歴史的町並みや古民家、特産品等の調査・活用を図る。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
京都・奈良街道についてはほぼ位置が特定されている。一方で街道に関する直接的な遺構については確認されていない。かつての街道沿いの景観や集落の様相が分かるような情報発信が必要。	各種開発計画に伴う発掘調査を通じ街道の実態を明らかにする。周辺の文化財と一体的な活用を図るための調査・情報発信を実施、沿線自治体・山背古道推進協議会との連携、広域的連携事業の展開、古民家、景観等の保全・活用、散策環境の維持・改善を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 27. 文化財広域保存・活用連携事業

第41表 ①「わきて流るるいづみ川」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/4）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
12	郡山街道	木津	遺跡（土木建築物）	市・府	江戸時代に整備された街道、藪の渡（綺田）で京都・奈良街道から分岐し、祝園・吐師を経由し大和に至る（市道・府道751号線）。
13	信楽街道	加茂	遺跡（土木建築物）	市・府	信楽街道は瓶原から宇治田原を経由し、信楽に通じる江戸時代の街道、恭仁京東北道が基礎になっている可能性がある。現在の信楽街道は井平尾から通じる（瓶原 - 宇治田原 - 信楽）。
14	伊賀街道	木津・山城・加茂	遺跡（土木建築物）		京から綺田・神童子を経て瓶原へ至るルートと、奈良から梅谷・船屋を経て関から東海道に接続するルートがある。江戸時代の街道（綺田 - 瓶原、山田 - 梅谷）。
15	藤堂高虎供養碑	加茂	遺跡（石造物）	民地	旧灯明寺墓地に建立されている藤堂高虎の供養碑、建立の経緯等不明。
16	銭司渡し	加茂（銭司）	遺跡（伝承地）	国	銭司一北を繋いだ渡し船 位置詳細等不明。
17	加茂渡し	加茂（船屋）	遺跡（伝承地）	国	船屋一岡崎を繋いだ渡し船 位置詳細等不明
18	木津渡し	木津（木津）	遺跡（伝承地）	国	木津一上狛を繋いだ渡し船。位置詳細等不明。
19	平尾渡し	山城	遺跡（伝承地）	国	祝園一平尾を繋いだ渡し船。位置詳細等不明。
20	藪渡し	山城	遺跡（伝承地）	国	下狛一綺田を繋いだ渡し船、通称藪の渡「拾遺都名所図会」にも描かれる。位置詳細等不明。
21	渡し船	—	有形民俗文化財	市	木津一上狛の渡船に用いられた木造船、明治時代の造船。土久里家旧蔵品を本市所有。
22	木津宿	木津（木津）	建造物・重伝建・文景	民地	京都府の近代和風建築総合調査が実施されている。奈良街道を中心に町家が、その周辺に農家が広がる都市景観。現状で町家は専用住居となっているものが多く往時の生業を偲ぶことは困難 特に木津町では「十二市」と呼ばれる孟蘭盆市が開かれ繁盛した。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
郡山街道についてはほぼ位置が特定されている。一方で街道に関する直接的な遺構については確認されていない。かつての街道沿いの景観や集落の様相が分かるような情報発信が必要。	各種開発計画に伴う発掘調査を通じ街道の実態を明らかにする 周辺の文化財と一体化の活用を図るための情報発信を実施、沿線自治体との広域的連携事業の展開、古民家、景観等の保全・活用、散策環境の維持・改善。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 27. 文化財広域保存・活用連携事業
信楽街道についてはほぼ位置が特定されている。一方で街道に関する直接的な遺構については確認されていない。かつての街道沿いの景観や集落の様相が分かるような情報発信が必要。	各種開発計画に伴う発掘調査を通じ街道の実態を明らかにし、周辺の文化財と一体化の活用を図るための情報発信を実施、沿線自治体との広域的連携事業の展開を検討。併せて古民家、景観等の保全・活用、散策環境の維持・改善。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 27. 文化財広域保存・活用連携事業
伊賀街道については概ね位置が特定されている。一方で街道に関する直接的な遺構については道標以外、確認されていない。かつての街道沿いの景観や集落の様相が分かるような情報発信が必要。神童子から桜峠越え後の国道163号が危険、里道荒廃（おかげ峠）部がある。	各種開発計画に伴う発掘調査を通じ街道の実態を明らかにする 周辺の文化財と一体化の活用を測るための情報発信を実施、沿線自治体との広域的連携事業の展開。散策環境の維持・改善。加茂宿本陣跡については所有者の意向を確認しつつ文化財の調査を実施し、保存・活用方法について検討を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 27. 文化財広域保存・活用連携事業
民有地（所有関係等について要確認）、供養塔建立の経緯や石造物としての詳細が不明。	石造物としての文化財調査を実施する。伊賀街道と一体化の情報発信を図る。なお、藤堂藩関係の文化財については別途津藩・城和藩関係として整理していくことを検討。	2. 石造物悉皆調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
河川敷（推定）と思われるが、構造や詳細は不明。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
河川敷（推定）と思われるが、構造や詳細は不明。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
河川敷（推定）と思われるが、構造や詳細は不明。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
河川敷（推定）と思われるが、構造や詳細は不明。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
河川敷（推定）と思われるが、構造や詳細は不明。	河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
公開活用の機会がない、大型品のため、輸送・展示場所に制約がある。	木津川舟運と渡船について知るために重要な資料である。文化財としての記録作成を実施するとともに公開・活用方法について検討を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
文化財としての価値付けが不明、個人所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。「十二市」などの実態不明。	住民の意向を確認しつつ今後の在り方を検討。当面は所有者の希望により個別家屋の調査を実施し、指定等の措置を推進するとともに活用方法について検討を行う。全体として外観調査を中心に調査を実施。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第42表 ①「わきて流るるいづみ川」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（3/4）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
23	船屋宿	加茂（船屋）	建造物・重伝建・文景	民地	京都府の近代和風建築総合調査が実施されている。伊賀街道を中心に町家や造り酒屋などが残る町並みが比較的良好に残る。
24	岩船のおかげ踊り	加茂（岩船）	無形民俗文化財（府登録）	岩船のおかげ踊り保存会	幕末に伊勢神宮おかげ詣りに伴い大流行したおかげ踊り。
25	南山城三十三所霊場	市域・京田辺市・精華町・井手町	遺跡（社寺）・美術工芸品（彫刻ほか）	宗教法人ほか	1835年（天保6）に開かれた地方巡礼観音霊場の一つ。本市と精華町、京田辺市、井手町にまたがる。
26	山城西国三十三所霊場	市域・京田辺市・精華町・井手町	遺跡（寺院）・美術工芸品（彫刻ほか）	宗教法人ほか	明治初年頃に開かれた地方巡礼観音霊場の一つ。本市と精華町、京田辺市、井手町にまたがる。
27	災害の記録	市域	美術工芸品（歴史資料） 遺跡（埋蔵文化財）	市・個人ほか	古文書・古写真からなる災害の記録は本市管理のもの以外にも多数存在することが予測されるが所在等について把握しきれていない。 また地震の痕跡を示す液状化現象や洪水に伴う土砂堆積など遺跡に残されている。
28	船屋・里・大野の文化的景観	加茂	文化的景観	民地	正徳2年の水害により移転した里村・大野村と宿場として再生した船屋が示す集落景観。
29	洪水供養碑（正覚寺）	木津（木津）	美術工芸品（歴史資料）	宗教法人	正徳2年の水害被災者を供養した供養碑、所有者により適切に管理されている。
30	御靈神社	木津（木津）	遺跡（社寺）	宗教法人	正徳2年の洪水の際、鳥居の鶴居まで水没したという伝承をもつ。
31	国役堤	市域	遺跡（土木遺産）	国	江戸時代に幕府により造られた築堤 河川改修により改変されている場所もあるが、ほぼ旧国役堤を利用して現木津川堤防が造られている。
32	平尾村絵図	-	美術工芸品（歴史資料）	市	土砂留検分に伴い作成された村絵図

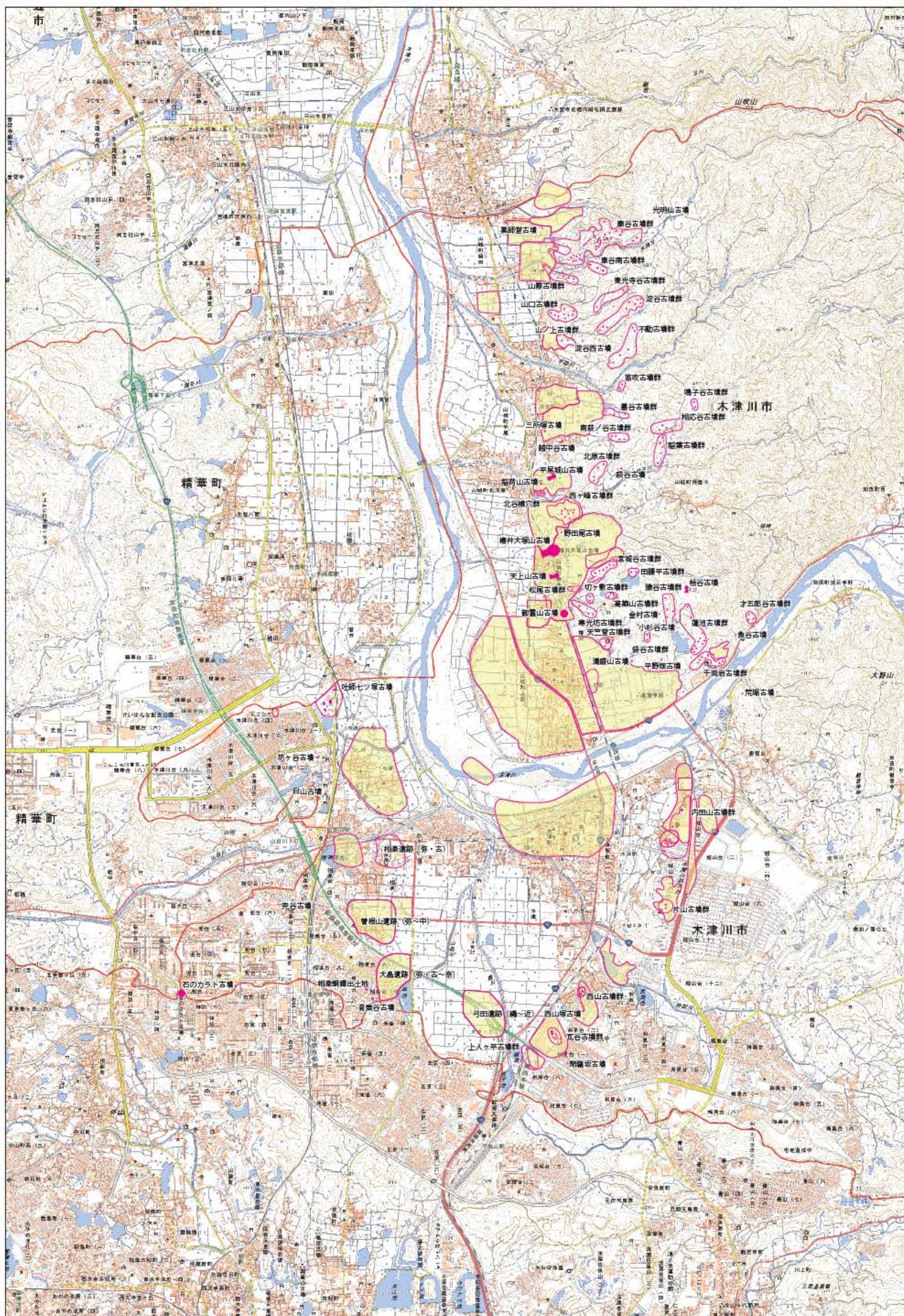
課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
文化財としての価値付けが不明、民間所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。	住民の意向を確認しつつ今後の在り方を検討。当面は所有者の希望により個別家屋の調査を実施し、指定等の措置を推進する。宿場としての総合的調査の実施を検討。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
保存会により運営されている。	引き続き財政的な支援を行うとともに情報発信に努める。記録の作成を実施する。	4. 民俗文化財調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 14. 文化財愛護団体支援事業
現存する寺と廃寺・後継寺院などが混在する。また、廃寺となった寺院の原位置などについても詳細不明である。	現地調査・実態調査を実施する。寺院所有文化財については適切な保存・活用を実施する なお、南山城三十三所靈場は複数市町にまたがるため、活用に関しては周辺市町と連携して実施する必要がある。	6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 27. 文化財広域保存・活用連携事業
現存する寺と廃寺・後継寺院などが混在する。また、廃寺となった寺院の原位置などについても詳細不明である。	現地調査・実態調査を実施する。なお、南山城三十三所靈場は複数市町にまたがるため、活用に関しては周辺市町と連携して実施する必要がある。	6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 27. 文化財広域保存・活用連携事業
個人蔵品の消失・散逸が危惧される。また、発掘調査で検出された災害の情報についても積極的な発信が必要。また、遺跡からみる災害の痕跡については過去の調査成果の整理が必要。	情報提供を広く呼びかけ、記録類の収集を行うとともに、防災意識の向上を図るために情報発信を行う。また、過去の発掘調査の成果などから災害の痕跡を見いだし広く周知する。 災害が起こるメカニズムを知るなど災害に関するワークショップ等の開催を検討する。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
文化財（景観）としての価値付けが不明、また、住民の意向等が不明。	現在の建物外観調査、土地利用調査等を実施する。現状維持を図るが、選定の可能性について検討を行う。また併せて景勝地としての情報発信を行う。個別民家については所有者の意向を伺いつつ、調査、登録等の措置を推進する。活用方法についても検討を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
基本的に開かれた寺院であり見学は可能、説明板等がないため理解促進のためのサイン等整備が必要。	指定等保護の措置を図り、情報発信、防災教育の教材化を図る 国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	2. 石造物悉皆調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
所有者・氏子により適切に管理されているが、災害に関する情報発信はなされていない。	記録類の収集を行うとともに、防災意識の向上を図るため情報発信を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
国・府・市により管理されている。防災対策上重要な構造物である。一方で災害の歴史に関する情報発信は不十分併せて村役堤に関する調査、情報発信が必要。	情報発信に努める。国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
市が管理している。一方、土砂留の具体的なイメージを掴むための資料としては不十分。	国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費

第43表 ①「わきて流るるいづみ川」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（4/4）

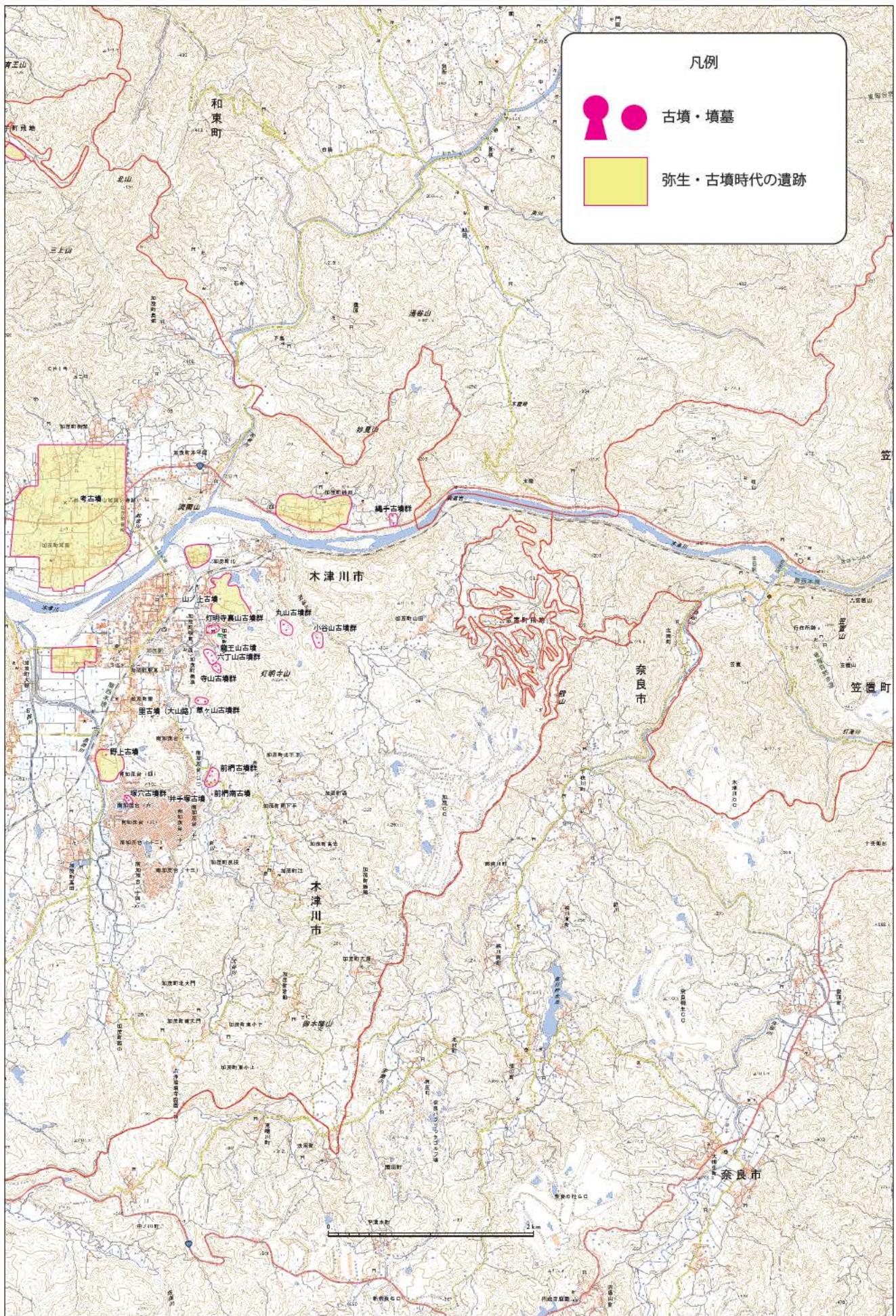
	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
33	天井川（渋川・天神川・不動川・鳴子川・井関川・新川）それに伴う隧道等	市内	自然・人文資産 遺跡（土木建築物）	国ほか	木津川の河床上昇や、国役堤、村役堤の築堤により形成された河川。災害と闘いながら生業を行ってきた本市の農村景観を形成する景観。
34	不動川砂防堰堤	山城（平尾）	建造物（府指定）	国（所有）・府（所管）・市（管理）	デ・レーケ設計施工による砂防ダム、石積堰堤8基が現存する。所有は国、府により不動川砂防歴史公園として整備され本市が管理している。
35	デ・レーケ堰堤（大井谷川砂防堰堤）	加茂（例幣）	建造物（未指定）		デ・レーケの指導により明治21年に小方亀二郎が施工した砂防堰堤3基のうちの1基、上・中流域の堰堤は昭和28年の水害で損壊。
36	泉橋橋台	木津（木津）	遺跡（土木建築物）	国	大正に架橋され、昭和28年の水害により流失した泉橋のコンクリート製橋台が河川内に存在する。
37	水害記念碑	山城（綺田）	遺跡（石造物）	民	昭和28年の洪水記念碑、災害の記憶を忘れないために建立。地区で維持管理されている。国土地理院「自然災害伝承碑」として登録。
38	水害記念碑	山城（平尾）	遺跡（石造物）	民	昭和28年の洪水記念碑、災害の記憶を忘れないために建立。地区で維持管理されている。国土地理院「自然災害伝承碑」として登録されている。 綾杉の記念碑には市姫の伝説、「こんにゃく橋」の石材が用いられたと言われている。
39	水害記念碑	山城（北河原）	遺跡（石造物）	民	昭和28年の洪水記念碑、災害の記憶を忘れないために建立。地区で維持管理されている。国土地理院「自然災害伝承碑」として登録。
人文・自然資産					
40	木津川	市内	自然資産	国	伊賀青山高原を水源に本市を貫流する一級河川、古代では平城京や南都大寺院の造営物資の流通経路として、近現代では上駄から米国へ輸出された茶の舟運経路として利用された。現代においては治水の対象となっているが、豊かな自然環境を形成している。国（近畿地方整備局淀川河川事務所）により管理されている。
41	平安文学作品	—	人文資産（文学作品）		『御堂関白記』や『蜻蛉日記』などに木津等に関する記載がある。様々な写本等が現存（市外）している。
42	地誌類・案内記	-	人文資産		『都名所図会』など江戸時代を中心に作成された各種地誌類、中には旅行ガイドブックのような側面をもつものも存在する 原本・写本が現存（市外）している。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
防災上天井川は解消される事が望ましいが長期的な事業になる事が多く、容易に事業化することが困難とされる。現地には天井川の形成過程や人との関連などの情報発信はなされていない。	情報発信に努める 国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
レジャーに訪れる来訪者が多く休日はバーべキューなどのアウトドアを楽しむ人が多い。京都府所管の施設のため、サイン整備等には府との調整が必要である。アクセスは車が基本であるが道路は狭小である。	古代から現代にかけ、国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。防災教育等を目的としたイベント会場としての活用などを検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
知名度は低く来訪者は少ない。建造物としての調査が実施されていない。	現地調査を実施する。国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	1. 古民家等建造物調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
河川内に位置するため近寄って観察する事は困難。また、存在自体余り知られていない。災害の実態を示す遺構として重要であるが、防災対策を優先する必要がある。	国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
情報発信の強化が必要。	国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
情報発信の強化が必要。	国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
河川敷の山林化など河川環境の変化が見られる。また、親水機能などがほぼない。安全対策上の課題等がある。	かわまちづくり支援制度を活用した保全と親水空間としての活用の検討、各団体と連携した普及啓発活動、木津川の歴史・自然を学ぶワークショップの開催などを実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
本市の文化財との関連に関する情報発信が不足。	文学作品の内容を平易な記述とし、文化財と併せて情報発信を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
作成当時は存在したがすでに失われている文化財も存在する（例：椿井御靈神社）。	記載文化財について、現地調査を行うとともに現代版旅行案内のような情報発信の検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業

第7章 文化財の一体的・総合的な保存・活用



第42図 ②「ヤマト政権と歩む」関連文化財群位置図



第44表 ②「ヤマト政権と歩む」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/3）

	名称	所在	種類	所有・管理	現状
1	相楽山銅鐸	木津（相楽台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料（市指定））	市	遺跡は調査後消滅、出土地点を明示している。出土品は山城郷土資料館で展示。
2	大畠遺跡	木津（相楽台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	道路・民地	弥生時代の大規模集落、記録保存調査が実施され、道路工事が行われた。
3	木津城山遺跡	木津（城山台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	宅地・給水塔・市有地	弥生時代の高地性集落、城山台造成部分については記録保存のための発掘調査が実施され、造成を施工頂部は城址公園として保存されている。
4	砂原山墳墓	加茂（南加茂台）	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料（府暫定登録））	民地	遺跡は調査途中で中断、現状で保存されている。出土品は本市で保管している。
5	椿井大塚山古墳	山城（椿井）	国指定史跡	市・民地 (管理団体木津川市)	前期前半に築造された全長100m超級の大型前方後円墳、多数の三角縁神獣鏡が出土した全国的にも知名度の高い古墳。公有地と民地があり、古墳上に住民が生活する希有な景観が形成されている。
6	椿井大塚山古墳出土品	—	美術工芸品（考古資料（重要文化財））	京都大学	椿井大塚山古墳出土品は重要文化財に指定され、京都大学で保管されている
7	平尾城山古墳	山城（平尾）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	椿井大塚山古墳に次ぐ大型前方後円墳、盗掘されていたものの堅穴式石室、粘土櫛、埴輪列が検出された。削平が著しい。
8	稻荷山古墳	山城（北河原）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	前期末葉築造の径30mの円墳、埴輪が表採されているが、未調査。永寿神社が立地している。特に措置されていない。
9	瓦谷古墳群	木津（州見台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	前期末葉に築造された前方後円墳を中心に多数の埴輪棺が検出された。発掘調査後消滅、出土品は一部府暫定文化財となっている。
10	上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡	木津（州見台）	国指定史跡・美術工芸品（考古資料（府指定））	市有地	国指定史跡奈良山瓦窯跡内に位置する。古墳時代中期から後期前半に築造された古墳群である。上人ヶ平遺跡公園、本市管理。都市公園として利用されている。埴輪は府指定有形文化財。埴輪類は山城郷土資料館で展示されている。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
出土銅鐸は復原鋳造され山城郷土資料館で触れる銅鐸として活用されている。本市には展示施設がないため実物を用いた積極的な活用は困難である。	山城郷土資料館と共同し、情報発信・活用を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
現地での活用は困難。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
城址公園として遺跡の立地する丘陵頂部は残されている。山城（木津片山城跡）に関する説明板はあるが、木津城山遺跡に関する情報発信はなされていない。	現地における説明板の設置、情報発信を行う。弥生時代の高地性集落での生活体験などのワークショップ等の開催を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
民有地であり現地での活用は困難。調査成績については『京都考古』の掲載のみであり、広く周知されていない。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品の公開・活用方法についても検討を行う。（例：出土土器をモチーフにした土器づくりワークショップの開催等）	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
年間の見学者は比較的多い。一定の仮整備は行われているが、見学者の利便性をはかれる状態ではない。また、見学者の理解を助ける説明板等も不足している。また、車によるアクセスも悪く、トイレの問題もある。JR複線化事業も課題となっている。	本テーマの中核をなす文化財であり「保存活用計画」の作成を行い整備を実施する。なお、周辺の古墳についても本計画の中で位置づけ保存活用の方向性を決定する。当面の間、アクセス環境改善、駐車場の設置、情報発信等について検討を行う。古墳を活用したイベントについても検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業費 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
重要文化財の活用は展示施設のない本市では困難である。山城図書館特別室のレプリカ展示で代用している。また、鏡以外のレプリカがなく、古墳の全貌を知ることが困難。	京都大学所蔵品の里帰り展示、その他の出土品レプリカ作成等の検討を行う。なお、展示を行う場合は、本市には展示施設がないため、山城郷土資料館等の協力が必要。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
1977年の発掘調査以来放置状態、遺構の残存状況不明。考古学研究者の間での知名度は高いものの、一般向けの情報発信不足。	現地確認調査の実施、国指定史跡等の保護措置の可能性を検討する。説明板の設置についても検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
椿井大塚山古墳の系譜を引く首長墓と目されるが埋葬施設等不明。	現地調査の実施、国指定史跡の可能性を検討する。説明板の設置についても検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
開発により消滅したため、現地に情報を示すものがない。埴輪類は山城郷土資料館で展示されている。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
UR都市公団による整備のため、遺跡の本質的価値を知るための整備としては不十分な点もある。また、出土品には山城郷土資料館で活用されているものもあるが、現地とリンクした展示になっていない。	史跡奈良山瓦窯跡とともに保存活用計画を策定し、再整備の必要性について検討する。当面は現状の維持管理を行う。出土品や遺跡の活用について山城郷土資料館との連携事業の検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業費 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費

第45表 ②「ヤマト政権と歩む」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/3）

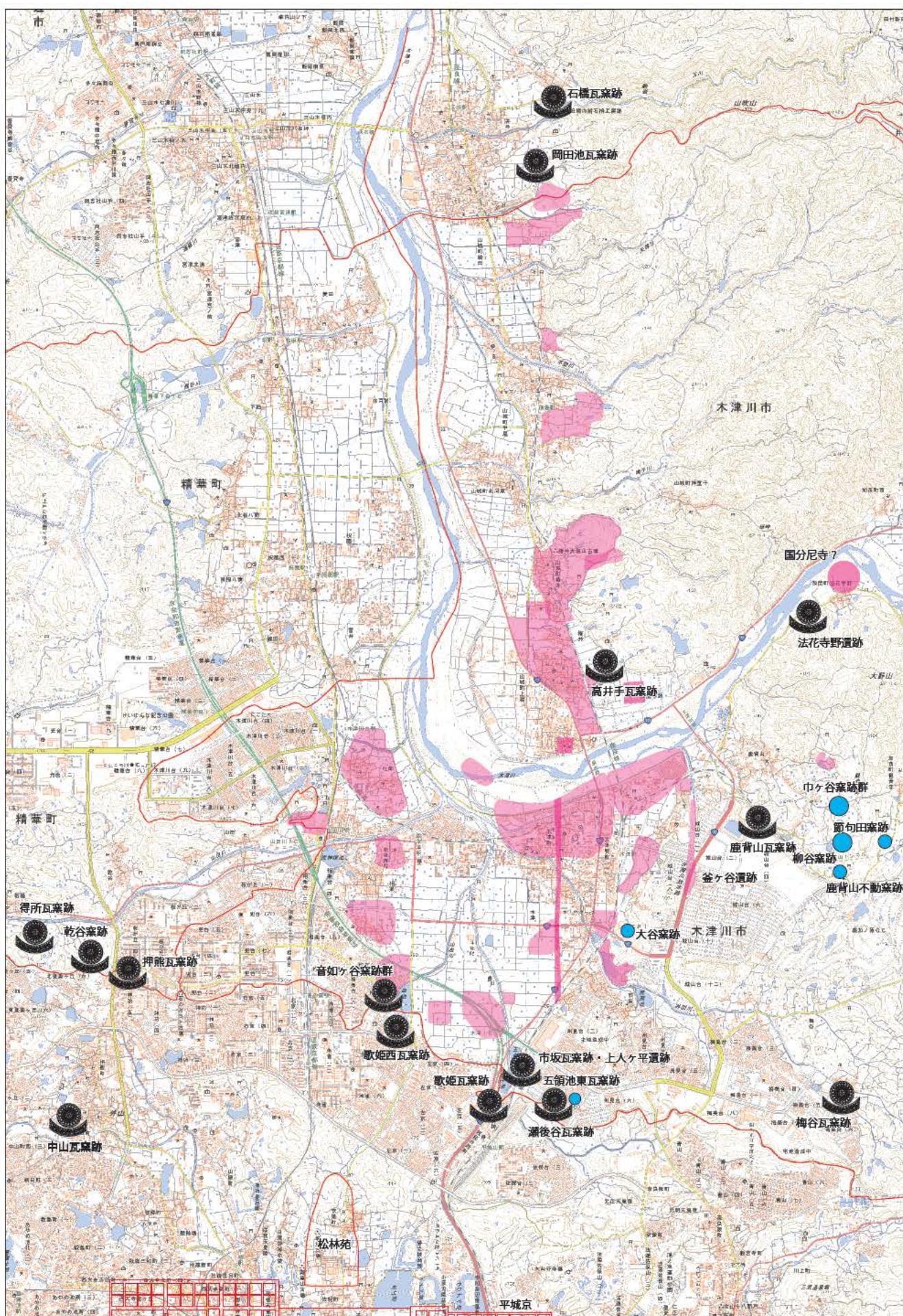
	名称	所在	種類	所有・管理	現状
11	弓田遺跡	木津（市坂）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	道路・民地	古墳時代中期末葉の遺跡、埴輪とともに滑石性玉類などが出土していることから祭祀遺跡と考えられる。現状は道路となっている。出土品は本市管理。
12	西山塚古墳	木津（州見台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	古墳時代中期後半の葺石・埴輪をもつ中型円墳。調査後消滅 出土品は本市管理。
13	幣羅坂古墳	木津（州見台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	古墳時代中期に築造された単独立地の不整形な小型円墳 出土品は本市管理。
14	上狛天竺堂古墳群	山城（上狛）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	中期末頃の古式横穴式石室をもつ小規模前方後円墳。古墳時代史において重要な意義を有する。記録保存調査後、石室が移築されているが工事の詳細は不明である。
15	車谷古墳群	山城（綺田）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	道路・民地	南山城地方最大規模の群集墳、道路建設に伴って一部が記録保存のための発掘調査が実施され、調査後道路建設が行われた。
16	前門古墳群	加茂（尻枝）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地・府有地	昭和57年、道路建設に伴い発掘調査が実施されたが、完存している横穴式石室ということもあり、現地保存されている。NPO法人ふるさと案内・かもにより看板整備等がなされている。
17	音乗谷古墳	木津（相楽台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）		竪穴系横口式石槨を埋葬施設とする後期古墳。奈良文化財研究所が調査。調査後消滅（宅地）。
18	吐師七ツ塚古墳群	木津（吐師）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地・市有地	吐師に所在する中期後半の古墳群。かつて7基の古墳が存在していたが、現状では3基のみが残存する。盾形周濠をもつ4号墳が最大規模である。出土品は京都国立博物館が所有している。3号墳の一部は木津川市が所有している。
19	相楽館	-	遺跡（伝承地）		欽明朝期に高句麗から渡來した使者をもてなした施設とされるが、所在地や実態不明。
20	石のカラト古墳	兜台／奈良市	国指定史跡・美術工芸品（考古資料）	市有地・奈良市有地	奈良県との府県境に位置する終末期の上円下方墳。古墳本体は奈良市側に存在する。奈良文化財研究所により調査・整備が実施されている。
21	塚穴古墳群	加茂（南加茂台）	遺跡（埋蔵文化財）	国有地・市管理	1号墳は一辺約30mの方墳とされる後期古墳。横穴式石室を埋葬施設にもつが埋め戻しがなされている。本市が管理している。 令和3～5年度にかけ同志社大学考古学研究室（水ノ江和同教授）により測量、石室・墳丘確認調査が実施される。
22	市内の古墳	市域	遺跡（埋蔵文化財）	-	市内に存在する未調査の古墳。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
発掘調査成果が市民に還元されていない。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
発掘調査成果が市民に還元されていない。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
発掘調査成果が市民に還元されていない。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
報告書未刊行、発掘調査成果が市民に還元されていない。移築された石室の活用が課題。	報告書の刊行・情報発信が必要。説明板の再整備についても検討。出土品についても活用方法を検討する。	11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
発掘調査成果が市民に還元されていない。また、南山城最大規模の群集墳であるが詳細分布調査等が未実施。	これまでの発掘調査についての情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。詳細分布調査を実施し古墳群の研究を深める。成果について情報発信を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
市域では貴重な見学可能な横穴式石室をもつ後期古墳である。見学するには羨門部前面が崖面を呈しており危険な状態である。	現地での活用をはかるためには安全対策が必要なため方法について検討する。調査成果についての情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
発掘調査成果が市民に還元されていない。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品は奈良文化財研究所所有であるため必要に応じ借用して活用する。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
前方後円墳や中型方墳を含む当地域の首長墓群であり、貴重な存在である。周辺の開発行為もあり、旧景観から変貌しつつある。	これまでの発掘調査についての情報発信を行う。現地について看板整備等の措置を検討する。開発行為に対し、適切に対応するとともに、史跡指定等の可能性を検討し保護の措置をはかる。出土品は京都国立博物館所有となっているため必要に応じ借用して活用の検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 20. 文化財公開管理事業費
文献上の施設であり実態不明。	市域で実施される発掘調査成果をもとに場所の特定等の作業を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
墳丘、石櫛とも奈良市管理であり、本市は周辺部のみ管理、市街地のため車によるアクセス困難。	これまでの発掘調査についての情報発信を行う。奈良市とともに効果的な活用方法について検討、現状の維持管理を行う。	9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 20. 文化財公開管理事業費
加茂町域最大規模の後期古墳である。終末期の首長墓と目されるが正式な発掘調査がなされておらず、学術的な評価が定まっていない。	同志社大学の調査成果をもとに古墳の再評価を行い、情報発信に努める。石室については安全管理上の問題から埋められていると見られるが、同志社大学の調査成果をもとに今後の活用方法を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 20. 文化財公開管理事業費
市域には多数の古墳が存在するが未調査のものが多い	開発行為に先立ち適切な発掘調査を実施する。調査成果については情報発信を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

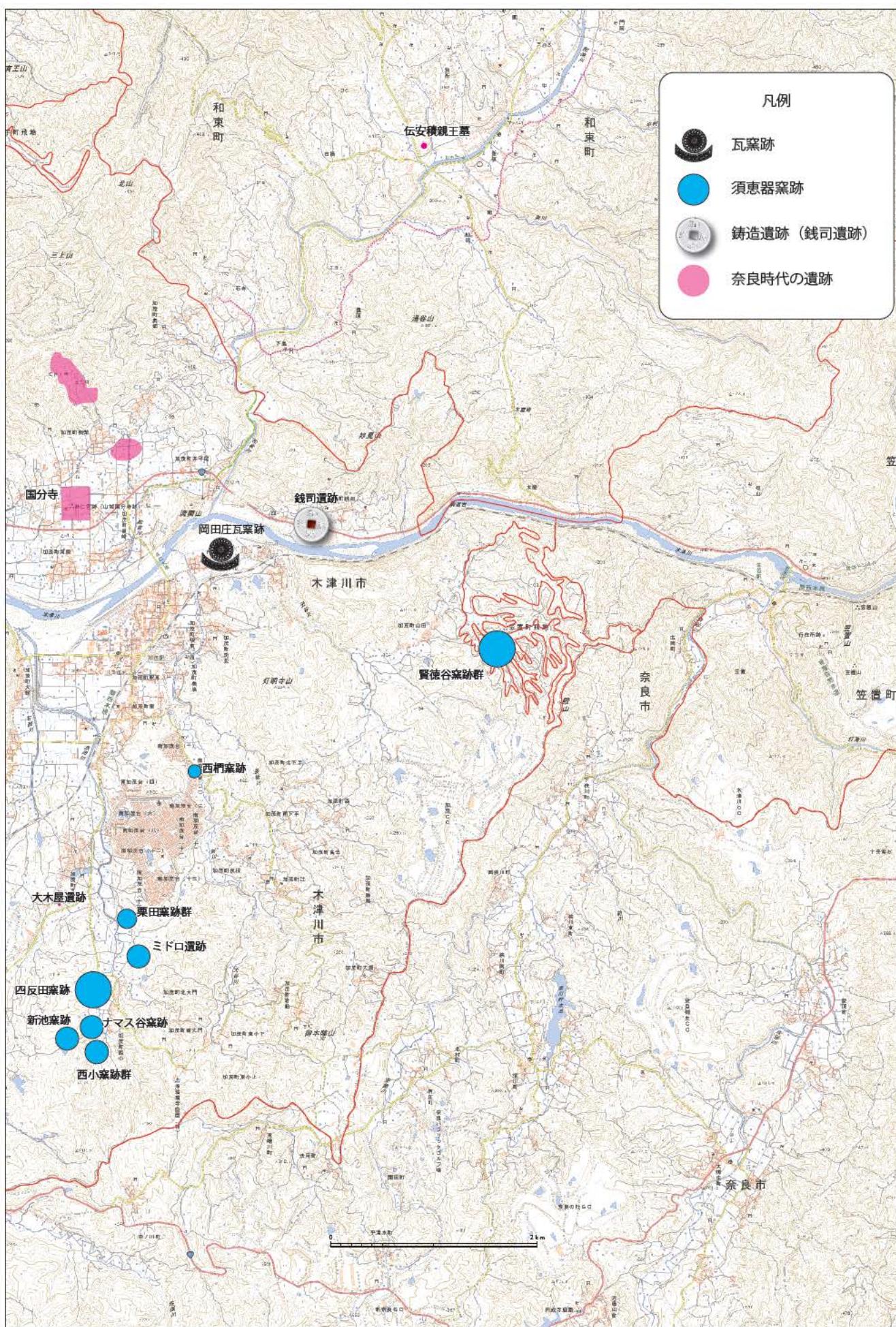
第46表 ②「ヤマト政権と歩む」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（3/3）

	名称	所在	種類	所有・管理	現状
23	市内の弥生・古墳時代遺跡	市域	遺跡（埋蔵文化財）	-	市内に存在する未調査の弥生・古墳時代遺跡。
その他の施設					
24	山城図書館（特別展示室）	山城	社会教育施設	木津川市	椿井大塚山古墳三角縁神獣鏡レプリカ展示を行っている。 開設以来展示内容に大きな変化なし。一部破損したレプリカを新規作成した。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
市域には多数の古墳時代の遺跡が存在する が未調査のものが多い。	開発行為に先立ち適切な発掘調査を実施する。調査成果については情報発信を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
知名度が低く、展示施設があることが周知されていない。	椿井大塚山古墳と併せて情報発信を行う。 展示方法の工夫・改善が必要であるため、椿井大塚山古墳保存活用計画作成の中で併せて検討を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業



第43図 ③「山背南部のコンビナート」関連文化財群位置図



第47表 ③「山背南部のコンビナート」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/2）

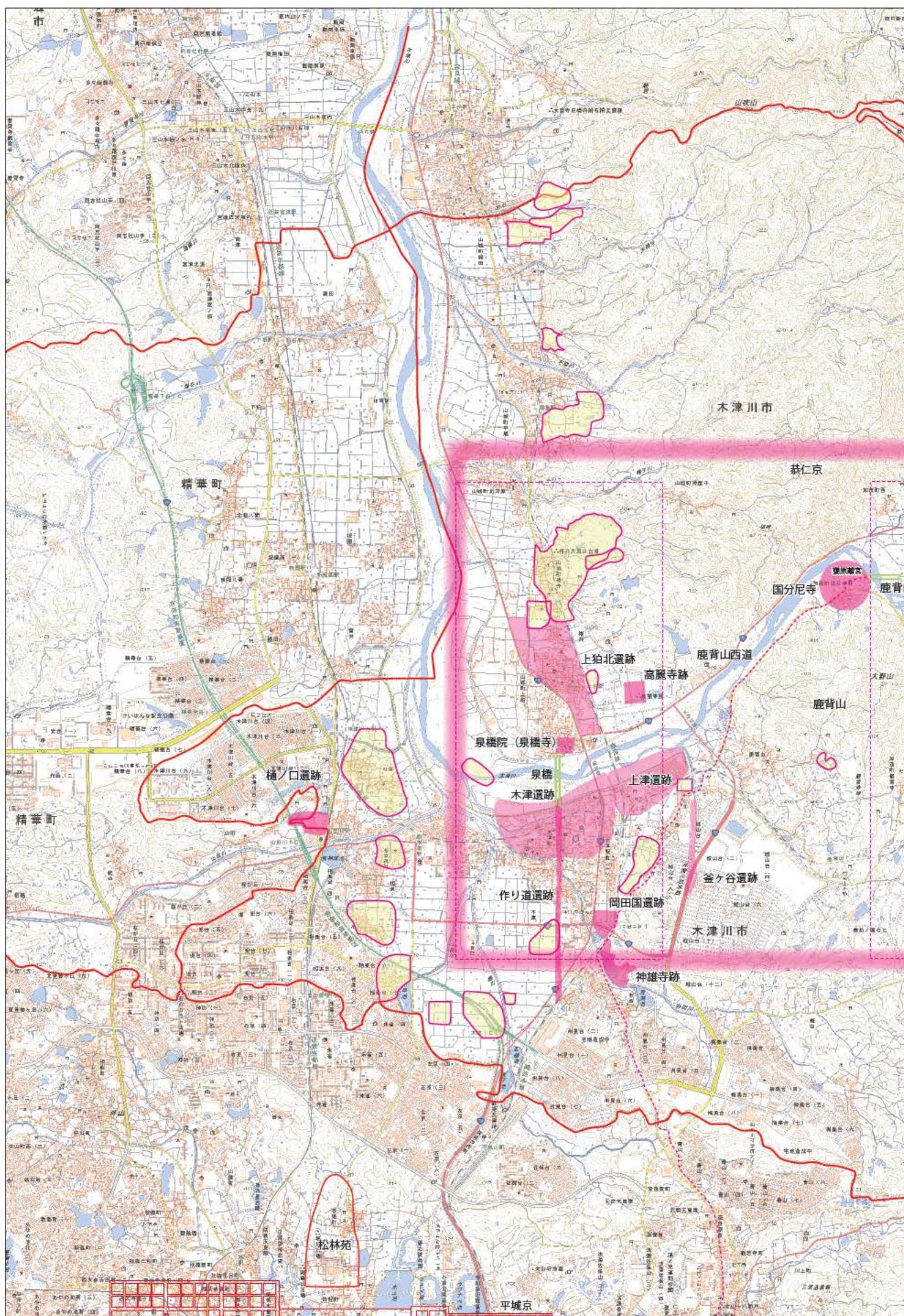
	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
1	泉津	木津（木津）	遺跡（伝承地）	-	平城京・南都の外港として繁栄した港湾都市的空间、上津遺跡がその一角を占めるとみられるが全容については不明。
2	上津遺跡	木津（木津）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	市・民地	御靈神社周辺に広がる港湾を有する古代の官衙的遺跡、1976年に1次調査が実施され1980年までに4次にわたる調査が実施されている。泉津の一角と推定されている。一角に石碑を建立。
3	奈良山瓦窯跡	木津・奈良	国指定史跡・遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	-	平城京の北部、奈良山に展開する奈良時代の瓦窯跡、約40ヶ所が確認され関西文化学術研究都市開発等により一部が調査されている。
3-1	上人ヶ平遺跡	木津（州見台）	国指定史跡・美術工芸品（考古資料）	市	国指定史跡奈良山瓦窯跡を構成する市坂瓦窯跡に伴う工房跡、大規模工房のほか古墳（上人ヶ平古墳群）の周濠を利用した粘土精製遺構などが確認されている。上人ヶ平遺跡公園（都市公園）として整備されている。
3-2	市坂瓦窯跡	木津（州見台）	国指定史跡・美術工芸品（考古資料）	市	国指定史跡奈良山瓦窯跡を構成する瓦窯群。7基の瓦専業窯。平城Ⅳ期。平城宮・京、東大寺ほかの所用瓦生産。上人ヶ平遺跡公園（都市公園）として整備されている。
3-3	鹿背山瓦窯跡	木津（城山台）	国指定史跡・美術工芸品（考古資料）	市	国指定史跡奈良山瓦窯跡を構成する瓦窯群。平城Ⅱ期。2基の瓦専業窯と工房、粘土採掘坑などが検出されている。平城宮所用瓦を生産。
3-4	音如ヶ谷瓦窯跡	木津（相楽台）	国指定史跡・美術工芸品（考古資料）	市	国指定史跡奈良山瓦窯跡を構成する4基からなる瓦窯群。平城Ⅲ・Ⅳ期。法華寺阿弥陀浄土院、平城宮・京ほかの所用瓦生産。2基の原寸大窯跡レプリカを覆い屋内に展示。
3-5	梅谷瓦窯跡	木津（梅美台）	国指定史跡・美術工芸品（考古資料）	市	国指定史跡奈良山瓦窯跡を構成する瓦窯群。7基の瓦専業窯。平城Ⅰ・Ⅱ期。登窯から平窯への過渡的な構造を有する。興福寺創建瓦を生産。現地での地表面表示あり。
3-6	五領池東瓦窯跡	木津（市坂）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	奈良山瓦窯跡を構成する2基から構成される瓦窯跡。市坂瓦窯跡の南に位置する。記録保存のための発掘調査が実施され消滅。聖武天皇の妃光明皇后の菩提を弔った法華寺阿弥陀浄土院所用瓦を焼成。

課題	方針	
泉津に関する調査研究、実態の解明について未解明な点が多い。	泉津について文献調査を行い所在地などについて調査を進める。各種開発計画に伴い発掘調査を実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
顕彰碑があるのみであり、遺跡に関する情報発信等が不足。	顕彰碑設置箇所のリニューアル検討。上津遺跡を含めた市内遺跡に関する普及・啓発事業の推進。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業
史跡指定は一部の瓦窯に留まる。奈良山瓦窯の全貌が解明された訳ではなく、未調査の瓦窯が存在している。	開発等に先行する適切な発掘調査を実施する。遺構の保存状況等により追加指定を検討する。奈良市と連携した普及啓発事業の展開の検討。瓦づくりワークショップ等市民が身近に遺跡や遺物に触れる機会創出の検討を行う。既存史跡に関しては保存活用計画を策定し「奈良山瓦窯跡」として総合的な保存と活用の方向性を策定、整備・再整備事業を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /27. 文化財広域保存・活用連携事業
文化財保護課が都市公園として管理。UR施工のため、公園遊具等がある。2010年開園であるが遺跡としての本質的な価値について発信・活用できているか課題。	当面、都市公園として適切な管理に努める。将来的に奈良山瓦窯跡として総合的な保存と活用方法の方向性を定めるため保存活用計画を作成し、市坂瓦窯、音如ヶ谷瓦窯、梅谷瓦窯、鹿背山瓦窯を含め整備・再整備を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
文化財保護課が都市公園として管理。UR施工のため、公園遊具等がある。2010年開園であるが遺跡としての本質的な価値について発信・活用できているか課題。	当面、都市公園として適切な管理に努める。将来的に奈良山瓦窯跡として総合的な保存と活用方法の方向性を定めるため保存活用計画を作成し、市坂瓦窯、音如ヶ谷瓦窯、梅谷瓦窯、鹿背山瓦窯を含め整備・再整備を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
指定地公有化後、埋め戻し保存。現状で看板と囲柵のみ設置されている状態。	当面、適切な管理に努める。将来的に奈良山瓦窯跡として総合的な保存と活用方法の方向性を定めるため保存活用計画を作成し、市坂瓦窯、音如ヶ谷瓦窯、梅谷瓦窯、鹿背山瓦窯を含め整備・再整備を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
窯跡部分は文化財保護課が管理、遺跡としての本質的な価値について発信・活用できているか課題。	当面、都市公園として適切な管理に努める。将来的に奈良山瓦窯跡として総合的な保存と活用方法の方向性を定めるため保存活用計画を作成し、市坂瓦窯、音如ヶ谷瓦窯、梅谷瓦窯、鹿背山瓦窯を含め整備・再整備を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
文化財保護課が緑地として管理。遺構の説明板と表面表示のみ、遺跡としての本質的な価値について発信・活用できているか課題。	当面、適切な管理に努める。将来的に奈良山瓦窯跡として総合的な保存と活用方法の方向性を定めるため保存活用計画を作成し、市坂瓦窯、音如ヶ谷瓦窯、梅谷瓦窯、鹿背山瓦窯を含め整備・再整備を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
現地での活用は困難。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費

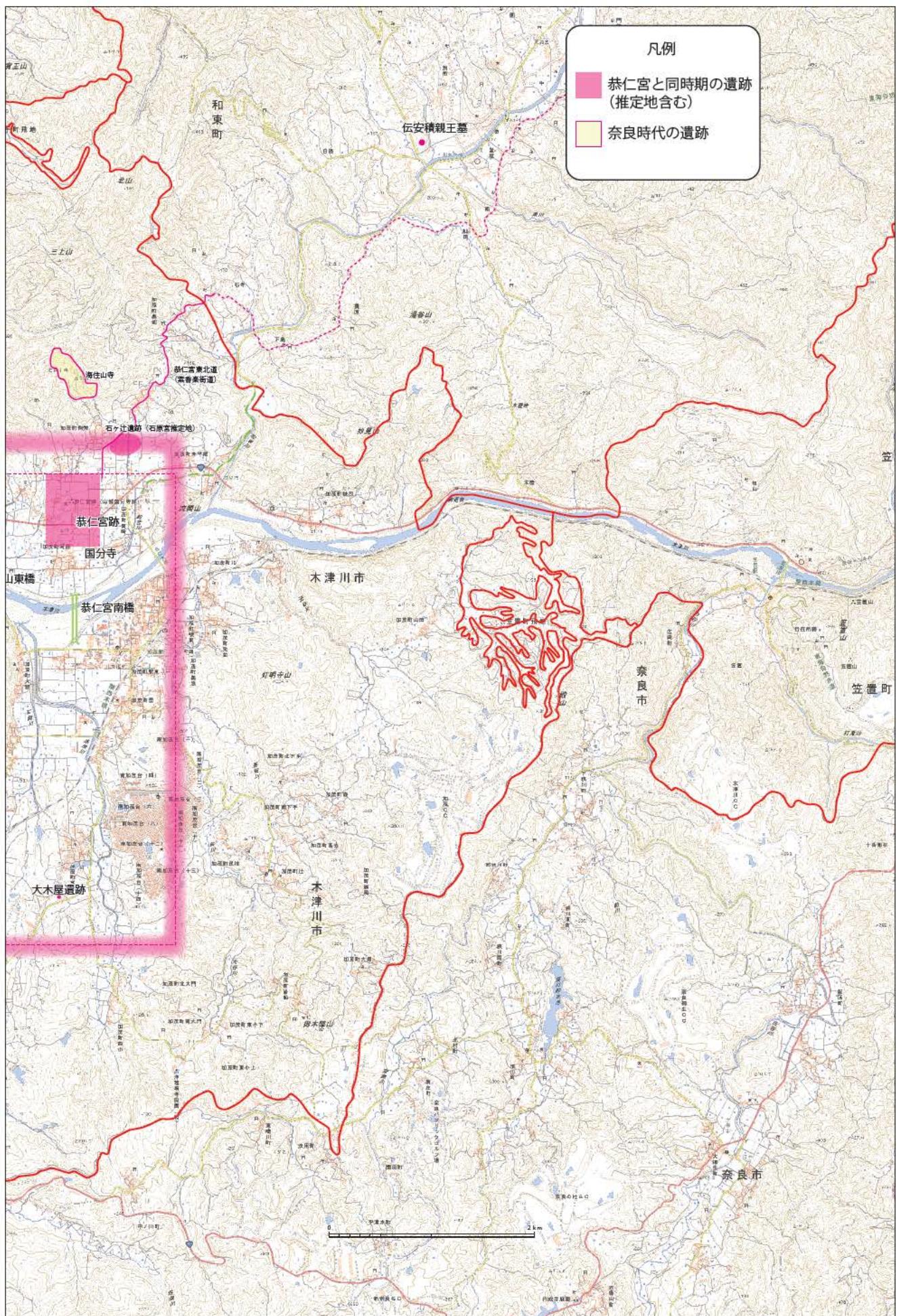
第48表 ③「山背南部のコンビナート」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/2）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
3 - 7	瀬後谷瓦窯跡	木津（州見台）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	奈良山瓦窯を構成する2基からなる瓦陶兼業窯。記録保存のための発掘調査が実施され消滅。瓦塔が出土地している。
4	高井手瓦窯跡	山城（上狹）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	市道	平安時代初頭の造営。町道敷設に先立つ調査で2基の平窯を確認。高麗寺、西隆寺、西大寺、平城宮で同範瓦出土。
5	法花寺野遺跡	加茂（法花寺野）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	甕原離宮推定地において有畦式平窯と思われる遺構が確認されている。
6	岡田庄瓦窯	加茂（北）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	昭和20年代に見つかったロストル式の平窯、詳細は不明であるが、奈良時代の瓦窯。出土品等個人蔵。
7	西門窯跡	加茂（尻枝）	遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	平城京に供給したとみられる須恵器を生産した須恵器窯1基。食器以外に鉄鉢、硯などを生産。調査後現地に説明プレートを設置。
8	銭司遺跡	加茂（銭司）	府指定史跡・遺跡（埋蔵文化財）・美術工芸品（考古資料）	民地	和同開珎を鋳造した遺跡、天平7年（735）に増設された鋳銭司とみられる。現地に説明板、顕彰碑あり。遺物の大部分は個人蔵（山城郷土資料館寄託・常設展）。
9	市内の窯跡・生産遺跡	市域	遺跡（埋蔵文化財）	—	分布調査によりかなりの窯跡等が確認されているが、市内には未調査・未確認の須恵器窯、瓦窯が存在するとみられる。
10	市内の奈良時代遺跡	市域	遺跡（埋蔵文化財）	—	市内には奈良から平安時代の遺跡が多数存在するが大部分が未調査である。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
現地での活用は困難。	現地での活用は困難であるため、冊子やHP等を通じた情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
2基のうち、1基は完掘され1基は部分的に調査され埋め戻し保存されているが、現地での活用はなされていない。	現地における解説板等の設置、出土品の公開・活用方法の検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
京都府史蹟調査会の調査であるため、遺物等は京都大学が保管している。遺跡の実態についても詳細は不明。	開発等に先行する適切な発掘調査を実施する。調査成果について情報発信を行う。出土品についても活用方法を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
調査情報の整理、公開がなされていない。	所有者の意向を伺いつつ所有資料の整理・情報発信を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
現地の説明プレートのみである。	発掘調査成果の情報発信を行うとともに、出土品の公開・活用方法について検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
現地へのアクセス困難。 また、現地には顕彰碑、説明板があるのみ。	開発に先行して適切に調査を実施するとともに内容に応じ、指定等の保護措置を図る。府指定史跡であるため、保存・活用については府との協議を行う。京都府文化財保護課・山城郷土資料館と共同し、鑄造体験などのワークショップ等の開催を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
未確認の瓦窯、須恵器窯の存在が想定されるが大半は未調査。	分布調査を通じての位置の把握が必要。開発に先行して適切に調査を実施するとともに内容に応じ、指定等の保護措置を図る。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
平城京造営に関する遺跡や、須恵器・瓦職人等の居住地が存在する可能性があるが詳細不明。	開発等に先行する適切な発掘調査を実施する。調査成果について情報発信を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業



第44図 ④「もうひとつの古都」関連文化財群位置図



第49表 ④「もうひとつの古都」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/3）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
1	菟原離宮	加茂(法花寺野)	遺跡(伝承地)		713年(和銅6)以降、元明天皇・聖武天皇が行幸、法花寺野に比定されるが実態不明。
2	岡田離宮	加茂(北)	遺跡(伝承地)		元明天皇が708年(和銅元)行幸したとされる離宮。現岡田鴨神社の近く小字大明神に比定されているが実態不明。
3	恭仁京跡	木津 山城 加茂	遺跡(伝承地)		実態不明、上狛北遺跡や岡田国遺跡で恭仁京条坊側溝の可能性がある遺構が検出されているがさらなる検証が必要である。宮を含む左京が加茂町域、右京は山城町・木津町域にまたがると考えられる。作り道遺跡は恭仁京条坊計画の基準とみられている。
4	恭仁宮跡	加茂(例幣・岡崎・河原)	国指定史跡 遺跡(埋蔵文化財) 美術工芸品(考古資料・一部府暫定登録)	市・民地(管理団体:木津川市)	聖武天皇が置かれた恭仁京の宮跡。公有地と民地があり、未公有地、未指定地も多く存在する。発掘調査は府が実施し、公有化・管理は本市が実施している。管理状況として、草刈り・花栽培を瓶原まちづくり協議会に委託して実施している。一部に土入れの仮整備を行っているが、遺構表示等なし。国分寺七重塔跡付近や御靈神社跡地は地域のコミュニティの場となっており、木津川市かもまつりや、木津川アートなど様々なイベントが実施されている。部分的に説明板を設置。出土品は京都府が所有、山城郷土資料館で展示。
6	石原宮(石ヶ辻遺跡)	加茂(例幣)	遺跡(埋蔵文化財)	民地	恭仁宮に附属する離宮、石ヶ辻遺跡がその候補地。かつての発掘調査で瓦・礫敷き遺構が確認されている。
7	城北苑	加茂(例幣)	遺跡(伝承地)	—	恭仁宮に附属する離宮、もしくは苑地と推定される。実態不明。
8	海住山寺	加茂(例幣)	遺跡(埋蔵文化財・社寺)	寺有地	聖武天皇の勅願により良弁上人が開いたという伝承をもつ寺院。一部発掘調査を実施している。
9	鹿背山	木津(鹿背山) 加茂(大野)	名勝	市・民地	和歌に詠まれた名勝地。複数の市民団体が里山の保全・活用を行っている。

課題	措置（案）	個別の事業名（措置）（再掲）
位置・規模・構造など不明。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
位置・規模・構造など不明。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
京域がどの程度整備されたのか不明である。旧加茂町域、山城町域、木津町域に恭仁京期の遺構が単発的に確認されている。故足利健亮氏の恭仁京復原案の提示以来、多くの復原案が提示されてきたが、遺構等による実証が不十分。	市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。京内道路、市や貴族邸宅跡などが京域内に存在する可能性があるため、重要遺構が検出された場合は指定等の措置についても検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
広大な史跡ではあるが、未整備であり史跡恭仁宮跡を理解できる状態はない。特に遺構理解に資する説明板、遺構表示が必要。ただし、京都府との調整が必要。 また、発掘調査が全体に行われている訳ではないため、遺跡として未解明な部分も多い。遺跡の範囲内には住居・工場などが所在しており、これらに関しても調整を行っていく必要がある。 これまで、府文化財保護課による現地案内等がなされてきたが、文化財ガイドによる詳細な説明も望まれる。	本テーマの中核をなす文化財。昭和48年来調査を実施してきた京都府との調整が必要であるが、大規模遺跡の整備・管理は基本的に国もしくは都道府県が実施している事例が多い。また、調査主体である府の調査・研究成果をもとに史跡整備を実施していく必要があるため、本市単独での整備は困難である。そのため、府・市の協力体制を構築し、整備を進めいく必要がある。 なお、令和4年度から京都府が特別史跡昇格、活用整備に関する調査を事業化したため、本市においても、京都府事業に併せ「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する。 当面、文化財保護課が管理し、木津川アート・加茂まつりなどのユニークベニュー会場として利活用を図る。本格整備が決定するまでの間、花栽培などを利用した活用方法を検討する。また、恭仁宮の案内など活用事業を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
部分的な調査であり遺跡の実態が不明。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
実態不明。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
(宗) 海住山寺により適切に維持管理がなされている。一方で恭仁宮跡や山背国分寺跡との関連については不明な点が多い。	寺院の実施する各種事業に協力する。 情報発信に努める。	9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
鹿背山のもつ文化財としての価値について検討がされていない。どの方向が視点場になるかなど名勝地としての調査は未実施。	鹿背山の名勝地としての調査実施を検討する。	5. 名勝地調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第50表 ④「もう一つの古都」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/3）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
10	山城国分寺跡	加茂（瓶原）	国指定史跡 遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	市・民地	国指定史跡、恭仁宮跡の一角。恭仁宮から大極殿を金堂に施入して成立した。中世には伽藍が荒廃したとみられる。現状、七重塔礎石が露出。出土品は京都府所有、山城郷土資料館で展示。
11	山城国分尼寺跡	加茂（法花寺野）	遺跡（伝承地）		法花寺野に存在が想定されるが実態不明。
12	神雄寺跡	木津（木津・城山台）	国指定史跡 美術工芸品（考古資料・重要文化財）	市・民地	国指定史跡、本市管理、未整備 出土品は本市所有。
13	樋ノ口遺跡	木津（相楽）	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料・一部府暫定登録）	道路・民地	京奈和自動車道建設に伴い発掘調査が実施されている。遺構は記録保存。恭仁京期に存在した離宮もしくは寺院遺跡と考えられている。出土品は本市所有。
14	高麗寺跡	山城（上狹）	国指定史跡 遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	市 民地	恭仁京期の京内寺院の一つ。本市管理、令和3年度に第1期整備事業が完了。出土品についても本市所有。
15	鹿背山西道	木津？	遺跡（土木建築物）	-	恭仁京の右京を分けたとされる古道、実態は不明。
16	恭仁京東北道	加茂	遺跡（土木建築物）	-	聖武天皇が紫香楽行幸のために拓いた古道、奥畑を経由し和束町石原を経て紫香楽に至るとみられる。
17	岡田国遺跡	木津（木津・城山台）	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	国・民地	国道163号延伸に際し発掘調査が実施された。恭仁京期の条坊側溝、建物等が検出されている。出土品は京都府に帰属。
18	上狹北遺跡	山城（上狹）	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	府・民地	府道70号バイパス新設工事に際し発掘調査が実施された。恭仁京期の南北道路側溝とみられる溝、大型建物などが検出されている。 出土品は本市所有。
19	釜ヶ谷遺跡	木津（木津）	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	民地	学研都市開発に伴い発掘調査が実施されている。墨書き人面土器や斎串などが流路から多数出土している。恭仁京期にも祭祀場として機能していた。記録保存の上消滅。出土品は本市所有。
20	上津遺跡	木津（木津）	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	民地・市有地	恭仁京期にも港湾として機能していたと考えられる遺跡 出土品は本市所有。

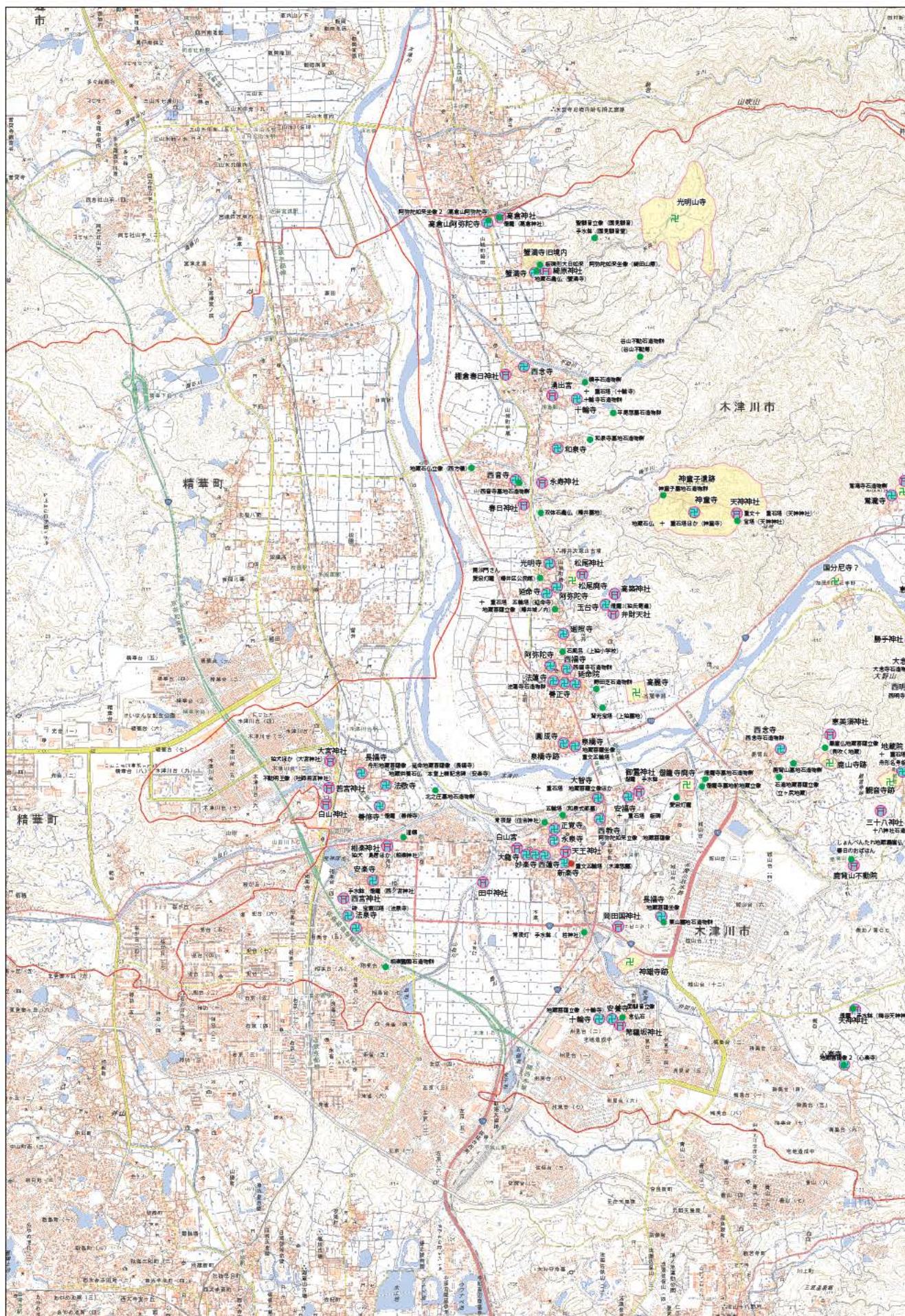
課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
恭仁宮跡に準じる。	恭仁宮跡に準じる。	恭仁宮跡に準じる
位置・規模・構造など不明。	開発等の機会に際し発掘調査を実施し、実態解明に努める。重要な遺構が検出された場合は適切な保存を実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
指定範囲に民地が存在。整備を実施するには公有化が前提となる。なお、出土品は重文に答申されたが、出土品を活用する施設等が山城郷土資料館以外にない。	保存管理計画を作成し、計画的に公有化・整備を進める。出土品については、活用を図るために、カラー版図録やレプリカ作成を行い、教育・観光資源としての活用、指定周年記念などの機会を利用し、シンポジウム・講演会開催等を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
既に京奈和自動車道が建設されている。遺物の一部は府暫定登録文化財。遺跡に関する情報発信が不十分。	本市にとって重要な遺跡であるため、開発等については十分配慮する。本市所有の遺物については、展示機会等の創出に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
R3年度第1期整備事業完了、情報発信、活用方法の検討が必要。	本市の仏教文化の隆盛を示す遺跡として、また、恭仁京京内寺院としての情報発信・活用に努める。出土品についても遺構と一体的な活用方法について検討が必要。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
実態は不明である。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
実態は不明瞭であるが、口畠・奥畠を経る道と考えられる。考古学的な裏付けが必要。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
府埋文センターにより調査が実施されたが、情報発信が不十分。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
府埋文センターにより調査が実施されたが、情報発信が不十分。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
府埋文センターにより調査が実施されたが、情報発信が不十分。	恭仁京期の祭祀場として情報発信を行う。また、出土品の展示機会の創出に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
遺跡の一角に顕彰碑が設置されている（本市管理）が遺跡理解のためには不十分。	奈良～平安時代を通じての港湾遺跡としての情報発信を行う。また、出土品の展示機会の創出に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費

第51表 ④「もう一つの古都」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（3/3）

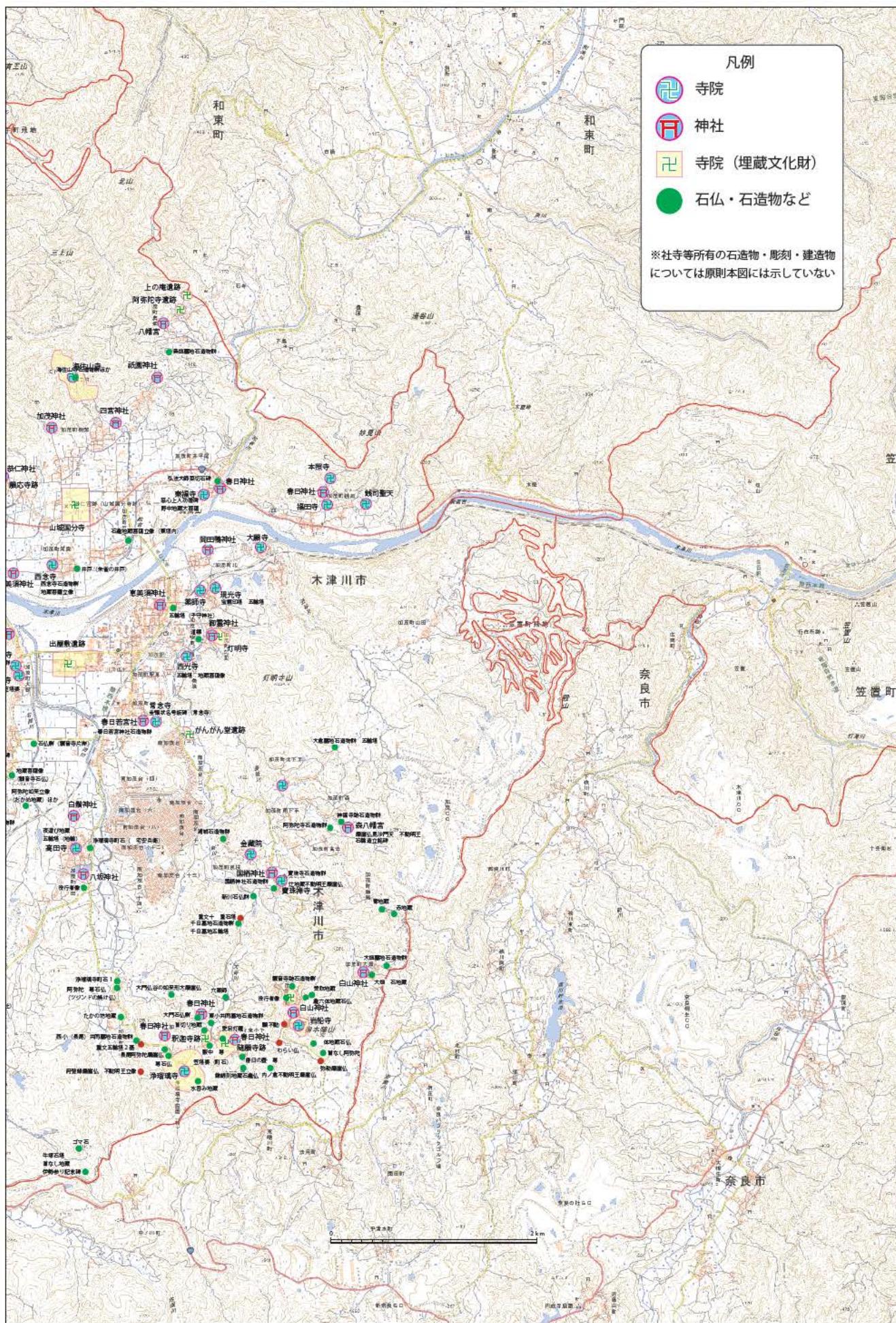
	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
21	作り道遺跡	木津（木津町・木津・市坂）	遺跡（埋蔵文化財）	民地	恭仁京右京の中軸とみられる道路遺跡。
22	その他の奈良時代遺跡	市域	遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	—	市内に所在する奈良時代の各種遺跡、集落遺跡の他、瓦窯や須恵器窯、錢司遺跡も含まれる。恭仁京期の操業状況（供給関係）や恭仁宮に供給した瓦窯についても確認が必要。
23	泉橋院（泉橋寺）	山城（上狹）	市指定史跡 遺跡（埋蔵文化財） 美術工芸品（考古資料）	民地	行基が建設した泉橋に伴う寺院、布施屋などとセットをなし泉橋の管理を実施したとみられる。泉橋寺はその後継寺院。聖武天皇と行基がここで対談したという伝承をもつ。
24	泉橋	山城（上狹）・木津（木津）	遺跡（伝承地）	—	行基架橋の橋、実態は不明。
25	鹿背山東橋	加茂？	遺跡（伝承地）	—	優婆塞架橋の京内橋。実態不明。
26	恭仁南橋	加茂	遺跡（伝承地）	—	京内架橋実態不明。
人文・自然資産					
27	恭仁宮を取り巻く景観	加茂	自然資産	民地ほか	恭仁宮周辺の景観であり、山紫水明と称えられた景観。宮を取り巻く山並みと宮城の南を流れる木津川の織りなす景観。特に西は枕詞となった鹿背山、北は三上山、東は燈明寺山に囲まれ、中央を木津川が貫流する左京域の景観は風光明媚と称えられた。
28	万葉和歌		人文資産	—	恭仁京や鹿背山を詠った各種の和歌。
その他の施設等					
29	くにのみや学習館	加茂（岡崎）	公開活用施設	市	恭仁宮跡に併設する展示施設。 地域での各団体活動拠点として機能。

課題	措置（案）	個別の事業名（措置）（再掲）
府埋文センターの発掘調査により部分的に古代の道路側溝が検出されているのみである。	開発に伴う事前調査を行うとともに、市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
奈良山瓦窯以外の実態は部分的にしか解明されていない。	既往の調査成果をもとに恭仁京期の各種遺跡の動向を検討する。開発等に際し適切に発掘調査等を実施し実態解明・情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
発掘調査がほぼ実施されておらず泉橋院等の実態は不明。	開発等に際し適切に発掘調査等を実施し実態解明・情報発信に努める。遺跡の状況により追加指定等の措置を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /17. 文化財保護審議会運営 /22. 指定等文化財修理等補助事業
文献史料にのみ登場する。実態は不明。	開発等に際し適切に発掘調査等を実施し実態解明・情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
文献史料にのみ登場する。実態は不明。	開発等に際し適切に発掘調査等を実施し実態解明・情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
文献史料にのみ登場する。実態は不明。	開発等に際し適切に発掘調査等を実施し実態解明・情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
恭仁宮周辺の自然景観は大きく改変されていないとみられ、適切に管理されている。将来にわたっての景観保全が課題。	今後も適切に維持管理されることが望まれる。恭仁宮跡とともに情報発信を行う。	13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業
和歌としての研究・整理が実施されているが、実際の遺跡・遺構と関連付けがなされていない。	恭仁宮とともに情報発信に努める。	12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
恭仁宮跡来訪者への便益施設機能、情報発信に関する機能を有しているが、情報が大きく更新されていない。	くにのみや学習館で発信する映像、各種パンフレットのリニューアル。普及啓発活動を府文化財保護課・山城郷土資料館等と共同して実施する。	13. 文化財普及啓発事業 /19. 史跡等保存活用計画策定事業 /20. 文化財公開管理事業費 /21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費

第7章 文化財の一体的・総合的な保存・活用



第45図 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群位置図



第52表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/19）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
1	地蔵院所有文化財				
	木造地蔵菩薩立像	加茂（觀音寺）	美術工芸品 (彫刻・市指定)	(宗) 地蔵院	地蔵院所有の平安時代木造地蔵菩薩立像。山城郷土資料館寄託。
2	岩船区所有文化財				
	当尾磨崖仏 阿弥陀如来及両脇侍坐像 弥勒如来立像 不動明王立像	加茂（岩船）	美術工芸品 (彫刻・府指定)	岩船区	当尾磨崖仏文化財環境保全地区に所在する3ヶ所の磨崖仏。わらい仏、岩船寺一願不動、ミロクの辻磨崖仏として著名。区により環境保全が図られている。
3	岩船寺所有文化財				
	岩船寺三重塔 附隅木受飾束	加茂（岩船）	建造物（重文）	(宗) 岩船寺	室町時代（嘉吉2年）建立の木造瓦葺の三重塔である。「隅鬼」と呼ばれる附指定の隅木受飾束は修理時に取り外され本堂内に安置されている。所有者により管理されている。常時公開。
	岩船寺石造十三重塔	加茂（岩船）	建造物（重文）	(宗) 岩船寺	岩船寺境内に所在する石造十三重塔、鎌倉時代後期に比定されている。所有者により管理されている。常時公開。
	岩船寺石室	加茂（岩船）	建造物（重文）	(宗) 岩船寺	鎌倉時代（応長2年）造立の不動明王と石室。所有者により管理されている。常時公開。
	岩船寺石造五輪塔	加茂（岩船）	建造物（重文）	(宗) 岩船寺	鎌倉時代後期に比定される石造五輪塔、昭和12年に北谷から境内に移されたと伝わる。所有者により管理されている。常時公開。
	木造阿弥陀如来坐像	加茂（岩船）	美術工芸品 (彫刻・重文)	(宗) 岩船寺	本堂に安置されている平安時代（天慶9年）造立の阿弥陀如来坐像。丈六の仏像であり当寺の本尊である。所有者により管理されている。常時公開。
	厨子入木造普賢菩薩像	加茂（岩船）	美術工芸品 (彫刻・重文)	(宗) 岩船寺	本堂に安置されている平安時代後期（11世紀）造立とみられる普賢菩薩像。厨子は南北朝期（永正16年）修理の銘がある。所有者により管理されている。常時公開。
	木造四天王立像	加茂（岩船）	美術工芸品 (彫刻・重文)	(宗) 岩船寺	本尊とともに本堂に安置されている。四天王立像である。多聞天は鎌倉時代末期（正応6年）の造立であることがわかる。所有者により管理されている。常時公開。
	岩船寺境内	加茂（岩船）	史跡・名勝（府暫定）	(宗) 岩船寺	あじさい寺として著名な境内には地蔵堂や鐘楼、作庭年代は不明であるが阿字池が寺域中央に配され、多くの来訪者が散策されている。所有者により管理されている。常時公開。
	紙本墨書き岩船寺縁起	加茂（岩船）	美術工芸品 (書跡・典籍・市指定)	(宗) 岩船寺	江戸時代に成立した岩船寺の縁起を記す。所有者により管理されている。原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
常設展示にて公開。将来的な修理等の必要性。	他の社寺特別公開等と併せた広報、情報発信の実施の検討。山城郷土資料館と共同企画展示等の実施を検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
屋外に露出しているため劣化の進行のおそれ。	磨崖仏の調査（文化財・劣化）を実施、サイレン整備・情報発信を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
定期的な修理等が必要。防火設備（防火水槽）が不十分。	所有者の意向を伺いつつ、保存活用計画の策定を実施、修理・防火設備に要する財源確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
屋外に所在する石造物のため定期的な劣化状況の診断・劣化状況に応じた修理等が必要。文化財としての再評価が必要。	所有者の意向を伺いつつ、文化財としての調査を実施する。併せて保存活用計画の策定の実施。修理等に要する財源確保の検討。	
屋外に所在する石造物のため定期的な劣化状況の診断・劣化状況に応じた修理等が必要。文化財としての再評価が必要。	所有者の意向を伺いつつ、保存活用計画の策定を実施、修理等に要する財源確保の検討。	
屋外に所在する石造物のため定期的な劣化状況の診断・劣化状況に応じた修理等が必要。文化財としての再評価が必要。	所有者の意向を伺いつつ、保存活用計画の策定を実施、修理・防火設備に要する財源確保の検討。	
定期的な修理等が必要。	所有者の意向を伺いつつ、保存活用計画の策定を実施、修理・防火設備等に要する財源確保の検討。	
定期的な修理等が必要。	所有者の意向を伺いつつ、保存活用計画の策定を実施、修理・防火設備に要する財源確保の検討。	
定期的な修理等が必要。	所有者の意向を伺いつつ、保存活用計画の策定を実施、修理・防火設備に要する財源確保の検討。	
遺跡としての調査履歴がなく、今の寺觀がいつ整えられたのかなど総合的な調査を行い、史跡・名勝としての価値付けについて更なる検討が必要。	寺院の来歴、境内及び周辺地の遺跡としての遺構・出土品調査を通じ来歴を明らかにする。併せて情報発信を行うことを検討する。	
紙本であるため定期的な劣化状況等の確認が必要。	所有者の意向を伺いつつ公開・活用方法の検討。	

第53表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/19）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
4	白山神社所有文化財				
	白山神社本殿 附棟札	加茂（岩船）	建造物（重文）	(宗) 白山神社	岩船寺に近接して所在する。白山神社は伊弉冉尊（いざなみのみこと）を祭神とする。社殿は春日造、室町時代の建立。岩船寺の鎮守社であったが神仏分離政策により春日神社とともに地域の氏神として祀られている。所有者により管理されている。常時公開。
	白山神社摂社春日神社 本殿 附棟札	加茂（岩船）	建造物（府登録）	(宗) 白山神社	白山神社本殿に隣接する。社殿は江戸時代建立の春日造。所有者により管理されている。常時公開（棟札は非公開）。
	おかげ踊絵馬	加茂（岩船）	有形民俗文化財（府登録）	(宗) 白山神社	明治元年に奉納されたおかげ踊りを描いた絵馬。所有者により管理されている。常時公開。
5	高田寺所有文化財				
	木造薬師如来坐像	加茂（高田）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 高田寺	高田寺は地域の寺院である。本尊薬師如来坐像は平安時代の造立である。所有者により管理されている。拝観は要予約。
6	八幡宮所有文化財				
	当尾磨崖仏 不動明王立像 毘沙門天立像	加茂（森）	美術工芸品（彫刻・府指定）	(宗) 八幡宮	鎌倉時代作成の線刻磨崖仏、本殿脇に所在する。覆い屋が施されているためか保存状況は良好である。所有者により管理されている。
	八幡宮本殿	加茂（森）	建造物（府暫定）	(宗) 八幡宮	江戸時代建立の三間社流造の本殿。大坂宮屋に材木の切組を発注し、当尾大工と大坂宮屋大工により施工された市域唯一の現存事例。所有者により管理されている。なお、八幡宮（森）は当尾地域北半の氏神的存在である。
7	恭仁神社所有文化財				
	恭仁神社本殿	加茂（宮ノ東）	建造物（府暫定）	(宗) 恭仁神社	恭仁神社は昭和40年、天満宮に御靈神社を合祀したもの。本殿は春日大社第一殿を1846年（弘化3）移築したもの。春日移しと称される。所有者により管理されている。なお、境内地では地域の催しなどが実施されている。
8	淨瑠璃寺所有文化財				
	淨瑠璃寺三重塔（九体 寺三重塔）	加茂（西小）	建造物（国宝）	(宗) 淨瑠璃寺	治承2（1178）京一条大宮から移築。桧皮葺。相輪は明治の改鋸による後補。所有者により管理されている。屋外のため常時公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
定期的な修理が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
定期的な修理が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用指針の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
當時公開されているため、劣化の進行状況等の確認が必要。また、情報発信方法についても検討する。	所有者の意向を伺いつつ、劣化状況等の調査を実施。岩船のおかげ踊りとともに公開・活用方法の検討。	
定期的な修理等が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
覆屋により保護されているため劣化は一定抑えられている。	磨崖仏の調査（文化財・劣化）を実施、サイン整備・情報発信を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
定期的な修理が必要。	修理に要する財源の確保。	
定期的な修理が必要。	修理に要する財源の確保。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
日常の維持管理、定期的な修理が必要。また将来予測される根本的修理への備えが必要となる。近年は桧皮をカラスが破損する鳥害が発生している。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業

第54表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（3/19）

名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
淨瑠璃寺本堂（九体寺本堂）	加茂（西小）	建造物（国宝）	(宗) 淨瑠璃寺	1107年（嘉承2）阿波公公深が願主となり建立、供養薬師は阿闍梨迎接房。保元2年（1154）に池の西に移築。現存する唯一の九体阿弥陀堂。寄棟造り木造本瓦葺、向拝・瓦葺は江戸時代（寛文6年（1666））の修理による。所有者により管理されている。常時公開。
木造阿弥陀如来坐像（国宝）	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・国宝）	(宗) 淨瑠璃寺	9躯で構成される阿弥陀如来坐像、現在（H4.6）修理中。所有者により管理されている。常時公開、拝観可能。
木造四天王立像（国宝）	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・国宝）	(宗) 淨瑠璃寺	4躯で構成される四天王のうち、2躯が本堂、2躯は国立博物館に寄託。本堂安置の2躯は所有者が管理している。常時公開、拝観可能。
厨子入木造吉祥天立像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	鎌倉時代初期の造仏、天平美術の様式を復古的に取り入れた名作。本堂に安置。常時は厨子に納められている。なお厨子の扉は流出し東京芸術大学蔵（重文淨瑠璃寺吉祥天厨子絵）となっている。吉祥悔過等に期間限定で公開される。
木造地蔵菩薩立像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	等身の地蔵菩薩立像で、通称「子安地蔵」、平安時代の造仏。本堂内九体阿弥陀仏中尊の向かって右側に安置。所有者により管理がなされている。常時公開。
木造薬師如来坐像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	創建時の本尊、平安時代の造立。衣の彩色や円花文、光背は後世の補修とみられる。三重塔初層に安置、定期的に特別公開。
木造不動明王及二童子立像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	本堂内北に安置されている不動明王立像。応長元年（1311）建立の護摩堂に安置されていた本尊と伝わる。本堂に安置。常時公開。
石燈籠	加茂（西小）	美術工芸品（工芸品・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	本堂前、三重塔下方に据えられた1対の石灯籠、塔下には貞治5年（1366）の銘がある。『拾遺都名所図絵』には描かれていない。常時公開・屋外に所在。
三重塔初重壁画十六羅漢像	加茂（西小）	美術工芸品（絵画・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	所有者により管理されている。三重塔初層壁画であり定期的に公開（薬師如来開帳）。
淨瑠璃寺流記 附淨瑠璃寺縁起	加茂（西小）	美術工芸品（書籍・典籍・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	淨瑠璃寺の創建以来の変遷とその規模を伝える資料、体裁は袋綴装、料紙には貞和2年（1347）から同3年の法華法などの着到記録の紙背に天地に押界を施して用いている。見返に觀応元年（1350）長算の跋があり、永承2年（1047）から貞応2年（1223）までは「古記」により写し、永仁以降は「続録」したと記している。所有者により管理されている。原則非公開。
木造地蔵菩薩立像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 淨瑠璃寺	像高約96cmの半身像。光背は後補であるが、彩色や截金などが良好に遺存している。平安時代の造仏であるが子安地蔵よりやや新しいとされる。東京国立博物館勧告。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
日常の維持管理、定期的な修理が必要。また、耐震対策を含め将来予測される根本的修理への備えが必要となる。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
日常の維持管理、定期的な修理が必要であるが、令和4年度で一定程度の修理が完了する予定。将来予測される根本的修理への備えが必要となる。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
本堂内南端に2軀を安置。定期的な修理が必要。2軀は東京国立博物館・京都国立博物館であるため、浄瑠璃寺での情報発信方法等の検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。東京国立博物館・京都国立博物館に寄託されている2軀について浄瑠璃寺での情報発信方法の検討。	
定期的な修理が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
定期的な修理が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡 詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡 発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整 備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化 財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文 化財修理等補助事業
定期的な修理が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
屋外に存在しているため、劣化状況等のモニタリングが必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
定期的なモニタリングが必要、劣化状況により根本的な対策が必要。また、将来予測される三重塔根本修理時における保存・公開活用方法の検討も必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、将来予測される三重塔根本修理寺における保存・公開活用方法の検討。修理に要する財源の確保の検討。	
絵画類同様、公開活用方法の手法等について検討が必要。また、将来的修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、公開・活用方法の検討。	
東京国立博物館勧告出陳であるため、浄瑠璃寺での情報発信方法等の検討が必要、また、将来的修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。東京国立博物館寄託であるため浄瑠璃寺での情報発信の検討。	

第55表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（4/19）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
	木造馬頭観音立像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 浄瑠璃寺	銘により仁治2年（1241）南都の巧匠良賢・増金・觀慶により製作、西小田原東谷成就院で製作されたとされる。像内部から馬頭観音小像や破片などが見つかっており前身となる像と考えられている。奈良国立博物館勧告。
	浄瑠璃寺庭園	加茂（西小）	史跡・名勝（国特名・史）	(宗) 浄瑠璃寺・個人	阿字池を中心に西に九体阿弥陀堂、東に三重塔を配する浄土庭園。指定域には民地を含んでいる。永承2年（1047）僧義明の草庵が原型となる。久安6年（1150）藤原氏の一門、興福寺一乘院門跡恵信が隠遁したのをきっかけに池の掘削、本堂の移築と三重塔の建設が行われた。以降も春日大明神の勧請、楼門や経蔵などの建築、楼門内池辺の立石など寺觀が整えられた。『浄瑠璃寺庭園保存活用計画』策定済み。常時公開されている。
	当尾磨崖仏 不動明王立像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・府登録）	(宗) 浄瑠璃寺	浄瑠璃寺奥の院に所在する磨崖仏、屋外に所在。小規模な滝に近接している。
	絵仏供	加茂（西小）	美術工芸品（工芸品・府登録）	(宗) 浄瑠璃寺	仏供は炊き上がった米飯を仏前に供えたインド伝來の風習である。本資料は米とともに花文などで装飾する古式のものとされる。室町時代から近世のもの11点存在、一部は本堂にて安置、常時公開。
	大日如来灌頂堂	加茂（西小）	建造物（府暫定登録）	(宗) 浄瑠璃寺	原則非公開。
	木造大日如来坐像	加茂（西小）	美術工芸品（彫刻・府暫定登録）	(宗) 浄瑠璃寺	浄瑠璃寺灌頂堂に安置、原則非公開。
9	春日神社所有文化財				
	春日神社本殿	加茂（錢司）	建造物（府登録）	(宗) 春日神社	令和2年度から修理事業。所有者により維持管理が行われている。
10	西明寺所有文化財				
	西明寺本堂	加茂（大野）	建造物（府暫定登録）	(宗) 西明寺	江戸時代に建立された本堂、地域の寺院であり原則非公開。
	木造薬師如来坐像	加茂（大野）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 西明寺	永承2年（1047）上野信永が大施主となり造仏。所有者により管理されている。原則非公開であるが、特別拝観等で公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
奈良国立博物館勧告出陳であるため、淨瑠璃寺での情報発信方法等の検討が必要。また、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。奈良国立博物館勧告出品であるため淨瑠璃寺での情報発信の検討。	
保存活用計画に沿った維持管理が必要。なお、指定範囲外にも塔頭・坊舎などが存在した可能性が高く、調査の実施、追加指定等の措置が必要。 なお、指定地には淨瑠璃寺所有地だけでなく、民地等も含まれている点に留意が必要。	『淨瑠璃寺庭園保存活用計画』（2021策定）に基づく適切な保存管理を実施、各種事業に伴う財源確保の検討。なお、指定範囲外における遺構調査等の実施、追加指定等の措置を実施する。	3.社寺等所有文化財調査事業 / 6.遺跡詳細分布調査 / 9.関連文化財群詳細調査 /10.指定等文化財再調査事業 /11.市内遺跡発掘調査事業 /12.文化財データベース等整備事業 /13.文化財普及啓発事業 /18.文化財保存活用計画策定支援事業 /22.指定等文化財修理等補助事業
経年劣化により破損進行、また近年の豪雨災害により倒木等が周辺で発生。現状の記録作成、破損状況の調査が必要。	磨崖仏の調査（文化財・劣化）を実施、サイレン整備・情報発信を行う。当尾磨崖仏環境保全地区とあわせ周辺環境の整備が必要。修理に要する財源の確保の検討。	
保存状態の確認等が必要、状況に応じ修理等の対応が必要。	所有者の意向を伺いつつ調査・保存状況の確認を行う。修理に要する財源の確保の検討。	
現状で大きな損傷等はないが、将来予測される修理事業等への対応が必要。	『淨瑠璃寺庭園保存活用計画』（2021策定）に基づく適切な保存管理を実施、各種事業に伴う財源確保の検討、所有者の意向を伺いつつ公開・活用方法の検討、情報発信を行う。修理に要する財源の確保の検討。	
現状で大きな損傷等はないが、将来予測される修理事業等への対応が必要。	所有者の意向を伺いつつ財源確保の検討、公開・活用方法の検討、情報発信を行う。修理に要する財源の確保の検討。	
現在修理事業中である、修理完了後の維持管理を適切に実施する。	修理事業完了後の公開活用を適切に実施する。中・長期的に修理費用のための財源確保の検討情報発信を行う。	3.社寺等所有文化財調査事業 / 9.関連文化財群詳細調査 /10.指定等文化財再調査事業 /12.文化財データベース等整備事業 /13.文化財普及啓発事業 /18.文化財保存活用計画策定支援事業 /22.指定等文化財修理等補助事業
現状では大きな課題はないが、定期的な修理が必要になるものと予測される。	将来的な修理事業に備えた財源確保等の措置が必要。	3.社寺等所有文化財調査事業 / 9.関連文化財群詳細調査 /10.指定等文化財再調査事業 /12.文化財データベース等整備事業 /13.文化財普及啓発事業 /18.文化財保存活用計画策定支援事業 /22.指定等文化財修理等補助事業
定期的な修理、将来予測される修理事業等への対応が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3.社寺等所有文化財調査事業 / 9.関連文化財群詳細調査 /10.指定等文化財再調査事業 /12.文化財データベース等整備事業 /13.文化財普及啓発事業 /18.文化財保存活用計画策定支援事業 /22.指定等文化財修理等補助事業

第56表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（5/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
	曳覆曼荼羅版木	加茂（大野）	美術工芸品（歴史資料・府指定）	(宗) 西明寺	曳覆曼荼羅は葬送の際、真言の力で死者を成仏させるため、遺骸に備えたもの。本例は曳覆曼荼羅を刷るための版木であり、南北朝期と室町時代の二枚。原則非公開。
11	国栖神社所有文化財				
	国栖神社本殿	加茂（当尾）	建造物（府暫定登録）	(宗) 国栖神社	国栖神社の本殿は江戸時代に春日大社第一伝を移築したものである。所有者により管理されている。常時公開。
12	千日墓地所有文化財				
	十三重塔	加茂（辻）	建造物（重文）	千日墓地管理組合	鎌倉時代後期に建立された十三重石塔である。墓地管理組合により管理されている。屋外に位置している。
13	御靈神社所有文化財				
	御靈神社本殿	加茂（兎並）	建造物（重文）	(宗) 御靈神社	室町時代建立の三間社流造の本殿。当初は燈明寺の神護寺であった。燈明寺旧境内に位置しており、境内には燈明寺旧庫裏（（一財）川合京都仏教美術財団所有）、本堂基壇、五重塔跡が残る。所有者により管理されている。常時公開。
14	（一財）川合京都仏教美術財団所有文化財				
	木造千手観音立像 木造不空羈索観音立像 木造十一面観音立像 木造聖観音立像 木造馬頭観音立像 附木造不空羈索観音立像納入品	加茂（兎並）	美術工芸品（彫刻・府指定）	(一財) 川合京都仏教美術財団	燈明寺に安置されていた仏像群、旧燈明寺本堂跡地に建てられた収蔵庫で所有者により保管管理されている。原則非公開であるが、特別拝観等により公開。
15	仏生寺六齋念佛保存会				
	仏生寺六齋念佛	加茂（仏生寺）	無形民俗文化財（府登録）	仏生寺六齋念佛保存会	袋中上人が疫病まん延防止、病気平癒、死者供養のため教え広めたと伝える。念佛講により伝えられた芸能。現在活動を休止している。
16	現光寺所有文化財				
	現光寺本堂	加茂（北）	建造物（府指定）	(宗) 現光寺	江戸時代建立の本堂。現光寺は円照寺文智女王と縁のある雲松実道律師による再興。所有者により管理されている。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
葬送に曳覆曼荼羅を死者に備える風習を考えるために貴重な存在である。現在の中世葬送儀礼等の研究を踏まえ公開活用方法について検討することが必要。	所有者の意向を伺いつつ、公開・活用方法の検討、情報発信を行う。なお、劣化状況等の確認も必要。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で大きな課題はないが、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	将来的な修理事業に備えた財源確保等の措置の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で大きな課題はないが、指定年が古く調査（文化財・劣化進行等）が必要。	管理組合の意向を伺いつつ調査（文化財・劣化状態）を実施。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で大きな課題はないが、定期的な修理が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で大きな課題はないが、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ、修理に要する財源の確保の検討。旧燈明寺、御靈神社と一体となった活用・情報発信の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
保存会自体が存在していない。	保存会が活動休止しているため、再興することは困難である。過去の活動記録等の収集を行う必要がある。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で大きな課題はないが、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ、修理に要する財源の確保の検討。	9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業

第57表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然人文資産の方針（6/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
17	木造十一面觀音坐像	加茂（北）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 現光寺	鎌倉時代造立の坐像である。所有者により管理されている。原則非公開。
	絹本著色最勝曼荼羅図	加茂（北）	絵画（府暫定）	(宗) 現光寺	鎌倉時代に製作された曼荼羅図である。所有者により管理されている。原則非公開。
	絹本著色弥勒菩薩像	加茂（北）	絵画（府暫定）	(宗) 現光寺	南北朝期に製作された弥勒菩薩図である。所有者により管理されている。原則非公開。
	現光寺什器類ほか	加茂（北）	美術工芸品	(宗) 現光寺	本市で現在、寺所有物の調査を実施中。
17	春日若宮神社所有文化財				
	おかげ踊絵馬	加茂（里）	有形民俗文化財（府登録）	(宗) 春日若宮神社	慶応4年（1968）に寄進されたおかげ踊絵馬。慶応のおかげ踊りを描いた絵馬は全国に6面しかなく、そのうちの1面でもある。所有者により管理されている。原則非公開。
18	海住山寺所有文化財				
	海住山寺五重塔	加茂（例幣）	建造物（国宝）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代に慈心上人覚真（藤原長房）により建立された。仏舎利の安置を目的とし、心柱を初層天井上に立てる最古の事例。同時代に裳階を付す塔の造立として尊勝寺（京都）、春日神社（奈良）などが文献から知られるが現存する唯一の例。 なお海住山寺は日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成文化財でもある。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺文殊堂	加茂（例幣）	建造物（重文）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代初期の建造とみられる。元仁2年（1225）「追善願文写」記載の「経蔵」の可能性がある。所有者により管理されている。常時公開（内部非公開）。
	木造十一面觀音菩薩立像	加茂（例幣）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 海住山寺	古い像をもとに平安時代（10世紀）に造立されたとみられる。現本尊である。所有者により管理されている。原則公開。
	絹本著色法華經曼荼羅図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・重文）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代の製作。「法華經」の内容を図示した繊細で工芸品的に優れた作品。京都国立博物館寄託。
	海住山寺文書（二十四通）	加茂（例幣）	美術工芸品（古文書・重文）	(宗) 海住山寺	鎌倉・室町時代の文書二十四通。貞慶自筆の仏舎利安置状・修正神名帳・加判の五ヶ条起請文を含み、海住山寺の寺勢を知る上で、また、貞慶関係文書として価値が高い。京都国立博物館寄託。
	木造十一面觀音菩薩立像	加茂（例幣）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 海住山寺	像高45.5cmの小像。平安時代初期の作品、名作といわれる。奥の院の本尊であり貞慶の念持仏とも伝わる。奈良国立博物館寄託。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
現状で大きな課題はないが、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
絵画類については公開・活用方法の手法等について検討が必要。また、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ、修理に要する財源確保の検討。公開・活用、情報発信手法の検討。	9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
絵画類については公開・活用方法の手法等について検討が必要。また、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ、修理に要する財源確保の検討。公開・活用、情報発信手法の検討。	
調査成果について公開活用方法の検討が必要。また、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ、指定等保護の措置を進める。修理に要する財源確保の検討。公開・活用、情報発信手法の検討。	
劣化状況等の確認が必要、将来の修理事業等に備えた財源の確保が必要、また、公開活用方法の検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ、修理に要する財源確保の検討。公開・活用、情報発信手法の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
定期的な修理、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
定期的な修理、将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
京都国立博物館に寄託されている。恒常的な公開活用方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
京都国立博物館に寄託されている。恒常的な公開活用方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
奈良国立博物館に寄託されている。恒常的な公開活用方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	

第58表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（7/19）

名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
木造四天王立像	加茂（例幣）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代制作の色彩・装飾を含め保存状態が非常に良好な四天王像。当初、五重塔初層に安置されていたとする見解もある。奈良国立博物館寄託。
絹本著色春日宮曼荼羅 十六善神図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府指定）	(宗) 海住山寺	春日神を勧請して行われた大般若經転読の様子を描いたもの。鎌倉時代の作。京都国立博物館寄託。
梵鐘	加茂（例幣）	美術工芸品（工芸品・府指定）	(宗) 海住山寺	総高 58.3cm の小型の青銅製梵鐘、1257 年修禪院別院無量寿院の梵鐘として鋸られたもの。奈良国立博物館寄託。
絹本著色釈迦三尊十六 羅漢図 附絹本著色 三千仏図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府指定）	(宗) 海住山寺	1337 年（建武 4）法印円順の作、当初摂津国に所在した 3 幅からなる釈迦三尊と十六羅漢画。三千仏図は 12 月の仏名会で用いられた本尊画。釈迦三尊十六羅観図同様、法印円順の作。奈良国立博物館寄託。
木造扁額「海住山寺」	加茂（例幣）	美術工芸品（工芸品・府指定）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代に掲げられていた扁額 2 面である。うち 1 面は当尾隨願寺の僧瞻空（せんくう）の書であり、貞慶が笠置寺から海住山寺に移った承元 2 年のものである。奈良国立博物館寄託。
紙本金地著色西王母獻 桃図・紙本金地著色明 皇楊貴	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	安土桃山時代狩野派により描かれた屏風絵。白楽天の「長恨歌」を画題とする。所有者により管理されている。原則非公開。
紙本金地著色明皇擊梧 桐図襖	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	本坊の襖絵、当初は屏風絵であったと見られる。安土桃山時代狩野派の作。所有者により管理されている。原則非公開。
紙本墨画淡彩西湖図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 地蔵菩薩像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 秦広王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 初江王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
奈良国立博物館に寄託されている。恒常的な海住山寺においての公開活用方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
京都国立博物館寄託。絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	
奈良国立博物館寄託。恒常的な公開活用方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	
奈良国立博物館寄託。絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	
奈良国立博物館寄託。2面の扁額についてはどの堂宇に掲げられていたか不明。公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	

第59表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（8/19）

名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
絹本著色地蔵十王図 宗帝王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 五官王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 閻魔王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 变成王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 泰山王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 平等王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 都市王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色地蔵十王図 五道輪王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。所有者により管理されている。原則非公開。
板絵著色十一面観音来迎図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	本堂の旧壁画、室町時代の作であり、補陀落山浄土図と対をなす。所有者により管理されている。原則非公開。
板絵著色補陀落山浄土図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	本堂の旧壁画、室町時代の作であり、十一面観音来迎図と対をなす。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色阿弥陀浄土図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	阿弥陀如来の極楽浄土を描いた絵画、鎌倉時代の作。所有者により管理されている。原則非公開。
紙本著色海住山寺縁起	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・市指定・府暫定）	(宗) 海住山寺	江戸時代に狩野永納により描かれた2巻からなる縁起絵巻。所有者により管理されている。原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡 詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡 発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整 備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文 化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文 化財修理等補助事業
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	

第60表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（9/19）

名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
絹本著色大威徳明王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	海住山寺宝篋院伝来の大威徳明王を描いた鎌倉時代の仏画。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色十六羅漢図 その一からその十六	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	室町時代の仏画、南宋の仏画が鎌倉時代以降もたらされ写されるものがあるが、本作は龍光院（京都）所蔵の南宋で描かれた十六羅漢図を寫したものと考えられている。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色愛染明王像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代の仏画、外題から山城国分寺に伝來したものであることがわかる。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色釈迦如来像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	南北朝時代の作、文殊菩薩像・普賢菩薩像と組をなす。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色文殊菩薩像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	南北朝時代の作、釈迦如来像・普賢菩薩像と組をなす。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色普賢菩薩像	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	南北朝時代の作、釈迦如来像・文殊菩薩像と組をなす。所有者により管理されている。原則非公開。
絹本著色蓮華化生図	加茂（例幣）	美術工芸品（絵画・府暫定）	(宗) 海住山寺	鎌倉から南北朝時代の作、二曲一隻の屏風に改変されている。阿弥陀浄土図の宝池に表される蓮華・蓮葉に転生した人物を描く。所有者により管理されている。原則非公開。
海住山寺文書	加茂（例幣）	美術工芸品（古文書・府暫定）	(宗) 海住山寺	所有者により管理されている。原則非公開。
大般若経	加茂（例幣）	美術工芸品（書跡・典籍・府暫定）	(宗) 海住山寺	平安時代、河内国滝尾寺の範誉により勧進書写されたもの。18世紀初頭に海住山寺に伝わったとみられている。所有者により管理されている。原則非公開。
般若心経（千部心経）	加茂（例幣）	美術工芸品（書跡・典籍・府暫定）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代の作、98巻が伝わる。所有者により管理されている。原則非公開。
紺紙金字般若心経	加茂（例幣）	美術工芸品（書跡・典籍・府暫定）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代の作、7巻が伝わる。金銀泥で釈迦説法図・経文を記す。所有者により管理されている。原則非公開。
般若心経（五巻本）	加茂（例幣）	美術工芸品（書跡・典籍・府暫定）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代の作、書写した僧の名が記されるが海住山寺との関係は不明。所有者により管理されている。原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡 詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡 発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整 備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文 化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文 化財修理等補助事業
絵画類同様、公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
絵画類同様、公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	

第61表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（10/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
	般若心経（紙背消息本）	加茂（例幣）	絵画（府暫定）	(宗) 海住山寺	鎌倉時代の作、書写した人物等については不詳。所有者により管理されている。原則非公開。
	海住山寺本堂	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	慶応4年（1868）の大雨により大破した本堂を明治17年（1884）に再建したもの。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺鐘楼	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	江戸時代中期、寛文3年（1663）頃建造。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺春日社	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺天満宮	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺稻荷社	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺中門	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	鐘楼の南に位置する四脚門。所有者により管理されている。常時公開。
	海住山寺山門	加茂（例幣）	建造物（府暫定）	(宗) 海住山寺	参道の途中に位置する四脚門。江戸時代中期とみられている。所有者により管理されている。常時公開。
19	常念寺所有文化財				
	絹本著色仏涅槃図 附 寛正三年六月施入旧裏 書	加茂（里）	美術工芸品（絵画・重文）	(宗) 常念寺	仏涅槃図は寺院の涅槃会に懸用されてきた。本図は、鎌倉時代涅槃図の典型的な作品。河内国若江郡某寺に伝わり、寛正3年（1463）山城国相楽郡賀茂庄の興法院（東明寺別院）へ施入、のちに常念寺の所有となった。京都国立博物館寄託。
	木造十王坐像・木造俱生神半跏像・木造奪衣婆坐像	加茂（里）	美術工芸品（彫刻・府登録）	(宗) 常念寺	室町時代の13躯の小像群、うち2躯に南都富士山仏所の春賀（珍慶）作の銘があり、現存する唯一の作例。京都国立博物館寄託。
20	薦瀧寺所有文化財				
	袋中上人絵詞伝	加茂（西）	美術工芸品（絵画・市指定）	(宗) 薦瀧寺	袋中上人の一生を描いた絵巻物、心光庵に伝わっていた2巻。琉球での上人の布教活動を知る上で重要。山城郷土資料館寄託。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。	公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保等が課題。	修理に要する財源の確保の検討。	
絵画類に関しては公開活用の方法の検討が必要。将来の修理事業等に備えた財源の確保、公開活用の手法等が課題。本来の所在地である常念寺での公開活用手法の検討。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保、公開・活用手法の検討の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。本来の所在地である常念寺での公開活用手法の検討。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業

第62表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（11/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
21	松尾神社所有文化財				
	木造牛頭天王半跏像	山城（椿井）	美術工芸品（彫刻・市指定・府暫定）	(宗) 松尾神社	平安時代の像2躯、もと御靈神社（椿井）に所在、松尾神社に合祀された。山城郷土資料館寄託。
	木造女神坐像	山城（椿井）	美術工芸品（彫刻・市指定・府暫定）	(宗) 松尾神社	平安時代の像2躯、拱手する唐装像。山城郷土資料館寄託。
	狂言福の神図並びに能猩々図絵馬	山城（椿井）	美術工芸品（絵画・市指定）	(宗) 松尾神社	狂言「福の神」、能「猩々」を描いた絵馬2面。慶応3年（1867）森川杜園の作。山城郷土資料館寄託。
	松尾神社本殿 附拝所、棟札	山城（椿井）	建造物（重文）	(宗) 松尾神社	松尾神社本殿は文化5年（1818）に春日若宮本殿を移築したもの。所有者が管理、常時公開。
	松尾神社拝殿・境内社 御靈神社本殿・表門	山城（椿井）	建造物（府登録）	(宗) 松尾神社	御靈神社は明治初年頃に松尾神社に合祀されたものであるが、本殿は文政6年（1823）に春日大社第三殿を移したもの。表門は切妻造の四脚門で瓦銘から元和3年（1617）の建造とみられる。拝殿は棟木の墨書から慶長12年（1607）の造営。所有者が管理、常時公開。
22	円成寺所有文化財				
	絹本着色方便法身尊像	山城（上狛）	美術工芸品（絵画・市指定）	(宗) 円成寺	浄土真宗の本尊阿弥陀如来を描いた絵画、戦国時代の作。本願寺第9代門主実如の署名、明応5年（1496）の年号がある。所有者が管理、原則非公開。
23	泉橋寺所有文化財				
	泉橋寺五輪塔	山城（上狛）	建造物（重文）	(宗) 泉橋寺	所有者が管理、地域の寺院であり原則非公開。
	泉橋寺境内	山城（上狛）	史跡（市指定）	(宗) 泉橋寺	山城町時代に現境内地を史跡指定。遺跡としての泉橋院の内容、範囲が不明瞭。
	泉橋寺石造地蔵菩薩坐像	山城（上狛）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 泉橋寺	『大乗院日記目録』から永仁3年（1295）に石が切り出され徳治3年（1308）地蔵堂が上棟、文明3年（1471）応仁文明の乱の際、西軍により地蔵堂もろとも焼け落ちた。元禄3年（1690）に頭部や腕などを補修。総高約5mを測る国内最大級の石造地蔵像。所有者が管理、常時公開。
	木造地蔵菩薩立像	山城（上狛）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 泉橋寺	鎌倉時代の作、像内には貝葉経2枚を納入。所有者が管理、地域の寺院であり原則非公開。
	泉橋寺表門	山城（上狛）	建造物（市指定）	(宗) 泉橋寺	江戸時代中期に建造された棟門。京都の大工の手によるものと見られている優品。所有者が管理、常時公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。本来の所在である松尾神社での公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。本来の所在である松尾神社での公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。本来の所在である松尾神社での公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
円成寺は地域の寺院であり、原則公開されていない。将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源確保、公開活用方法の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
奈良時代の行基建立の泉橋院に対しての史跡指定であるが、現状では史跡の内容等の把握が不十分。	機会をみての発掘調査を実施、泉橋院の内容を明らかにするとともに指定範囲についても再検討を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
彫刻としての指定であるが、周囲に残る地蔵堂礎石と併せての評価がなされていない。また、文化財としての調査を実施する必要がある。	所有者の意向を伺いつつ調査（文化財・保存状況等）を実施、将来的な修理等財源の確保を検討する。地蔵堂と併せた調査研究を実施し、調査成果について公開、情報発信を行う。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。公開活用の手法についても検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	

第63表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（12/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
24	神童寺所有文化財				
	神童寺本堂 附棟札、銘札、旧鬼瓦	山城（神童子）	建造物（重文）	(宗) 神童寺	寺伝では聖徳太子の創建、役行者が修行したと伝えられる。現本堂は応永13年（1406）年の建造であり、桁行3間・梁行3間、寄棟造。所有者が管理、常時公開。
	木造愛染明王坐像	山城（神童子）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 神童寺	平安時代の作、矢を天に放つ様相から「天弓愛染明王」とも呼称される。神童寺収蔵庫にて所有者が保管管理、拝観可。
	木造不動明王立像	山城（神童子）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 神童寺	「波切白不動」と呼ばれる平安時代の作品。肉身は白く塗られるが後補とみられている。神童寺収蔵庫にて所有者が保管管理、拝観可。
	木造阿弥陀如来坐像	山城（神童子）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 神童寺	定朝様と称される平安時代後期の作、像高約132cm。神童寺収蔵庫にて所有者が保管管理、拝観可。
	木造毘沙門天立像	山城（神童子）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 神童寺	像高約135cm、平安時代の作。寄木造の彩色像。神童寺収蔵庫にて所有者が保管管理、拝観可。
	木造日光月光菩薩立像	山城（神童子）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 神童寺	日光菩薩立像、月光菩薩立像の2躯。平安時代の作であるが、日光菩薩は10世紀、月光菩薩は11世紀とみられる。当初は対ではなく、特に日光菩薩は尊名を決めることが困難とされる。神童寺収蔵庫にて所有者が保管管理、拝観可。
	木造伎楽面	山城（神童子）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 神童寺	桐材に彩色した「嵐峯」と呼ばれる伎楽面、建久9年（1196）鎌倉時代の作。東大寺所蔵品の康慶作と同工。奈良国立博物館寄託。
	神童寺境内	山城（神童子）	史跡（府暫定）	(宗) 神童寺	境内地が府暫定史跡に登録されている。所有者により維持管理されている。遺跡としての評価が必要。
	神童寺護摩堂	山城（神童子）	建造物（市指定）	(宗) 神童寺	本堂の北に所在する護摩堂。方3間の宝形造。型式から江戸時代初期のものとみられている。所有者が管理、常時公開（外観）。
	神童寺表門	山城（神童子）	建造物（市指定）	(宗) 神童寺	境内東に位置する表門、江戸時代中期の建造。所有者が管理、常時公開。
25	天神神社所有文化財				
	天神社十三重塔	山城（神童子）	建造物（重文）	(宗) 天神神社	建治3年（1277）の銘をもつ鎌倉時代の作。初層軸部4面に頭教仏を彫り出すが、北面のものが地蔵菩薩となっている。一部欠けがみられる。所有者が管理、常時公開。
	天神神社本殿	山城（神童子）	建造物（府登録）	(宗) 天神神社	三間社流造の室町時代の建造。幾度かの改変を受けているが、概ね室町時代の様式を残している。所有者が管理、常時公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。本来の所有者である神童寺での公開活用手法の検討。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
遺跡としての調査が未実施であるため、所有者の意向を踏まえ調査の実施を検討する 境内地の修景等にかかる財源の確保が必要。	所有者の意向を伺いつつ修景に関する方針・財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	

第64表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（13/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
26	玉臺寺所有文化財				
	木造弁才天十五童子像	山城（椿井）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 玉臺寺	現存する13体を1具として指定されている。天正6年（1578）宿院仏師源三郎等による制作。所有者が管理、原則非公開（正月三が日公開）。
27	涌出宮関連文化財				
	涌出宮の宮座行事	山城（平尾）	無形民俗文化財（国重要無形民俗文化財）	涌出宮宮座行事保存会	保存会により実施されている。行事は原則公開（神事につき一部非公開）。
	和伎座天乃夫岐壳神社本殿 附棟札	山城（平尾）	建造物（府登録）	(宗) 和伎座天乃夫岐壳神社	三間社流造、元禄5年（1692）の造営。所有者により管理されている。常時公開。
	涌出宮の踊図絵馬	山城（平尾）	有形民俗文化財（府暫定）	(宗) 和伎座天乃夫岐壳神社	雨乞いの踊りを描いた絵馬。所有者により管理されている。原則非公開。
	涌出宮石灯籠	山城（平尾）	建造物（市指定）	(宗) 和伎座天乃夫岐壳神社	和伎座天乃夫岐壳神社境内に所在する2基の石灯籠、南北朝期と室町時代のもの。所有者により管理されている。常時公開。
	和伎座天乃夫岐壳神社表門	山城（平尾）	建造物（市指定）	(宗) 和伎座天乃夫岐壳神社	切妻造の四脚門、桁から下部の部分は室町時代末とみられる。所有者により管理されている。常時公開。
	和伎座天乃夫岐壳神社拝殿	山城（平尾）	建造物（市指定）	(宗) 和伎座天乃夫岐壳神社	江戸時代初期の部分がみられる。所有者により管理されている。常時公開。
28	永寿神社関係文化財				
	稻荷山	山城（北河原）	史跡（市史跡）	永寿神社ほか	永寿神社（今城跡・稻荷山古墳）の立地する丘陵地、常時公開。
29	蟹満寺所有文化財				
	銅造釈迦如来坐像（国宝）	山城（綺田）	美術工芸品（彫刻・国宝）	(宗) 蟹満寺	白鳳から天平期の丈六金銅釈迦如来坐像。現本堂の新造にともない詳細な調査が実施された。所有者により管理されている。原則公開。
	木造如来形坐像	山城（綺田）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 蟹満寺	本堂に安置されている像高31.7cmの小像。頭部は後補であるが、本来の部分は天平様式をよく表している。所有者により管理されている。原則公開。
30	西念寺所有文化財				
	木造薬師如来坐像（府指定）	木津（鹿背山）	美術工芸品（彫刻・府指定）	(宗) 西念寺	平安時代に造立された薬師如来である。像容の整った和様の典型事例であるとともに台座もほぼ完存している。一説には大和國中川の興福寺別院中川成身院の像とされる。所有者により管理されている。原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来にわたる行事維持・継続のための体制・財源の検討が必要。	保存会の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、行事継続に要する体制・財源の確保の検討。また、映像記録など現時点における行事の記録を実施することも必要。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。公開・活用の方法についても検討。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。公開活用の方法について検討を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
境内地は神社により管理されている。昭和49年と古い指定であるため、市指定史跡としての本質的な価値を再評価することが必要。	市史跡稻荷山のもつ本質的な価値付けについて再調査を実施。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業

第65表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（14/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
	木造日光・月光菩薩立像	木津（鹿背山）	美術工芸品（彫刻・府登録）	(宗) 西念寺	薬師如来坐像の脇侍として安置されている。日光菩薩像台座の墨書から永正11年（1514）の作と判断される。日光菩薩はほぼ製作当初の彩色を残しているが、月光菩薩は後補に置き換えられている。なお、三仏の納められている厨子は薬師如来坐像台座の銘文から永正14年の作とみられ、一連の薬師如来坐像復興事業が行われた可能性を示しているとされる。所有者により管理されている。原則非公開。
	西念寺本堂	木津（鹿背山）	建造物（府暫定）	(宗) 西念寺	棟札から宝永2年（1705）の建築とわかる寄棟造の本堂。棟札に大工法隆寺宇兵衛の名がある。地域の寺院のため原則非公開。
	西念寺薬師堂	木津（鹿背山）	建造物（府暫定）	(宗) 西念寺	江戸時代初期のものを中期に改修したとみられる。「（前略）宝永二年四月大工木津六兵衛」の棟札がある。意匠的に珍しいとされる。地域の寺院のため原則非公開。
31	法泉寺所有文化財				
	木造十一面觀音立像	木津（相楽）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 法泉寺	2015年寄託先から寺院に戻された。像高86cmを測る。頭頂など後補の部分もある。一部彩色が残されている。所有者により管理されている。原則非公開。
32	相楽神社関連文化財				
	相楽神社本殿	木津（相楽）	建造物（重文）	(宗) 相楽神社	室町時代初期の建築、三間社流造、桧皮葺の構造である。各所に設けられた彫刻が特に優れているとされる。所有者により管理されている。常時公開。
	相楽神社末社若宮神社本殿	木津（相楽）	建造物（府登録）	(宗) 相楽神社	本殿南側に位置する一間社春日造の建造物で16世紀後半の造営とみられている。所有者により管理されている。常時公開。
	相楽神社山門	木津（相楽）	建造物（府暫定）	(宗) 相楽神社	江戸時代に造営された四脚門。所有者により管理されている。常時公開。
	相楽の御田と正月行事	木津（相楽）	無形民俗文化財（府指定）	相楽神社宮座	相楽神社で行われる年頭の宮座行事であり、豆焼、粥占、御田、餅花、水試などが行われる。御田を中心とする宮座行事には中世的な宮座祭祀の在り方が良く残っている。相楽神社宮座により実施されている。原則公開。
33	心楽寺所有文化財				
	木造阿弥陀如来立像	木津（梅谷）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 心楽寺	鎌倉時代の作、快慶が生み出した安阿弥様といわれる様式の流れを引く。快慶と縁のある仏師の作とみられている。所有者により管理されている。地域の寺院のため、原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
適正に実施されているが、後継者等に課題。	宮座の意向を伺いつつ行事継続に要する体制・財源の確保の検討。また、映像記録など現時点における行事の記録を実施することも必要。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業

第66表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（15/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
34	木津御輿太鼓				
	木津御輿太鼓祭	木津（木津）	無形民俗文化財（市指定）	木津御輿太鼓祭運営委員会	幕末から運行されている木津本祭の行事、岡田国神社、御靈神社、田中神社を太鼓台が練り歩く。運営委員会により実施されている。原則公開。
35	西教寺関連文化財				
	木造地蔵菩薩坐像	木津（木津）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 西教寺	平安時代前期の作とされる。結跏趺坐する姿を表すが両手先と持物は後補である。旧木津町域最古の像。所有者により管理されている。地域の寺院のため、原則非公開。
	西教寺六斎念佛	木津（木津）	無形民俗文化財（府登録）	西教寺六斎念佛講	現状で活動を休止している。
36	大智寺所有文化財				
	木造十一面觀音立像	木津（木津）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 大智寺	平安時代の作、一部後補の部分や補修があるが、10世紀末の製作。白色下地や彩色が一部残る。所有者により管理されている。原則公開（要問合せ）。
	木造文殊菩薩坐像	木津（木津）	美術工芸品（彫刻・重文）	(宗) 大智寺	元徳2年（1330）年の『橋柱寺縁起』に本像の歴史が示されている。大智寺の本尊であり、西大寺の僧慈真と文殊信仰が背景にあるものと見られている。所有者により管理されている。原則公開（要問合せ）。
	大智寺本堂・庫裏・鐘楼・表門	木津（木津）	建造物（府登録）	(宗) 大智寺	鎌倉時代に橋柱寺として開かれた寺伝をもつ。江戸時代中期、寛文年間に東福門院の下賜により本寂が再興した。現存する建物はこの再興期のものである。所有者により管理されている。原則公開（要問合せ）。
	紙本著色橋柱寺縁起	木津（木津）	美術工芸品（絵画・市指定）	(宗) 大智寺	元徳2年（1330）の元奥書をもつ江戸時代の写。所有者により管理されている。原則非公開。
	大智寺什器類ほか	木津（木津）	美術工芸品	(宗) 大智寺	本市で現在、寺所有物の調査を実施中。
37	安福寺所有文化財				
	木造阿弥陀如来坐像	木津（木津）	美術工芸品（彫刻・市指定）	(宗) 安福寺	平安時代末の作、平重衡の引導仏という伝承をもつ。平安時代から鎌倉時代への過渡的な様相を示す。地域の寺院であり、原則非公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
現状では適正に実施されている。御輿太鼓祭りを実施する大阪府等の団体と連携しているが、後継者等の養成、用具の維持が課題。	団体の意向を伺いつつ行事継続に要する体制・財源の確保の検討。また、映像記録など現時点における行事の記録を実施することも必要。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
念仏講が活動を休止しているため再興は困難。	念仏講が活動休止しているため、再興することは困難である。過去の活動記録等の収集を行う必要がある。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で大きな課題はないが将来の修理事業等に備えた財源の確保に備えておく必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	
R 3 年度に修理終了。以後の維持管理等について検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の策定、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
R 3 年度に本堂修理終了、その他の建造物についても将来の修理事業等に備えた財源の確保に備えておく必要。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
公開・活用方法の検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	
調査成果について公開活用方法の検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ、修理に要する財源確保の検討。公開・活用、情報発信手法の検討。	
将来の修理事業等に備えた財源の確保に備えておく必要	所有者の意向を伺いつつ公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業

第67表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（16/19）

	名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
38	御靈神社所有文化財				
	木津浜絵馬	木津（木津）	美術工芸品（歴史資料・市指定）	(宗) 御靈神社	文政11年（1828）に奉納された絵図。木津浜の様子を描く。現在の川喜や住吉大明神、常夜燈なども描かれている。所有者により管理されている。原則非公開。山城郷土資料館で復原レプリカを作成。
39	岡田鴨神社所有文化財				
	岡田鴨神社本殿・摂社天満宮本殿・末社金刀比羅神社本殿	加茂（北）	建造物（府指定）	(宗) 岡田鴨神社	指定の三社のほか、棟札と末社三十八神社本殿が附指定となっている。いずれも一間社春日造である。本殿及び天満宮本殿は桧皮葺、その他は銅板葺。本殿及び天満宮はいわゆる春日移しであり、それぞれ天明6年（1786）、文政9年（1828）造替時の春日大社本殿を移築したものである。所有者により管理されている。常時公開。
40	岡田国神社所有文化財				
	岡田国神社本殿・拝殿・舞台・南北氏子詰所	木津（木津）	建造物（府登録）	(宗) 岡田国神社	所有者により管理されている。近年氏子詰所の修理を実施、新本殿の建立により参拝の対象になっていない。常時公開。
	岡田国神社摂社恵美須神社本殿	木津（木津）	建造物（府暫定登録）	(宗) 岡田国神社	岡田国神社の摂社である。明治9年小字池田から遷座したとされる。所有者により管理されている。常時公開。
41	天王神社所有文化財				
	天王神社本殿	木津（木津）	建造物（府指定）	(宗) 天王神社	17世紀に建造された一間社春日造の本殿である。京田辺市朱智神社本殿と同じ大工の手によるものと考えられており、他の春日造と異なる形式として注目されている。所有者により管理されている。常時公開。
42	正覚寺所有文化財				
	正覚寺本堂	木津（木津）	建造物（府暫定）	(宗) 正覚寺	正覚寺は天正13年開基の寺伝をもつ。現堂宇は寛延2年（1749）の再建とされるが、本堂瓦に寛政10年（1798）銘のものがある。江戸時代の建築。所有者により管理されている。常時公開。
	正覚寺観音堂	木津（木津）	建造物（府暫定）	(宗) 正覚寺	江戸時代の建築。所有者により管理されている。常時公開。R4部分修理（シロアリ被害）。
43	木津川市所有文化財				
	五輪塔（加茂町西小・長尾共同墓地）	加茂（西小）	建造物（重文）	木津川市	西小・長尾共同墓地入り口に立つ2基の石塔、鎌倉時代後期の作。墓地として管理されている。常時公開。
	五輪塔（木津清水）	木津（清水）	建造物（重文）	木津川市	木津旧市街地市有地に立つ。敷地内には五輪塔以外にも惣墓にあった石仏が数体残る。正応5年（1292）の銘が刻まれる。なお、地輪下の反花座は埋没しており全容を確認できない。地域により維持管理されている。常時公開。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
公開・活用方法、将来の修理に備えた財源確保の検討が必要。	所有者の意向を伺いつつ公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
近年末社の修理を実施。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
旧境内地の石垣等に破損が見られる。参拝の対象ではないためか人気がみられない。	所有者の意向を伺いつつ公開・活用手法の検討、修理に要する財源の確保の検討。旧境内地の活用方法の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
近年修理を実施、将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修理事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
文化財としての調査・再評価が必要。	五輪塔の調査（文化財・劣化）を実施、文化財としての再評価を実施。	9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費
文化財としての調査・再評価が必要。また、反花座が埋没しているため、全容を確認することが必要である。現状、単体で評価されることが多いが、木津遺跡・木津惣墓と併せた検討、情報発信が必要。	五輪塔の調査（文化財・劣化）を実施、文化財としての再評価を実施。引き続き地域により維持管理されるよう支援を継続する。	9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費

第68表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（17/19）

名称	地域	種類	所有・管理	現状・概要
高麗寺跡	山城（上狹）	国指定史跡 美術工芸品（考古資料）	木津川市	R3年整備事業完了。本市が所有・管理。常時公開。
山城国分寺跡	加茂（瓶原）	国指定史跡 美術工芸品（考古資料）	市・民地 管 理 団 体： 木津川市	調査は京都府が実施し、公有化・管理は管理団体である本市が実施している。常時公開。
神雄寺跡	木津（木津）	国指定史跡 美術工芸品（考古資料）	市・民地 管 理 团 体： 木津川市	奈良時代の山林寺院跡、類のない伽藍配置や山水陶器、墨書き土器など多数出土、現在埋め戻し保存状態。
大般若経	山城（上狹）	美術工芸品（古文書・ 市指定）	木津川市	本来、寺院で実施されてきた大般若経転読を庶民が行うようになった変遷を示す重要な資料。かつて上狹村役場で保管されていた。山城郷土資料館寄託。
遺跡（埋蔵文化財）				
44 灯明寺遺跡	加茂（兔並）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	中世寺院の境内地、現御靈神社、三重塔跡、本堂基壇が残る。三渓園へ移築された本堂・三重塔は重要文化財。
45 光明山寺跡	山城（綺田）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	中世の寺院跡、光明山寺は仁和寺寛朝の創建とされ、東大寺巖廻により12世紀に東大寺三論宗の別所として中興されたとされる。
46 阿弥陀寺遺跡	加茂（奥畠）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	中世の寺院跡、明治初期に海住山寺に合併した寺院跡、実態不明。
47 釈迦寺跡	加茂（東小）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	中世の寺院跡、明治13年に尻枝金藏院に合併し廃寺となった。道路工事の際に銅製仏頭が出土。実態不明。
48 蟹満寺旧境内	山城（綺田）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	現在の蟹満寺周辺に広がる飛鳥時代からの遺跡、蟹満寺の前身寺院の可能性がある。一部発掘調査が実施されている。
49 岩船寺遺跡	加茂（岩船）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	現在の岩船寺及び北に位置する2ヶ所の平安時代から中世にかけての埋蔵文化財包蔵地。北側は城館とみられる遺構が残り、戦国時代に岩船周辺で戦闘に備えたことを示す遺構として重要、南側は岩船寺を中心として広がる包蔵地であり岩船寺の成立を知る上で重要。
50 上の庵遺跡	加茂（奥畠）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	奥畠に所在したと伝わる寺院跡、詳細不明であるが、中世の建立を伝える。昭和51年に小字風呂谷5番地から石風呂が見つかっている。
51 観音寺跡	加茂（観音寺）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	地蔵院に隣接して広がる寺院跡、元禄10年「藤堂藩山城領内寺社宗門帳」の「観音堂」か。
52 隨願寺跡	加茂（東小）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	平安時代に淨瑠璃寺に先行して建立された当尾（「小田原」）の中核を占めた寺院跡、明治2年『山城国相楽郡藤堂從四位支配地社寺宗門帳』が最後の記載。
53 神童子遺跡	山城（神童子）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	聖徳太子建立の伝承をもつ神童寺周辺に広がる遺跡。坊舎が多数あったとする記載があるが実態は不明。平安時代から近世にかけての遺物が散布している

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
史跡公園として整備が実施されたが積極的な利活用が必要。	本市で引き続き管理を行う。効果的な情報発信、利活用の手法の検討を行う。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
R4年度から京都府による発掘調査報告書の作成事業、恭仁宮跡の活用可能性の調査等が実施されている。	恭仁宮跡に準じる。	
埋め戻し状態で放置されている。また仏殿跡や塔跡は民有地である。	保存活用計画を作成し、史跡整備を推進する。当面、情報発信に努める。出土品については展示・公開の機会を設け活用をはかる。	9. 関連文化財群等詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
市史にともない整理・調査がなされた。山城郷土資料館で活用されている。	庶民の信仰を示す重要な資料。効果的な情報発信の在り方を検討する。	
旧燈明寺境内については、『拾遺都名所図会』にあるが、遺跡としての評価が定まっていない。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
現地は山林・水田などになっている。部分的に発掘調査が実施されているが、全体的な調査は未着手。	分布調査から始める計画的な調査が必要である。また、開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
開発等の際に適切な発掘調査が必要。	開発等の際に適切な発掘調査が必要	
開発等の際に適切な発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
伽藍の実態が不明であり、旧境内の範囲についても再調査が必要である。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
北と南に分かれる包蔵地であるが、岩船寺の実態を知るために重要な遺跡である。正式な発掘調査が実施されていないため表採資料や、地表面に顕在化した遺構が知られるのみである。	岩船寺の成立を知るために重要な遺跡である。他の当尾地区の遺跡とともに総合的な調査を実施していくことが望まれる。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
詳細不明のため、現地調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
詳細不明のため、現地調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
浄瑠璃寺とならび小田原で隆盛を誇った寺院、当尾の歴史と文化を解明する上で重要な遺跡であるが実態不明。	随願寺の評価は浄瑠璃寺や岩船寺の評価とも連動するため、重要遺跡として位置づけ、計画的な発掘調査を実施する。遺跡の価値付けを行い指定等の措置を検討する。また、浄瑠璃寺、岩船寺と併せた情報発信を行う。	
遺跡としての実態が不明、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	

第69表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（18/19）

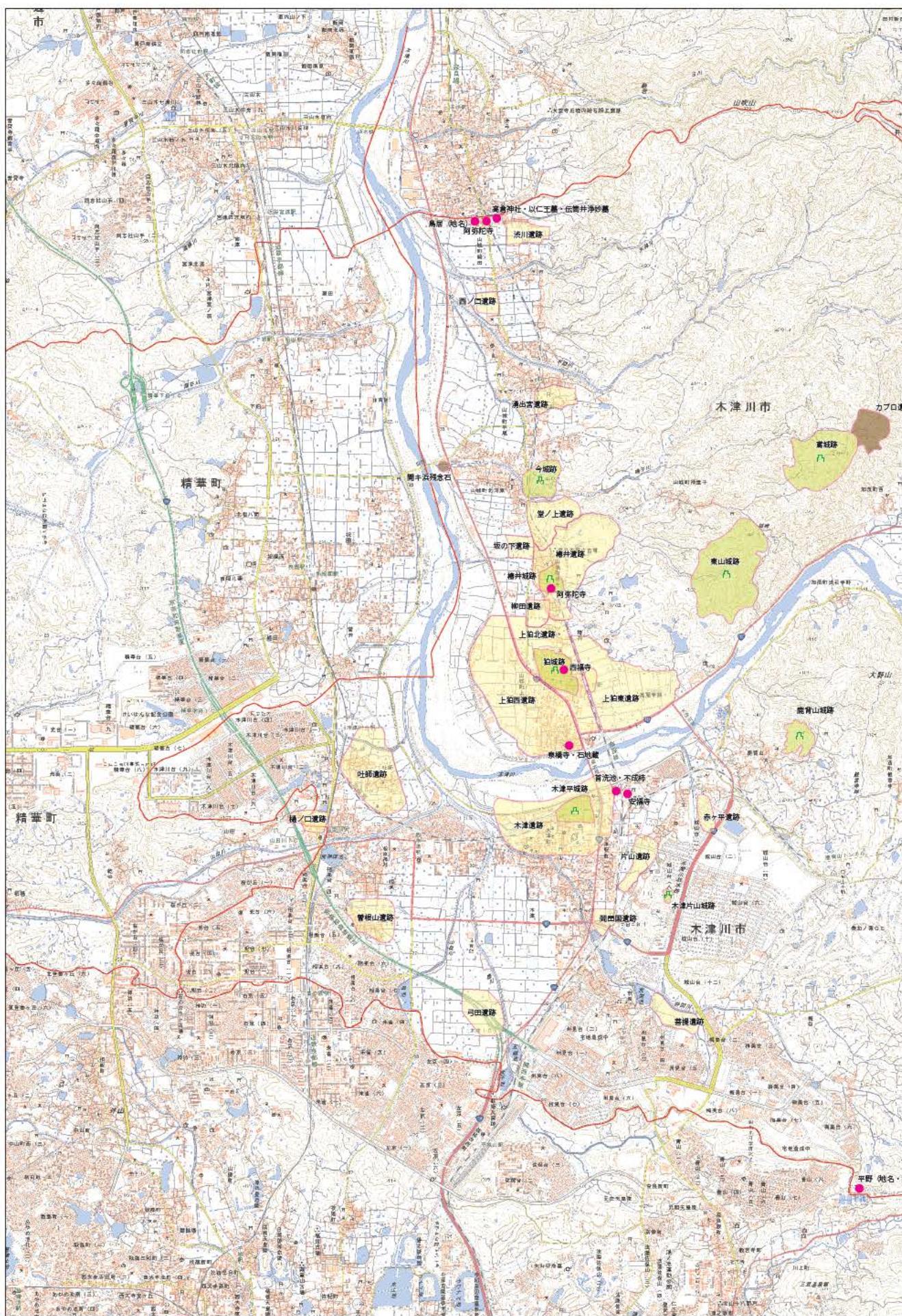
	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
54	泉橋寺跡（泉橋院）	山城（上狛）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	行基建立の泉橋院、現泉橋寺境内は市指定となっている。寺域は泉橋寺境内より広かつたと伝わる。飛鳥時代から中・近世にかけての遺物が散布している。
55	願応寺跡	加茂（西）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	『拾遺都名所図会』に記載される寺院跡、詳細不明。
56	鹿山寺跡	木津（鹿背山）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	西念寺の前身寺院とも伝わる。行基開基の伝承をもつ。遺跡としての実態は不明であるが、奈良時代の瓦などが採取されている。
57	松尾廃寺	山城（椿井）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	松尾神社の西に隣接する寺院跡。詳細は不明、隣接する松尾神社境内から川原寺式の瓦が採取されている。
58	燈籠寺廃寺	木津（木津）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	木津川左岸に位置する白鳳寺院、東辺付近の発掘調査が実施されている。包蔵地内には土壇状の高まりが残り、伽藍が遺存している可能性は高い。
59	出屋敷遺跡	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	木津川左岸に位置する包蔵地、奈良時代の瓦等が出土するが、詳細は不明。
60	山城国分尼寺跡	加茂（法花寺野）	遺跡（埋蔵文化財）	民地ほか	法花寺野に存在が想定されるが実態不明。
	その他				
61	その他の社寺及び所有文化財	市内	遺跡（社寺境内）、建造物、美術工芸品（有形民俗文化財、無形民俗文化財など）	—	未指定の社寺等であっても、地域に根ざした拠り所として機能している。地域の記憶というべき文化財が眠っている可能性も考えられる。
62	廃寺・廃社	市内	遺跡（寺社境内）	—	明治時代の神仏分離政策により統合、あるいは廃寺となった寺院、合祀や地域の衰退により失われた神社境内地。
63	石造物	市内	建造物、美術工芸品、遺跡（石造物）	—	市域に点在する石造物群、石仏や磨崖仏の中には著名なものも存在する。中近世墓地にも多数存在している。
64	地域等の行事・祭など	市域	有形・無形民俗文化財	—	市域では社寺を中心としたまとまり以外に、伊勢講や地蔵講など多くの講が組織され、地域コミュニティを形成していた。現在も地蔵講があるほか地蔵盆（地蔵会）などの年中行事も実施されているが未調査。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
泉橋院の実態は不明であるため、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。検出遺構に応じ、史跡地の追加指定等を検討する。	
遺跡としての実態が不明であるため、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
遺跡としての実態が不明であるため、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
遺跡としての実態が不明であるため、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
遺跡としての実態が不明であるため、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。検出遺構に応じ、史跡指定等の保護措置を検討する。	
遺跡としての実態が不明であるため、発掘調査が必要。	開発行為に先行した適切な発掘調査を実施する。	
位置・規模・構造など不明。	開発等の機会に際し発掘調査を実施し、実態解明に努める。重要な遺構が検出された場合は適切な保存を実施する。	
社寺は原則、信仰の場であり所有物は信仰の対象である場合が多く、一方で檀家や氏子の減少により文化財の修理等に出費ができない事も想定される。そのため、所有者の意向を伺いつつ所有文化財の調査を実施することが必要である。	所有者の意向を伺いつつ、所有文化財の調査（文化財・劣化状況等）を実施する。文化財の価値に応じ指定等の保存措置をはかるとともに、公開・活用の方法についても検討を行う。将来的に必要となる修理等に要する経費について財源の確保等について検討を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
近代に神仏分離政策により失われた寺院は多く、これら廃寺の伝来は不明なものが多く地区の集会所となったものや、敷地そのものが失われたものも存在する。埋蔵文化財包蔵地として認識されていないものが多く、開発等により消滅の危機に瀕しているため、保護の措置を行う事が必要。	市内で詳細分布調査を実施する。遺物等の表採に努めるとともに地形測量図、基壇等の痕跡がある場合は遺構略測図等の作成に努める。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
市内に所在する数多くの石造物の多くは所有者、地区により維持管理されている。ただし、文化財としての実態把握が進んでいないため、調査が必要である。	文化財としての調査を実施する。また劣化状態についても把握を行い、必要に応じ修理等の対応を検討する。	2. 石造物悉皆調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
調査・情報収集に努める。	社寺・地域の行事等については現状確認が必要、調査を進め記録作成に努める各行事の実施状況を確認し、必要に応じ後継者育成等支援策を講じる。また、記録の収集、作成に努める。調査結果については整理・公開を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業

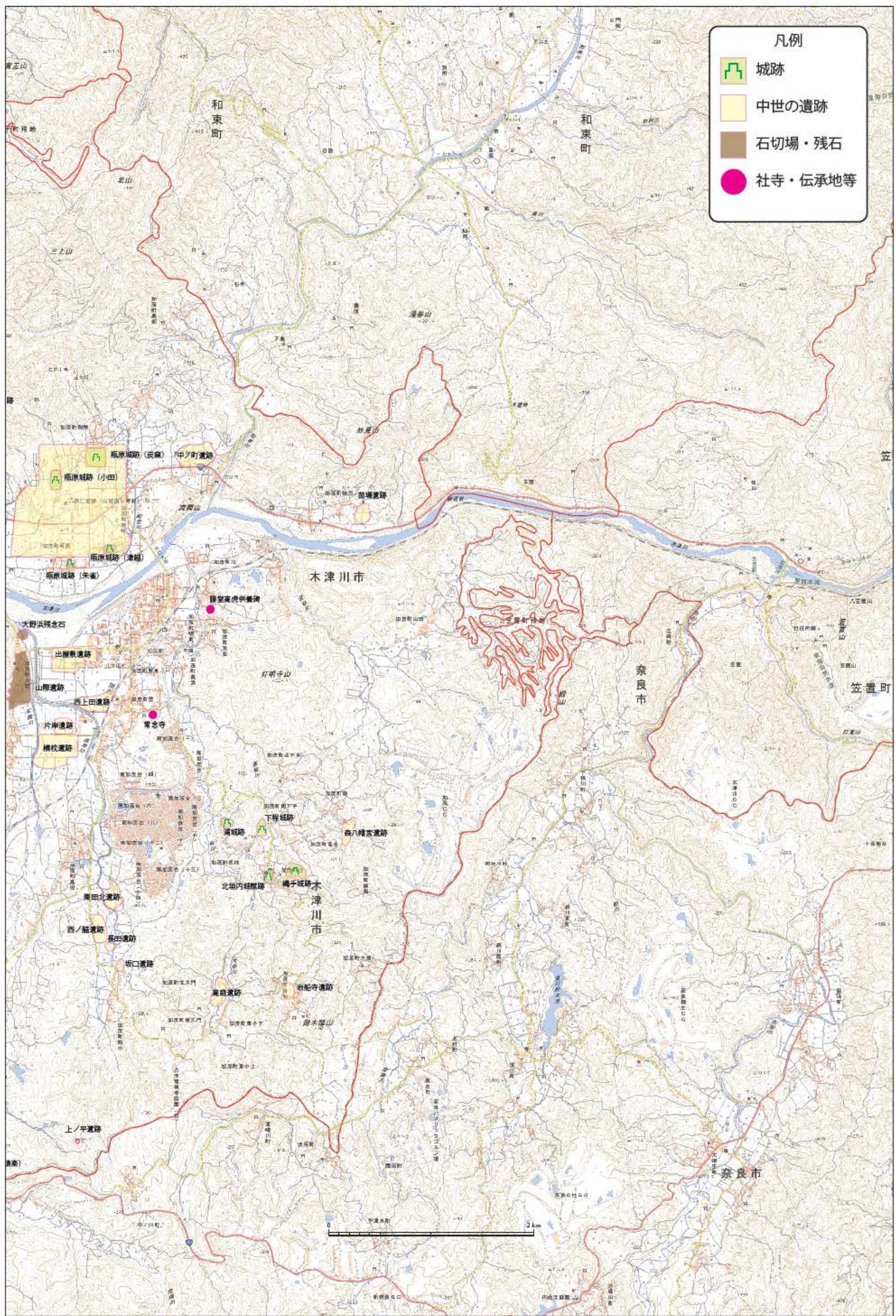
第70表 ⑤「京都と南都（奈良）の間」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（19/19）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
自然・人文資産					
65	当尾磨崖仏文化財環境保全地区	加茂（当尾）	自然資産（府文化財環境保全地区）	岩船区	文化財を保全するための山林であり、域内に磨崖仏・石仏が存在する。区により環境保全が図られている。
66	白山神社文化財環境保全地区	加茂（当尾）	自然資産（府文化財環境保全地区）	(宗) 白山神社	白山神社の社叢からなる。所有者により管理されている。
67	八幡宮文化財環境保全地区	加茂（森）	自然資産（文化財環境保全地区（府決定））	(宗) 八幡宮	八幡宮の社叢、所有者により管理されている。
68	当尾磨崖仏文化財環境保全地区	加茂（西小）	自然資産（文化財環境保全地区）	(宗) 浄瑠璃寺	浄瑠璃寺奥の院（磨崖仏不動明王立像）を含む地域。所有者により管理されている。
69	京都府歴史的自然環境保全地域（当尾）	加茂（西小）	自然資産（歴史的自然環境保全地区）		京都府自然環境保全地域以外の土地の区域で歴史的遺産と密接に結びついた歴史的風土としての自然環境のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして、府知事が定める。京都府自然環境保全課所管。
70	天神神社文化財環境保全地区	山城（神童子）	自然資産（府文化財環境保全地区）	(宗) 天神神社	天神神社の社叢。所有者が管理、常時公開。
71	松尾神社文化財環境保全地区	山城（椿井）	自然資産（府文化財環境保全地区）	(宗) 松尾神社	松尾神社の社叢。所有者が管理。
72	和伎座天乃夫岐壳神社文化財環境保全地区	山城（平尾）	自然資産（文化財環境保全地区）	(宗) 和伎座天乃夫岐壳神社	和伎座天乃夫岐壳神社の社叢。所有者により管理されている。常時公開。
73	相楽神社文化財環境保全地区	木津（相楽）	自然資産（府文化財環境保全地区）	(宗) 相楽神社	相楽神社の社叢、所有者により管理されている。常時公開。
74	岡田国神社文化財環境保全地区	木津（木津）	自然資産（府文化財環境保全地区）	(宗) 岡田国神社	岡田国神社の社叢。所有者により管理されている。常時公開。

課題	措置（案）	個別の事業名（措置）（再掲）
域内の文化財の悉皆調査が必要である。また、散策道などの破損がみられ、近年不法投棄事案も発生している。	散策路の整備、不法投棄等の防止対策を実施	
定期的な除伐など維持管理が課題。	継続した管理の実施。	
定期的な除伐など維持管理が課題。	継続した管理の実施。	
範囲が広範囲にわたるため定期的な維持管理が課題。	適切な管理の継続、奥の院への散策路維持等の実施。	
本地域周辺は、万葉の昔から歌に詠まれた美しい自然に恵まれ、古くは平城京、恭仁京の造営と深い関わりのあった歴史的に、また文化上重要な地域である。特に平安時代以降浄土信仰の靈地として自然がよく残されてきたため、淨瑠璃寺及び岩船寺、白山神社境内の数々の歴史的遺産が周囲のすぐれた天然林や二次林と一体となって歴史的風土が保持されているため、保全地域に指定している。	適切な管理の継続が必要であるが、所有関係や管理関係の再確認が必要。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
将来の修景事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修景等に要する財源の確保の検討。	
将来の修景事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修景等に要する財源の確保の検討。	
将来の修景事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修理に要する財源の確保の検討。	
将来の修景事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修景に要する財源の確保の検討。	
将来の修景事業等に備えた財源の確保が課題。	所有者の意向を伺いつつ修景に要する財源の確保の検討。	



第46図 ⑥「動乱・自治と太平の世」関連文化財群位置図



第71表 ⑥「動乱・自治と太平の世」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/4）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
1	高倉神社	山城（綺田）	遺跡（神社）	高倉神社	【源平合戦】この地で落命した以仁王を祀った神社
2	以仁王墓	山城（綺田）	遺跡（伝承地）	宮内庁	【源平合戦】以仁王の墓と伝わる塚。宮内庁により管理されている。
3	伝筒井淨妙墓	山城（綺田）	遺跡（伝承地）	宮内庁	【源平合戦】以仁王とともに宇治川合戦を戦った園城寺の僧兵筒井淨妙の墓と伝わる。宮内庁により管理されている。
4	阿弥陀寺	山城（綺田）	遺跡（寺院）	阿弥陀寺	【源平合戦】以仁王の菩提を弔ったとされる寺院。
5	光明山鳥居	山城（綺田）	遺跡（伝承地）	民地	【源平合戦】山城町綺田鳥居という地名が今も残っており、平家物語にいう以仁王落命の地、光明山鳥居はこの付近と思われる。
6	泉橋寺	山城（上狛）	遺跡（埋蔵文化財・寺院）	泉橋寺	【源平合戦】行基が建立した寺院、平安時代末の状況は不明ながら平家の南都焼き討ちの際に木津川合戦で上狛の集落などとともに焼亡したと伝わる。
7	泉橋寺五輪塔	山城（上狛）	建造物（重文）	泉橋寺	【源平合戦】移設時に複数の人骨が出土したため南都焼き討ちによる犠牲者供養塔と推定されている（『新撰京都名所圖會』6）。国指定文化財等データベースでは、室町時代前期の作とされている。
8	安福寺（哀堂）	木津（木津）	遺跡（寺院）	安福寺	【源平合戦】平重衡に関する舞台。
9	阿弥陀如来坐像	木津（木津）	美術工芸品（彫刻・市指定）	安福寺	【源平合戦】重衡引導仏と伝わる。
10	十三重石塔	木津（木津）	美術工芸品（建造物）	安福寺	【源平合戦】重衡供養塔と伝わる。
11	首洗い池	木津（木津）	遺跡（伝承地）	市	【源平合戦】伝重衡の首洗い池、観光協会により管理。
12	不成柿	木津（木津）	遺跡（伝承にもとづく植物）	市	【源平合戦】伝重衡に関する伝承。観光協会により管理。
13	石造地蔵菩薩坐像（泉橋寺） 地蔵堂跡	山城（上狛）	有形文化財（彫刻・市指定） 遺跡（埋蔵文化財）	泉橋寺	【元弘の乱】【応仁文明の乱】後醍醐天皇に関する伝承地（古津石地蔵）、応仁文明の乱で被災。
14	鹿背山城跡	木津（鹿背山）	遺跡（埋蔵文化財）	市・民地	【戦国時代】未指定、市有地・民地。大和國守護相当であった興福寺により造営された可能性が高い。戦国末期には松永久秀の関与も想定される南山城最大級の大規模城館。調査は終了し、報告書も刊行済。戦国・城ブームにより来訪者は多い傾向。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
文化財としての調査が必要。	所有者の意向を伺いつつ調査を実施し成果について公開する。成果については情報発信を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
—	情報発信を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
—	情報発信を行う。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
地域の寺院として原則非公開。	所有者の意向を伺いつつ調査を実施し成果について公開する。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
民有地（宅地・田畠）。	情報発信。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
南都焼き討ち時の上狹周辺の集落規模等が不明、合戦を物語る文化財がない。	平重衡による南都焼討に関するテーマを情報発信。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
地域の寺院であり原則非公開。	所有者の意向を伺いつつ調査を実施し成果について公開する。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
地域の寺院であり原則非公開。	所有者の意向を伺いつつ調査を実施し成果について公開する、	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
地域の寺院であり原則非公開。	所有者の意向を伺いつつ調査を実施し成果について公開する。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
—	現状維持・情報発信。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
—	現状維持・情報発信。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
知名度は比較的高いが、文化財としての調査が必要。	所有者の意向を伺いつつ調査を実施する。調査成果については公開・情報発信。情報コンテンツ・冊子作成、一般向け書籍等への掲載。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
発掘調査・報告書作成は終了し価値付け作業は終了、事務的には国への意見具申を行う状態となっているが、地域の理解が得られなければ、意見具申を行う事は困難。	地域住民を交え保存・活用の方向性の検討を行い保存・活用指針を作成する。その上で国指定史跡に向け事務を実施する。史跡指定後は「保存活用計画」を作成し、史跡整備・活用方法等の方向性を決定し、整備事業に着手する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第72表 ⑥「動乱・自治と太平の世」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/4）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
15	泊城跡（上泊環濠集落）	山城（上泊）	市指定史跡 遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代・山城国一揆】泊氏居城を含む環濠集落。環濠及び井戸が市指定となっている。町割りは中・近世集落の景観をよく残す。
16	西福寺	山城	遺跡（社寺）	西福寺	【戦国時代～現代】泊氏菩提寺、泊左馬進秀綱肖像画等泊氏関連資料あり。
17	木津平城跡	木津	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代・山城国一揆】木津氏居城、小字殿城辺りに居館があり、周辺に家臣、住民の居住域があったと推定されるが実態不明。
18	木津遺跡	木津	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代・山城国一揆】一般の埋蔵文化財包蔵地。
19	木津惣墓五輪塔	木津	建造物（重文）	市	【鎌倉時代（正応5年（1292））】重文指定、市所有。住宅地の中に存在。地区によって管理。
20	木津片山城跡	木津	遺跡（埋蔵文化財）	市	【戦国時代】城址公園として本市が管理。松永弾正が木津（城）を攻めようとし、布陣した「山ノ上」城の可能性が高い。本市が城址公園として管理。
21	瓶原城跡（炭窯）	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】恭仁宮跡と重複、堀が残る。
22	瓶原城跡（小田）	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】恭仁宮跡と重複、土塁・堀が残る。
23	瓶原城跡（津越）	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代～江戸時代】津越氏の居館跡、古田織部が瓶原茶会を開催したときの宿所と推定。現状で平坦面が残る。
24	瓶原城跡（朱雀）	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代？】六角形の石組井戸が残る。土豪朱雀氏の城館跡と伝わる。城館の遺構としては顕著なものはない。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
一般の住宅地であるため大規模な発掘調査や整備等は実施できない。現在の町並みは江戸時代の景観をよく残しているが、空家等の課題がある。	開発事業に先行した適切な発掘調査の実施、情報発信に努める。解説板整備や散策マップなどの作成配布を行う。町並みについても外観調査を中心に実施する。	1. 古民家等歴史的建造物調査 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
宗教法人が管理している境内地。肖像画等原則非公開。	境内は整備されている。所有者の意向を伺いつつ所有文化財の調査を実施。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
実態が不明。木津惣墓の北側水路が「構」の堀の可能性がある。平地域館もしくは環濠集落の可能性が高いため、発掘調査・情報発信に努める。	開発等に応じ、適切な発掘調査を実施。また、木津氏の中心的居城であるため、情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
現、木津の町の原型となった集落遺跡。文献史料から「構」と呼ばれる防御施設を有していた可能性が高い。地下に埋蔵されている遺跡であるため、発掘調査により明らかになつた情報の発信が必要。	開発等に応じ、適切な発掘調査を実施。また、現在の木津の町並みの基礎であるため、情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
文化財としての記録（実測図）等がなく、表面の劣化状況等についての調査が必要。中世都市的空间木津に設けられた惣墓であるため、中世木津を想像できるような一体的な活用が必要。	調査を実施（記録作成・劣化状況）。文化財自体は現状維持、解説板リニューアル。	9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費
木津片山城跡としての情報発信は行われていない。堀の調査は府埋文センターによる実施されているが、曲輪内部は未調査。説明板等の充実が必要。	従前通り、城址公園としての維持管理を続ける。必要に応じ曲輪内部の発掘調査を実施し城跡の実態解明に努める。情報発信の強化に努めるとともに遺構解説板等の整備を行い来訪者の理解促進を図るとともに、駐車場周辺を併せ多目的利用促進を検討する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 20. 文化財公開管理事業費
恭仁宮跡に準じる。	恭仁宮跡に準じる・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
恭仁宮跡に準じる。	恭仁宮跡に準じる・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 19. 史跡等保存活用計画策定事業 / 20. 文化財公開管理事業費 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業費
文献史料等の調査を進め実態解明に努める。開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第73表 ⑥「動乱・自治と太平の世」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（3/4）

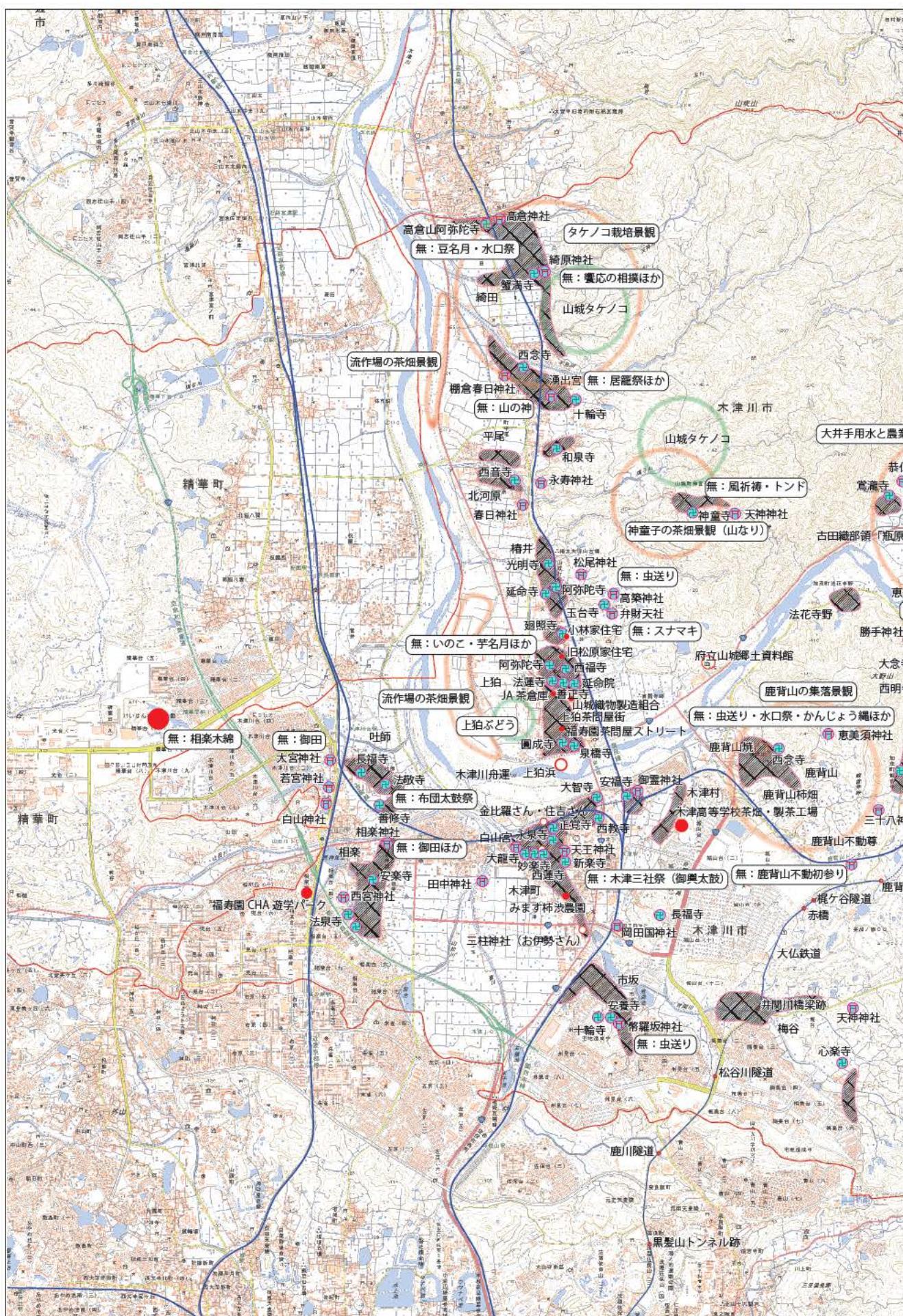
	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
25	今城跡	山城	遺跡（埋蔵文化財）	永寿神社	【戦国時代・山城国一揆】永寿神社境内地、稻荷山古墳とも重複、城館の遺構としては顕著なものがないが、「大乗院寺社雜事記」の「井マ城」に該当。
26	椿井城跡	山城	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代・山城国一揆】民地・農地、一部発掘調査、土塁、堀切の残る単郭城館、14世紀末頃の土師器が出土。山城国一揆以前の椿井氏関連の城館とみられる。
27	阿弥陀寺	山城	遺跡（社寺）	阿弥陀寺	椿井氏菩提寺、境内地は宗教法人により管理されている。
28	椿井氏墓所	山城	遺跡（石造物）	民地	【戦国時代・山城国一揆】椿井氏歴代の墓所、石造物等が存在する。
29	東山城跡（高之林城跡）	山城	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代・山城国一揆】大規模な山城、山林。『大乗院寺社雜事記』の「タ力林」城に比定されるが、城館の規模から複数の国人衆の関与を想定。
30	鳶ヶ城跡	山城	市指定史跡 遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】大規模な山城、山林。中井均氏は猪氏の築城と想定するが明確ではない。
31	岩船寺遺跡（城跡）	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】小規模な防御遺構が存在する。山林。当尾では大規模な合戦はないものの「当尾衆」と呼ばれる土豪や「當尾郷蔵持」の名が見える。
32	北垣内遺跡（城跡）	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地・市有地	【戦国時代】国栖神社境内、旧小学校（当尾の郷会館）が立地している。後世の改変が著しいが土塁や横堀が残るほか、現道は2回屈曲しており防御機能を持たせている。
33	浦城跡	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】未指定、民地・山林。
34	下程城跡	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】未指定、民地・山林。
35	繩手城跡	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【戦国時代】未指定、民地・山林。
36	平野	木津	遺跡（伝承地）	民地	【戦国時代】山城国一揆の平安のもと、中川寺勤進のための猿樂を催した場所。度々土一揆の集結地点ともなる。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
発掘調査の結果から『大乗院寺社雜事記』に記載の山城国一揆成立時の椿井氏居城ではない。椿井氏の居城の実態把握が必要。開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	周辺地を含め分布調査の実施、現状維持・情報発信に努める。周辺部を含め開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
地域の寺院として原則非公開。	境内は所有者により維持管理されている。所有者の意向を伺いつつ、所有文化財の調査を実施する。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
文化財としての調査が未実施。	現地調査の実施（分布調査）、現状維持・情報発信に努める。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
市指定文化財であり、開発を抑制し、保存をはかる必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する必要がある。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
開発行為等が発生した場合、適切な発掘調査を実施する。	現状維持・情報発信に努める。活用方法について検討を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
—	情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業

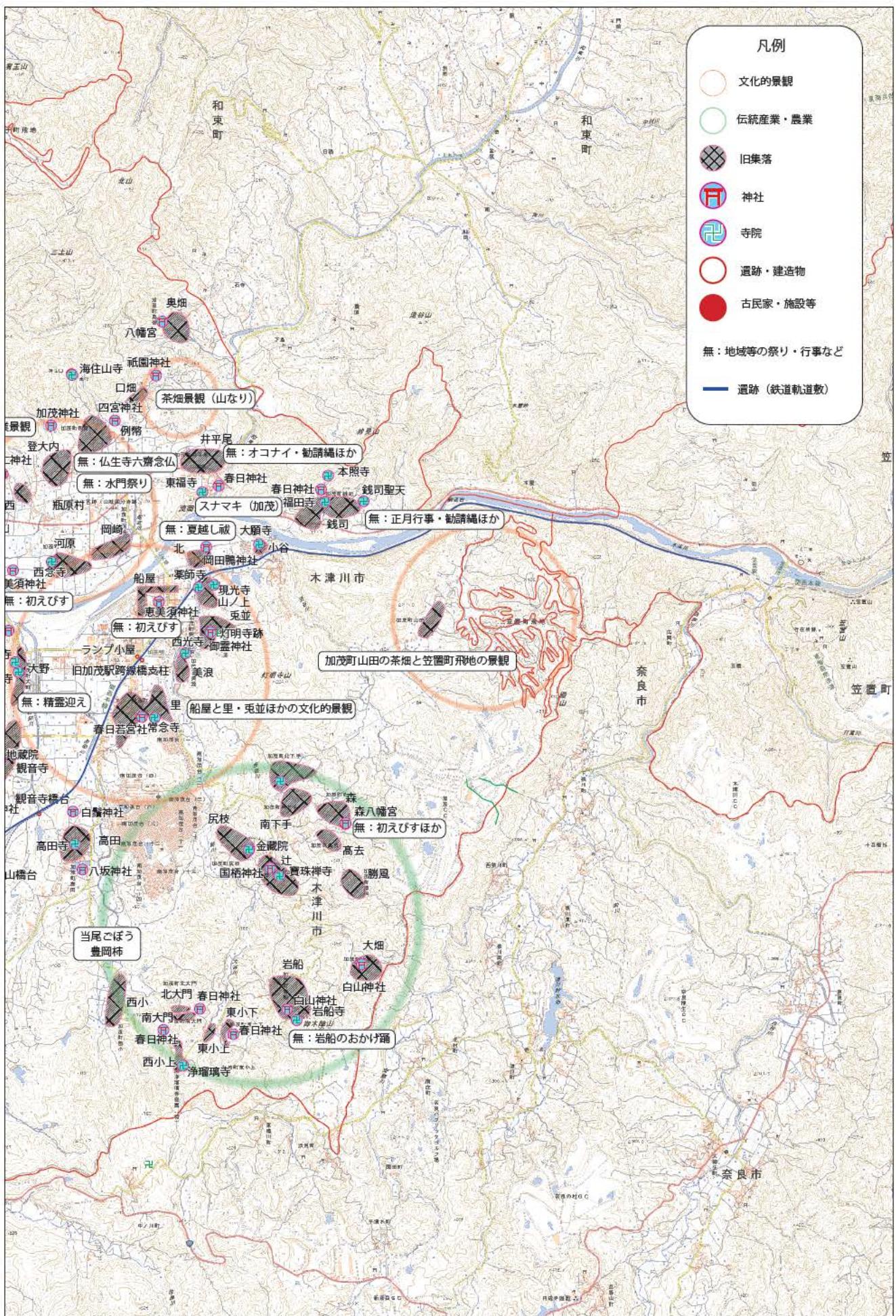
第74表 ⑥「動乱・自治と太平の世」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（4/4）

	名称	地区	種類	所有・管理	現状・概要
37	常念寺（加茂）	加茂	遺跡（社寺）	常念寺	【藤堂藩】正徳2年の水害により移転。藤堂高虎が石切を行う際に陣頭指揮をとったとされる寺院。境内に大野浜残石を移設。
38	赤田川（大野浜）の残石	加茂	遺跡（石造物）	国	【藤堂藩】昭和50年の赤田川改修工事に伴い発見された徳川大坂城の石垣用材、発見時の状況は不明ながら、現在の位置に移動されたものを高橋美久二氏が資料化された。藤堂高虎が切り出した石材群。
39	開キ橋の残石	山城	遺跡（石造物）	国	【藤堂藩】『残石帳』の「十ツほうその二あり」に該当、藤堂藩が切り出した石材と判断されるが石切丁場については不明。山城郷土資料館が残石調査。
40	山際遺跡	加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【藤堂藩】藤堂藩が赤田川残石を切り出した石切丁場跡、詳細調査未実施。
41	カブロ遺跡	山城・加茂	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【藤堂藩】藤堂藩が徳川大坂城石垣用材を切り出したと推測される石切丁場跡、詳細調査未実施。
42	藤堂高虎供養塔	加茂	遺跡（石造物）	民地	【藤堂藩】元燈明寺墓地に立つ石碑、建立の経緯等不明な点が多いが元燈明寺は藤堂高虎と同宗派の天台宗であり、何らかの関係が伺われる。
43	古文書・記録類	市内	美術工芸品（古文書・歴史資料など）	社寺・個人所有	【室町時代～近世初期】未調査の古文書や記録類。
44	中世の遺跡	市内	遺跡（埋蔵文化財）	民地	【中世～近世初期】未調査の中世集落をはじめとする遺跡。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
現境内地は宗教法人により管理。旧地は特定されていない。	現状維持・情報発信に努める。所有者の意向にもよるが、所有文化財の調査が必要。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
国土交通省の赤田川改修工事に伴う、府道新設事業により残石自体が埋められてしまう可能性がある。現在、国・府・市で取扱い協議中。	既に原位置を失っているため、遺跡としての価値は低いが、残石自体は徳川大坂城石垣の角石クラスの巨石であり、資料的価値は高い。国・府との協議を進めながら、活用の方法を模索する。現状では工事期間に一部移設のうえ常設的展示箇所・公開活用方法を検討している。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
遺跡としての調査が実施されていない。現状ではアクセス困難。	現状維持・情報発進を図る、見学には危険が伴うため河川管理者との調整が必要。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
未指定、民地、山林、詳細調査が未実施であるため詳細不明。	詳細調査を実施し、遺跡の価値を明らかにする。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
未指定、民地、山林、詳細調査が未実施であるため詳細不明。	詳細調査を実施し、遺跡の価値を明らかにする。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
未指定、来歴等の調査の実施が必要。	石造物としての調査（文化財・劣化状況等）を実施する	2. 石造物悉皆調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
調査が未実施。	所有者の意向にもよるが、文化財としての調査が必要。必要に応じ調査を実施。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
市内の中世遺跡については実態が未解明なものが多い。	開発等に応じ適切な発掘調査を実施し情報発信。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業



第47図 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」・⑧「木津川の宇治茶」関連文化財群位置図



第75表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（1/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
1	小林家住宅	山城（上泊）	建造物（重文）	個人	南山城地域最古の民家、大和棟（大坪造）が特徴的。所有者により維持管理が図られている。個人住宅として利用。
2	旧松原家住宅主屋	山城（上泊）	建造物（国登録）	個人	明治時代の大型農家建築。所有者により維持管理されている。
3	吉岡家住宅主屋	加茂（当尾）	建造物（国登録）	個人	江戸後期建造、明治43年までに移築された大庄屋吉岡家の主屋。茅葺きの大和棟が特徴的。所有者により維持管理されている。
4	沖家住宅（特名・史淨瑠璃寺庭園）	加茂（当尾）	史跡・名勝淨瑠璃寺の構成要素・建造物	個人	『拾遺都名所図会』に描かれる茅葺民家に該当するとみられる。個人宅、飲食店あ志び乃店の主屋、所有者により維持管理されている。
5	歴史的建造物（古民家等）	市域	建造物	個人ほか	市内各所に残る江戸時代から近代にかけての農家・商家など。一部を除き未調査・未指定。
6	有形民俗文化財（古文書・古民具）	市域	有形民俗文化財	個人ほか	市内各所に残されている民具や記録（古文書・古写真等）人々の生活を物語るもの。未調査。
7	大井手用水	加茂（瓶原）	遺跡（土木建築物）		鎌倉時代、海住山寺の慈心上人が拓いた用水路。現在も瓶原の水田を潤すとともに、井手守や土地改良区により保全されている。昭和28年の水害により上流部が破壊され、取水口を変更している。
8	大井手用水と農業景観	加茂（瓶原）	文化的景観	民地	大井手用水を基幹水路として営まれる農地を有し、近世以来の農村農業景観が維持されている。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
所有者が維持・管理していくまでの費用負担。個人の住宅として居住されているため非公開である。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の作成を進める。所有者が適切に維持・管理、また定期的に修繕できるように助言・財政的支援を継続していく。新たな財源確保についても検討を行う。非公開ではあるが、情報の発信、修理等に併せた現地公開について所有者の意向を伺いつつ検討していく。	9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業費
所有者が居住していないため、無住の状態である。所有者の希望する民間活用の目処がたっていない。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の作成を進める。所有者の意向を確認しつつ利活用の方向性を検討する。	9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業費
維持管理・定期的な修理に係る費用負担。現状で個人住宅として利用されているため非公開。	所有者の意向を伺いつつ保存活用計画の作成を進める。所有者が適切に維持・管理、また定期的に修繕できるように助言・財政的支援を継続していく。非公開ではあるが、情報の発信、修理等に併せた現地公開について所有者の意向を伺いつつ検討していく。	9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業費
茅葺きの古民家であり定期的な修理が必要。また原則非公開である。	「特別名勝・史跡淨瑠璃寺保存活用計画」に基づき維持管理を実施。所有者が適切に維持・管理、また定期的に修繕できるように助言・財政的支援を継続していく。現状では非公開ではあるが、案内板設置等による情報の発信、修理等に併せた現地公開など活用方法について所有者の意向を伺いつつ検討していく。	9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業費
京都府が実施した近代和風建築等総合調査、旧町が実施した町史作成に伴う調査以外の調査が実施されていない。特に木津町域は町史編さん時に未調査。空家となっている古民家が相当数存在する。所有者の意向が不明。	近代和風建築等総合調査、町史記載建造物について現状確認を行う。外観調査を中心に悉皆調査を実施する。指定等の可能性の高いものについては所有者の意向を伺いつつ活用方法も含め指定等を検討。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /
個人所有の古文書や民具など、古民家の解体や建て替えとともに廃棄されているものがある可能性があり、散逸・滅失が危惧される。一方で民具等の保管や活用を行う施設が存在しない。	所有者の意向を確認しつつ調査を進める。必要なものについては関係機関と協議のうえ、記録作成・保管等の措置をとる。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
文化財としての調査は未実施である。	現況調査を実施し、情報発信・活用を図る。明治 28 年に破壊された上流部から井手枕についても現地確認をおこなう。	4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
古民家の減少がみられる。文化財（景観）としての価値付けが不明。	現在の建物外観調査、土地利用調査等を検討する。所有者の意向を伺いつつ可能性のある古民家について指定等の保護措置をはかり現状維持をはかる。文化的景観としての価値付けについても検討を行う。また併せて景勝地としての情報発信を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業

第76表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（2/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
9	加茂町山田の茶畑と笠置町飛地の景観	加茂（山田）	文化的景観	民地	加茂町山田には笠置町の飛地が存在する。江戸時代に北村・兎並村・里村・南笠置村の入会地であったが、明治22年の市町村制施行により入会地が禁止され、加茂村と笠置村が成立、南笠置村の入会地が加茂村内に飛地として残された。 おおむね丘陵部が加茂村、谷部が笠置村に属しており、茶畑と水田に分かれた独特の景観を呈している。
10	山城の竹林（筍）景観	山城（綺田・神童子など）	文化的景観	民地	近世後期に始まった筍栽培により山林が開かれ、山城町神童子地区など丁寧な筍栽培による竹林景観が広がっている。
11	流作場の茶畠景観	山城・木津	文化的景観	民地	江戸時代から続く堤防外の農地景観 国役堤の築堤により、木津川により運ばれた土砂が堆積し、江戸時代以降、畠地・茶園として耕作されてきた。
12	船屋・里・兎並・北・大野の集落景観	加茂	文化的景観	民地	正徳2年の水害により移転したと伝わる里村・大野村・北村・兎並村と宿場として再生した船屋が示す集落景観。
13	木津の町並み（木津宿）	木津（木津）	建造物・伝統的建造物群・文化的景観	民地	京都府の近代和風建築総合調査が実施されている。奈良街道を中心に町家が、その周辺に農家が広がる都市景観。現状で町家は専用住居となっているものが多く往時の生業を偲ぶことは困難であるが、相楽郡の中心的都市として発展した。特に木津町本町通では「十二市」と呼ばれる盂蘭盆市が開かれ繁盛した。
14	鹿背山の集落景観	木津（鹿背山）	文化的景観・建造物	民地	旧鹿背山村には江戸時代以来の集落景観が残されている。一般的な農村景観だけではなく、鹿背山焼窯跡、瓦窯跡などが残されている。また、カンジョウ繩や虫送りなどの行事も健在
15	船屋の町並み（船屋宿）	加茂	建造物・伝統的建造物群・文化的景観	民地	京都府の近代和風建築総合調査が実施されている。伊賀街道を中心に町家や造り酒屋などが存在する。町並みが比較的良好に残る。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
文化財としての価値付けが不明。	景勝地としての情報発信に努める。 また、文化的景観としての価値付けについても検討を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
文化財（景観）としての価値付けが不明。	現在の建物外観調査、土地利用調査等を検討する。所有者の意向を伺いつつ可能性のある古民家について指定等の保護措置をはかる。現状維持をはかるが、文化的景観としての価値付けについても検討を行う。また併せて景勝地としての情報発信を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
文化財（景観）としての価値付けが不明。	現在の建物外観調査、土地利用調査等を検討する。所有者の意向を伺いつつ可能性のある古民家について指定等の保護措置をはかる。現状維持をはかるが、文化的景観としての価値付けについても検討を行う。また併せて景勝地としての情報発信を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
古民家の減少がみられる。文化財（景観）としての価値付けが不明。住民の意向等が不明。	現在の建物外観調査、土地利用調査等を検討する。所有者の意向を伺いつつ可能性のある古民家について指定等の保護措置をはかる現状維持をはかるが、文化的景観としての価値付けについても検討を行う。また併せて景勝地としての情報発信を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
古民家の減少がみられる。文化財としての価値付けが不明、個人所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。「十二市」などの実態等不明。	住民の意向を確認しつつ今後の在り方を検討。当面は所有者の希望により個別家屋の調査を実施し、指定等の措置を推進する。外観調査を中心に調査を実施。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
文化財としての価値付けが不明、民間所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。	現状維持をはかるが、選定の可能性について検討を行う。また併せて景勝地としての情報発信を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
歴史的建造物の減少がみられる。文化財としての価値付けが不明、民間所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。	住民の意向を確認し今後の在り方を検討。当面は所有者の希望により個別家屋の調査を実施し、指定等の措置を推進する。外観調査を中心に調査を実施。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第77表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（3/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
16	国役堤	市域	遺跡（土木遺産）	国	河川改修により改変されている場所もあるが、ほぼ旧国役堤を利用して現木津川堤防が造られている。また、加茂町域には藤堂藩が整備した竹林である御藪も残されている。
17	相楽神社	木津（相楽）	遺跡（社寺）	宗教法人	「相楽の御田と正月行事」の行われる神社、本殿が重文に指定されているほか、末社や境内地、社叢も文化財として保全されている。
18	相楽の御田と正月行事	木津	無形民俗文化財（府指定）	相楽神社宮座	府指定無形民俗文化財 豆焼・粥占・御田、餅花、水試など一連の行事が宮座により実施される。
19	和伎座天乃夫岐壳神社	山城	遺跡（社寺）	和伎座天乃夫岐壳神社	涌出宮・宮座行事が行われる舞台。本殿は府登録文化財、社叢は文化財環境保全地区になっているほか複数の文化財が所在している。
20	涌出宮の宮座行事	山城	無形民俗文化財（国指定）	涌出宮宮座行事保存会	8つの宮座によって、2月第3土曜日の居籠祭りから、翌日の勧請縄の奉納、野塚祭り、御田の式、あけの太鼓、3月の女座の祭り、9月のあえの相撲、10月の百味の御食などが執り行われる。
21	岡田国神社	木津	遺跡（社寺）	宗教法人	木津祭りの舞台であり、義勇会と社町が木津御輿太鼓の拝殿廻りを行う。旧本殿・拝殿・舞台・南北氏子詰所が府登録文化財になっている。
22	田中神社	木津	遺跡（社寺）	宗教法人	元白山権現と伝わる。木津三社であったゑびす社が明治8年岡田国神社に合祀されて以後木津祭りの舞台となった。西町が木津御輿太鼓の拝殿廻りを行う。
23	御靈神社	木津	遺跡（社寺）	宗教法人	木津祭りの舞台、敬神組と拝神団が木津御輿太鼓の拝殿廻りを行う。
24	木津御輿太鼓祭	木津（木津）	無形民俗文化財（市指定）	木津御輿太鼓祭実行委員会	岡田国神社、田中神社、御靈神社で行われる祭行事。敬神組・拝神団・義勇会・小寺町・西町・社町が所有する御輿太鼓台が巡行、拝殿廻りを行う。併せて宮座行事も実施される中世以来の祭祀形態を継承する貴重な祭礼行事。
25	岩船のおかげ踊り	加茂（岩船）	無形民俗文化財（府登録）	岩船のおかげ踊り保存会	白山神社の祭礼に伴い行われる。かつて伊勢神宮のおかげ詣りに伴い熱狂的に流行したおかげ踊りの流れを汲む貴重な芸能。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
国・府・市により適切に管理されている。防災対策上重要な構造物である。一方で災害の歴史に関する情報発信は不十分。併せて村役堤に関する調査、情報発信が必要。	情報発信に努める。国役堤、村役堤、土砂留、洪水、地震・疫病等、自然災害の記録やそれに立ち向かってきた本市の歴史を総合的に情報発信する。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /11. 市内遺跡発掘調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
所有者により維持管理されている。氏子等の減少が懸念される。	情報発信に努める。引き続き各種文化財の保存・活用に必要な支援を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
氏子（宮座）により実施されている。氏子の減少が懸念される。	引き続き財政的な支援を行うとともに情報発信に努める。座の意向を伺いつつ記録作成を実施する。	9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
所有者により管理・運営されているが、氏子等の減少が懸念される。	情報発信に努める。引き続き各種文化財の保存・活用に必要な支援を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
現状で保存会により適切に実施されているが、今後の社会情勢により変容・縮小などするおそれがある。	引き続き財政的な支援を行うとともに情報発信に努める。保存会の意向を伺いつつ保存活用計画・記録作成を実施する。	9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
神社により管理・運営されているが、氏子等の減少が懸念される。	引き続き財政的な支援を行うとともに情報発信に努める。登録文化財である旧境内建造物等の保存・活用方法について検討する。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
神社により管理・運営されているが、氏子等の減少が懸念される。	文化財調査の実施、情報発信に努める。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
神社により管理・運営されているが、氏子等の減少が懸念される。	文化財調査の実施、情報発信に努める。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業
木津御輿太鼓祭実行委員会により運営されている。近年は市域外からの参加者も存在するが、担い手の不足により巡回する御輿太鼓台が減少している。	引き続き財政的な支援を行うとともに情報発信に努める。実行委員会の意向を伺いつつ記録作成・映像配信等を行う。	9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業
保存会により運営されているが、担い手・後継者不足が懸念される。	引き続き財政的な支援を行うとともに情報発信に努める。保存会の意向を伺いつつ記録作成・映像配信等を行う。	9. 関連文化財群等詳細調査 /10. 指定等文化財再調査事業 /12. 文化財データベース等整備事業 /13. 文化財普及啓発事業 /14. 文化財愛護団体支援事業 /18. 文化財保存活用計画策定支援事業 /22. 指定等文化財修理等補助事業

第78表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（4/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
26	西教寺六齋念仏	木津（木津）	無形民俗文化財（府登録）	西教寺六齋念仏講	西教寺六齋念仏講により行われていた。念仏・和讃の詠唱に鉦・太鼓を加えた六齋念仏、音曲的側面をしっかりと伝承していた。
27	上狛の精靈踊	山城（上狛）	無形民俗文化財（府登録）	五つ郷精靈踊保存会	上狛地区に伝わる精靈踊。室町時代末頃から的小歌や念仏踊を含むいわゆる「風流踊」。
28	仏生寺六齋念仏	加茂（瓶原）	無形民俗文化財（府登録）	仏生寺六齋念仏講	大福寺で行われていた六齋念仏、「六齋」・「本念仏」と呼ばれる曲を伝えていた。
29	銭司の獅子舞・田楽・相撲	加茂（銭司）	無形民俗文化財（府登録）	銭司宮座行事保存会	銭司の春日神社の秋祭礼に行われていた芸能。宮座により獅子舞・田楽舞・相撲が行われ、中世祭祀の様相を宮座が行うものとして貴重であった。
30	社寺・地域・家庭等の年中行事	市域	無形民俗文化財	社寺・民間	地域で勧請縄やトンド、虫送りなどの行事が実施されてる。また、家庭においても年中行事が実施されている。現状で文化財として総合的に把握しきれていない。現在、府による調査が実施中（京都府祭り・行事調査）。
31	木津川市の食文化	市域	無形民俗文化財	民間	旧市街地で継承されてきた食文化。事例として自家製味噌、茶粥、雑煮、行事食などがある。断片的な調査記録は存在するが総合的な調査は実施されていない。また、現状での存続状況等については不明。
32	上狛茶問屋街	山城	建造物・伝統的建造物群・文景日本遺産の構成資産	民地	京都府の近代和風建築総合調査が実施されている。奈良街道を中心に茶問屋が並び、近世以降の農家建築も混在している。現在も茶問屋と近郊農家が生業を営まれており、近世以降の景観が保たれている地域として貴重。
33	茶商・茶師（合組）	市域	無形民俗文化財	団体等	特定個人による技の保持・伝承が行われている。本市では複数の茶師が存在し、団体等を結成し活動している。
34	相楽木綿	木津	無形民俗文化財（府指定）	相楽木綿の会	相楽木綿は明治から昭和戦前期に相楽村を中心に家内産業と発展した絹柄を特徴とする手織り木綿。第二次世界大戦前後に衰退したが、相楽木綿の会の努力により、技術・製品が復活した。相楽木綿の会がけいはんな記念公園で活動中。
35	柿渋	木津	無形民俗文化財・有形民俗文化財・民俗文化財・文化財修理に必要な材料・生産技術	個人（会社）	古くから建造物の塗装、各種道具の防水・防腐に多用されていた。山城地域は天王柿を用いた柿渋の大生産地であったとされる。現在、木津川市での生産者は1社のみである。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
活動休止。	団体が事実上活動を休止しているため復興は困難である。これまでの記録の収集に努めるとともに情報発信を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
活動休止。	団体が事実上活動を休止しているため復興は困難である。これまでの記録の収集に努めるとともに情報発信を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
活動休止。	団体が事実上活動を休止しているため復興は困難である。これまでの記録の収集に努めるとともに情報発信を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
活動休止。	団体が事実上活動を休止しているため復興は困難である。これまでの記録の収集に努めるとともに情報発信を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
町史編さん時との変化について確認が必要。未調査の年中行事等についても調査が必要。	各行事の実施状況を確認し、必要に応じ支援策を講じる。また、記録の収集、作成に努める。調査結果については整理・公開を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
食文化についてはほぼ未調査。年中行事や祭礼に伴う行事食、日常の食生活について調査を進める必要がある。本市の食文化の特徴を明らかにし、文化財としての情報発信、伝統の継承、市内外への提供、新たな産業の創出等に繋げる必要がある。	食文化についての調査を実施する。ハレの日の料理や、年中行事に伴う食、日常食等、調理方法を含め情報・記録の収集、作成に努める。調査結果については整理・公開を行う。食文化・食品生産・食品加工・料理等に関するワークショップ等の開催を検討する。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
文化財としての価値付けが不明、民間所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。	住民の意向を確認し今後の在り方を検討。当面は所有者の希望により個別家屋の調査を実施し、登録・指定等の措置を推進する。外観調査を中心に調査を実施。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
茶師の技自体の文化財としての調査・研究がなされていない。伝統技術による合組や、入れ方、飲み方がライフスタイルの変化により変貌の危機にある。	所有者の意向を伺いつつ調査・記録作成に努める。無形民俗文化財としての市指定・登録文化財としての可能性を検討する。また、茶生産に係る技術について情報発信に努めるとともに、伝統的な食文化についての情報発信に努める。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
相楽木綿の会として活発に活動を実施。活動の継続・発展が必要。	技術伝承事業・後継者育成事業を支援しながら、文化財としての多様な活用方法（ワークショップ等の開催）について保持団体と検討を行う。また文化財としての情報発信を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 14. 文化財愛護団体支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
生産者の意向確認が必要であるが実態調査が必要、工業化されているためどの程度昔の生産技術を復原できるかが課題。	柿渋生産・利用の歴史、民俗文化財としての調査を実施するとともに情報発信を行う。柿渋を利用した染色・古民家修理等の体験ワークショップ等の開催。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第79表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（5/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
36	京織ふすま紙・織物壁紙	加茂・山城	無形・有形民俗文化財（伝統産業）	個人・企業	生平から発展してきた織物業、明治初期には麻織物、明治中期には蚊帳織物へ、明治末期から襖織物・蚊帳織物が発達し、以後機械化により生産量が伸びる。一方、和室などの減少により織物襖の需要が減少、現在織物壁紙なども生産。
37	大仏鉄道遺構群	奈良・木津・加茂	建造物 遺跡（土木建築物）	民地	蒸気機関車は現存しないが「赤い英國貴婦人」と呼ばれた。明治31年から明治40年の短期間、加茂～大仏～奈良を結んだ関西鉄道。鹿背山橋台ほかの建物に加え軌道敷が残る。
38	ランプ小屋（加茂駅）	加茂・山城	建造物	西日本旅客鉄道株式会社	JR西日本所管、大仏鉄道の遺構、近代和風建築等総合調査が実施されている。
39	蒸気機関車 C5756	加茂・山城	美術工芸品（歴史資料）	西日本旅客鉄道株式会社	1938年製造、1952～1965まで奈良区（関西本線）で運用、1959年には皇太子（現上皇）の御乗用車（お召し列車）として利用。加茂小学校横に展示、保存状況良好。
40	JR奈良線	木津・山城	遺跡（土木建築物）	西日本旅客鉄道株式会社	現在も本市を支える重要な鉄道交通網（京都 - 棚倉 - 上狹 - 木津 - 奈良）。奈良鉄道により1896年（明治29）京都 - 木津 - 奈良間が全通、1902年（明治35）上狹駅開業、1905年（明治38）関西鉄道に譲渡、1907（明治40）国有化。
41	JR関西本線	加茂・木津	遺跡（土木建築物）	西日本旅客鉄道株式会社	現在も本市を支える重要な鉄道交通網（名古屋 - 加茂 - 木津 - 難波）。1905年（明治38）関西鉄道に譲渡、1907（明治40）国有化。
42	JR片町線（学研都市線）	木津	遺跡（土木建築物）	西日本旅客鉄道株式会社	現在も本市を支える重要な鉄道交通網。1905年（明治38）関西鉄道に譲渡、1907（明治41）国有化。
43	近鉄京都線	木津	遺跡（土木建築物）	近畿日本鉄道株式会社	現在も本市を支える重要な鉄道交通網・近畿日本鉄道は1910年（明治43）設立された奈良軌道が前身、同年10月15日大阪電気軌道に改名。1914年、上本町（大阪） - 奈良（奈良）開業、1921年（大正10）以後奈良県内に鉄道網を拡張。京阪電気鉄道と共同出資で奈良電気鉄道を設立、京都 - 奈良間を供用開始した。（1919年（大正8）に鉄道敷設免許を申請した奈良電気鉄道が1928年（昭和3）京都 - 奈良間で全線運行開始）1963年（昭和38）、近畿日本鉄道に合併される。
44	新木津駅跡地	木津（木津）	遺跡（土木建築物）	西日本旅客鉄道株式会社	JR片町線敷地内、かつての片町線の終着駅。その後、木津まで延伸されたため1911年に廃止。
45	旧新木津駅 - 加茂駅軌道敷	木津（木津）	遺跡（土木建築物）	市	新木津 - 加茂を結んでいた関西鉄道の軌道敷跡（市管理）。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
襖・壁紙への需要に応えるのみでなく、カバ ンやクラフト製品など多様な製品開発を行っ ている。情報発信不足。	織物産業について歴史に関する調査、民俗文 化財としての調査を実施する。伝統産業の支 援に努め、振興をはかる。織物産業・襖文化 など和の文化についてワークショップなどを 通じ情報発信を行う。	4. 民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化 財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細 調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
文化財（建造物）、遺跡（土木遺産）としての 調査は未実施。	文化財（建造物）としての調査を実施。木津 川市の総合的な鉄道史についても情報発信に 努める（ワークショップ・展覧会等の開催）。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 8.市 民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文 化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等 整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
JR西日本により適切に管理されている。外観 は自由に見学可能。情報発信不足。	現状維持を図るとともに情報発信を行う。な お、調査・活用に関してはJR西日本との調整 が必要。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 9.関 連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベー ス等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
本市にはJRから無償貸与されている。西日本 鉄道OB会によりペンキの現物提供により維 持管理がなされてきたが高齢化により作業が 困難。	現状維持を図るとともに情報発信を行う。 市民参加型のペンキ塗り替えイベントの実施 など活用を検討する。	9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データ ベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事 業
JR西日本により運営・管理されている。本市 の発展を支える鉄道網として現在も重要、電 化、複線化など変容を続けているが、木津駅 のプラットフォーム下部や椿井大塚山古墳付 近のレンガ積み橋台などが残されている。情 報発信不足。	JR奈良線の歴史を物語る資料の収集並びに現 地調査を実施。調査成果についての情報発信 や古写真などによる普及啓発事業を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 8.市 民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文 化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等 整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
JR西日本により運営・管理されている。本市 の発展を支える鉄道網として現在も重要、加 茂駅以西の電化など変容を続けている。情 報発信不足。	JR関西本線の歴史を物語る資料の収集並びに現 地調査を実施。調査成果についての情報発信 や古写真などによる普及啓発事業を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 8.市 民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文 化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等 整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
JR西日本により運営・管理されている。本市 の発展を支える鉄道網として現在も重要、電 化、複線化など変容を続けている。情報発信 不足。	JR片町線（学研都市線）の歴史を物語る資料 の収集並びに現地調査を実施。調査成果につ いての情報発信や古写真などによる普及啓発 事業を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 8.市 民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文 化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等 整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
近畿日本鉄道により運営・管理されている。 本市の発展を支える鉄道網として現在も重要。 情報発信不足。	近畿京都線の歴史を物語る資料の収集並びに現 地調査を実施。調査成果についての情報発信 や古写真などによる普及啓発事業を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 8.市 民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文 化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等 整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
JR西日本により管理されている。情報発信不 足。	現状維持を図る。JR片町線の歴史を物語る資 料の収集並びに現地調査を実施。調査成果に ついての情報発信や古写真などによる普及啓 発事業を行う。	8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関 連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベ ース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
市管理市道、情報発信不足。	現状維持を図る。旧軌道敷であることを情報 発信。	8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関 連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベ ース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業

第80表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（6/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
46	泉大橋	木津（木津）	遺跡（土木建築物）	国	木津川に架かる国道24号道路橋。日本百名橋の一つ。現在の泉大橋は1951年（昭和26）架橋。カンチレバートラス構造。
47	近郊農業の景観	市域	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人・企業など	タケノコ・当尾ゴボウ・鹿背山カキ・イチジク・山科なす・九条ねぎ・上狛ぶどう・梅谷大根ほかいわゆる特産品とされる農作物がある。また、都市近郊農業であるため消費地に応じ生産種を変化させてきた。 また、府内薩摩芋発祥の地として鹿背山の名があげられている。
48	稻作	市域	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人・企業	本市の発展を支えた伝統農業、稻作に伴う各種祭礼（民俗文化財）が実施されている。
49	タケノコ栽培	山城	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人・企業	江戸時代には栽培が開始された。本京都軟化式栽培は、市北東部の地質に影響を与える程大規模に栽培された農作物。栽培地は文化的景観を形成している、食文化での位置づけも検討。
50	当尾ゴボウ栽培	加茂	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人・企業	食文化での位置づけが必要。
51	豊岡柿	加茂	天然記念物（府指定）・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人	江戸時代に栽培が開始された。明治・大正は大規模な生産・出荷が行われていたが富有柿等の市場が展開し、栽培は低下、現状市場に出回らない。
52	鹿背山柿（富有柿）	木津	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人	大正時代から栽培が始められた。大都市の近郊農業の景観。
53	上狛ぶどう	山城（上狛）	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人	文景の一部、明治40年には既に栽培（「相楽郡一覧」）。大正6年（1917）に峯宗太郎氏が大阪府柏原市からデラウェアを移入、上狛で限定的に栽培される。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
適切に管理されているが情報発信が不足。	行基建立の泉橋以降、木津川南岸と北岸を結ぶ橋は幾度となく架け渡されてきたが、洪水により流されてきた。災害の歴史を発信するとともに土木遺産としての情報発信を行う。	8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
元来、木津川市の各村は農業を基本として生業を営んできたため生産・消費（食）に関する調査を実施していく必要がある。また、都市近郊農業地域としての歴史・文化についても調査を実施していく必要がある。京都・大阪・奈良の近郊農業作物として発達してきた商品作物群・食文化との関連等調査が必要。	近郊農業の歴史についての調査が必要。特にかつての特産品（生姜・山葵・豊岡柿、蜜柑、薩摩芋）などの変遷・現況確認を実施。タケノコをはじめとする本市の近郊農業特産品について、農業振興、ブランド化、地産地消の推進の支援を行うとともに、郷土教育への取組、本市食文化の情報発信を行う。農・食体験について伝統農法や伝統食に関する調査やワークショップなどの開催を検討する。	4.民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
農耕に関する歴史、民俗文化財としての調査が未実施。	本市の稻作についての歴史、祭礼（民俗文化財）についての調査・情報収集、記録作成等を実施する。 その生産技術や道具類など文化的景観、民俗文化財としての価値についても検討する。	4.民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
山城地域のブランド野菜。本市では綺田（山城）を中心に幕末から栽培が盛んになったと考えられているが、実態については不明な部分も多い。また、軟化式栽培など技術的・文化的側面について検討がなされていない。	タケノコ畑を含め、その生産技術や道具類など文化的景観、民俗文化財としての価値についても検討する。	4.民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
当尾のブランド野菜である。『京都府園芸要鑑』（明治42年）で紹介されているが、栽培の歴史や経緯の詳細等が不明。	当尾ゴボウについての調査・研究等を実施する。その生産技術や道具類など文化的景観、民俗文化財としての価値についても検討する。	4.民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
大畠楠原家の個体が府指定天然記念物である。現在の商品作物としてのポテンシャルが不明。また、当尾地域にどの程度の豊岡柿が現存しているのかも不明。一部は吊り店で販売される。商品作物としては栽培されておらず絶滅が危惧される。	府指定天然記念物（楠原家の柿）については保全と情報発信を行う。当尾の郷会館に安置の府指定天然記念物であった松右衛門の柿の切り株についても情報発信を行う。豊岡柿の生産の歴史について調査を実施する。	9.関連文化財群詳細調査 / 10.指定等文化財再調査事業 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業 / 22.指定等文化財修理等補助事業
木津町（鹿背山）のブランドフルーツ。担い手不足（高齢化が課題）。	近郊農業の歴史についての調査が必要 鹿背山柿の栽培の歴史・技術等に関する調査を検討。	4.民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業
山城（上狛）独自のブランドフルーツ。上狛のブドウの移入や、栽培の歴史、景観的特色の有無などについて多角的な調査が必要。周辺の茶畠や茶問屋街との関連も考えていく必要がある。	近郊農業の歴史についての調査が必要。 ブドウの移入の経過、流通・消費などについての調査が必要。また、かつて葡萄酒も造られていたとのことであるため、醸造所等に関する調査の実施を行う。	4.民俗文化財調査事業 / 8.市民提案文化財調査・公開事業 / 9.関連文化財群詳細調査 / 12.文化財データベース等整備事業 / 13.文化財普及啓発事業

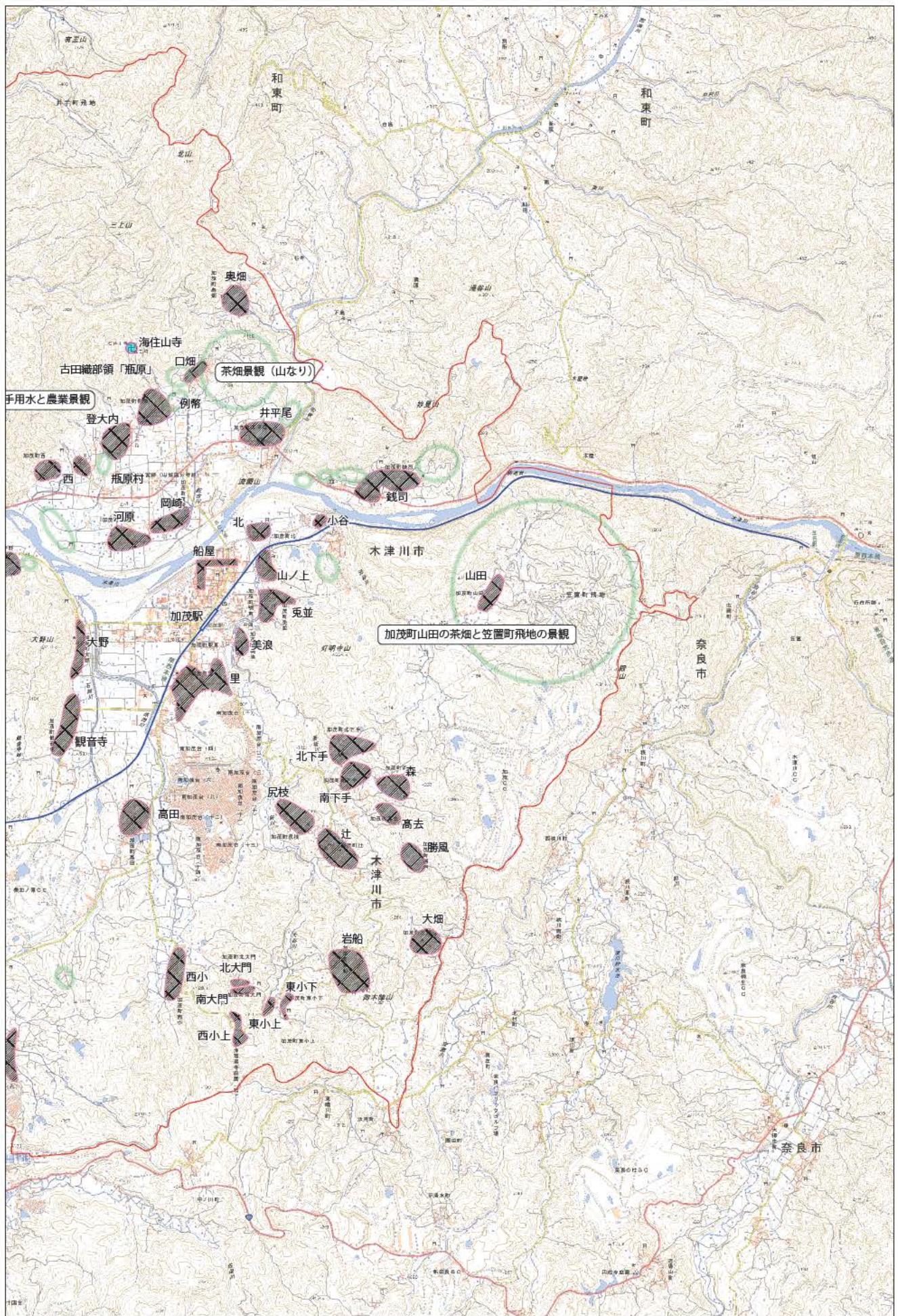
第81表 ⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群の構成文化財、自然・人文資産の方針（7/7）

	名称	地区	種類	所有・管理	概要・現状
54	市内の農作物（京野菜）	市内	文景・有形民俗文化財・無形民俗文化財	個人・企業	近郊農業の景観、食文化。江戸時代以来、京都・大阪・奈良の近郊地帯として商業作物の生産に当たってきた。
55	老舗	市内	有形民俗文化財・無形民俗文化財	—	本市の食文化・生活文化を支えてきた老舗が少なからず存在すると考えられる。これら老舗は本市の食文化や歴史・習俗に深く関与している可能性がある。単に料理のみでなく、日用品等の生産・販売店についての情報も必要。
56	社寺及び所有文化財	市内	社寺及び所有文化財	社寺	近世の地域コミュニティの核として機能してきたが、檀家・氏子の減少などによる維持が課題となっている社寺も存在するものと推定される。
57	地域・個人所有の文化財	市内	各地区（旧村・地区）	地区	各地区で廃寺あるいは地区集会所で保管管理してきた文化財が存在している。また個人蔵品もあるものと推定される。
58	その他の近代化遺産	市内	遺跡・建造物（未指定）	—	本市の発展・歴史を物語る幕末から第二次世界大戦前に造られた近代化遺産（建造物・遺跡）が存在すると思われるが一部を除き把握されていない。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
食文化との関連等調査が必要。元来、木津川市の各村は農業を基本として生業を営んできたため生産・消費（食）に関する調査を実施していく必要がある。また、都市近郊農業地域としての歴史・文化についても調査を実施していく必要がある。	近郊農業の歴史についての調査が必要。農業の振興近郊農業地域ならではの食文化（自家消費・販売先での消費）の調査。調査成果に基づく食文化に関する情報発信等の実施を検討。	4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
老舗のもつ歴史性や本市との関わりについての調査がなされていない。特に外食文化等が決して盛んではなかった本市において、これらの老舗が食文化や行事等に与えた影響、役割を明らかにしていく必要がある。	老舗の定義は明確ではないが広く市民から情報提供を得る。調査対象者の意向を確認しつつ、老舗の特定及び所有されている記録等の調査を実施しあつて提供されていたサービス等の内容について明らかにする。調査成果については整理のうえ公開を行う。老舗の技・伝統・文化などについてのワークショップ等の実施を検討。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
廃寺・廃社について、位置等についての把握がなされていない。 現存社寺等については檀家・氏子の減少が懸念される。	廃寺・廃社について、位置等の把握調査に努める。 現存社寺については所有者の意向を踏まえつつ所有文化財について調査・情報発信を進める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
地区で保存・管理されている文化財について実態把握が十分になされていない。また、限界集落化している地区もあり、将来的な維持管理、継承が可能か問題となっている。	地区の意向を確認しつつ、所有文化財（建造物・美工・無形民俗文化財等含む）の調査を進め、情報発信、保存・活用に努める地区で維持管理が困難となった文化財については、地区と協議を進め適切な保管管理方法等について検討・実施する。	8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
近代化遺産については厳密な基準がなく認知度が低く、調査も十分進められていない。	本市の近代化遺産として、大仏鉄道関連遺産（遺跡・建造物）、蒸気機関車 C5756（歴史資料）などがあるが、認知できていない近代化遺産もあるため情報の収集に努める。また、いわゆる戦争遺跡については国・京都府の動向に注視する。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 8. 市民提案文化財調査・公開事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業



第48図 (8) 「木津川の宇治茶」関連文化財群等位置図



第82表 ⑧「木津川の宇治茶」関連文化財群の構成文化財の方針（1/2）

	名称	地区	種類	所有	現状
1	上狛茶問屋街	山城（上狛）	建造物・重伝建・文景 日本遺産の構成資産	民地	京都府の近代和風調査が実施されている。奈良街道を中心に茶問屋が並び、近世以降の農家建築も混在している。現在も茶問屋と近郊農家が生業を営まれており、近世以降の景観が保たれている地域として貴重。
2	茶農家・茶問屋・茶工場（古民家）	市域	建造物	民地	市域各地に分布する農家建築及び附属工場、現状について未調査である。
3	茶商・茶師（合組）	市域	無形民俗文化財	団体等	特定個人による技の保持・伝承が行われている。本市では複数の茶師が存在し、団体を結成して活動している。
4	茶生産に関わる技術	市域	無形民俗文化財	団体等	茶の栽培から製品として販売される各工程での技術、機械化が進んでいるが伝統的手法が維持（伝承）されている可能性も考えられる。
5	茶生産に関する民具	市域	有形民俗文化財	個人・企業等	茶生産に関連する有形民俗文化財、本市でも保管している資料はあるが少数・未活用。
6	上狛浜	山城	遺跡（伝承地）	河川（国）	幕末・明治以降、上狛に集積した荒茶（煎茶）が神戸へ向け出荷された河川港湾。所在地や構造等不明。
7	茶畠・茶園	市域	文景	民地	市内随所に存在する茶畠、山並み茶園から平地茶園、流作場での生産が行われている。
8	茶	市域	無形民俗文化財・食文化（材料）	—	本市を代表する農作物・製品である。食文化を構成する食材。

課題	方針	個別の事業名（措置）（再掲）
文化財としての価値付けが不明、民間所有であるため所有者の意向が不明、また、重伝建や文景の場合は地域住民の意向確認が必要。	住民の意向を確認し今後の在り方を検討。当面は所有者の希望により個別家屋の調査を実施し、登録・指定等の措置を推進する。外観調査を中心に調査を実施。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
茶農家固有の家屋構造等についての知見不足、現地での悉皆的調査が未調査。	所有者の意向を確認しつつ調査を進める。調査成果に基づき、指定等の措置を進める。また、観光施策として農業体験プログラムの提供、農泊等新たな事業参画についても検討を進める。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
茶師の技自体の文化財としての調査・研究がなされていない。伝統技術による合組や、入れ方、飲み方がライフスタイルの変化により変貌の危機にある。	所有者の意向を伺いつつ調査・記録作成に努める。無形民俗文化財としての市指定・登録文化財としての可能性を検討する。また、茶生産に係る技術について情報発信に努めるとともに、伝統的な食文化についての情報発信に努める。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
生産者（茶農家・茶商・茶師）の減少や、茶畠の転用などが見られる。また、機械技術の進歩により、手作りでの技術伝承についても課題があると推定される。京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議（府指定）に各種団体が参画しているが木津川市茶商の参画状況が不明。	茶文化に関わる技術に対し指定等の保護施策を行い、特定個人・団体等による技の保持・伝承を目的に実施する。宇治茶に関しては「宇治茶手もみ製茶技術」が府指定文化財となっている。宇治茶生産の各工程について無形民俗文化財指定等の可能性を検討する。生産者等の意向を伺いつつ調査・記録作成に努める。また、茶生産に係る技術について情報発信に努める。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
民具自身の存在（所在地）が不明、本市所有資料については個別の整理が進んでおらず、展示施設もないことから未活用。	所有者の意向を確認しつつ調査を進める。不要となった民具について体系的な収集の方向性づけを図り適切に保存措置を図る。民具の活用について山城郷土資料館・近隣市町村とともに検討を加える。本市においては市役所1階住民活動スペースや2階展示ケースでの展示等を検討する。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業
かつての「浜」の様相が現地では不明。	上狹浜がかつてどのような状況であったのか調査・研究を行う。情報発信に努める。	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
個人等の営農であるため、景観維持ができるか課題。また、市域の特徴的な茶畠景観の定義がないため優良な景観を選定することが困難。	茶畠の景観・実態調査を実施する。文化的景観として選定が可能か検討を行う。また、現在の景観を極力維持できるよう情報発信に努める。茶農家による茶摘み、製茶体験等ワークショップの実施。	4. 民俗文化財調査事業 / 7. 文化的景観予備調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業
本市でどのように利用してきたのか茶粥などの食文化、商品としての流通のありかたの歴史等不明な点が多い。	市域における茶の利用の在り方を調査する。伝統的な食文化とともにワークショップ等を開催する。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

第83表 ⑧「木津川の宇治茶」関連文化財群構成文化財の方針（2/2）

	名称	地区	種類	所有	現状
9	海住山寺	加茂（瓶原）	遺跡（社寺） 重文五重塔（重文）など 日本遺産の構成文化財	(宗) 海住山寺	現在の南山城で、最も多くの茶を生産する和束町の茶は、鎌倉時代に海住山寺の高僧慈心上人が明惠上人から茶の種子を受け取り、鷺峰山の麓「原山」に栽培したのが始まりといわれている。
10	京都府立木津高等学校附属茶園・製茶工場	木津（木津）	日本遺産の構成資産 遺跡（伝承地）	京都府	木津高等学校附属施設、木津高等学校は明治34年相楽郡立農学校として設立された。茶業担任教師を配属し一般の模範となる製茶場も建設した。現在もシステム園芸科が茶生産を、情報企画科が商品企画販売等を近隣の商業施設と協力して実施している。
11	上狹山城農業協同組合倉庫	山城	建造物 日本遺産の構成資産 (上狹茶問屋街の一角)	農協	上狹茶問屋街の一角にある農業倉庫。戦時迷彩が施された倉庫であるため建築年代は昭和初期と推定される。現在は商工会等の倉庫となっている。JA所有。
12	鹿背山焼	木津（鹿背山）	美術工芸品（歴史資料尾・市指定）	木津川市	鹿背山焼は江戸時代後期から明治時代にかけて生産された地方陶磁器である。煎茶器をはじめ多くの種類が生産された。なお当時の領主一条忠香は煎茶を好んだ。
13	鹿背山焼窯跡（遺跡）	木津（鹿背山）	遺跡（埋蔵文化財）	民地	鹿背山焼を生産した窯跡。

その他関係する施設

1	福寿園茶問屋ストリート	山城（上狹）	資料館・体験施設、日本遺産上狹茶問屋街の一角	(株) 福寿園	上狹茶問屋街の一角に存在する福寿園が経営する資料館。2017年にオープン、製茶場の様子や道具を展示した資料館本館、茶問屋を再現した資料館別館2、受付のある資料館別館1がある。様々な体験も可能。
2	福寿園 CHA 遊学パーク	木津（相楽台）	資料館・体験施設	(株) 福寿園	ハイタッチ・リサーチパーク内にある福寿園が経営する施設。各種研究施設が設置されているほか、日本茶をはじめ世界の茶に関する体験メニューが準備されている。

課題	措置	個別の事業名（措置）（再掲）
宇治茶と海住山寺に関する情報発信が不足している。	海住山寺の文化財とともに、慈心上人に関する情報発信を行う。	3. 社寺等所有文化財調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 18. 文化財保存活用計画策定支援事業 / 22. 指定等文化財修理等補助事業
学校の附属施設のため原則非公開。文化財としての価値付けが不明。	府立高等学校のため、府教委と協力のうえ情報発信に努める。イベントへの商品出品、ワークショップへの企画・参加など連携・活用を図る。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
府による近代和風調査が実施されたが文化財としての価値付けが不鮮明。活用のためには耐震性に課題がある。	文化財としての調査、建造物・履歴等についての調査が必要。登録等の可能性を検討する。調査結果に基づき公開・活用方法について検討を行う。	1. 古民家等歴史的建造物調査事業 / 6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
常設展示場所がない。また、未指定品についても調査・保存の措置を図る必要がある。	鹿背山焼の調査・研究・情報発信を行うとともに未指定品の調査・情報・資料収集を行う。当面、市役所での展示等を行う。民有品、未指定品は展示のほか、実際に煎茶等に用いるなど活用を図る事を検討する。	4. 民俗文化財調査事業 / 9. 関連文化財群等詳細調査 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業 / 21. 文化財整理保管センター及び発掘調査事務所維持管理事業
位置情報等のデータはあるものの、正式な発掘調査歴がない。	鹿背山焼と併せた調査・研究・情報発信を行う。また発掘調査の実施が可能かどうか検討する	6. 遺跡詳細分布調査 / 9. 関連文化財群詳細調査 / 10. 指定等文化財再調査事業 / 11. 市内遺跡発掘調査事業 / 12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
—	イベント等での連携を図る。現状維持・情報発信。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業
—	イベント等での連携を図る。現状維持・情報発信。	12. 文化財データベース等整備事業 / 13. 文化財普及啓発事業

2. 文化財保存活用区域の設定

2-1. 文化財保存活用区域設定の考え方

文化財保存活用区域とは法的な規制を伴うものではありませんが、不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域とされています。

文化財保存活用区域においては、文化財の保存を前提に地域活性化や観光振興、雇用促進などを目的とした積極的な活用が期待されます。

市域では、随所に文化財が存在していますが、景観が良好に保たれ、国指定等文化財が多数存在している以下の4ヶ所の文化財保存活用区域を設定することとします。各地区の概要や地区に所在する主要な文化財は第84～87表のとおりです。また、いずれの地区も少子高齢化が進んでいるため、重点的に措置を行うこととします。

なお、今回地区に設定しなかった地域についても、地域に根ざした文化財が多数存在しています。それらについても第5章の基本的な方向性・措置に基づき、保存と活用を図っていくこととします。

（1）当尾文化財保存活用区域（旧当尾村）

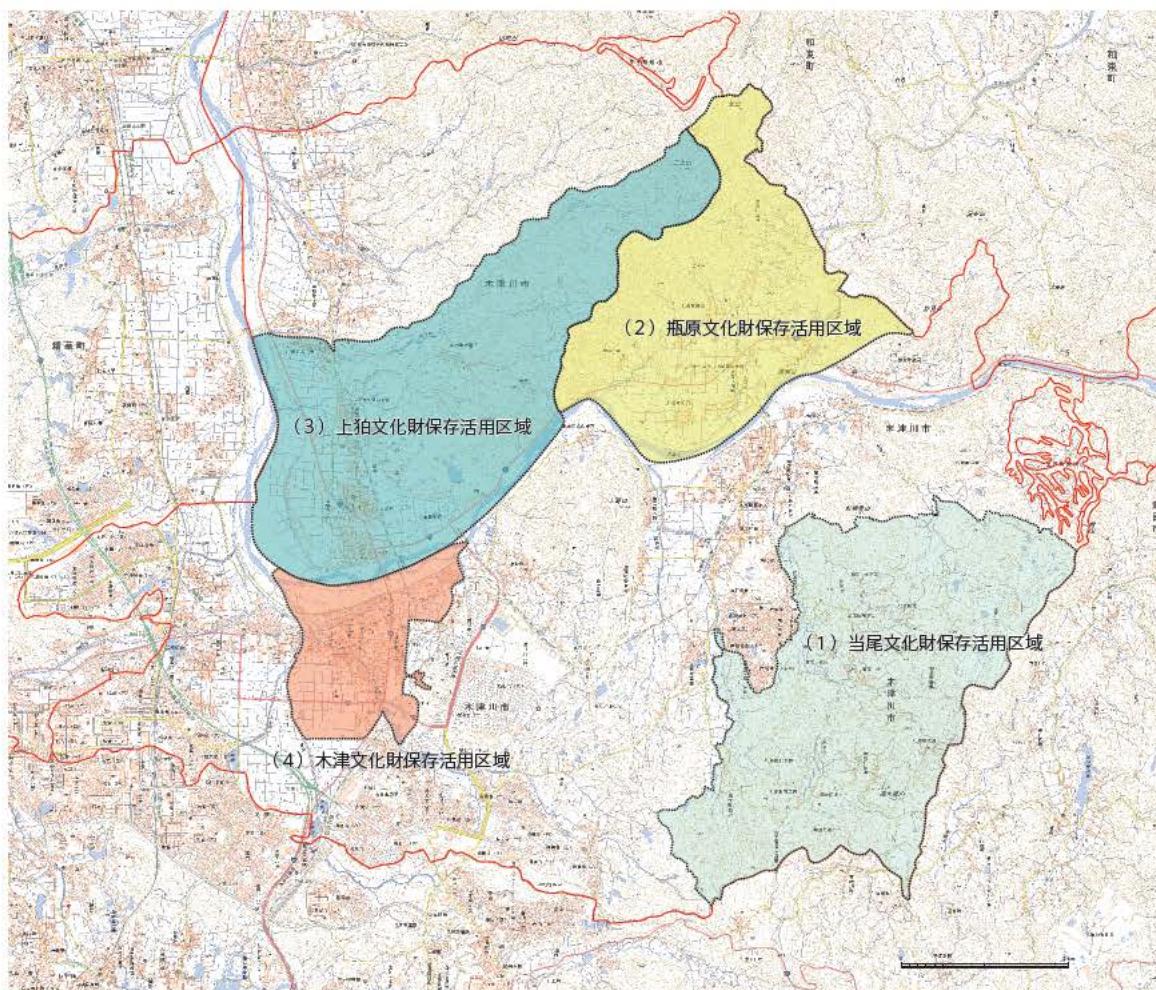
第84表 当尾文化財保存活用区域の概要

区域の概要	主要な指定等文化財	個別の事業（措置）（再掲）
旧加茂町当尾村、市域南東の山間部に位置する地区。平安時代から南都諸寺の別所が置かれ、淨瑠璃寺、隨願寺などを中心に小田原と称され、仏教文化が開花した。また、鎌倉時代から室町時代にかけ、磨崖仏なども多数造られた。戦乱の影響をほとんど受けず、江戸時代には藤堂藩当尾組として組込まれ、大庄屋・庄屋には無足人が当たった。近世以降、当尾柿（豊岡柿）や山葵などの特産品が生産された。近年では当尾ごぼうなど特徴的な農産物が生産されている。近現代においても大規模な開発事業が実施されておらず、農山村景観、大和棟をもつ古民家も残されている。また、昭和40年代には地域の農産物や漬物などの商品を販売する無人販売店である「吊り店」が出現し現在も少数ではあるが出店されており、特徴的な景観を呈している。	国指定等文化財 <ul style="list-style-type: none"> 淨瑠璃寺庭園（特別名勝・史跡）・淨瑠璃寺本堂（国宝）・木造阿弥陀如来坐像（淨瑠璃寺）（国宝）・厨子入木造吉祥天立像（淨瑠璃寺）（重要文化財）・木造阿弥陀如来坐像（岩船寺）（重要文化財）、白山神社本殿（重要文化財）など 府・市指定等文化財 <ul style="list-style-type: none"> 当尾磨崖仏阿弥陀如来及両脇侍坐像・弥勒如来立像・不動明王立像（府指定）・当尾の豊岡柿（府指定）・紙本墨書き岩船寺縁起（市指定）・岩船のおかげ踊（府登録）など 	事業1～30

（2）瓶原文化財保存活用区域（恭仁小学校区）

第85表 瓶原文化財保存活用区域の概要

区域の概要	主要な指定等文化財	個別の事業（措置）（再掲）
旧加茂町瓶原村、市域東部加茂盆地の木津川を挟んで北側に位置する。縄文時代から人びとの活動が確認され、奈良時代には元明・元正・聖武天皇が甕原離宮を営み、聖武天皇が天平12年（740）平城京から遷都し恭仁宮を造営した。恭仁宮は後に山城国分寺に大極殿が施入されることとなる。中世には良弁上人開山の寺伝をもつ海住山寺が再興され、慈心上人が大井手用水を整備し農業振興を図っている。戦国時代には炭窯氏や津越氏などの土豪が活躍している。豊臣政権下では古田織部が当地を領し茶会を開いている。江戸時代には藤堂藩領として当初支配されたが、後に例幣使料として藤堂藩から分割、京都所司代の支配下に置かれた。現在も大井手用水を中心に往時の農村景観が保たれている。また、江戸時代には蜜柑栽培が盛んであったが、現在では茶生産も盛んに行われ、山並みの茶畑景観も形成されている。	国指定等文化財 <ul style="list-style-type: none"> 恭仁宮跡（山城国分寺跡）（史跡）・海住山寺五重塔（国宝）・海住山寺文殊堂（重要文化財）・木造十一面觀音菩薩立像（海住山寺）（重要文化財）・絹本着色法華教曼荼羅図（海住山寺）（重要文化財）など 府・市指定等文化財 <ul style="list-style-type: none"> 絹本着色春日宮曼荼羅 十六善神図（市指定）・袋中上人絵詞伝（鷲瀧寺）（市指定）・海住山寺本堂（府暫定登録）（府暫定登録）・恭仁神社本殿（府暫定登録）など 	事業1～30



第49図 文化財保存活用区域配置図

(3) 上狛文化財保存活用区域（上狛小学校区）

第86表 上狛文化財保存活用区域の概要

区域の概要	主要な指定等文化財	個別の事業 (措置) (再掲)
<p>旧山城町高麗村と上狛村を対象区域とする。木津川に面した平野部と鳴子川が形成した谷部が主な居住地となる山間部から構成される。</p> <p>木津川に面した平野部では縄文時代以来人びとが盛んに活動した。特に古墳時代前期に築造された椿井大塚山古墳は32面以上の三角縁神獣鏡を副葬しており初期ヤマト政権を支えた人物が被葬者と考えられる。飛鳥時代には府内最古級の古代寺院高麗寺が営まれた。中世には興福寺の荘園として栄え、特に柏氏、椿井氏といった国人衆が活躍している。彼らが農民とともに結成した山城国一揆は戦国時代の自治組織として日本史上大きな意味を持っている。江戸時代には上狛村は藤堂藩領に、神童寺村・椿井村は禁裏御料と旗本領となっている。地区内を通る京都・伊賀街道は江戸時代的主要街道であり神童寺村は宿場としての役割も果たした。幕末には木津川に浜を有する上狛に茶問屋街が形成され欧米向けの輸出拠点となると共に山城地域の茶業の発展に寄与した。現在も上狛茶問屋街には当時の伝統的建造物が数多く存在している。神童寺や椿井には往時の景観が残り、上狛には上狛環濠集落と称される城館の環濠・町割りが残る。</p> <p>主要な産業として、上狛茶問屋街に茶商が数多く経営を続けておられるとともに、近郊農業として明治以来ブドウ栽培が行われている。また、山あいでは茶畑が営まれるとともに、山城地域の特産品であるタケノコ栽培も行われている。</p>	<p>国指定等文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> 椿井大塚山古墳（史跡）・高麗寺跡（史跡）・神童寺本堂 附棟札、銘札、旧鬼瓦（重要文化財）・松尾神社本殿 附拝所、棟札（重要文化財）・天神社十三重塔（重要文化財）・小林家住宅 附家之普請合力覚、古図（重要文化財）・木造愛染明王坐像（神童寺）（重要文化財）・木造不動明王立像（神童寺）（重要文化財）・泉橋寺五輪塔（重要文化財）・旧松原家住宅主屋（重要文化財）など <p>府・市指定等文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> 小林家住宅長屋門・土蔵（府指定）・柏文書（府指定）・天神神社本殿（府登録）・松尾神社拝殿・境内社御靈神社本殿・表門（市登録）・神童寺護摩堂（市登録）・泉橋寺表門（市登録）・上狛環濠集落（環濠・大井戸・郷井戸）（市登録）・泉橋寺境内（市登録）・神童寺境内（市登録）など 	事業1～30

(4) 木津文化財保存活用区域（木津小学校区）

第87表 木津文化財保存活用区域の概要

区域の概要	主要な指定等文化財	個別の事業 (措置) (再掲)
旧木津町と木津村を対象区域とする。北は木津川に面し南は平城山を介して大和国と近接する。古代は藤原京・平城京造営に必要となる木材の集積地として河川港である木津（泉津）が設けられ交易の中心地として繁栄した。平安京遷都以降もその地の利から南都諸寺の木屋所が設けられた。地区の中央には奈良時代以来の官道、旧奈良街道がとおり木津から大和国へ物資が運ばれるとともに、平安貴族の往来に重要な役割を果たした。中世には興福寺方の国人衆のひとり木津氏が木津城（木津平城跡・木津遺跡）を拠点に戦国時代にかけて活躍した。当地区は河川港湾都市的性格を持っていたことから、中世から江戸時代、近現代にかけて相楽郡の流通の中心を担った。そのため、現木津本町通りには幕末から江戸時代にかけての町家が立ち並び周辺部には農家が配される景観を形成している。交易で栄えた本地区には木津三社祭が宮座により行われ、幕末に登場した木津御輿太鼓の巡行とともにその伝統を今に伝えている。	国指定等文化財 • 五輪塔（木津惣墓）（歴）・木造十一面觀音立像（大智寺）（歴）・木造文殊菩薩坐像（歴）など 府・市指定等文化財 天王神社本殿（府指定）・岡田國神社本殿・拝殿・舞台・南北氏子詰所（府認定）・大智寺本堂・庫裏・鐘楼表門（府認定） 木津御輿太鼓祭（市指定）・木津浜絵馬（市指定）・紙本著色橋柱寺縁起（市認定）・正覚寺本堂（府暫定登録）など	事業1～30

以下では、それぞれの文化財保存活用区域における共通した課題、基本的な方針、並びにそれぞれの文化財保存活用区域の特徴並びに措置についてのべることとします。なお、特別に記述はしませんが、文化財保存活用区域の文化財についても、第5章の基本的な措置、第7章1の関連文化財に対する措置を合わせて実施していきます。

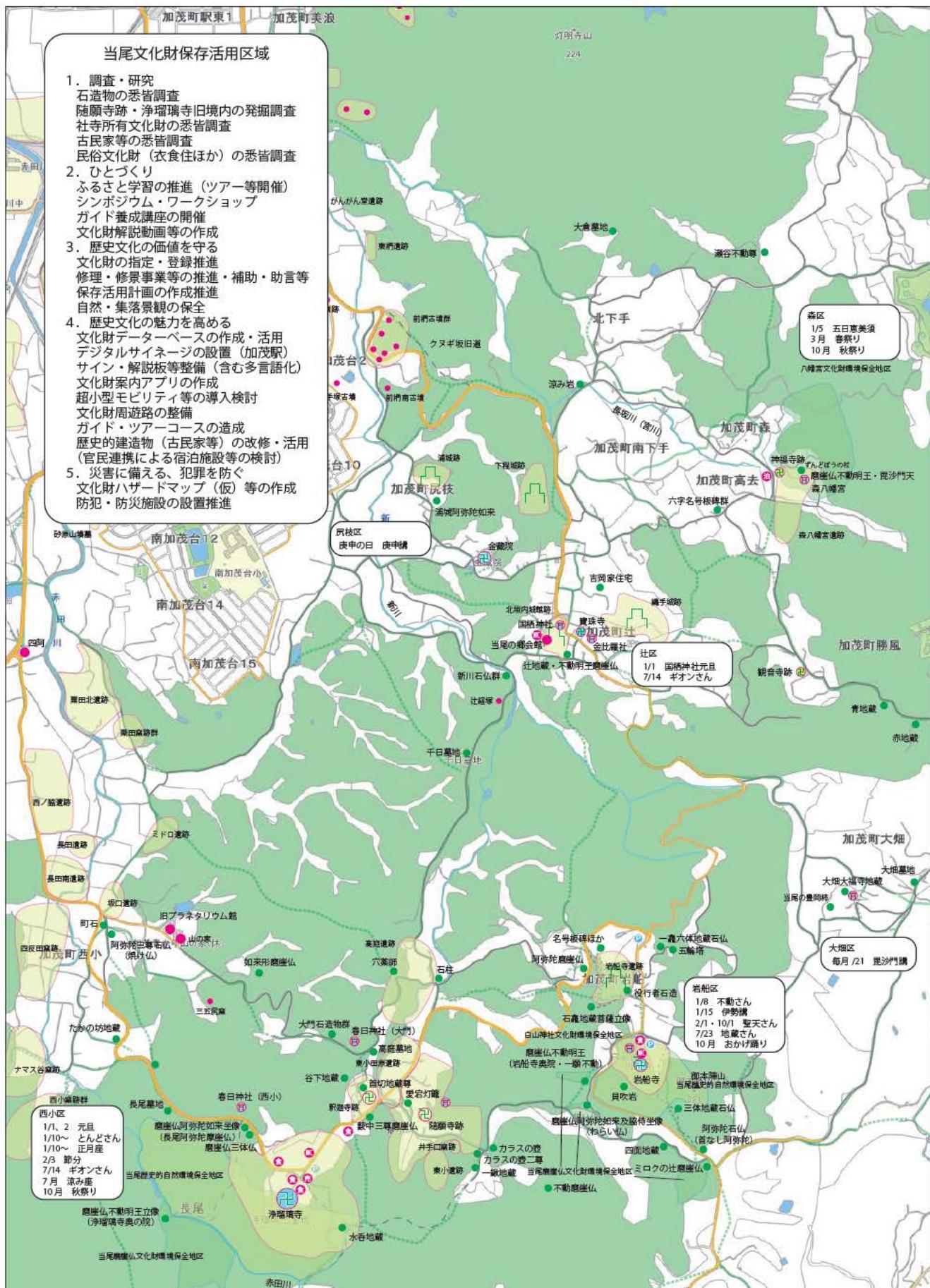
2-2. 文化財保存活用区域に共通する課題と基本的な方針

4ヶ所の文化財保存活用区域は、関西学術文化芸術都市を有する本市にとって、旧街区に該当します。そのため、指定等文化財を有する社寺や、往時の町並み・祭り・風習などが良好に残されています。一方で住環境の問題や仕事の関係から市外ないしはニュータウンへ居住地を移した人も多いものと推測されます。そのため、人口減少や過疎化といった問題をもっていることが文化財の保存・活用にとって大きな課題となっています。

このような人口減少・過疎化が進む地域で文化財を適切に保存・活用していくためには地域だけではなく、関係人口・交流人口を増加させ文化財の保存・活用の担い手を増やしていくための取組が必要と考えられます。

そのため、官民連携による文化財の保存・活用が、これからまちづくりに有効であると考えられます。地域の資産の磨き上げや環境整備、地区の歴史文化を扱った冊子等の情報発信、サインの整備などの周遊環境の整備、地域文化の体験の提供などの取組みを進めていく必要があります。区域は空間的に比較的限定された地区であるため、時間軸（歴史）に沿ったストーリーを活用していくことが有効と考えられます。そのため、各地域の歴史・文化財についての情報発信や周遊環境整備を重点的に実施していくこととします。

なお、事業の実施に際しては、所有者・行政のみならず、行政と所有者や保存団体などで構成する「(仮称)木津川市文化財保存活用推進実行委員会」を組織し、実行していきます。



第50図 当属文化財保存活用区域

2-3. 各文化財保存活用区域の課題と基本的な方針

(1) 当尾文化財保存活用区域

【現状と課題】

当尾地区は本市南東部の山間部に位置し、淨瑠璃寺など平安時代以来の寺社が今も残っているだけでなく、中世を中心に造営された石仏群や、中世的な集落景観を良好な自然環境とともに今に伝えている地域です。本市を代表する観光スポットとなっています。

地域固有の課題として、各区を構成する世帯・人口がもともと小規模なことに加え、森・高去・勝風・大畠の各区では20歳未満の人口が0人と極端に高齢化が進んでいることが挙げられます。

そのため、歴史的建造物である古民家の空き家の増加、地区に所在する石造物をはじめとする文化財の維持管理が困難になっているなどの課題が生じています。

【基本的な方針】

本地域の特徴は仏教美術が豊富に存在しているところにあります。また、大規模開発がほぼ行われていないこともあり、中・近世の景観が良好に保たれていると考えられます。

岩船寺や淨瑠璃寺など著名な文化財を起点に、当尾を特徴づける石造物は南部・北部とも広く分布しています。これら石造物群に対して悉皆的な調査を実施するとともに、隨願寺跡の発掘調査を行います。合わせて当尾の歴史・文化財に関する情報を総合的に発信するとともに、解説板・案内板等の整備を行います。特に南部と北部を一体的に周遊できる文化観光ルートの設定・整備を検討します。

また、古民家調査・農山村文化に関する調査を合わせて実施し、官民連携による保存・活用を図ることを検討します。

(2) 瓶原文化財保存活用区域（恭仁小学校区）

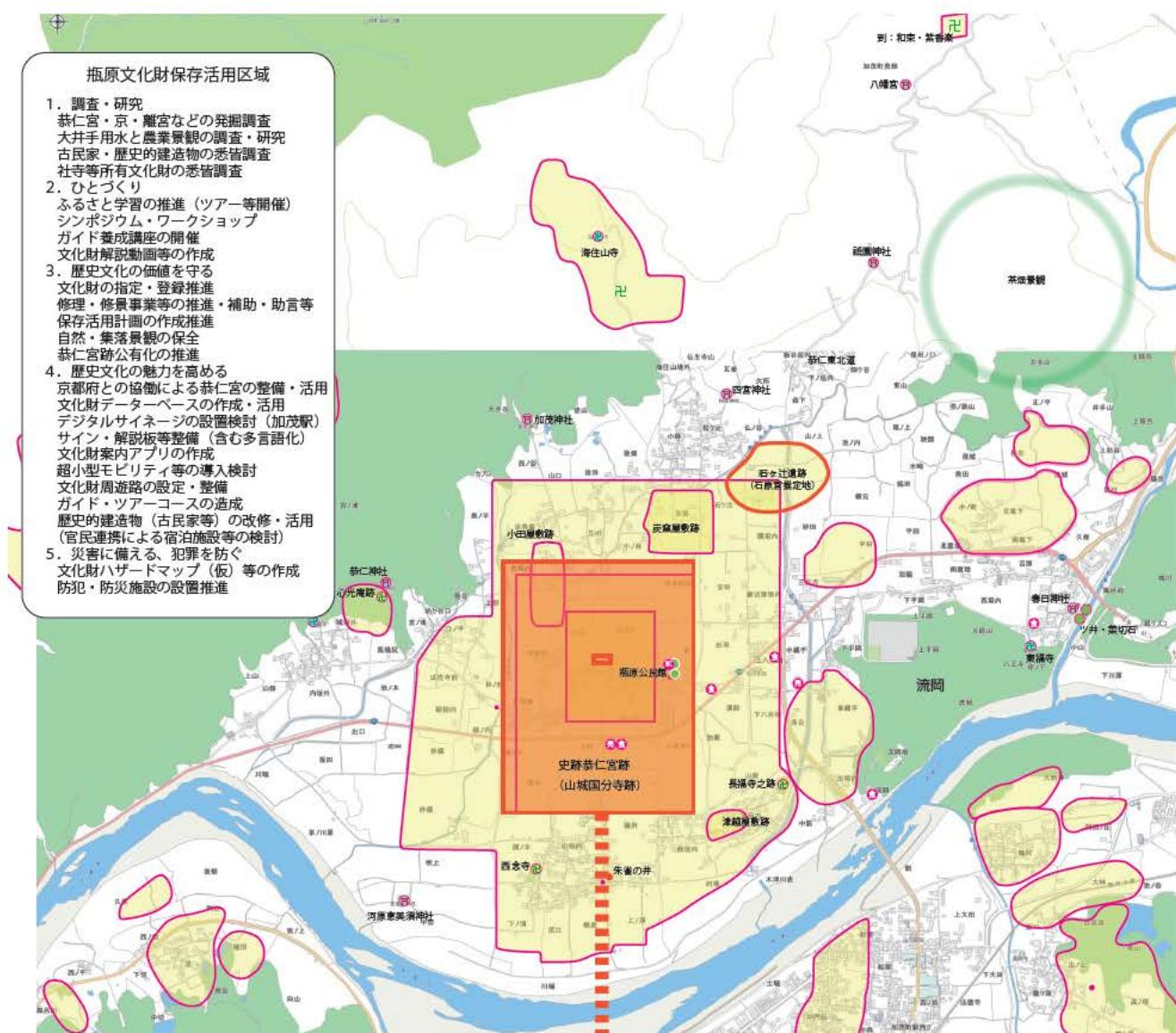
【現状と課題】

瓶原地区は史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）、瓶原城跡、恭仁神社、河原恵美須神社、海住山寺などの文化財があり、主に水田や畠地、茶畠景観が広がっています。集落は、加茂町西、例幣、河原、岡崎、井平尾、奥畠が所在しています。市街化調整区域であることから建築が厳しく規制され、古くからの農村集落景観が保たれています。

文化財に関する施設として、木津川市文化財整理保管センター一分室（くにのみや学習館）があり、恭仁宮跡を紹介する映像展示、遺物展示、恭仁宮跡や市域の文化財に関するパンフレットの配布を行っています。また、地域の方の活動の場としても利用されており、恭仁宮朝市が開かれています。

瓶原地区においても少子高齢化が課題となっていますが、瓶原地区は京都府の「移住促進特別地域」として指定され一定の移住者がおられ、成功事例として捉えられています。

文化財の保存・活用の観点からは、史跡恭仁宮跡は十分な整備がなされておらず、史跡のもつ本質的な価値を知ることができません。また、くにのみや学習館における恭仁宮跡や市域の文化財に関する情報発信は十分なされているとは言いがたい状態にあります。また、域内に城館が存在することや、かつての大名茶人吉田織部領であり藤堂藩領、伊勢・日光両宮の例幣使料、禁裏御料の変遷を経たこと、先進的な農業灌漑システムである大井手用水についても積極的に情報



第51図 瓶原文化財保存活用区域

を発信していく必要があると考えられます。

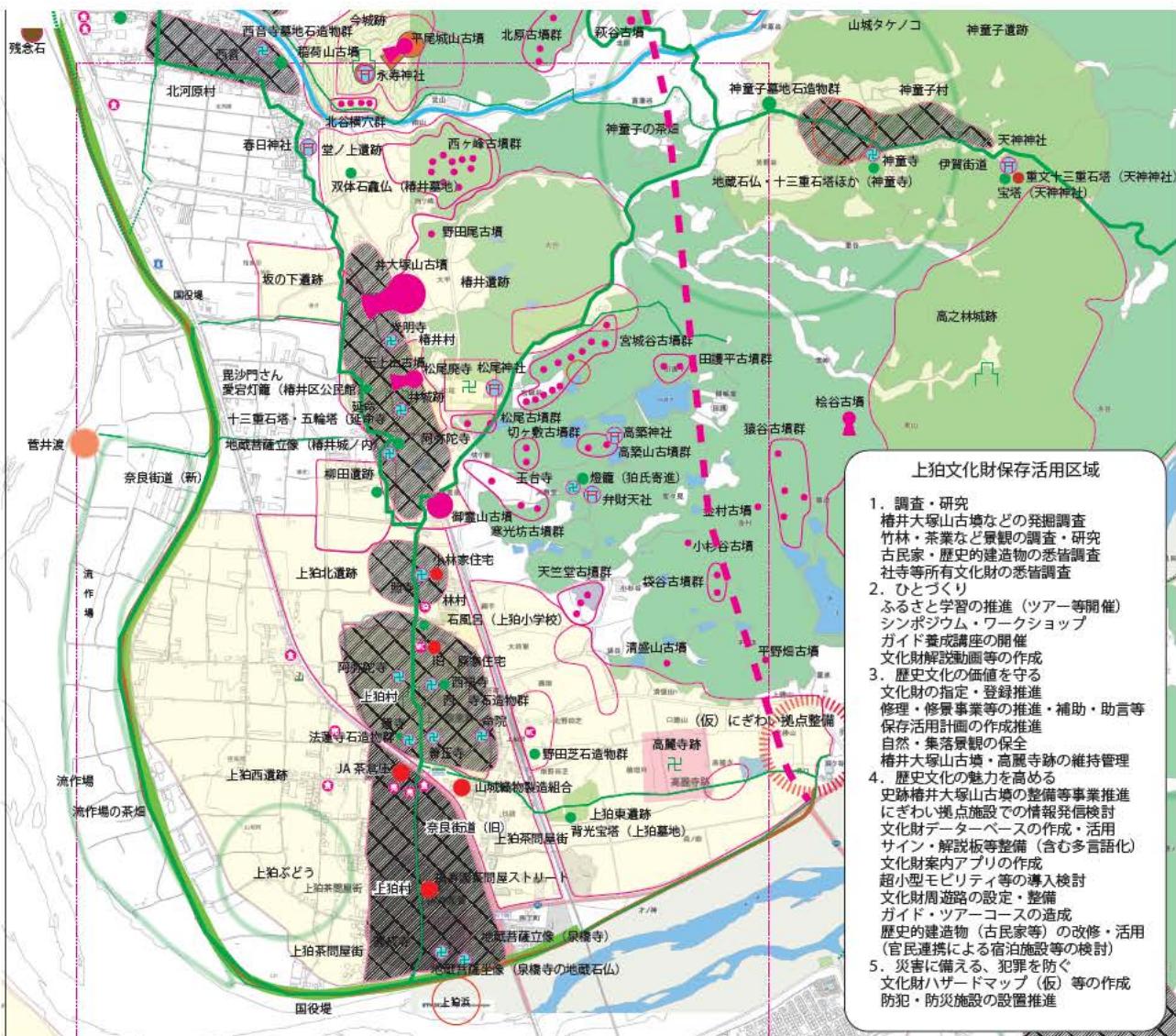
域内に存在する古民家等建造物についても、十分な調査、保全策がとられておらず、旧来からの農村景観の維持・保全が課題となっています。

【基本的な方針】

瓶原文化財保存活用区域に対する基本的な方針は下記のとおりとします。

恭仁宮跡を中心に域内に所在する文化財の調査を進め、地域の歴史を一層明らかにしていきます。恭仁宮跡の保存・活用に関しては、京都府との連携を一層強化するとともに、官民連携による保存・活用のあり方を検討していきます。特に恭仁宮周辺に造営されたと考えられる離宮や庭園、古道等について重点的に調査を行うとともに、くにのみや学習館における地域の歴史や文化財に関する情報発信機能の強化などを行っていきます。恭仁宮跡を会場とした様々なイベントについては、今後とも活用がはかられるように維持管理を行っていきます。

また、海住山寺、大井手用水を中心に形成された農村景観についても古民家等と併せて調査を推進し、地域住民とともに景観・環境の保全・活用を図ることを検討していきます。



第52図 上狛文化財保存活用区域

(3) 上狛文化財保存活用区域

【現状と課題】

現在の上狛小学校校区の範囲を対象として設定します。地区内には奈良街道、伊賀街道が存在し、沿線に数多くの文化財が所在する地域です。代表的な文化財として、椿井には史跡椿井大塚山古墳とその後継にあたる平尾城山古墳、稻荷山古墳があります。上狛には史跡高麗寺跡をはじめ、奈良街道沿いに展開する上狛環濠集落と、南に展開する上狛茶問屋街があります。神童子には神童寺を中心に天神神社などに重文建造物や美術工芸品があり神童子集落も江戸時代の街道沿いのまち並み景観を留めています。本市域でも古墳が集中して造られていること、町並みや古民家など個人所有の文化財が多いことが特徴となっています。また、椿井の虫送りや、各家庭の迎春行事であるスナマキなどの伝統行事も行われています。

本地区においても、人口減少が進んでいます。中でも、神童子や、上狛北部・南部の一部行政区で人口減少が顕著です。

一方で、城陽井手木津川バイパスの整備が進められており、本市では国道163号との結節点ににぎわい拠点整備の検討を行っています。

【基本的な方針】

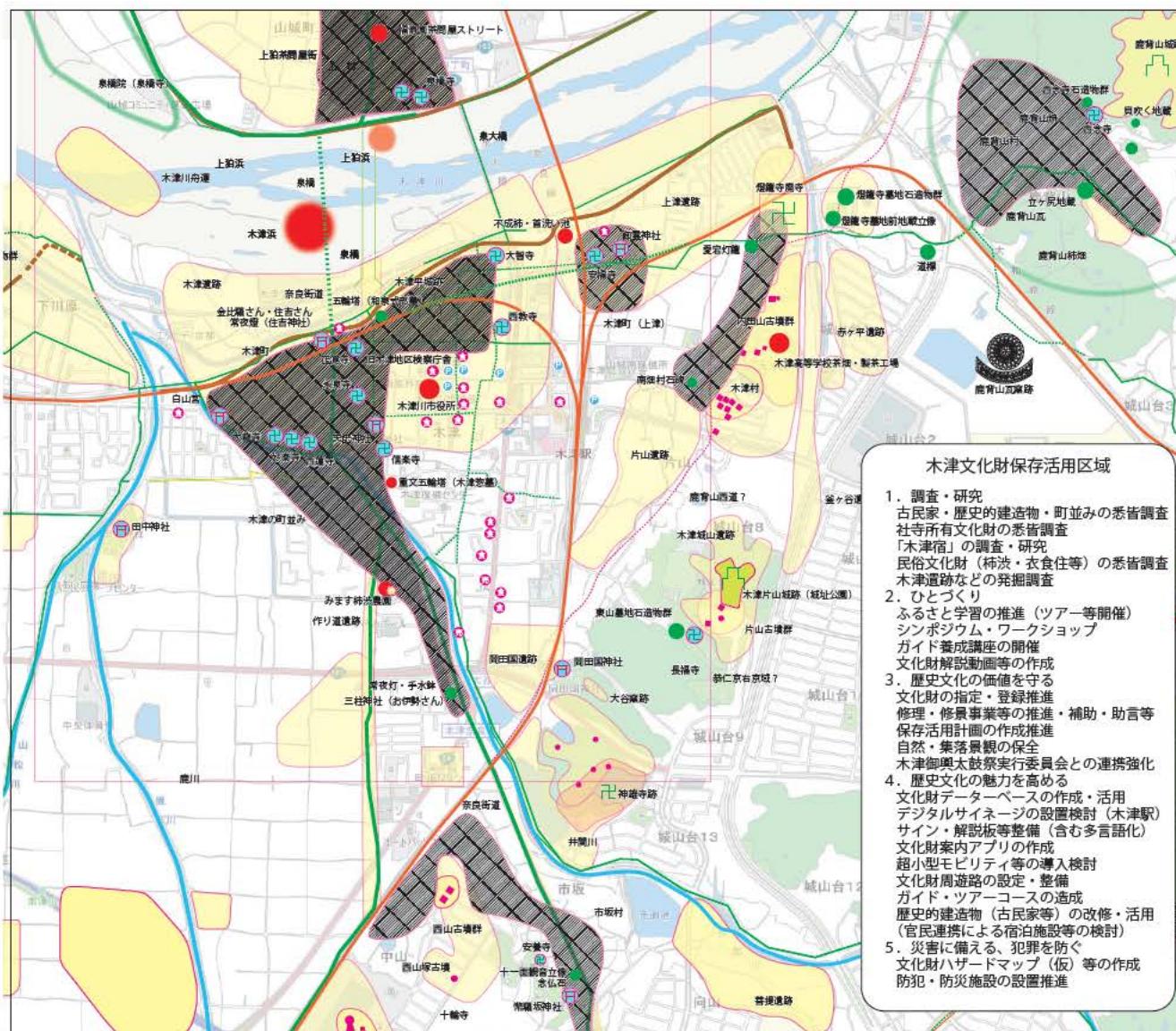
旧奈良街道沿いに数多くの文化財が存在しているのが本地区の特徴です。そのため、街道沿いの文化財を周遊できるような環境整備を進めていきます。特に北の起点となる椿井大塚山古墳については文化観光拠点としての整備・活用について、周辺の古墳や南の起点である高麗寺跡と一体的に検討を行っていきます。

また、本市の産業であるタケノコ栽培や茶業、ブドウ栽培、京織り襖紙の生産などが盛んに行われ、近世の集落景観も良好に保たれています。これら、町並みや農業をはじめとする伝統産業等についても文化財としての調査を進め、官民連携による保存と活用の検討を行っていきます。また、将来的には国道24号城陽井手木津川バイパスが整備されることから、各文化財へのアクセスや「にぎわい拠点」での情報発信や、周遊環境の整備などを検討していきます。

(4) 木津文化財保存活用区域

【現状と課題】

本地区は概ね現在の木津小学校校区の範囲を対象として設定します。新旧奈良街道が区域を通



第53図 木津文化財保存活用区域

り、文化財としては、上津遺跡や木津遺跡など古代泉津に関連する遺跡や、木津氏の居城である木津平城跡や中・近世木津郷を物語る木津惣墓五輪塔、大智寺や正覚寺などの近世寺院及びその所蔵品、本町通り沿いの幕末から明治の町並みをはじめ、周辺にも大型古民家が存在しています。一方で空き家も多く見られます。

木津三社祭りで行われる御輿太鼓の練り歩きは木津川市のシンボル的な存在となっていますが、担い手不足などにより巡回できない御輿太鼓も現れてきています。この地域の多くの文化財は地域の人々の日常生活と密着していることが特徴的です。多数の文化財が残される一方で本地区に関する歴史・文化財に関する調査・研究は十分実施されてきたとは言いがたい状態にあります。

行政の施設として木津川市役所本庁舎が域内にあり、文化財保護課の所在する本庁舎2階ロビーに小規模な展示コーナーがあります。

【基本的な方針】

本地区には木津本町通りを中心とした歴史的な町並みと、町を舞台とした豊富な有形・無形の民俗文化財が残されています。

本地区は相楽郡の中でも商業の中核を占めていたと考えられ、かつては木津で日常生活に必要なものが全て手に入れることができたといわれています。一方で先述のとおり、本地区に関する歴史・文化財に関する調査・研究は十分実施されてきたとは言いがたい状態にあります。そのため、「木津宿」に関する総合的な調査・研究を実施していくことを検討します。

木津御輿太鼓祭りや、町家をはじめとする古民家、本町通りの町並み景観の保全など、官民連携による事業を検討し保存・活用を行っていく事とします。また、市役所において、様々な文化財に関する展示を実施していきます。

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 計画の進捗管理と自己評価の方法

地域計画の進捗管理にあたっては、年度ごとに年次計画を作成し、毎年度末に年次評価を実施します。なお、現行の木津川市歴史文化基本構想策定委員会を、「(仮称) 木津川市文化財保存活用地域計画協議会」として改組し、評価・検証機関として位置づけます。協議会は、年1回程度開催し、年次計画や実施状況をもとに、自己評価を実施して進捗状況等の管理を行います。

事業実施にあたっては令和5年（2023）度を事業計画準備期間と位置づけ、具体的な実施事業内容の検討、実施体制の整備等を行い、令和6年（2024）度からの事業実施を目指します。

中間評価は事業実施期間内に2回実施し、計画期間最終年度の令和12年（2027）度には計画全体の総合評価を行った上で、協議会において計画の見直しを行い、次期計画に移行します。なお、計画期間の途中でも社会変化等に応じて計画の内容を見直すことがあります。

なお、本計画の表に示した事業・措置の期間について、前期としたものは、令和6年（2024）度から3箇年内に着手し、中期としたものについては令和9年（2027）度からの2箇年、後期としたものについては、令和11年（2029）度以降に着手することを目指します。なお、前・中・後期にわたるものについては、永続的に実施する必要があるため事業（措置）の完了年度を設定していません。また、中・後期としたものについては、所有者の意向が重視されるものが多いため、令和9年（2027）度以降の実施を目指す事としています。なお、文化財の保存状況等により、適宜修理等の事業は実施していくきます（第54図）。



2. 木津川市の推進体制

2-1. 現状の体制

木津川市の文化財の保存・活用に関する各組織の状況は第88表、第89表のとおりです。

第88表 保存・活用の体制（令和5年3月1日時点）

木津川市		
教育部	文化財保護課	文化財の収集・調査・保存・活用に関すること。文化財関連補助金に関すること。埋蔵文化財、市史編さん、文化財関係施設に関すること等（埋蔵文化財専門職員3名・美術工芸品専門職員1名）
	学校教育課	学校教育に関すること等
	社会教育課	社会教育・生涯学習事業、文化芸術振興、公民館・図書館等の管理・運営に関すること等
マチオモイ部	学研企画課	総合計画及び創生総合戦略、公共交通対策、地域づくり及び地域振興、広域行政圏、関西文化学術研究都市、市の魅力開発プロジェクトに関すること、広報等
	観光商工課	観光のまちづくり、伝統的工芸品の指定等、商工業の振興及び商工会に関すること等
	農政課	農林水産業の振興、農業特産物の生産指導及び育成、森林整備の推進、農産物などの木津川市ブランドの確立、地産地消による農業活性化に関すること等
総務部	総務課	行政地域、地縁団体に関すること等
	危機管理課	防災及び防災パトロール、防災の総合計画の策定、地域防災計画及び各種危機管理計画、防犯に関すること等
	財政課	予算の編成、国、府補助金等、基金に関すること等
建設部	建設課	河川及び排水路の新設・改良工事、都市計画事業、まちづくりの支援及び啓発に関すること等
	管理課	河川の管理、都市公園等の管理に関すること等
	都市計画課	都市計画の基礎調査、立案、計画及び決定等、木津北地区・東地区の保全や整備、空家対策に関すること等
博物館等施設		
くにのみや学習館（木津川市文化財整理保管センター一分室）	史跡恭仁宮跡をはじめとする本市の豊富な歴史・文化遺産の魅力の発信、出土遺物の展示、パンフレットの設置など	
椿井大塚山古墳特別展示室	椿井大塚山古墳の出土品の展示など	
その他関係団体		
木津川市文化財保護審議会	木津川市の文化財の保存・活用に関する審議等	
木津川市商工会	商工業者の経営支援や地域の活性化を図るため活動等	
一般社団法人木津川市観光協会	木津川市の観光基盤整備や観光振興に関する事業等を実施	
NPO 法人ふるさと案内・かも	郷土史学習会、ふるさと散歩、きっと加茂検定の作成等	
木津の文化財と緑を守る会	鹿背山城の整備、歴史文化に関する勉強会・講演会・ウォーキング・ガイド養成講座等	
加茂文化財愛護会	文化財全般の保護・普及活動、講演会など	
しょうらい踊り保存会	しょうらい踊りの保存・継承など（現在活動休止中）	
椿井大塚山古墳を守る会	椿井大塚山古墳の周辺環境の維持	

第89表 保存・活用の体制

山城町ふるさと案内人の会	文化財全般の保護、ウォーキング、講座等
相楽木綿の会	相楽木綿の復元・伝承活動、伝承者の育成など
京都府関係機関	
京都府文化財保護課	文化財保護法の施行に関する事務。府指定文化財、府登録文化財等の保存と活用に関すること。
京都府立山城郷土資料館	南山城地方の特色ある歴史と文化の調査・研究、展示・公開、府民の歴史学習を深める場の提供、文化財の保存に関すること等
京都府文化政策室	文化行政の企画に関すること。未指定文化財の保護のための補助事業。
京都府文化財保護指導委員	担当区域内の文化財等の保存管理に関する巡視、指導助言。
広域団体	
一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）	山城地域の観光振興に関すること、お茶の京都に関すること
山背古道推進協議会	木津川市・城陽市・井手町で組織。山背古道のプロモーション活動等

2-2. 今後の文化財の保存・活用の推進体制

これまで、所有者をはじめ、第88・89表の団体等が基本的には個別に文化財の保存・活用に関わってきました。しかし、本地域計画で示してきたとおり、今後、文化財の保存・活用に関わる推進体制構築に際しては、官民連携による組織が必要と考えられます。そのため、上記団体等を中心に、第6章に記載したとおり、官民連携の組織として「(仮称)木津川市文化財保存活用推進実行委員会（以下、実行委員会）」を立ち上げ、文化財の保存・活用、防災・防犯等の事業を実施していく事とします。

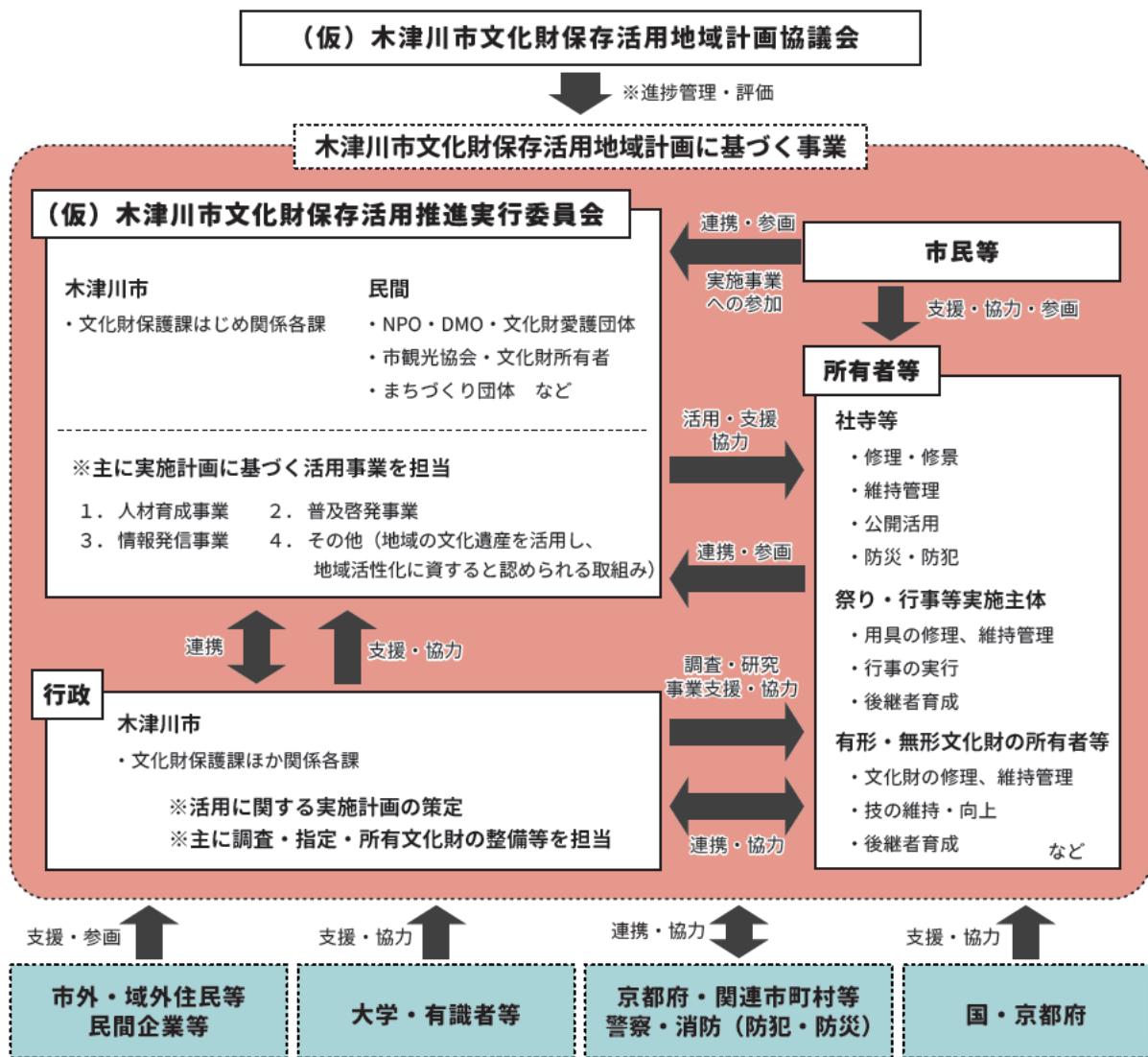
実行委員会は、木津川市文化財保護課をはじめとする市関係部局と、文化財の保存・活用を実施するNPO等の幅広い団体により構成することとし、文化財の活用を中心に関わることとし、事業内容・事業計画等を策定し、令和6年度から事業に着手することを目指します。

行政はこれまでどおり文化財保護課を中心に、文化財の調査・研究を有識者や民間の力を借りながら実施し、指定等による保護の措置を推進します。併せて市所有文化財の整備や市域の文化財の活用、文化財所有者が行う修理等事業の支援を実施していきます。なお、実行委員会の運営に深く関与するため、文化財保護課をはじめとする木津川市関係各課においてもこれまで以上に活用と地域活性化の取組みを進めるための体制整備を検討していきます。

所有者は従来どおり、所有文化財の修理・修景や、維持管理、公開活用に努めることとし、行政と実行委員会はその事業に対し支援等を行っていきます。

(仮称)木津川市文化財保存活用地域計画協議会は、文化財保護法第183条の9に規定される協議会とし、行政及び実行委員会が実施する地域計画に基づく事業の進捗について、評価・検証等を行う機関として位置づけます。

なお、実施事業の種類・性格に応じ、大学や有識者の協力、京都府・近隣市町村や友好都市等との連携事業の実施、地域外住民や企業など多様な主体の支援や参画等を図っていくこととします。



第55図 これからの文化財の保存・活用実施体制の模式図